

建築工事監理業務委託共通仕様書

沖縄県土木建築部

令和6年4月

建築工事監理業務委託共通仕様書

第1章 総則

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、工事監理業務（建築工事、電気設備工事又は機械設備工事の工事監理をいう。以下同じ。）の委託に適用する。
- (2) 工事監理仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、工事監理仕様書の間には相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次のアからエの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 特記仕様書
 - エ 共通仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難しい場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、発注者が定める者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
- (2) 「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第26条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
- (5) 「監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、主任監督員、現場監督員を総称していう。
- (6) 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
- (8) 「契約書」とは、建築工事監理業務委託契約書をいう。
- (9) 「工事監理仕様書」とは、質問回答書、現場説明書及び仕様書をいう。
- (10) 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (12) 「仕様書」とは、契約書第1条第1項に定める別冊の仕様書をいい、特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）及び共通仕様書を総称していう。
- (13) 「特記仕様書」とは、工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をい

う。

- (14)「共通仕様書」とは、工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (15)「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16)「業務報告書」とは、契約書第 11 条に定める履行の報告に係る報告書をいう。
- (17)「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18)「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (19)「通知」とは、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、工事監理業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- (21)「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
- (22)「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (23)「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (24)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (25)「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。
- (26)「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が調査職員と面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
- (27)「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第 2 章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

1 一般業務の内容

一般業務の内容は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号（以下「告示」という。）別添一第 2 項に掲げるもののうち、発注者が行うものを除いた次の(1)及び(2)に掲げる業務とし、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

(1) 工事監理に関する業務

ア 工事監理方針の説明等

(ア) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。

(イ) 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。

イ 設計図書の内容の把握等

(7) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。

(4) 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。

ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(7) 施工図等の検討及び報告

a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

c bの結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。

(4) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

c bの結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、bの規定を準用する。

エ 対象工事と設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

オ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(7) エの結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

(4) エの結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(4) 調査職員から対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。

(オ) (エ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(ア)から(エ)までの規定を準用する。

カ 業務報告書等の提出

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。

(2) 工事監理に関するその他の業務

ア 工程表の検討及び報告

(ア) 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

(イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

(ア) 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

(イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(ア) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。

d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、

a から c の規定を準用する。

(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(ウ) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

エ 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

2 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、工事監理仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

2 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。
- (2) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- (2) 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- (3) 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- (4) 業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を

調査職員に提出しなければならない。

4 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務一般事項
 - イ 業務工程計画
 - ウ 業務体制
 - エ 業務方針上記事項のうちイ業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、エ業務方針の内容については、事前に調査職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 守秘義務

受注者は、契約書第 6 条の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

6 再委託

- (1) 契約書第 7 条第 1 項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託してはならない。
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第 7 条第 2 項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、工事監理業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、工事監理業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

い。

7 調査職員

- (1) 発注者は、契約書第8条の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 調査職員の権限は、契約書第8条第2項に定める事項とする。
- (4) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
- (5) 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

8 管理技術者

- (1) 受注者は、契約書第9条の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者の権限は、契約書第9条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5) 管理技術者は、関連する他の工事監理業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

9 監督員及び工事の受注者等

発注者は、対象工事の監督員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

10 軽微な設計変更

受注者は、設計内容の伝達を受け、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等により、又は調査職員の指示により軽微な設計変更の必要が生じた場合、工事の受注者等へ指示すべき事項を調査職員に報告する。

11 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、工事監理仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

13 関係機関への手続き等

- (1) 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

14 打合せ及び記録

- (1) 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 工事監理業務着手時及び工事監理仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に調査職員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに調査職員に提出しなければならない。

15 条件変更等

- (1) 受注者は、工事監理仕様書に明示されていない履行条件について契約書第 14 条第 1 項第 5 号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書第 14 条第 1 項の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
- (2) 調査職員が、受注者に対して契約書第 14 条に定める工事監理仕様書の訂正又は変更を行う場合、契約書第 15 条及び第 17 条に規定する工事監理仕様書又は業務に関する指示の変更を行う場合は、書面によるものとする。

16 一時中止

- (1) 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第 16 条第 1 項の規定により、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - ア 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不相当と認めた場合
 - イ 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不相当又は不可能となった場合

ウ 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合

エ 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

17 履行期間の変更

- (1) 受注者は、契約書第 19 条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第 14 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。

18 債務不履行に係る履行責任

- (1) 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合は、速やかにその履行をしなければならない。
- (2) 検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
- (3) 検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合は、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- (4) 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第 26 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

19 検査

- (1) 受注者は、契約書第 26 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了通知書の提出をもって業務の完了を通知する。
- (2) 受注者は、工事監理業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- (4) 受注者は、契約書第 28 条の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。
 - ア 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - イ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (5) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

建築工事監理業務委託特記仕様書標準書式

(令和6年7月版)

第1章 業務概要

1 業務名称 : (仮称) 新港ふ頭 10 号上屋建設工事業務委託 (監理・本体)

2 対象施設の概要

本業務の対象となる施設 (以下「対象施設」という。) の概要は、次のとおりとする

- (1) 対象施設名称 : (仮称) 新港ふ頭 10 号上屋
- (2) 敷地の場所 : 那覇港新港ふ頭地区
- (3) 施設用途 : 倉庫 (上屋・荷捌き施設)
(令和6年国土交通省告示第8号別添二 第一号 第一類とする。)
- (4) 全体計画予定額 : 約 515,000 千円 (消費税含)
- (5) 延べ面積 : 1,689 m²

3 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については、「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4 対象工事の概要

本業務の対象となる工事 (以下「対象工事」という。) の名称、工期等は、別表1のとおりとする。なお、対象工事は全てワンデーレスポンス実施対象工事である。

5 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

6 その他

- 本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務 (当該工事に係る監理業務を含む) を本業務受託者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定に当たっては、本業務の落札率 (当初契約額 ÷ 当初設計額) を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- 本業務の委託料には、建築基準法に基づく完了検査申請手数料 (95,000 円 × 1 件・非課税) を含む。(入札時の取り扱いについては、入札公告による。)

第2章 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、建築工事監理業務委託共通仕様書 (令和6年4月沖縄県土木建築部) (以下「共通仕様書」という。) による。

1 工事監理業務の内容

(1) 一般業務

一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

ア 工事監理に関する業務

- (7) 工事監理方針の説明等
- a 工事監理方針の説明
 - ・
 - b 工事監理方法変更の場合の協議
 - ・
- (イ) 設計図書の内容の把握等
- a 設計図書の内容の把握
 - ☒監督員から対象工事の受注者等への通知内容の把握
 - 設計者への確認
 - 工事施工者への通知
 - b 質疑書の検討
 - 設計者への確認
 - 工事施工者への通知
- (ウ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- a 施工図等の検討及び報告
 - 検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。
 - ※施工図の検討をより効率的に行うために、施工図の作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする
 - ・
 - b 工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - 県産資材がある資材等について、工事の受注者等が県産資材を使用しているかについて確認し、その結果を調査職員へ報告する。工事の受注者等が県産資材を使用していない場合は、その理由を工事の受注者等から聴取し報告する。
 - ・
- (エ) 対象工事と設計図書との照合及び確認
- 設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用した方法で行うこととする。
- 【新築・増築工事の場合】
- 共通仕様書第2章1(1)エに定める「対象工事に応じた合理的方法」については、「工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局策定）」及び「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（平成28年3月4日付け国住指第4239号）」による。
- ~~【改修工事の場合】~~
- ~~○共通仕様書第2章1(1)エに定める「対象工事に応じた合理的方法」については、次によるほか、該当がある場合は、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」による。~~
- a 立会い確認
 - 原則として、施工の各段階で確認する工程について、確認対象部位、工種、材料、機器類の種別、回路数等の工事内容や設計内容に応じて、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおり実施されていると確認された工程は抽出による確認を実施する。抽出に当たっては、施工状況を踏まえつつ、施工数量に応じて効果的に抽出を行うものとする。
 - b 書類確認
 - 原則として、施工の各段階で提出される品質管理記録の内容について確認する。
- (オ) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- 工事施工者との協議
 - ・
- (カ) 業務報告書等の提出
- ☒監理業務報告書
 - ☒履行報告書

※打合せ記録簿

※「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事）

※建築士法第20条第3項に基づく工事監理報告書

○施設概要書（完了時）

イ 工事監理に関するその他の業務

(ア) 工程表の検討及び報告

・
・

(イ) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

・
・

(ウ) 対象工事と工事請負契約との照合、確認報告等

a 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告

○工事施工者に対する是正の指示

・

b 工事請負契約に定められた指示、検査等

○工事請負契約に定められた指示

○工事請負契約に定められた承認

c 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

・
・

(エ) 関係機関の検査の立会い等

○指摘事項等がある場合は、必要な措置についてとりまとめ、調査職員へ報告する。

○工事の受注者等が監督員の指示を受けて必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員へ報告する。

(2) 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

○完成図の確認

ア 設計図書の定めにより対象工事の受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。

イ 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、対象工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する通知書の内容確認等に係る業務
- ・建築物省エネ法第34条第1項に規定する認定内容の確認に係る業務
- ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価内容の確認に係る業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する認定内容の確認に係る業務
- ・施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事の受注者等に対して助言すべき事項を調査職員に報告する。

- ・地盤改良に関する工事
- ・免震装置に関する工事
- ・

○対象工事の変更に係る資料の作成（建築設計業務の受注者と随意契約を行った場合における建築設計業務の契約不適合による変更を除く。）

(3) 工事監理者

以下の者を建築基準法第5条の6第4項に基づく工事監理者とする。

- ・管理技術者
- ⊙管理技術者及び主任担当技術者のうち調査職員が認める者

2 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象工事及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

基準等	制定又は監修	年版等
ア 共通 ◎電子納品に関する手引き(営繕業務・営繕工事編) ◎沖縄県公共建築物景観形成マニュアル ◎沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ◎公共住宅建設工事共通仕様書 ・建築物解体工事共通仕様書 ・地質・土質調査業務共通仕様書 ※対象工事の設計図書	沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県子ども生活福祉部 公共住宅事業者等連絡協議会 国土交通省※ ¹ 沖縄県土木建築部	令和7年5月 平成11年 平成28年5月 令和元年度版 令和4年版 令和5年7月
イ 建築 ◎公共建築工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築木造工事標準仕様書 ◎建築設計基準 ◎建築工事設計図書作成基準 ◎建築工事標準詳細図 ・木造計画・設計基準 ◎敷地調査共通仕様書 ・擁壁設計標準図 ◎構内舗装・排水設計基準 ◎構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項	国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 沖縄県土木建築部	令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和2年版 令和4年版 令和6年版 令和4年版 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 平成12年版 平成27年版 令和4年4月
ウ 設備 ◎公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ◎公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ◎公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ◎公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ◎建築設備計画基準 ◎建築設備設計基準 ◎建築設備工事設計図書作成基準 ◎雨水利用・排水再利用設備計画基準 ◎建築設備耐震設計・施工指針 ◎建築設備設計計算書作成の手引 ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 全国営繕主管課長会議	令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和7年版 令和6年版 令和6年版 令和6年版 令和6年版 令和6年版 令和6年版 平成28年版 平成26年版 令和6年版 平成22年度

※1 国土交通省制定

※2 国土交通省監修

※3 年版等は令和8年2月時点

(2) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

ア 業務一般事項

(ア) 業務の目的

(イ) 業務計画書の適用範囲

(ウ) 業務計画書の適用基準類

(エ) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

イ 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討のうえ、作成する。なお、検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

ウ 業務体制

(ア) 受注者側の管理体制

本業務の実施に当たって、受注者側の管理体制を記載する。

(イ) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が工事の受注者等と施工状況の確認のため、適切に連絡をとる方法について記載する。

(ウ) 管理技術者等の経歴

指定の様式に管理技術者及び主任担当技術者の経歴等について必要事項を記載する。担当技術者を配置する場合は、担当技術者の経歴等について必要事項を記載する。

(エ) 協力事務所

本業務の実施に当たって、業務の一部を第三者に委任する場合は契約書に基づき発注者の承諾を得た後、協力事務所として業務体制に位置づけることができる。この場合、業務計画書に協力事務所の名称等を添付する。

エ 業務方針

仕様書に定められた本業務の内容に対する業務の実施方針及び業務運営計画について記載する。受注者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

(3) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

◎入札公告又は現場説明書による

・下記による

本業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

ア 管理技術者

管理技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- ・ 公共建築工事標準仕様書（◎建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること（※業務実績は入札公告等による）
- ・ 下記の実務経験（建築士法施行規則第 10 条に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
 - ・ 8 年以上
 - ・ 5 年以上
- ・ 管理技術者は総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。
- ・ 管理技術者は設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。

【設計意図伝達業務を別発注する場合、◎とすること。】

イ 主任担当技術者

主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者を、総合、構造、電気、機械の分野毎に1名配置するものとする。また、分野ごとにいずれかの資格を有すること。

なお、主たる分野（総合）の主任担当技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・総合：一級建築士、二級建築士
- ・構造：一級建築士、構造一級建築士
- ・電気：建築設備士、技術士（電気電子または総合技術監理部門（電気電子））、一級建築士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士
- ・機械：建築設備士、技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））、一級建築士、設備設計一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士
- ・当該担当の各分野に応じた公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。若しくは、調査職員がそれと同等の能力があると認めた者であること
- ・下記の実務経験を有すること。
 - ・8年以上
 - ・5年以上
- ・主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

- ・総合と構造
- ・電気と機械

（担当分野の定義）

総合：意匠に関する工事監理及び構造、電気並びに機械に関する工事監理のとりまとめを行う。

構造：建築工事の構造に関する工事監理を主に行う。

電気：電気設備工事に関する工事監理を主に行う。

機械：機械設備工事に関する工事監理を主に行う。

(4) 提出書類

ア 本業務に関する提出書類は別表2のとおりである。業務の実施に当たっては、必要な書類を1部、遅滞なく提出すること。

イ 工事の受注者等から提出される工事関係書類は、原則として受注者を經由して、監理業務報告書を添えて調査職員へ提出する。

(6) 電子納品

◎本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

(6) 貸与品等

本業務に必要な貸与品等は次のとおりとする。受注者は、引渡しを受けた日から7日以内に受領書又は借用書を調査職員に提出すること。

貸与品名及び数量
◎対象工事の設計図書（・紙媒体 ◎電子データ） 1部
・

引渡場所（那覇港管理組合 計画建設課）	引渡時期（業務開始時）
返却場所（那覇港管理組合 計画建設課）	返却時期（業務終了時）

(7) 関係機関への手続等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、検査に立会う。

(8) 業務の実施方法

本業務の実施に当たっては、建築工事監理業務の手引き（令和2年2月沖縄県土木建築部）を参考とすること。

(9) 打合せ及び記録

ア 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

(ア) 業務着手時

(イ) 業務計画書に定める時期

(ウ) 調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(エ) その他（ ）

イ 受注者は本業務が適切に行われるよう、工事の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(10) 履行報告

ア 監理業務報告書

共通仕様書・特記仕様書において調査職員に報告するものとして規定されたものについては、確認等の後、受注者は速やかに監理業務報告書を作成し、調査職員に提出すること。

イ 履行報告書

受注者は、毎月5日までに次の書類を作成し、調査職員に提出すること。

◎履行報告書

◎業務対象工事進捗状況報告書

◎月間業務報告書（前月の月間業務計画書に実施状況を記載する。）

◎月間業務計画書（報告月の業務予定等を記載する。）

◎打合せ記録の概要

◎「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事）

(11) 検査

検査を受けるに当たって、受注者は次に掲げる書類を整備し、あらかじめ調査職員に提出すること。

ア 業務報告書

(ア) 監理業務報告書

監理業務報告書は業務の区分ごとに整理する。なお、工事の受注者等が提出した工事関係書類は添付しなくてよい。

(イ) 履行報告書

履行報告書は報告月ごとに整理する。

(ウ) 打合せ記録簿

イ その他書類等

◎建築士法第20条第3項に基づく工事監理報告書

◎施設概要書（別紙「作成要領」に基づく。）

◎「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事）

◎電子成果品

(12) 部分払

- ア 受注者は、契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、委託業務既済部分検査願を提出すること。
- イ 受注者は、前項の委託業務既済部分検査願を提出するまでに、当該請求に係る出来形部分における次の資料を整理し、調査職員に提出すること。
- (ア) 監理業務報告書
 - (イ) 履行報告書
 - (ウ) 打合せ記録簿

(13) 保険等

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- ◎労働者災害補償保険

(14) 業務実績情報の登録について

委託金額 500 万円以上の業務については、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について調査職員の承諾を受ける。また、検査時には登録されることを証明する資料として業務カルテのデータを「下書保存」した印刷物 (調査職員の押印済み) を検査職員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

(15) ウィークリースタンス実施要領に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の 3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

(16) ワンデーレスポンス実施対象工事について

ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して、発注者が基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。

受注者は本業務の実施に当たって、発注者のワンデーレスポンスの実施に協力しなければならない。

(17) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ア 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- イ アにより警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ウ ア及びイの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- エ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(18) 図面等の情報の適正な管理について

ア 図面等の情報の適正な管理に当たっては、次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規程を遵守すること。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができ、図面等の情報の管理が不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

図面等とは、対象工事の設計図書、本業務の提出書類等 (未完成の提出書類等を含む。)、その他業務の実施のため作成・交付・貸与等されたもの及び工事関係図書のうち施工図等や工事写真その他施設の内容について表示された図書等をいい、紙媒体のほか電子データ等を含む

ものとする。

(ア) 発注者の承諾を得ず、図面等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）をしない。

(イ) 業務の履行とのための協力者等への図面等の情報交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(ウ) 図面等の情報の送信又は運搬は、業務に必要な場合のみに行う。

(エ) 図面等の情報漏洩防止を図るための必要な措置を講ずること。

(オ) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、使用後は調査職員に返却する。貸与品等を複製した場合は、適切な方法により消去又は廃棄する。

イ 図面等の情報の紛失・盗難等が生じた場合又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに必要となる措置を講ずる。

ウ ア及びイの規程は、契約終了後も対象とする。

エ アからウの規程は、協力者等に対しても対象とする。

(19) 書面の取扱いについて

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受注者間の手続き（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則としてアによる。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は、イによる。

ア オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は(ア)、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合は(イ)による。

(ア) 電子メール等を利用する場合

a 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行うものを特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。

b 電子メールの送信は、原則として a で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。

c 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが a で共有したのと同じであるか確認すること。

d ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、a で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(イ) 情報共有システムを利用する場合

a 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。

b 受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

イ オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。

ただし、業務着手後の面談等における受発注者間相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略にあたっては責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

ウ その他

(ア) アで用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(イ) 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。

(ウ) 電子成果品として納品する場合に電子データの仕様等については、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」によることを原則とする。

別表 1

業務名称	(仮称) 新港ふ頭 10 号上屋建設工事業務委託 (監理・本体)
------	----------------------------------

対 象 工 事 概 要

対象工事名	工事概要	予定工期		備考
		自	至	
(仮称) 新港ふ頭 10 号上屋建設工事 (本体・建築)	鉄骨造他、地上 1 階 約 1,689 m ²	令和 8 年 3 月下旬	令和 9 年 2 月 26 日	※磁気探査含
(仮称) 新港ふ頭 10 号上屋建設工事 (本体・設備)	電気・機械設備一式	〃	〃	

(記載要領)

※工事概要は、構造・回数・延べ床面積を記入する。延べ床面積は、建築基準法による面積を記載する。工区を分けて 1 棟の建築物を発注する場合は内数も記載する。

※対象工事が余裕期間設定の対象である場合には以下を備考欄に記載する。

【発注者指定方式の場合】「工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (余裕期間：契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで)」

【任意着手方式の場合】「工期：工事の始期から 日間 (ただし、令和 年 月 日までに工事を開始)」

【フレックス方式の場合】「発注者が示した工事完了期限までの間で、工事の受注者が工事の始期及び終期を任意に設定」

別表 2

提出書類

(着手時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
着手届	共通第 2 号様式	—	
管理技術者通知書	共通第 4 号様式	契約書第 9 条	
管理技術者の経歴等	共通第 4 号様式(別紙)	—	
月間業務計画書	監理第 5 号様式	手引き	着手月に係るもの
業務計画書	共通第 5 号様式	契約書第 3 条	
業務一般事項	—	共仕第 3 章 4	
業務工程計画	監理第 2 号様式	共仕第 3 章 4	
業務体制		共仕第 3 章 4	
業務管理体制系統図	建設第 1 号様式		
管理技術者の経歴等	共通第 4 号様式(別紙)		
主任担当技術者の経歴等	建設第 2 号様式		
担当技術者の経歴等	建設第 3 号様式		
協力事務所の名称等	建設第 4 号様式	共仕第 3 章 6	再委託の承諾後作成
業務方針	—	共仕第 3 章 4	

(履行報告)

書類名	様式	根拠規定等	備考
監理業務報告書	監理第 3 号様式	共仕第 2 章	業務区分ごとに作成
手直し状況写真	監理第 3 号様式(別紙)		必要時
履行報告書	共通第 6 号様式	契約書第 11 条	毎月 5 日までに提出
業務対象工事進捗状況報告書	監理第 4 号様式		
月間業務報告書	監理第 5 号様式		先月の実施状況を追記
月間業務計画書	監理第 5 号様式		今月の実施予定を記入
打合せ記録の概要	—		

(必要時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
管理技術者等変更通知書	共通第 4-1 号様式	契約書第 9 条	
業務一部再委託(変更)承諾願	共通第 7 号様式	契約書第 7 条	
履行体制に関する書面	共通第 7 号様式(別紙)	—	
業務一部再委託(変更)通知書	共通第 9 号様式	契約書第 7 条	
履行体制に関する書面	共通第 7 号様式(別紙)	—	
是正等の措置請求について	共通第 10 号様式	契約書第 10 条	
是正等の措置結果について	共通第 11 号様式	契約書第 10 条	
業務条件確認請求書	共通第 12 号様式	契約書第 14 条	
履行期間変更請求書	共通第 16 号様式	契約書第 18・19 条	
協議開始日の通知について	共通第 17 号様式	契約書第 21・22・25 条	
業務履行部分確認請求書	共通第 20 号様式	契約書第 28 条	
解除通知書	共通第 22 号様式	契約書第 34～36・38・39 条	
打合せ記録簿	共通第 23 号様式	共仕第 3 章 14	

(完了時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
業務完了通知書	共通第 24 号様式	契約書第 26 条	
業務〔成果物・報告書〕引渡書	共通第 26 号様式	契約書第 26 条	
建築士法に基づく書面	—	法第 20 条第 3 項	

※共仕：建築工事監理業務委託共通仕様書

【別紙】

施設概要書作成要領

1 「営繕のあゆみ」掲載資料作成要領

(1) 共通事項

ア 「営繕のあゆみ」に掲載する施設は、一般施設、特集施設の2種類とし、それぞれに応じた資料を作成し提出する。なお、いずれの施設に該当するかは、調査職員の指示を受けること。

イ 写真は工事完成後、施設供用開始前の時期において、望遠レンズや画素数の高いデジカメ等で良好な写真撮影を行うこと。

ウ 資料データの作成はエクセルを使用し、写真もエクセルに添付することとする。なお、写真データも別途提出すること。

(2) 一般施設

ア 記載事項

所在地、地域、地区、工期、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、階数、総工事費、設計主旨（コンセプト）等

イ 写真

(ア) 外観：1～2枚（建築物全体が収まるように撮影箇所等を考慮）

(イ) 内観：1～2枚（特徴的な箇所を選定）

ウ 原稿サイズ

A-4（縦）サイズの1/2～1ページとする。

(3) 特集施設

ア 記載事項

所在地、地域、地区、工期、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、階数、総工事費、事業概要、設計主旨（コンセプト）等

イ 写真

(ア) 外観：3～4枚（建築物全体が収まるように撮影箇所等を考慮）

(イ) 内観：3～4枚（特徴的な箇所を選定）

ウ 原稿サイズ

A-4（縦）サイズの2～3ページとする。

2 「公共建築パネル展」用施設概要展示パネル

ア 調査職員の指示により作成する。

イ 記載事項

設計主旨、建築物概要、配置図、立面図、パース又は写真（外観、内観）

ウ サイズ

A2パネル（アルミ枠）2枚程度

3 工事記録

ア 所定の様式に基づき作成（様式データは調査職員より提供を受けること）

イ 記載事項

(ア) 工事

主管部局、建築物名称、所在地、工事費、工事受注者、工期、工事概要

(イ) 委託

受注者、契約金額、履行期間

4 団地概要書（県営団地の場合）

過去の事例を参考に作成のこと。なお、事例は調査職員より貸与を受けること。

建築工事監理業務の手引き

沖縄県土木建築部

令和2年2月

はじめに

公共建築の品質を確保するためには、工事施工者の優れた施工技術の他に、工事監理者等の適切な工事監理が重要である。さらに近年では、技術の高度化・多様化とともに環境への配慮、構造の安全性・耐久性の向上、建設工事の安全対策が強く求められているところである。

この建築工事監理業務の手引きは、土木建築部が委託する建築工事監理業務の実施方法等を示すことにより、建築工事監理業務の受注者と調査職員（監督員）が連携した工事監理が適切に行われ、工事受注者の良質な施工が行われることによって、公共建築の品質確保に資することを目的として作成している。

建築工事監理業務の実施にあたっては、本手引きを参考として対象工事の円滑な実施と品質確保につながるよう努めて頂きたい。

目次

第1 建築工事監理業務の概要 -----	1
1 定義	
2 工事監理業務の委託と建築基準法に基づく「工事監理者」の関係	
3 工事監理業務の範囲	
4 工事監理業務の進め方	
第2 建築工事監理業務の実施 -----	10
1 工事監理業務の「見える化」	
2 提出書類	
3 監督業務に対する工事監理業務のあり方	
4 工事監理業務の進め方の具体例	
5 提出書類の記入例	
(1) 業務計画書	
(2) 監理業務報告書	
(3) 履行報告書	
第3 参考資料 -----	36
1 工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）	
2 構造計画・施工計画の留意事項	

第1 建築工事監理業務の概要

1 定義

この手引きにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事監理」とは、建築士法第2条第8項において規定する「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」をいう。
- (2) 「告示上の工事監理等」とは、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）の別添一第2項に掲げる「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」をいう。
- (3) 「工事監理業務」とは、委託する告示上の工事監理等をいう。
- (4) 「監督員」とは、沖縄県財務規則第112条第1項に規定する監督員として対象工事の工事請負契約書に基づき工事の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者として発注者が定めた者をいう。
- (5) 「調査職員」とは、工事監理業務の受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者として契約書に基づき発注者が定めた者をいう。
- (6) 「工事の受注者等」とは、工事監理の対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (7) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、工事監理業務の受注者が定めた者をいう。
- (8) 「共通仕様書」とは、工事監理業務を委託するための共通的な業務の仕様を定めた「建築工事監理業務委託共通仕様書」をいう。

[関係規程]

建築士法

第2条

8 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

第18条

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

第20条

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

沖縄県財務規則

第112条 契約担当者、契約担当者から監督を命ぜられた補助者又は知事から監督の委託を受けた者（以下「監督員」という。）は、必要があるときは、工事若しくは製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）又は物件の買入れその他の契約に係る仕様書及び設計図に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれ等の書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることがないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

2 工事監理業務の委託と建築基準法に基づく「工事監理者」の関係

工事監理業務の委託において工事監理の枢要な部分（「工事と設計図書との照合及び確認」、
「工事監理報告書等の提出（受注者が報告すべき内容に限る）」のすべて）を委託する場合、
土木建築部では原則として工事監理業務の受注者を建築基準法上の「代表となる工事監理者」
としている。

なお、監督員は地方自治法第 234 条の 2 に基づき工事の契約の適正な履行を確保するため
に必要な監督を行う者であり「工事監理者」とは別の立場となる。

このことから、工事監理における建築士法上の責任は工事監理業務受注者にある。

[関係規程]

建築基準法

第 5 条の 6

4 建築主は、第 1 項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条
の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条
例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

地方自治法

第 2 3 4 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締
結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履
行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場
合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監
督又は検査をしなければならない。

3 工事監理業務の範囲

工事監理業務の業務範囲は、次のように表現できる。

(工事監理業務) = (告示上の工事監理等) - (工事監理契約図書等の定めに基づき、委託業務に含まれる業務項目について受注者が行わないこととされている業務 (契約管理に関する事務など))

公共建築の工事監理業務においては、告示上の工事監理等に示されている業務のうち、「請負代金内訳書の検討及び報告」「工事請負契約の目的物の引渡しの立会い」「工事費支払い請求の審査」等の契約管理に関する業務や施工者への是正指示や承諾行為については、沖縄県財務規則に基づき発注者側が自ら実施し委託しないこととしている。このため、共通仕様書では工事監理業務の内容のうち発注者側が行う業務については委託業務の内容に記載しないこととしている。

公共建築の営繕事業の場合、監督業務と工事監理業務を模式的に表すと下図のように示すことができる。

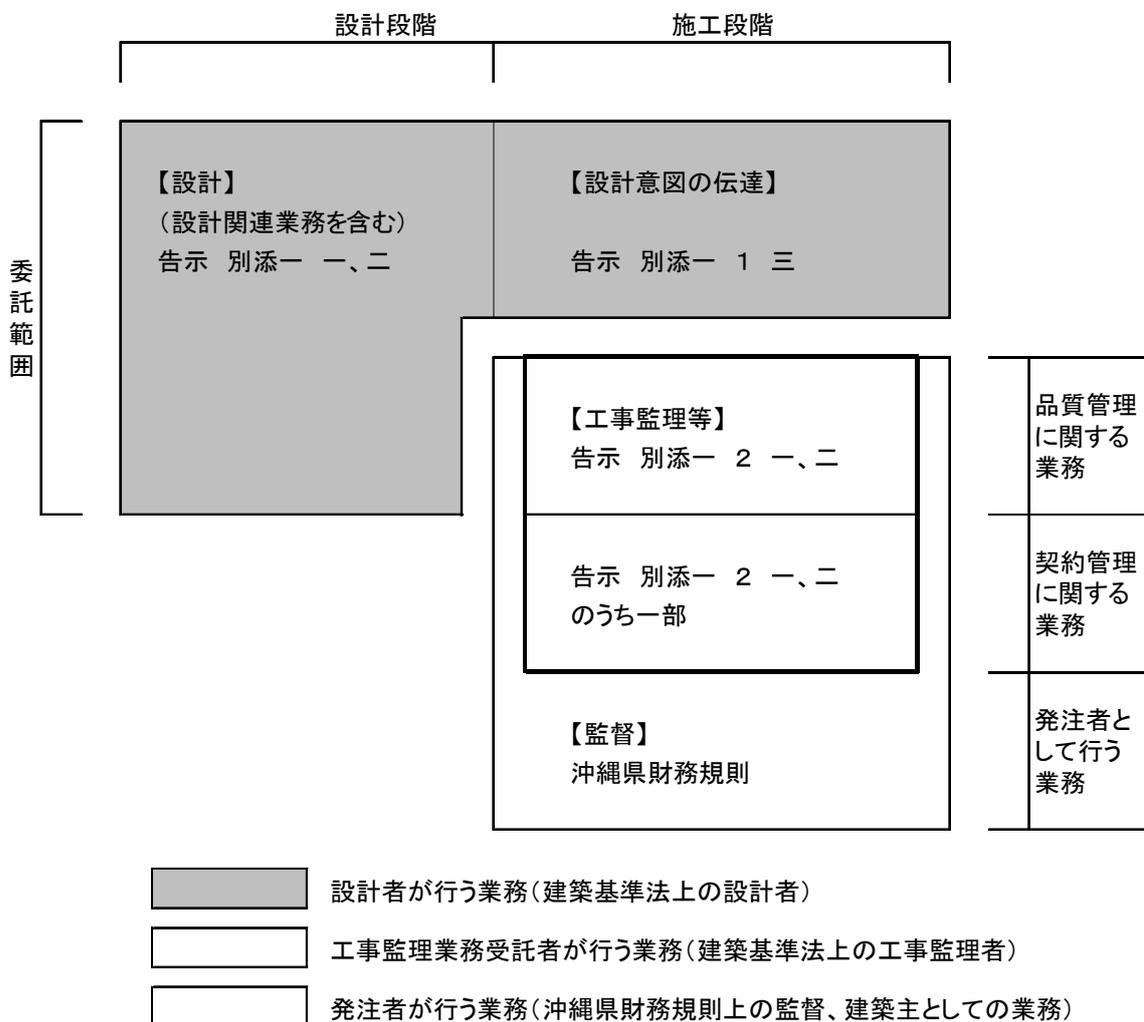


図 1 監督業務と工事監理業務

参考として共通仕様書と告示の業務内容を比較したものを以下に示す。

共通仕様書	告示 別添一
第2章 工事監理業務の内容	2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務
1 一般業務の内容	
<p>(1) 工事監理に関する業務 ア 工事監理方針の説明等 (7) 工事監理方針の説明 当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。 (4) 工事監理方法変更の場合の協議 当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。</p>	<p>一 工事監理に関する標準業務 (i) 工事監理方針の説明 工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。 (ii) 工事監理方法変更の場合の協議 工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。</p>
<p>イ 設計図書の内容の把握等 (7) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。 (4) 質疑書の検討 工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。</p>	<p>(2) 設計図書の内容の把握等 (i) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。 (ii) 質疑書の検討 工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。</p>
<p>ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (7) 施工図等の検討及び報告 a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。 (4) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、bの規定を準用する。</p>	<p>(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (i) 施工図等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。</p>

<p>エ 対象工事と設計図書との照合及び確認 工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p>	<p>(4) 工事と設計図書との照合及び確認 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p>
<p>オ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 (ア) エの結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 (イ) エの結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 (ウ) 調査職員から対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 (エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。 (オ) (エ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(ア)から(エ)までの規定を準用する。</p>	<p>(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合には、建築主及び工事施工者と協議する。</p>
<p>カ 業務報告書等の提出 対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終了後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。</p>	<p>(6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。</p>
<p>(2) 工事監理に関するその他の業務 (通常、受注者が行わない業務)</p>	<p>二 その他の標準業務 (1) 請負代金内訳書の検討及び報告 工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。</p>
<p>ア 工程表の検討及び報告 (ア) 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 (イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 (ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。</p>	<p>(2) 工程表の検討及び報告 工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。</p>
<p>イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (ア) 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p>	<p>(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。</p>

<p>(イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>(ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。</p>	
<p>ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等</p> <p>(ア) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告</p> <p>a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。</p> <p>c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。</p> <p>d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、aからcの規定を準用する。</p> <p>(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等</p> <p>工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。</p> <p>(ウ) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査</p> <p>工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。</p>	<p>(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告</p> <p>(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告</p> <p>工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。</p> <p>(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等</p> <p>工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。</p> <p>(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査</p> <p>工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。</p>
<p>(通常、受注者が行わない業務)</p>	<p>(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い</p> <p>工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。</p>
<p>エ 関係機関の検査の立会い等</p> <p>建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。</p>	<p>(6) 関係機関の検査の立会い等</p> <p>建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。</p>
<p>(3) 追加業務の内容</p>	
<p>追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。</p>	

4 工事監理業務の進め方

工事監理業務を進めるにあたって、工事監理業務の受注者には対象工事における十分な技術的知見が求められているところである。また、監督員をはじめとした工事監理関係者との連携が必要であることから以下に工事監理業務の進め方に関する考え方を示す。

(1) 工事監理関係者の役割

① 監督員（発注者側）の役割

監督員は、工事の受注者等に対して必要な監督を行うほか、調査職員（設計担当）、工事監理業務の受注者、工事の受注者等のそれぞれの業務の把握、各関係者間の調整、指示、指導等を適切に行い、工事の進捗や予算に支障がないようにしなければならない。特に工事の関係者の数が増えるほど、その情報の伝達や承諾等に時間を要することになるため、工程管理や品質の確保のためには、関係者間の意思疎通が十分行なわれることが重要である。監督員は、各担当者の技術力や業務の進め方を考慮し、現場で発生した問題や質疑、変更事項が生じたときも迅速に調査、検討を行い、的確な対応を図る必要がある。

② 工事監理業務の調査職員・検査職員の役割

工事監理業務の調査職員は、受注者より提出された業務計画書に基づき業務計画の内容の把握を行い、計画通りに適切に業務が履行されているかを確認し、契約図書に示された指示、承諾、回答、協議及び受理を適切に行い、円滑に業務が実施されるようにしなければならない。また、検査職員は、契約図書、仕様書等の記載内容と業務の状況について照合し、確認及び検査を行う必要がある。

③ 工事監理業務の受注者の役割

工事監理業務の受注者は、設計内容を把握し、設計図書に照らした施工図等の検討・報告や工事と設計図書との照合及び確認等を行い、工事監理報告書等の提出を行うことである。工事監理業務のうち「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示するものとして、「工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課）」が策定されているので活用すること。

また、建築基準法上の工事監理者となる工事監理業務の受注者は、工事の適正な履行を確保するために指導監督を行う監督員と連携して工事の品質を確保する役割を担っている。

(2) 工事監理業務の受注者に求められる能力

工事監理業務の役割を果たすためには、設計図書等から設計内容を理解し、設計図書等の誤りや脱漏を見分ける能力に加え、品質を確保する観点から生じる技術的な問題を解決するための豊富な知識と経験が必要である。

(3) 工事監理業務の適正な履行の確保

工事監理業務の適正な履行の確保のためには、調査職員と工事監理業務の受注者との間で、当該業務着手前に業務の実施方針（業務内容、重点工事監理項目の扱い、発注者側との分限、会議体の運営、事務処理の手続き等）や工事の受注者等との対応のルール化等についての共通認識を形成することが必要である。工事監理業務の受注者は、これらを踏まえた業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

工事監理業務を効率的に進めるためには、当該業務の中でも特に重要な工事監理項目を

設定するなどして、業務の重点化を図る必要がある。また、各々の監理項目に対して発注者側が担う役割と工事監理業務の受注者が担う役割について両者で予め確認にしておくことは工事監理業務の適正な履行の確保に有用である。

表 1 告示上の工事監理等における監督員・工事監理業務の受注者の関わり（参考例）

	業務の内容	監督員 (発注者)	工事監理業務の受注者	
工事監理に関する標準業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	○	
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	○	
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	○	○
		(ii) 質疑書の検討	○	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告		○
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告		○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		○	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	○	○		
(6) 工事監理報告書等の提出	○	○		
その他の標準業務	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	○		
	(2) 工程表の検討及び報告		○	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○	○
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査		○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	○		
(6) 関係機関の検査の立会い等	○	○		
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	○		
	(ii) 最終支払い請求の審査	○		

凡例：○ 担当

(4) 現場運営の円滑化

建築工事は、建築、電気、機械など複数の工種の連携の上に進められるため、工事関係者の情報共有は不可欠である。そこで下記に意思決定の迅速化及び現場の運営の円滑化に向けたいくつかの手法を示す。

① 現場統括者の明確化

現場で発生する情報や意思決定事項について、必要な情報を必要な者に伝達するための交通整理を行う現場統括者を明確にすることが必要である。なお、発注者側の監督員が現場統括者となることが望ましいが、場合によっては工事監理業務の受注者がその役割を担うことも考えられる。

② 工事監理における業務方針の提示

監督員、工事監理業務の受注者は、設計内容や重点工事監理項目の内容等の品質確保に関する事項について確認・協議の上で、現場統括者が工事監理方針を工事の受注者等に提示することが考えられる。

③ 関係者が一堂に会する場の設置

現場運営の円滑化等には、対面型のコミュニケーションが有効であり、必要に応じて効率的に関係者が一堂に会する場を設ける。

④ CALS/EC（情報共有システム）の活用

IT機器の利用環境が確保され、工事目的物の品質を確保するための手段として有効である場合には、CALSが有用と考えられる。

⑤ 早期の調整事項の把握及び問題解決の迅速化

設計図書や対象工事や関連工事に関する調整が滞ると現場の進捗に多大な影響を与えることから、工事監理業務の受注者は、定例会議において検討する工程の調整事項の早期把握に努め、問題解決の迅速化を図る。

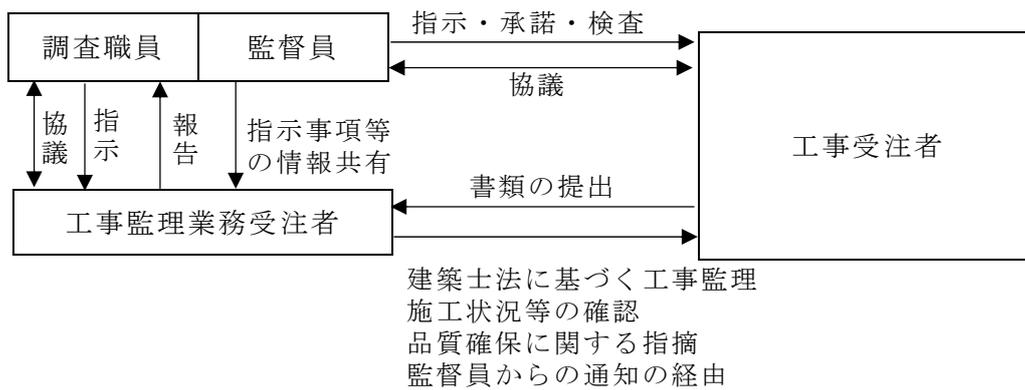


図2 工事関係者の相関図

第2 建築工事監理業務の実施

1 工事監理業務の「見える化」

工事監理業務の受注者に求められていることは、適切な業務の実施とその内容の「見える化」である。具体的には仕様書に定められた報告事項を調査職員へ提出することや打合せ記録簿等の整理である。

2 提出書類

業務の「見える化」における工事監理業務の提出書類を下記に示す。

①着手時

提出書類	留意事項
(1) 着手届	
(2) 管理技術者通知書	契約後 14 日以内に提出
(3) 管理技術者の経歴等	
(4) 月間業務計画書	着手月の業務計画を記載する。
(5) 業務一部再委託承諾願	協力事務所へ業務の一部を委任する場合に提出

②業務計画書（契約後 14 日以内に提出）

項目	内容
業務計画書	表紙（指定様式）
1 業務一般事項	(1)業務の目的 (2)業務計画書の適用範囲 (3)業務計画書の適用基準類
2 業務工程計画	(1)業務工程計画（指定様式）※ (2)対象工事の実施工程表（写し）
3 業務体制	（指定様式） (1)業務監理体制系統図※ (2)管理技術者の経歴等 (3)主任担当技術者の経歴等（業務体制により作成） (4)担当技術者の経歴等（業務体制により作成） (5)協力事務所の名称等（業務体制により作成）
4 業務方針	記載内容の項目例 (1)業務の実施方針 (2)業務運営計画 (3)重点工事監理項目

指定様式のうち※印のものは、同様の内容の記載があれば調査職員との協議により任意書式でも提出可能とする。（以下同じ。）

③工事監理業務の実施結果の報告（随時）

調査職員に報告するものとして仕様書に定められた工事監理業務について、管理技術者は当該業務の実施後速やかに監理業務報告書を調査職員に提出すること。「対象工事と設計図書との照合及び確認」の報告にあたっては、「工事監理ガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」や「建築工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）」等を参考に対象工事と設

計図書との照合及び確認を行い、その結果を記載すること。

なお、工事の進捗に支障を及ぼすような事案が生じた場合や生じるおそれがある場合は、管理技術者は直ちに調査職員や監督員へ連絡するなど適切な対応を取ること。

また、調査職員と対象工事の監督員が異なる場合は、調査職員は対象工事の監督員と当該報告書の内容について情報共有を図り、監督員は必要に応じて、工事の受注者へ指示・承諾等を行うこととする。

提出書類	留意事項
(1) 監理業務報告書	指定様式
(2) 添付書類	必要に応じて添付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注者等からの提出書類 (施工計画書、施工図、品質管理記録など) ・手直し状況の写真（指定様式） 工事の施工に関し、工事の受注者等に手直しを求めた場合の結果の報告に添付する。

[参考] 共通仕様書に定めのある報告事項

項目	報告事項
1 設計図書の内容の把握等 (1) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。
(2) 質疑書の検討	工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。
2 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (1) 施工図等の検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。
(2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、bの規定を準用する。
3 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	<ul style="list-style-type: none"> a 対象工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b 対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c 調査職員から対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 d 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める

	品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。 e dの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、aからdまでの規定を準用する。
4 工程表の検討及び報告	a 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。
5 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	a 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c bの結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。
6 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 (1) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。 c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。 d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、aからcの規定を準用する。
(2) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
(3) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。
7 関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

④履行報告書（毎月）

提出書類	留意事項
(1) 履行報告書	表紙（指定様式）
(2) 業務対象工事進捗状況報告書	指定様式
(3) 月間業務報告書	指定様式※
(4) 月間業務計画書	指定様式※
(5) 打合せ記録の概要	先月に行った打合せの日付、議事、結果等をまとめたもの

工事監理業務の受注者は、業務対象工事の月末の進捗状況を取りまとめ、「業務対象工事進捗状況報告書」を作成する。対象工事の進捗が遅れている場合は、その理由と対応策を記載すること。また、工事の進捗において、監督員の指示・承諾等が必要な事項があれば、その内容を記載すること。

「月間業務報告書」は、先月作成した月間業務計画書について、工事施工や工事監理等の実施状況を記載すること。

「月間業務計画書」は、予定している工事施工や工事監理の実施項目を記載する。監督員の承諾や立会い等の予定がある場合は、その内容を記載すること。

3 監督業務に対する工事監理業務のあり方

土木建築部では、工事の監督に関し必要な事項を定めた「沖縄県土木建築部工事監督要領」を策定するとともに、「沖縄県土木建築部建築工事等監督技術的基準」により監督業務の適切な実施を図っているところである。

工事監理業務の受注者は、告示上の工事監理等の重要な部分を委託されており、施工計画や施工図の検討、工事と設計図書との照合及び確認など工事の品質管理において重要な役割を担っている。

監督員の監督業務の適切な実施においては、工事監理業務の受注者からの報告は不可欠であることから、互いの役割を常に認識しておくことが必要である。

参考として監督業務に対する工事監理業務のあり方を以下に示す。

監督業務		工事監理業務のあり方	
指示	・工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させる。	←	・工事の品質確保に関して指摘する。 ・監督員の指示が必要な事項があれば、その内容を調査職員へ報告する。
承諾	・契約図書で明示された事項で工事の施工上必要な事項について、書面により了解する。	←	・工事の受注者からの提出書類を確認し、その結果を報告する。
協議	・書面により工事の受注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得る。	←	・協議事項に関し専門的な立場で監督員に対して助言を行う。
受理	・提出書類を受け取り、その内容を把握する。	←	・工事の受注者からの提出書類を確認し、その結果を報告する。
検査	・工事の受注者から提出された品質管理記録に基づき、設計図書との適否を判断する。	←	・検査対象の施工に立会うなど、工事の受注者が作成する品質管理記録が適切なものとなるよう監理する。
把握	・施工状況、使用材料、提出書類の内容等について、契約図書との適合を認識する。	←	・施工状況、使用材料、提出書類の内容等について、契約図書との適合を確認する。
立会い	・契約図書に示された項目について、施工場所へ臨場し、内容を確認する。	←	・工事監理ガイドラインを参考に施工に立会い、対象工事の品質確保に努める、その結果を報告する。 ・監督員の立会いが必要な工程を把握し、工程表に明示する。

調整	・関連する工事の工程等について、相互に支障がないよう協議し、必要事項を工事の受注者に指示する。	←	・業務対象工事の工程や施工方法について工事の受注者や監督員と意見を交わす。
試験	・契約図書に示された試験方法の承諾、試験の立会い、試験結果の検査を行う。	←	・契約図書に示された試験に立会い、その結果を報告する。

(補足)

(1)「監督業務」は、沖縄県土木建築部建築工事等監督技術基準の「監督の方法」の内容に準じて記載している。(「試験」を除く。)

(2)「←」は、提出された監理業務報告書により監督員を補助していることを示している。

参考として、公共建築工事標準仕様書（平成31年版）において、「監督職員の立会い」と位置づけられているものを下記に示す。

ア 建築工事編

1章 各章共通事項	4節 材料	1.4.5 材料の検査に伴う試験	(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	5節 施工	1.5.7 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
4章 地業工事	2節 試験及び報告書	4.2.1 試験一般	(2) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

イ 建築改修工事編

1章 各章共通事項	4節 材料	1.4.5 材料の検査に伴う試験	(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	6節 施工	1.6.7 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
8章 耐震改修工事	28節 土工事及び地業工事	8.28.4 地業工事	(2) 試験及び報告書 (7) 試験一般 (b) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
9章 環境配慮改修工事	1節 石綿含有建材の除去工事	9.1.3 石綿含有吹付け材の除去	(4) 確認及び後片付けは、次による。 (イ) 除去が十分行われたことを、原則として、監督職員の立会いのもと、確認する。

ウ 電気設備工事編

第1編 一般共通事項	第1章 一般事項	第5節 施工	1.5.5 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
第2編 電力設備工事	第2章 施工	第18節 施工の立会い及び試験	2.18.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.18.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第3編	第2章 施工	第3節 施工の	2.3.1 施工の	(1) 施工のうち、表2.3.1において監督職員の

受変電設備 工事		立会い及び試 験	立会い	指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、 監督職員の立会いを受ける。
第4編 電力貯蔵設 備工事	第3章 施工	第3節 施工の 立会い及び試 験	3.3.1 施工の 立会い	(1) 施工のうち、表3.3.1において、監督職員 の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立 ち、監督職員の立会いを受ける。
第5編 発電設備工 事	第2章 施工	第7節 施工の 立会い及び試 験	2.7.1 施工の 立会い	(1) 施工のうち、表2.7.1において、監督職員 の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立 ち、監督職員の立会いを受ける。
第6編 通信・情報 設備工事	第2章 施工	第28節 施工 の立会い及び 試験	2.28.1 施工の 立会い	(1) 施工のうち、表2.28.1について、監督職員 の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立 ち、監督職員の立会いを受ける。
第7編 中央監視制 御設備工事	第2章 施工	第3節 施工の 立会い及び試 験	2.3.1 施工の 立会い	(1) 施工のうち、表2.3.1について、監督職員 の指示を受けたものは、次の工程に進むのに先 立ち監督職員の立会いを受ける。

工 機械設備工事編

第1編 一般共事事 項	第1章 一般 事項	第5節 施工	1.5.6 施工の 立会い	1.5.6 施工の立会い (1) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。た だし、これによることが困難な場合は、別に指示 を受ける。 (ア) 設計図書に定められた場合 (イ) 主要機器を設置する場合 (ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (エ) 総合調整を行う場合 (オ) 監督職員が特に指示する場合
第2編 共通工事	第2章 配管 工事	第5節 管の接 合	2.5.7 ステン レス鋼管	(2) 溶接接合は、次によるほか、2.5.17「溶接接 合」の当該事項による。 (イ) 溶接作業は、原則として、工場で行う。ただ し、現場溶接する場合は、TIG 自動円周溶接機 を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を 行う場合は、監督職員の立会いを受けて行う。
第7編 さく井設備 工事	第1章 一般 事項	第1節 総則	1.1.1 一般事 項	(4) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。た だし、同一工法の場合で監督職員の承諾を受け た場合は省略することができる。 (ア) 揚水井の場合 (a) 掘さく完了後の深度確認 (b) ケーシング及びスクリーンの据付けを行 う場合 (c) 砂利充填を行う場合 (イ) 地中熱交換井の場合 (a) 掘さく完了後の深度確認 (b) 地中熱交換器の挿入を行う場合 (c) けい砂等の充填を行う場合

4 工事監理業務の進め方の具体例

工事監理業務の実施にあたっては、管理技術者の持つ技術的知見をもとに適切に行われているものであるが、調査職員と工事監理業務の受注者双方の認識の共有と工事監理業務の質の確保を図るため、工事監理業務の進め方の具体例を下記に示す。

(1) 設計図書の内容の把握等

①設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾や誤謬、技術的な問題点等を発見した場合は、その内容をとりまとめ調査職員へ報告する。また、設計図書に関する質疑及び提案等がある場合は、調査職員と協議する。

- ・各図面の整合性、設備・配管等の納まり
- ・適用基準との整合性
- ・法手続き、官庁調整事項（警察署、消防署、土木事務所、電気・水道関係機関等）
- ・特殊材料、特殊工法の有無（製作メーカーの限定有無、納期条件等）
- ・特記事項（指定部分、部分使用、残土仮置き場、産廃処理特殊事情等）
- ・その他工事監理上特に留意すべき事項の把握

②質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑が提出された場合、設計図書に定められた品質確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。

(2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

①施工図等の検討及び報告

工事の受注者等から提出される施工図、製作見本、見本施工等が設計図書の内容について適合しているかの検討を行い、調査職員に報告する。

- ・施工図と施工計画書の整合性
- ・適用基準との整合性
- ・総合図や関連工事との整合性

②工事材料、設備機器等の検討及び報告

工事の受注者等から提出される使用材料、設備機器等や見本について、設計図書の内容に適合しているかの検討を行い、調査職員に報告する。

使用材料等について事前に工事の受注者等に指示すべきものがある場合は、指示すべき内容を調査職員に報告する。

- ・使用材料等の品質・仕様
- ・指示や承諾の内容との整合

(3) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

工事が設計図書の内容に適合しているかの確認を行う。その方法については、試験成績書、製造所検査報告書、工事受注者による施工報告書等の書類検査及び現場立会い検査、工場立会い検査等、対象工事に応じた合理的方法により行い、その結果を調査職員へ報告する。

確認項目及び確認方法については、調査職員の指示、監督員の指示書・承諾書、協議結果の内容、工事監理ガイドライン、建築工事監理指針等に基づいて行う。

なお、工事が安全管理及び品質確保に関して重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、直ちに現場代理人に工事中断を指示し、監督員と対応を協議する。

(4) 工程表の検討及び報告

工事の受注者から提出される工程表について工期及び品質が確保できるかどうかについて検討し、調査職員に報告する。

- ・各工事・工種の品質確保に必要な期間
- ・概成工期及び引渡し時期との整合
- ・指定部分、部分使用にかかる工期
- ・監督員や関係機関の検査の時期
- ・施工計画書や施工図などの提出時期や監督員の承諾の期限

(5) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

工事の受注者から提出される施工計画について工期及び品質が確保できるかどうかについて検討し、調査職員に報告する。

- ・施工方法、使用材料、使用機材
- ・施工担当者の資格
- ・品質管理の体制・方法

(参考書籍)

- ・公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
 - ・公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
 - ・公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
- 発行 一般財団法人 公共建築協会

5 提出書類の記入例

共通第5号様式

令和 年 月 日

(発注者)

沖縄県知事(または〇〇事務所長) 〇 〇 〇 〇 殿

(受注者)

住 所

商 号

氏 名

印

業 務 計 画 書

令和 年 月 日付で契約した次の業務について、下記のとおり業務計画書を提出します。

委託業務の名称 : _____

記

No	内容	備考 (ページ等記入)
1	業務一般事項	
2	業務工程計画	監理第2号様式
	対象工事の実施工程表(写し)	
3	業務体制	
	(1) 業務管理体制系統図	建設第1号様式
	(2) 管理技術者の経歴等	共通第4号様式(別紙)
	(3) 主任担当技術者の経歴等	建設第2号様式
	(4) 担当技術者の経歴等	建設第3号様式
	(5) 協力事務所の名称等	建設第4号様式
4	業務方針	
5	その他	
	(1) 対象工事関係者一覧	

1 業務一般事項

(1) 業務の目的

本業務は、対象工事について良好な施工品質を確保するため、仕様書記載の対象工事が設計図書のとおり施工されているか、工期内に遅滞なく完成するか等を確認するとともに、関係機関との調整や経過の記録等、契約図書に記載される内容に基づき、工事監理業務を行う。

(2) 業務計画書の適用範囲

ア 施設概要

- (ア) 対象施設名称 ○○庁舎
- (イ) 敷地の場所 ○○市○○
- (ウ) 施設用途 業務施設（事務所等）
- (エ) 規模構造 延べ面積 ○○㎡ RC造 地上○階・地下○階

イ 業務対象工事の概要（※対象工事が未契約の場合は、発注予定工事名称のみ記入）

- (ア) ○○○○工事（建築）
工事請負者 ○○建設（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで
- (イ) ○○○○工事（電気）
工事請負者 ○○電設（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで
- (ウ) ○○○○工事（機械）
工事請負者 ○○設備（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで

ウ 特記事項

- (ア) 指定部分等
 - a 指定部分
部位 ○○○○ 工期 令和○○年○○月○○日まで
 - b 部分使用
部位 ○○○○ 工期 令和○○年○○月○○日まで
- (イ) 制約条件等
 - a 通行規制
 - b 作業時間
- (ウ) その他
 - a 引渡時期
当施設は、令和○○年○○月○○日までに引渡しを行うものとする。

(3) 業務計画書の適用基準等

ア 共通

- ・電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）
- ・工事監理ガイドライン（平成21年）

イ 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） [平成○○年版]
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） [平成○○年版]

- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 [平成〇〇年版]
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 [平成〇〇年版]
- ・ 建築工事監理指針 [令和〇〇年版]
- ・ 建築改修工事監理指針 [令和〇〇年版]
- ・ 構造計画・施工計画の留意事項 [平成 25 年 4 月]
- ・

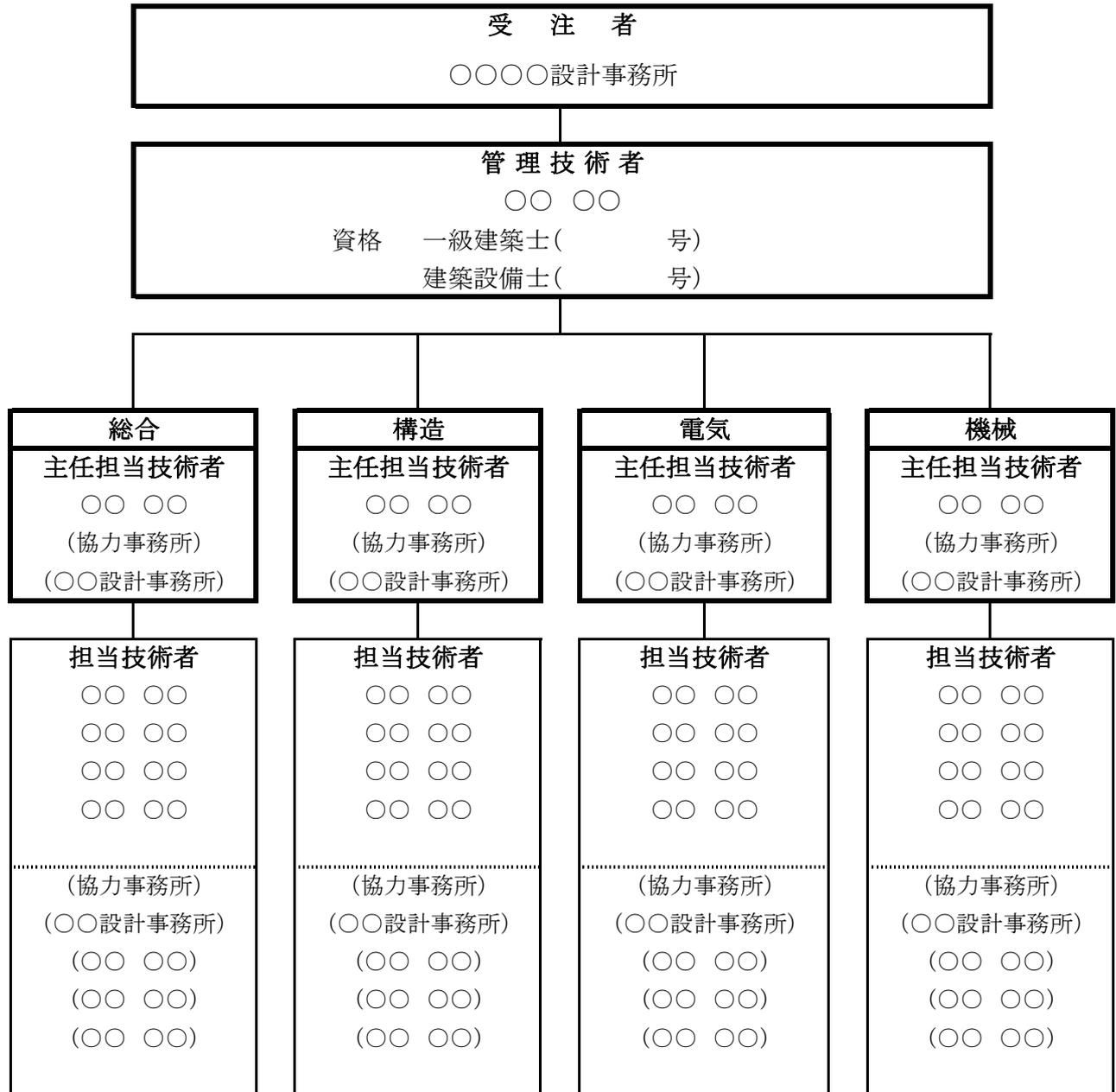
ウ 設備

- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） [平成〇〇年版]
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） [平成〇〇年版]
- ・ 電気設備工事監理指針 [令和〇〇年版]
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） [平成〇〇年版]
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） [平成〇〇年版]
- ・ 機械設備工事監理指針 [令和〇〇年版]
- ・

(4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務計画書に記載内容の変更・追加等が生じた場合は、業務計画書の変更を行う。その際、業務計画書の巻末に変更、追加の概要及び変更、追加した日時を記述した変更履歴をその都度追記していく。

業務管理体制系統図



※各技術者の経歴等は別紙のとおり

(記入要領)

- (1) 協力事務所の技術者の場合は、「協力事務所」と「事務所名」をカッコ書きで記載のうえ、担当技術者名を記載すること。
- (2) 系統図は、受託業務に応じて適宜改変すること。

管理技術者の経歴等

① 氏 名 ○○ ○○		② 生 年 月 日 年 月 日			
③ TECRIS/PUBDIS技術者ID		④ 実務経験年数 年			
⑤ 所 属 ・ 役 職 ○○株式会社 ○○					
⑥ 最 終 学 歴 ○○○○(○○学科) 年 月 卒業					
⑦ 保 有 資 格 等					
・		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
・		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
⑧ 同種又は類似業務の実績					
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業 務 経 歴		
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務) 合計 件					
業務名	発注者	受注形態	業 務 経 歴		履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	

※ 管理技術者は、受注者又は受注者が法人の場合はその法人に属する者とする。

上の者は、 建築工事監理業務 に関し記載したとおり実務経験を有することに相違ない
ことを証明します。

(証明者)

住 所
商 号
氏 名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

主任担当技術者の経歴等

				担当分野	
① 氏名 ○○ ○○		② 生年月日 年 月 日			
③ PUBDIS技術者ID		④ 実務経験年数 年			
⑤ 所属・役職 ○○株式会社 ○○					
⑥ 最終学歴 ○○○○(○○学科) 年 月 卒業					
⑦ 保有資格等					
		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
⑧ 同種又は類似業務の実績					
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業務経歴		
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務) 合計 件					
業務名	発注者	受注形態	業務経歴		履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	

上の者は、 建築工事監理業務 に関し記載したとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

(証明者)

住所
商号
氏名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

担当技術者の経歴等

				担当分野	
① 氏名 ○○ ○○			② 生年月日 年 月 日		
③ PUBDIS技術者ID			④ 実務経験年数 年		
⑤ 所属・役職 ○○株式会社 ○○					
⑥ 最終学歴 ○○○○(○○学科) 年 月 卒業					
⑦ 保有資格等					
・		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
・		登録番号:	取得年月日:		年 月 日
⑧ 同種又は類似業務の実績					
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業務経歴		
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務) 合計 件					
業務名	発注者	受注形態	業務経歴		履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	

上の者は、 建築工事監理業務 に関し記載したとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

(証明者)
住 所
商 号
氏 名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

協力事務所の名称等

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける理由及び具体的内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける理由及び具体的内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける理由及び具体的内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける理由及び具体的内容			

4 業務方針

(1) 業務の実施方針

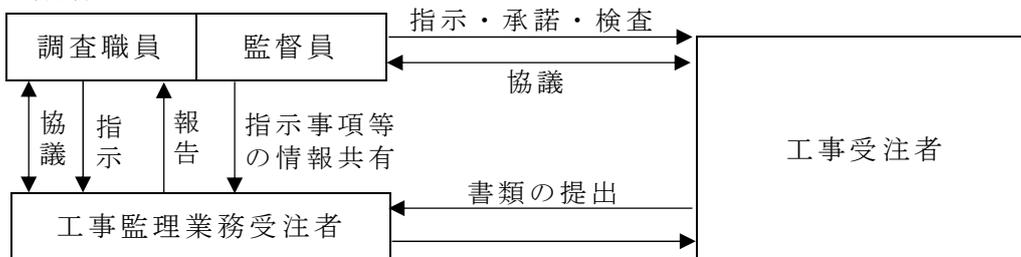
- ・ 工事監理仕様書に記載の業務内容を十分に把握し、確実に実施する。
- ・ 設計図書の内容を十分に精査し、必要に応じて補足説明の資料等を整備し、設計意図や根拠、要求性能等について、工事の受注者等に説明を行う。
- ・ 設計条件、各種基準、関係法令、採用工法・機器・材料、施工方法・仮設計画等に関し、業務の遂行及び品質の向上に必要な最新情報の収集に努める。
- ・ 業務方針や監理方法について、適時に、自主的な提案を行い品質の向上を図る
- ・ 施工体制及び工程表の検討にあたっては、適切な能力・人員体制、工区設定等により、計画 工程の進捗上、合理的で支障がないかを確認し、必要に応じ工事の受注者等と協議を行う。
- ・ 関係者との連絡を密にし、逐次、書面等により最新情報を共有して業務をすすめる。

(2) 業務運営計画

ア 工事監理業務の進め方

- (ア) 業務対象工事の受注者から監督員へ提出される書類は、原則として管理技術者が確認を行い、監理業務報告書を添えて調査職員へ提出する。
- (イ) 業務対象工事に係る協議事項で監督員の承諾や指示が必要なものは、管理技術者は監督員に対し適切な助言を行う。
- (ウ) 業務対象工事の品質確保に係るもので監督員の承諾や指示が不要なものは、管理技術者または担当技術者は業務対象工事の現場代理人に対し必要な指示を行い、これに係る監理業務報告書を調査職員へ提出する。

エ 業務フロー



建築士法に基づく工事監理
施工状況等の確認
品質確保に関する指摘
監督員からの通知の経由

イ 会議の開催方法

(ア) 総合施工会議

- 出席者 施設管理者、監督員、業務受注者、工事受注者
- 開催時期 毎月第〇〇曜日 〇〇:〇〇（現場事務所）
- 議題 各工事の進捗状況、月間工程表、連絡事項
- 役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。

(イ) 施工会議

- 出席者 監督員、業務受託者、工事受注者
- 開催時期 毎週〇曜日 〇〇:〇〇（現場事務所）

ただし、第〇〇曜日は総合施工会議とする。

議 題 前回議事の確認、週間工程表、連絡事項

役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。

(ウ) 施工打ち合わせ

出席者 業務受注者、工事受注者、関係する下請け業者等

開催時期 必要に応じて開催する。

議 題 施工における取り合い調整など

役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。

会議に出席できない者がいる場合は、議事録を電子メール等により欠席者へ送付することとする。早急に対応する必要がある場合は、緊急連絡網等にて速やかに連絡を取り対応する。

ウ 立会い検査等

立会検査等は以下の項目を基本とするとともに、工事監理ガイドラインを遵守する。なお、施工状況や材料等の確認は建築工事監理指針を始め、契約図書のとおり施工されているかを確認する。

- ・材料受入検査
- ・配筋検査
- ・鉄骨工場検査
- ・中間検査・出来形確認検査
- ・その他各種検査（含水量、引抜検査等）
- ・工事監理者による完了時検査
- ・法令に基づく検査の立会い（建築基準法完了検査等）
- ・竣工検査の立会い

(3) 重点工事監理項目

- ・工事の安全対策
- ・施工計画書、総合図、施工図、工事材料、設備機器の契約図書との整合
- ・業務対象工事の進捗状況
- ・仮設工事（遣り方、墨出し、仮設工事状況）
- ・地業工事（根切り・床付け状況、地盤の確認、試験杭施工、地業の施工状況）
- ・鉄筋工事（鉄筋の配筋状況・かぶり厚さ・継手の方法）
- ・コンクリート工事（コンクリートの品質管理・打設方法）
- ・鉄骨工事（建方管理、溶接状況）
- ・仕上げ工事（防水・屋根・内外装材の下地・仕上げ状況）

5 その他

(1) 対象工事関係者一覧

工事受注者

建築	〇〇工事（建築・1工区） 〇〇株式会社 現場代理人 電話 メール	〇〇
	〇〇工事（建築・2工区） 〇〇株式会社 現場代理人 電話 メール	〇〇
電気	〇〇工事（電気） 〇〇株式会社 現場代理人 電話 メール	〇〇
機械	〇〇工事（機械） 〇〇株式会社 現場代理人 電話 メール	〇〇

監督員

	沖縄県土木建築部施設建築課	電話
建築	建築第〇班 〇〇	メール
電気	設備班 〇〇	メール
機械	設備班 〇〇	メール

施設管理者

	沖縄県〇〇部〇〇課	電話
担当	〇〇班 〇〇	メール

工事監理受注者

	〇〇設計事務所	電話
管理技術者	〇〇	メール
主任担当技術者		
建築	〇〇	メール
電気	〇〇	メール

協力事務所

	〇〇設計事務所	電話
機械	〇〇	メール

調査職員

	沖縄県土木建築部施設建築課	電話
	建築第〇班 〇〇	メール

監理業務報告書

業務管理体制による区分

担当分野

建築

委託業務の名称		管理技術者	担当技術者
		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
対象工事の名称 〇〇〇〇〇工事(〇〇)		工区をまたがって同じ確認を行う場合は、複数の工区を記載してよい。 確認を行った者が管理技術者のみの場合は、管理技術者のみを記載する。	
実施業務			
区分	・工事と設計図書との照合及び確認 区分の例		・設計図書の内容把握 ・施工図等の検討 ・工事と設計図書との照合及び確認 ・工程表の検討 ・設計図書に定めのある施工計画の検討 ・工事と工事請負契約との照合、確認 ・関係機関の検査と立会等
確認事項	土工事 ・根切り底の状態、土質及び深さ		
確認方法	・目視及び計測による立会確認 ・自主検査記録、工事写真の書類確認 確認事項・確認方法の例		・工事と設計図書との照合及び確認の場合は、工事監理ガイドライン（国土交通省）を参考に記載する。
確認結果	(R2. 5. 30) 設計図書のとおり施工されていることを確認		・改善指示の結果、直ちに改善された場合は、改善指示の内容と確認結果を記載してよい。 ・改善に時間を要する場合は、改善指示の内容を報告する。
備考	添付する書類や連絡事項があれば記載する。		※工事の進捗に支障を及ぼすおそれがある場合は、直ちに報告すること。

記載要領は削除する。

手直し状況写真

工事名			
手直し前			
撮影年月日	令和 年 月 日	記事	(例)〇〇について手直しを指示
撮影箇所			
手直し後			
撮影年月日	令和 年 月 日	記事	(例)設計図書のとおりであることを確認した。
撮影箇所			

※必要に応じて、監理業務報告書に添付すること。

令和 年 月 日

(発注者)

沖縄県知事(または〇〇事務所長) 〇 〇 〇 〇 殿

(受注者)

住 所

商 号

氏 名

印

履 行 報 告 書

令和 年 月 日付で契約した次の業務について、建築工事監理業務委託契約書第11条の規定に基づき、業務の履行状況を別紙のとおり、報告します。

委 託 業 務 の 名 称 : 〇〇工事監理業務委託

記

1 履 行 報 告 の 内 容 : 下表のとおり

No	添 付 書 類	備 考
1	業務対象工事進捗状況報告書	監理第4号様式
2	月間業務報告書	監理第5号様式
3	月間業務計画書	監理第5号様式

業務対象工事進捗状況報告書(令和2年5月)

業務対象工事名称	請負金額	出来高(%)		契約工期	請負者
		予定	実施		
〇〇工事(建築)				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
〇〇工事(電気)				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
〇〇工事(機械)				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
				自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	

工事の進捗が遅れている場合の理由及び対応策	工事の進捗において監督員の指示・承諾等が必要な事項 (協議中)
(協議予定)	
※予定の工程より7日以上遅れている工事について記載すること。	

月間業務報告書(令和2年5月)

工事	監理
現場代理人	管理技術者
印	印

対象工事: ○○工事(建築)

項目	日							備考
	日	月	火	水	木	金	土	
主要行事	曜日	1	2	3	4	5	6	.予定どおり進捗している。
	工程会議							
施工内容	予定	杭打設						○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施	杭打設						
施工図等 工事書類 確認・検討	予定							○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施							
立会い 確認	予定	杭立会						根切り確認 根切り確認
	実施	杭立会						
その他	予定							○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施							
施工図等 工事書類 確認・承諾	予定							○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施							
立会い 検査等	予定	○支持地盤確認						○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施	○支持地盤確認						
その他	予定							○施工報告書確認 (土工事) ○施工報告書確認 (土工事)
	実施							

月間業務計画書(令和2年6月)

工事	監理
現場代理人	管理技術者
印	印

対象工事: ○○工事(建築)

項目	日	月																															備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
主要行事	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	工程会議								月							月								月							月			
施工内容	予定																																	
	実施																																	
施工図等 工事書類 確認・検討	予定																																	
	実施																																	
立会い 確認	予定																																	
	実施																																	
その他	予定																																	
	実施																																	
施工図等 工事書類 確認・承諾	予定																																	
	実施																																	
立会い 検査等	予定																																	
	実施																																	
その他	予定																																	
	実施																																	

○施工報告書確認
(土工事)

○施工報告書確認
(土工事)

○施工報告書確認
(抗工事)

○施工報告書確認
(抗工事)

○施工報告書承諾
(抗工事)

○施工報告書確認
(土工事)

○施工報告書承諾
(抗工事)

○支持地盤確認

基礎墨出し

掘削

重機解体搬出

○施工計画書確認
金属工事

根切り確認

杭立会

第3 参考資料

	ページ
1 工事監理ガイドライン（平成 21 年 9 月 1 日国土交通省住宅局建築指導課） -----	37
2 構造計画・施工計画の留意事項 -----	71

事 務 連 絡
平成21年9月1日

各都道府県建築主務部長 様

国土交通省住宅局建築指導課長

工事監理ガイドラインの策定について

構造計算書偽装問題への対応としてとりまとめられた「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成18年8月社会資本整備審議会答申）を踏まえ、今般、工事監理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

このガイドラインは、「建築士法第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成二十一年国土交通省告示第十五号）において、「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示するものです。

適正な工事監理を行うためには、ガイドラインの内容を建築主及び建築士双方が理解のうえ、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定することが重要と考えられます。

なお、この際にガイドラインに基づいて工事監理を行うことが強制されるものではありません。

こうした点に留意のうえ、このガイドラインが実態に即した運用となるよう、関係者に適切に周知していただきますようお願いいたします。

工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理	:	その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
工事監理者	:	工事監理をする者をいう。
建築主	:	建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施工者	:	建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
設計図書	:	建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
品質管理記録	:	自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。
立会い確認	:	施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
書類確認	:	施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

(1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこととされているが、その具体的方法等は、(2)及び(3)によることが考えられる。

(2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおり実施されていると確認された（以下「合格した」という。）工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

(3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

(1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- ① 非木造建築物 建築工事（別紙1）
- ② 非木造建築物 電気設備工事（別紙2）
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事（別紙3）
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事（別紙4）
- ⑤ 戸建木造住宅（別紙5）

(2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

① 「一般共通事項」

「工事の種類」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別における確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。

② 「確認項目」欄

(イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。

(ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③ 「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 品質、性能 ホルムアルデヒド等の発散 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ol style="list-style-type: none"> 規格品であることの確認 品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 材料の各報告書を受理し、内容を確認
			1.2 施工
2.仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り 2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> 敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 建築物等位置
			<ul style="list-style-type: none"> 設置状態、位置 高さ（設計GLとの関係）
3.土工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 種類、土質
			<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 根切り	<ul style="list-style-type: none"> 根切りの底の深さ、状態 支持地盤（直接基礎の場合）
			2) 埋戻し及び盛土
			<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
4.地業工事	4.1 材料	1) 既製コンクリート杭及び鋼杭	<ul style="list-style-type: none"> 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 外観（割れ・傷） 継手部の溶接材料（溶接棒の規格） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
			2) 場所打ちコンクリート杭	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋（規格・種類・径・品質証明） コンクリート（6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2）コンクリート受入れによる） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
				3) 砂利、砂及び捨コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 砂利（規格・種類・粒度） 砂（種類・粒度） 無筋コンクリート（強度・スランプ）
4.2 施工	1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	<ul style="list-style-type: none"> 共通 資格（溶接技能者） 継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手） 杭頭処理、補強 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
2) 場所打ちコンクリート杭		<ul style="list-style-type: none"> 打設工法 ソレボリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ） 建入れ（垂直度） 落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リハウンド量、支持力 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
		3) 場所打ちコンクリート杭	<ul style="list-style-type: none"> セメントミルク工法 オーガー、杭本体の垂直度 支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ 安定液（濃度） 根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験） 杭周固定液（浸透・注入量・管理試験） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		<ul style="list-style-type: none"> 特定埋込杭工法 建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
		<ul style="list-style-type: none"> 2) 場所打ちコンクリート杭地業 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スパーサー・補強リング・溶接） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5.鉄筋工事	4.3 試験	1) 試験杭 2) 杭の載荷試験 3) 地盤の載荷試験 4) コンクリートの試験	<ul style="list-style-type: none"> 資格（施工管理技術者） 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ 鉄筋継手の重ね長さど主筋の結束 スライム処理 コンクリート打設（トシミー管の先端位置・コンクリートの天端位置） 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量） コアスドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度） ベント工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり） リバーサスサーキュレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 捨コンクリート地業 仕上げ（天端高さ・厚さ・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ 杭の施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
5.2 施工	1) 圧接継手 2) 特殊な継手	<ul style="list-style-type: none"> 資格（圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガヌ圧接超音波探傷検査技量資格者） 溶接作業条件（降雨・強風） 圧接端面（平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用） 径の異なる鉄筋の圧接 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
			<ul style="list-style-type: none"> 機械式継手（工法・外觀） 溶接継手（工法・外觀・溶接長さ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
5.1 材料	6.3 試験による	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋（規格・種類・径・品質証明） スベーサー（材質・形状・寸法） 溶接金網（規格・径・網目の形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
6.コンクリート工事	3) 配筋	<ul style="list-style-type: none"> 加工（種類・径・長さ・折り曲げ） あばら筋の加工形状（接合する部材の寸法を考慮） 組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度） 継手（位置・長さ・方法） 定着（位置・長さ・方法・余長・フック） 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 スベークサー（形状・位置・間隔） 差し筋の位置と長さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類 	
			5.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 1) カ又は圧接
6.1 材料	1) 型枠の加工及び組立	<ul style="list-style-type: none"> 不合格となった圧接部の修正 外観試験の不合格部の修正 抜取試験による不合格部の修正 セメント（規格・種類） 骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） 水（規格） 混和材料（規格・種類） 型枠（種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
			6.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 1) 主要量、部材断面、建入れ 目地、構造スリット（位置・形状） 埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ） セパレータ（種類・間隔）
2) コンクリート打ち込み		<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの受入れ 指定コンクリートであることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・シデイナーミクスコンクリート納入書等に係る書類確認 	
			<ul style="list-style-type: none"> 打ち込み 打ち込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打ち込み順序、打継ぎ時間の間隔 締め 打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・シタンスの除去） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 養生 養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 コンクリート打設中の鉄筋保護の養生 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 打ち込み後 コンクリートの打上の状態 型枠支柱存置期間 部材断面の寸法、平坦さ 部材位置、開口部位置、目地位置 欠陥（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監督者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 テストピースの採取 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
	2) 構造体コンクリート強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 圧縮強度、管理材齢 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
7.鉄骨工事	7.1 材料	1) 鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト(規格・種類・寸法・ねじ形状) 頭付スワット(規格・種類・寸法) 溶接材料(鋼材の組合せ適否・保管) デッキシート 錆止め塗料 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
		2) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> 吹付工法 耐火板張り 耐火材巻付け 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
		1) 資格	<ul style="list-style-type: none"> 溶接施工管理技術者、溶接技能者 溶融開始時高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 製作	<ul style="list-style-type: none"> 製品 形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 溶接状態 摩擦面(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) スワットボルト(径・本数・配置) 錆止め塗装範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> 溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) 溶接着手前(隙間・食い違い・タイヤラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタワ) 溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・バズ間温度・スラッグの清掃・裏はつり) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> 高力ボルト 摩擦面の状態、ピンチールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 普通ボルト ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認
5) 鉄骨建方	<ul style="list-style-type: none"> アンカーボルトの設置(位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ) 建方精度(柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
6) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> 下地(浮き錆・付着油の除去) 被覆厚さ 耐火表示 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
7.2 施工	1) 資格	<ul style="list-style-type: none"> 溶接施工管理技術者、溶接技能者 溶融開始時高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	7) 錆止め塗装	<ul style="list-style-type: none"> 未塗装範囲 塗装損傷部分の補修状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8) 溶融亜鉛めっき工法	<ul style="list-style-type: none"> 溶融亜鉛めっき めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ホルト 摩擦面の処理 締付け（ワーキングのずれ・ナット回転量・ホルト余長） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	1) 溶接接合 <ul style="list-style-type: none"> 外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード形状・スラッグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足） 突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとトラフのずれ 内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラッグ巻き込み） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 超音波探傷試験に係る立会い確認 試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) スタット溶接接合 <ul style="list-style-type: none"> 外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） 打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
		不合格スタット溶接の補修 <ul style="list-style-type: none"> 補修状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 再試験成績書・工事写真等に係る書類確認
8.コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	8.1 材料	1) コンクリートブロック <ul style="list-style-type: none"> ALCパネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法） モルタル（調合） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) ALCパネル押出成形セメント板 <ul style="list-style-type: none"> ALCパネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法） 取付け金物（規格） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	8.2 施工	1) コンクリートブロック <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋（径・間隔） まぐさ受け補強 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) ALCパネル・押出成形セメント板 <ul style="list-style-type: none"> 建込（取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・錆止め・溶接部の処理・自重受け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
9. 防水工事	9.1 材料	1) アスファルト防水 <ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	2) 改質アスファルトシート防水	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	4) 塗膜防水	・規格、種類	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) シーリング	・規格、種類	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	9.2 施工	1) アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・ルーフィング張り（端部・立上り・ドレン回り）
	2) 改質アスファルトシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・張付け、押え金物の取付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地 ・ルーフィングシート張付け、固定金具の取付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・防水材の使用量又は膜厚 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5) シーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時の気象 ・目地寸法（幅・深さ） ・接着力（引張接着性試験・簡易接着性試験） ・施工後確認（充填・硬化・接着） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視、指触に係る確認 ・切取り試験に係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
10.石工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 石材（規格・種類・形状・色調・仕上げ） モルタル（調合） 取付け金物（規格・種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 見本との照合 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		10.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 下地（鉄筋・アンカー・取付け金物・錆止め） 裏面処理 取付け（取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
11.タイル工事	11.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 11.2 施工 1) 陶磁器質タイル張り 2) 陶磁器質タイル型枠先付け 	<ul style="list-style-type: none"> 下地（コンクリート素地面の状態・下地モルタル浮き・伸縮調整目地） タイルの浮き 外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 打診ハンマーに係る確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態 タイルの浮き 外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 接着力（引張接着強度） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 打診ハンマーに係る確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
			11.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 接着力（引張接着強度）
12.木工事	12.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率） 金物（形状・寸法・防錆処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		12.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 表面仕上げ 防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
13.屋根及びどい工事	13.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺 	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法、厚さ 留付け金物（材質・形状・防錆処理） 下葺材料（規格・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) どい	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、材種、寸法、径、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
14.金属工事	13.2 施工	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> 下葺き（重ね合わせ） 各部の納まり（留付け間隔・椀木の取付け） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		2) とい	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画貫通部の処理 防露巻き処理 ルーフトリッパ、掃除口 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	13.3 試験	1) とい	<ul style="list-style-type: none"> 漏水 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
	14.1 材料	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
			2) 金属成形板張りの	<ul style="list-style-type: none"> 材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
3) アルミニウム製笠木			<ul style="list-style-type: none"> 材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
4) 手すりの及びタラップ			<ul style="list-style-type: none"> 材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
5) フロッカー			<ul style="list-style-type: none"> あと施工フロッカー（材質・形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
14.2 施工	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等有効幅、天井高さ 開口補強部（開口部の種類・補強） 溶接部（スラフ除去・防錆処理） 天井下地材の補強（フリース・吊材の配置） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		2) 金属成形板張りの	<ul style="list-style-type: none"> 割付、下地 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		3) アルミニウム製笠木	<ul style="list-style-type: none"> 固定金具間隔、固定度 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	4) 手すり及びタラップ	・位置、固定度、手すりの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) アンカー	・あと施工アンカー（削孔深さ・清掃・埋め込み深さ・クラウト充填）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
15.左官工事	15.1 材料	・モルタル（調合）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	15.2 施工	1) モルタル塗りの・せつこうラスター塗りの 2) 床コンクリート直均仕上げ 3) 仕上塗材仕上げ 4) ロックウール吹付	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
16.建具工事	16.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ） ・シーリング材、カスケット（規格・種類・防火性能） ・ガラスブロック（規格・種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	16.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・製品 ・機能、性能、形状 ・表面処理（皮膜） ・仕上げ（塗膜厚） ・組立、作動状態 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーの状態 ・枠廻りの防火区画の処理（モルタル詰め・ロックウール詰め） ・機能（特定防火設備の自動閉鎖装置） ・ガラスブロック積み（目地寸法・力骨間隔） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
17.カーテンウォール工事	17.1 材料	1) メタルカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・金属（規格・材質・形状・寸法・板厚・色） ・シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物（規格・種類・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		2) PCカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート（品質・種類・強度・スラック・単位水量・割合） ・鉄筋（規格・種類・径） ・補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物（規格・種類・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	17.2 施工	1) メタルカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認 	
		2) PCカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 ・鉄筋の組立（配筋状態・継手・定着・かぶり厚さ） ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
18.塗装工事	18.1 材料		<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、色、防火材料の指定又は認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		18.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥・汚れ・平滑さ） ・塗料種類、塗りの回数 ・外観（色調・塗りむら） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
19.内装工事	19.1 材料	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張りの	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ、色、模様 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
			2) カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ、色、模様、防炎性能 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
			3) 合成樹脂塗床	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、色 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
19.2 施工	4) フローリング張り	・規格、種類、寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) 畳敷き	・種類、防虫処理	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	6) セッコウボードその他のボード及び合板張り	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	7) 壁紙張り	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤（規格・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥・平滑さ） ・仕上の状態（ふくれ・はかれ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) カーペット敷き	・下地の清掃、接着性	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上げの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4) フローリング張り	・仕上げ、養生	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
5) 畳敷き	・畳ごしらえ、敷きこみ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
6) セッコウボードその他のボード及び合板張り	・仕上の状態（目地通り・不陸・目違い）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
7) 壁紙張り	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性表示マーク ・仕上の状態（しわ・ふくれ・はかれ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
8) 断熱 防露	・厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
20.ユニット及びその他の工事	20.1 材料 1) フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイリーブース、階段滑り止め、床目地棒、黒板及びホワイートホート、鏡、表示、煙突ライニンク、フラインド、ロールスクリュー、カーテン及びカーテンレール 2) フレキヤストコンクリート	・規格、材質、種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
		・鉄筋（種類・径） ・コンクリート（17.1 2）PCカーテンウォールによる）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
21.排水工事	20.2 施工 1) フレキヤストコンクリート	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度 施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認	
		21.1 材料	・排水管、側塊、排水樹及びふた、グレーチング、鉄筋（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		21.2 施工	・根切り（深さ・勾配） ・地業（締固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配） ・排水樹（深さ・水平度） ・マンホールふた、グレーチング（高さ・防錆処理）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真等に係る書類確認
	21.3 試験	・通水	・試験に係る立会い確認 ・通水試験結果記録・工事写真等に係る書類確認	
22.屋上緑化工事	22.1 材料	・屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム（防水層保護層・耐根層・保水材・排水層・透水層・土壌層） ・樹木（樹高・葉張り・幹周・樹種） ・芝張り、吹付けは種、地被類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
		22.2 施工	・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びビルーフドレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、かん水装置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1. 一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受け取り、内容を確認 ③機材の各報告書を受け取り、内容を確認 	
		1.2 施工	1) 施工時 <ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠へい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 資格（電気保安技術者） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 ①配管が隠へいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前における状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
			2) 完成時 <ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発着・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験 ①外観 ②性能、機能 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
1.3 試験	3) 関連工事	<ul style="list-style-type: none"> 土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる 絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認 	
	1) 性能試験	<ul style="list-style-type: none"> 停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） 防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連携機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） 自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） 中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・タータ印字） セキユリテイ設備（センサー・ゲート・電気錠） 水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） 計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認 	
	2) 総合性能機能試験			

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目		
2.電力設備工事	2.1 機材	1) 電線類	<ul style="list-style-type: none"> 電線類 (規格・種類・太さ) バスダクト (規格・種類・容量・ブランクイン) ライネイングダクト (規格・種類・容量) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) 電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> 金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線びり (規格・種類・太さ) ジュルボックス、金属ダクト、トラフ (材質・構造・寸法) ケーブルラック (規格・材質・エキスパンションジョイント) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		3) 配線器具	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、容量 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		5) 分電盤	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法、換気装置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		7) 電熱装置	<ul style="list-style-type: none"> 温度検出部、降雪検出部、水分検出部 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		8) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> 突針支持管 (規格・材質・形状・寸法) 引下寸導線 (材質・種類・寸法) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		9) 接地	<ul style="list-style-type: none"> 接地端子箱 (材質・種類・形状・寸法) 埋設標 (材質・文字) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		10) 外線材料	<ul style="list-style-type: none"> 電柱 (規格・種類・寸法・積載荷重) 装柱材料 (規格・材質・種類・寸法) かいし (規格・種類・寸法) 地中ケーブル (種類・太さ) マンホール、ハンドホール (形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
2.2 施工	1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 電線の接続（端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続） 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルブラクの状態） 電線の色別（電気方式・接地線） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 電線類及び電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> 電線（種類・太さ） 隠へい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） 位置ボックス、プルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) ケーブル配線	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） 二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） 二重床内配線（損傷防止・ローキック・弱電流配線との接触防止） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) 架空配線	<ul style="list-style-type: none"> 建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） 架線（太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） 支線（許容引張力・支線ガード） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5) 地中配線	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） マンホール、ハンドホール（根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） 管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6) 接地	<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7) 電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具（脱着防止措置） コンセント（接地極の位置・防水形コンセントの形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8) 動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 配線（電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態） 機器（操作・保守スペース・相回転） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9) 電熱設備	<ul style="list-style-type: none"> 発熱線（温度上昇・止水処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	10) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 受雷部（取付け・接続） 引下り導線、避雷導線（接続） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種類別	項目	確認項目
	11) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2.3 試験	・照明器具（点灯・照度測定・照明制御装置の動作） ・コンセント（極性・回路） ・分電盤、制御盤（動作・シーケンス） ・動力設備（相回転・発停・連動・インターロック・警報） ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
3.受変電設備工事	3.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 据付け ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配線	・機器への接続 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験	・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器（動作・温度） ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
4.静止型電源設備工事	4.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	4.2 施工	1) 据付け ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配線	・機器への接続 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験	・直流電源装置（動作） ・交流無停電電源装置（並列冗長運転・バypass切替・全負荷・電圧補償時間） ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
5.発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 共通 規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 配管材料（規格・材質・太さ） 発電機 規格、形式 原動機 規格、形式、構造 配電盤 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 規格、材質、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 	
		2) 補機附属装置	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 	
	5.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	5.3 試験	2) 配管・配線	<ul style="list-style-type: none"> ・配管（接続・支持・防振継手） ・電線類（規格・種類・太さ） ・機器への接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
6.通信・情報設備工事	6.1 機材	1) 電線類	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、太さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認 	
			2) 電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> ・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・フルボックス（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
			3) 配線器具	<ul style="list-style-type: none"> ・通信用プラグユニット、コネクタ（規格・形式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
			4) 端子盤・機器収納ラック	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類（規格・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認

工事内容		工事 監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
5) 自動火災報知装置	5) 自動火災報知装置	・受信機、自動開鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 		
		6) ガス漏れ火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機、検知器（構成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 	
		7) その他の装置	<ul style="list-style-type: none"> ・構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置（構成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 	
		6.2 施工	1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電線の接続（端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続） ・電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態） ・電線の色別（電気方式・接地線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 電線類及び電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> ・隠へい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） ・管の接続（管相互・異種管） ・位置ボックス、フルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		3) ケーブル配線（光ファイバーケーブルを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） ・二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・水配管及びビタクトとの接触防止・支持間隔） ・二重床内配線（損傷防止・ローキング・強電流配線との接触防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		4) 光ファイバーケーブル配線	<ul style="list-style-type: none"> ・屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
5) 床上配線	<ul style="list-style-type: none"> ・コイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 			
6) 架空配線	<ul style="list-style-type: none"> ・建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） ・架線（太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） ・支線（許容引張力・支線ガード） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 			
7) 地中配線	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） ・マンホール、ハンドホール（根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） ・管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 			

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
7.中央監視制御設備 工事	8) 接地	・接地極（接続・離隔・埋設）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	6.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・構内情報通信網（送受信機能・通信機能） ・構内交換（基本機能・サービスマ機能） ・拡声、情報表示、誘導支援（動作） ・テレビ（出カシベル・電界強度） ・監視カメラ（視界・画質・操作・映像切替） ・駐車場管制、防犯、拡声（動作） ・自動火災報知、力又漏れ火災報知（動作） ・光ファイバーケーブル配線（接続損失） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認 	
7.1 機材	7.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置（構成） ・電線類（規格・種類・太さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	2) 配線	<ul style="list-style-type: none"> ・機器への接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ・試験成績書等に係る書類確認
		・監視制御装置（動作）		

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
8.医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、構造、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール装置、情報通信網対応形ナースコール装置、携帯ナースコール装置、病床ユニット（規格・構成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	<ul style="list-style-type: none"> ・機器への接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤、各種ナースコール装置類（動作） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事）

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることを確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
		1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）
	1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 2) 完成時 1) 総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 風量調整 水量調整 室内外空気の温湿度測定 室内気流及びじんあい測定 騒音測定 飲料水の水质測定

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
2.共通工事	2.1 配管工事	2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連携機能・停電時の自家発電供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） ・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・タースタ印字の状態） ・セキユリテイ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） ・計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認 	
			1) 配管材料	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、性能 ・管及び継手（規格・材質・用途・構造） ・管端防食管継手（規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認
			2) 配管付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用弁及び栓（規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力） ・量水器（方式・用途・検定の合格） ・スリーブ（材質・寸法・施工部位・貫通部の外径） ・防食材（規格・仕様・材質・厚さ） ・雑用材（仕様・材質・寸上げ・支持強度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材材料搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 ①水道事業者の承認済みであることの確認（給水装置）
			3) 計器その他	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、取付寸配管の用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材材料搬入報告書等に係る書類確認
			4) 配管施工の一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターハンマー防止の措置 ・分流及び合流部分の継手種類と流れ方向、建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態、伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料・工事写真等に係る書類確認
			5) 管の接合	<ul style="list-style-type: none"> ・資格（溶接技能者） ・使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生 ・接合（ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態） ・接着剤の塗布状態、差込み長さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・資格証明書の確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真・溶接記録・資格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			6) 勾配、吊り及び支持	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配（配管の種類による勾配・水抜き及び空気抜き位置） ・吊り及び支持（支持間隔・支持・振れ止め・埋込梁さ・結露防止・絶縁処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認 ①許容荷重は施工計画書で書類確認
7) 埋設配管	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置 ・埋設梁さ、地中埋設標、地中埋設テープ ・防食処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認 			

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
2.2 保温、塗装及び防錆工事	8) 貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタル又はロックウールによる開口部埋まし ・不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 		
		9) 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れ、強度、詰り、圧力差、試験時期 ・冷温水、冷却水、蒸気、油、高温水、冷媒配管（耐圧・試験圧力値・保持時間） ・給水、給湯配管（水圧・試験圧力値・保持時間） ・排水、通気配管（満水・通水） ・消火配管（水圧・気密・試験圧力値・保持時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 	
	1) 保温工事	<ul style="list-style-type: none"> ・種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 ・テーパーの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 ・屋外及び多湿箇所のラッピングの継目シールの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認 		
		2) 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、塗装箇所、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認 	
		3) 防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書等に係る書類確認 	
	2.3 関連工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事に準ずる 	
		3.1 機材	1) 機器類	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、仕様、性能、材質、板厚 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
			2) タクト及びタクト付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、厚さ ・可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			3) 制気口及びダンパ	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、構造、寸法、板厚、色、開口率 ・整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
3.2 施工	1) 機器の据付け及び取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・据付け位置、アンカーボルト取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定支持金物 ・離隔（機器間・窓・ガタリ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ① 防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認 		
3. 空気調和設備工事					

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
4.自動制御設備工事	2) タクトの製作及び取付け	・タクトの形状及び寸法、傾斜角度、整流板の位置、はせ部及び接続部のシール	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
		・支持間隔、支持、振れ止め、固定 ・風量測定口（取付け個数・取付け位置・点検口の位置）	
		・吹出口、吸込口、排煙口（取付け状態・操作スペース） ・ダンパー（操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け） ・ガラリ（止水処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
	1) 自動制御機器	・形式、弁（種類・材質）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
	2) 自動制御盤	・規格、材質、構成、寸法、単位装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
	3) 中央監視制御装置	・規格、形式、構造、容量	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
	4) 計装用機材	・規格、種類、寸法、外觀	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
	1) 機器類及び盤類の取付け	・取付け位置、点検スペース ・支持、固定、耐震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配管・配線	・支持、固定 ・エキスパンション部の処理、耐震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験		・自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤（動作・絶縁抵抗・耐電圧）

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
5.給排水衛生設備工事	5.1 機材	1) 衛生器具	・規格、仕様、種類、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認	
			2) ホンゾ	・仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			3) 温水発生機	・規格、仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			4) タソク	・仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			5) 消火機器	・規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			6) 厨房機器	・規格、材質、寸法、板厚、仕上げ ・安全装置の有無、転倒防止措置への対応	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			7) 排水金具	・規格、材質、構造、仕上げ、トラップの防水深さ及び有効面積	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			8) 柵及びふた	・規格、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
5.2 施工	1) 衛生器具	・取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認		
	2) 給排水衛生機器	・アンカーボルト取付け ・据付け状態、防振措置、保有距離	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認		

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
6. ガス設備工事	6.1 機材	1) 都市ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、材質、種類、構造 	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、仕上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 都市ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態 非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置 防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理 配管（気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 試験成績書等に係る書類確認
7. ざく井設備工事	7.1 機材及び施工	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構成、寸法 掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径 電気検査図、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充填、遮水状態、泥水濃度 揚水（予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復）水質 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認 	
		7.2 試験	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構成、形式、構造、防錆処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.1 機材	1) 現場施工型浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構造、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
8. 浄化槽設備工事	8.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		8.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 水張りの、満水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
9.医療力設備工事	9.1 機材	・規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	9.2 施工	・据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9.3 試験	・系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動 ・遠隔警報器（耐電圧・作動）	・試験に係る立会い確認 ・完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認 ・試験成績書・使用開始前に完工確認報告書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1. 一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることを確認 ②品質、性能を証明する資料を受け、内容を確認。 ③機材の各報告書を受け、内容を確認。 	
		1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠へい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確認・試験 <ul style="list-style-type: none"> ①外観の確認 ②個別性能機能確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書・指摘是正記録・是正記録写真等に係る書類確認 試験に係る立会い確認 試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認
2. 昇降機設備工事	2.1 機材	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） 防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時自家発供給・復電時正常復帰） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視・試験に係る確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
			2) エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> 仕様、構造、形状、寸法 性能、救出口（形状・位置） 材質、形状、寸法、板厚
	2.2 施工	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
3.機械式駐車設備工事	3.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者付加仕様 機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 視覚障害者用装置、点字銘板 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		<ul style="list-style-type: none"> 非常用エレベーター付加仕様 標識及び表示灯、非常スイッチ（位置・形状） 管制運転フロー、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		<ul style="list-style-type: none"> 材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 配線状態、端子ピスの増締め、ブラス接続箱 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
3.2 施工	2.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 着床精度、戸の開閉状態、セーフティスイッチの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置 規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認
		<ul style="list-style-type: none"> 規格、機能、性能、材質、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		<ul style="list-style-type: none"> 据付け状態、固定、勾配、隙間距離、設置位置、出入口の最小有効寸法、耐震措置 運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ピスの増締め 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> 負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

構造計画・施工計画の留意事項

沖縄県土木建築部

平成25年 4 月

目次

はじめに

第1編 総則	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第2編 構造計画	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第3編 構造設計・計算	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第4編 施工計画	・ ・ ・ ・ ・	P 6
第5編 施工実施	・ ・ ・ ・ ・	P 7

準拠基準略称一覧

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）：（社）公共建築協会
→標準仕様書
- ・ 建築工事監理指針：（社）公共建築協会
→監理指針
- ・ 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書：建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会→技術基準解説書
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（平成22年版）：（社）公共建築協会
→建築構造設計基準
- ・ 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事：日本建築学会
→JASS5
- ・ 壁式構造関係設計基準集・同解説（メ-ソ-リ-編）：日本建築学会
→壁式構造学会基準
- ・ 評定・評価を踏まえた高層建築物の構造設計実務：（財）日本建築センター
→高層建築物の構造設計実務

はじめに

沖縄県の建築物を取り巻く状況は、本土復帰や建築基準法等の各種基準の改正、塩害や高温多湿等の自然環境、鉄筋コンクリート造偏重の地域性等により、他県とは違う環境におかれているといえる。

社会状況の変化による住環境等の必要要件の変化、塩害などによる構造体の劣化により、建築物の建替サイクルはこれまで 30 年程度であった。しかしながら、厳しい財政状況、地球環境への配慮により、これまでのような建替サイクルを維持することは適切とは言えず、建築物の長寿命化に対する取組が求められているところである。

施設建築課及び技術管理課では、建築物の品質確保と長寿命化に向けた設計・施工各段階における留意点をまとめ、土木建築部が発注する建築工事に適用させることにより、公共建築物の品質確保等に寄与する事を目的とし本留意事項を定めることとする。

「第 1 編 総則」について

本留意事項の目的、適用範囲及び、受発注者が行うべき事項を明確化した。

「第 2 編 構造計画」について

設計を行う際に、意匠計画確定後に構造設計が始まることが多い。この際、意匠計画において構造計画上の配慮が欠けた、又は配慮がない状態で構造計算が行われ、適切ではない構造計画となったケースが多々見受けられる。

本編では、意匠段階から構造計画上の配慮すべき事項を把握した上で設計を行うと共に、構造設計や建築確認等の事務手続きの迅速化を図ることを目的とする。

「第 3 編 構造設計・計算」について

近年では構造計算プログラムが進歩し、迅速かつ緻密な計算が行われるようになった。しかし、構造計算プログラムに頼った設計や構造力学上の配慮・注意を行わず設計されているケースがあること、また、設計者各々の解釈で計算を進めることが少なくない。

本編では、技術基準解説書等の各種基準の取り扱い方針を明確化するとともに、統一された構造設計・計算が適切に行われる事を目的とする。

「第 4 編 施工計画」について

設計図書で指定されていない施工方法の計画は、受注者に任されている。しかし、設計図書で定められた品質を確保するためには、適正な施工計画を定める必要がある。

本編では、工事の施工計画を立てるに当たり、配慮する事項を定め、受注者が作成する施工計画書に反映させることを目的とする。

「第 5 編 施工実施」について

建築物の品質は、設計や施工計画がいくら良くても最終的には施工の出来に係っており、その作業方法や品質管理方法について、現場の作業員まで周知徹底を行う必要がある。

本編では、施工に携わるすべての者が、施工段階において特に配慮すべき事項を定め、的確な施工の実施を図ることを目的とする。

第1編 総則

1. 目的

本留意事項は、沖縄県土木建築部が発注する建築物（以下、県有建築物）の品質確保及び長寿命化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本留意事項は、県有建築物の設計及び工事に適用する。ただし、別途長寿命化に対する取り決めを行っている建築物には適用しない。
- (2) 本留意事項は、鉄筋コンクリート造（以下 RC 造）や鉄骨造（以下 S 造）等、県内で一般的に工事が行われる構造方法を対象とし、プレストレスコンクリート造等の建築基準法施行令第 80 条の 2 に定める構造方法に関しては、別途協議を行うこととする。

3. 運用方針

- (1) 発注担当者は、設計委託業務及び工事監理委託業務を受注する設計事務所（以下、設計事務所）、及び工事を受注する建設会社等（以下、施工者）に、本留意事項を周知徹底するとともに、設計及び工事が確実に実行されるよう監督する。
- (2) 設計事務所は、本留意事項を遵守し設計及び構造計算を行い、施工者への設計趣旨説明及び工事監理業務を行う。
- (3) 施工者は、本留意事項及び設計図書等に明記された事項を熟知した上で工事を実施するとともに、確実に作業が行われるよう作業員等への指示・監督を行い品質の確保に努めるものとする。

第2編 構造計画

1. 地盤調査について

- (1) 地盤調査を行う場合は、原則として標準貫入試験による地盤調査を行うこととし、併せて液状化の有無について検討を行う。
- (2) 各調査位置で、支持層深さが一定でない場合、必要に応じて超音波試験やサウンディング試験等の追加試験を行う。
- (3) 液状化の検討を行う場合、地表面における設計用水平加速度 α_{max} は、200gal 以上とする。

2. 基礎形式について

- (1) 直接基礎以外の基礎形式とする場合、杭、地盤改良等の各工法の妥当性及びコスト比較を行った上で基礎形式を決定する。
- (2) 琉球石灰岩層の杭工事においては、地盤における亀裂、空洞の有無を詳細に検討する。亀裂等が予想される場合は、セメントミルクや根固め液を使用する工法を採用しない。

3. 梁について

- (1) 地中梁は、最下層内柱の剛比に対し2～3倍を確保するよう配慮する。
- (2) 原則として梁のスパンは10 m以下とする。やむを得ず10 mを超えるスパンとする場合は、長期荷重に対するクリープや振動障害の影響を詳細に検討する。

4. 柱について

- (1) RC造の場合、柱については内法高さ／柱径 (h_c / D) が2以上となるよう計画することとし、腰壁、たれ壁等により短柱が生じないように設計を行う。ベランダ手すり壁、回り階段踊場受け梁等はモデル化が難しいので、特に注意すること。

5. 柱脚について

- (1) S造柱脚形式において根巻き柱脚を採用する場合、根巻き部分の高さは柱幅×2.5以上を確保する。確保出来ない場合は根巻き柱脚を採用しない。

6. スラブについて

- (1) 軟弱地盤、液状化により支持力の低下が予想される地盤の上に設けるスラブ、杭基礎とした建築物で執務室や教室として使用する室のスラブは、土間スラブとせず構造スラブとするか、それに準ずる措置を講じる。
- (2) 梁で囲まれるスラブ面積は、25 m²程度を目安に小梁を配置する。ただし、ボイドスラブ等を除く。
- (3) 庁舎においては、将来、書棚や移動書架などが集中配置できる重荷重ゾーンの必要性について検討を行う。

7. 使用材料について

- (1) 使用するコンクリートの水セメント比は55%以下とし、各部位の設計かぶり厚さ

は次表(ロ)を原則とする。ただし、水セメント比を 50 %以下とする場合の設計かぶり厚さは次表(イ)を採用できる。

表 設計かぶり厚さ

			設計かぶり厚さ	
			(イ)	(ロ)
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	3 cm	4 cm
		屋外	4 cm	5 cm
	耐力壁、柱又ははり	屋内	4 cm	5 cm
		屋外	5 cm	6 cm
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり又は基礎の立ち上がり部分		5 cm	6 cm
	基礎（立ち上がり部分および捨てコンクリート部分を除く）		7 cm	8 cm

- (2) スランプについては 15cm 以下を標準とし、十分締め固めが行える範囲でできるだけ小さい値とする。ただし、高性能 AE 減水剤や流動化剤等の混和材料を用いて施工する場合はこの限りではない。
- (3) 建築物を海岸線から 150m 以内に建設する場合のコンクリート品質等については、前述によらず JASS5 第 25 節によるものとする。
- (4) S 造の場合、原則として主要構造部に SS 材を採用しない。
- (5) 冷間成型角形鋼管を使用する場合、原則として主要構造部に STKR 材を使用しない。
- (6) 間仕切り壁等の非構造部材を補強 CB とする場合、壁厚や材料種別等については壁式構造学会基準に準拠させる。
- (7) S 造において、間仕切り壁等に補強 CB を採用しない。やむを得ず採用する場合は、地震時等の建物の変形を考慮し、補強 CB と内外壁パネル及びスラブとの接続方法を別途検討する。

8. ピロティについて

- (1) 原則としてピロティ形式は採用しない。やむを得ずピロティとする場合は、技術基準解説書付録 1-6 の設計方針を満足させる必要があるため、柱径やスパン等に注意し意匠設計を行う。

第3編 構造設計・計算

1. 参考資料の取り扱いについて

- (1) 技術基準解説書及び各種学会基準に適合させ構造計算を行う。技術基準解説書及び各種学会基準の記述に齟齬がある場合、技術基準解説書を優先する。

2. 構造計算プログラムの採用について

- (1) 構造計算プログラムは、原則として一貫計算プログラムを使用すること（2次部材等を除く）。やむを得ず非一貫計算プログラムを使用する場合は、使用プログラムのマニュアル及び計算内容、結果の概要が分かる構造計算説明書を添付すること。
- (2) 構造計算を行う場合、コンクリート強度、コンクリートのかぶり厚さ等、前編及び構造特記仕様書と齟齬がないよう注意する。

3. 荷重及び外力について

- (1) 積載荷重については、当該建築物の使用状況に応じ実情に合わせて設定するものとするが、特別な調査や資料に基づき設定する場合を除き、建築基準法施行令第85条の規定を下回る数値を採用しない。
- (2) 建築基準法施行令第85条第2項に規定する鉛直荷重の低減は原則として行わない。ただし、暴風時等で建物の転倒及び基礎の引き抜きを検討する場合は、当該規定に準じ積載荷重を減らした数値を採用し検討を行う。
- (3) 書庫、電算機室、倉庫等については、安全率を考慮し積載荷重を決定する。
- (4) 柱の設計を行う場合、原則として2方向曲げを考慮し検討を行う。
- (5) 大きな庇の取り付く梁等で梁に大きなねじれが生じる場合、別途ねじれモーメントに対する断面検討を行う。
- (6) 屋根スラブの設計においては、完成後に太陽光パネル等の設備が設置されることを想定し荷重設定を行う。この場合、屋根の構造や設置工法を適切に想定し過大な荷重とならないよう検討を行う。
- (7) 大型車両やフォークリフトが通行する床板については、別途建築構造設計基準 §4.8.1 を参考に検討を行う。
- (8) 杭の長さが杭径の10倍以下の場合、杭先端地盤の支持力に、次式を乗じて支持力を低減する。

$$\beta_2 = 0.2 + 0.08 \times (L/D)$$

L：杭の長さ（m）

D：杭の直径（m）

- (9) 耐力の割り増しについては、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日国営設第101号）に準じ決定するものとするが、ルート3における保有水平耐力値の割り増しのみではなく、ルート1、2の場合についても地震力の割り増し等を考慮して計算を行う。

4. モデル化について

- (1) ベランダ手すり壁が取り付く柱、階段踊り場受けの梁が取り付く柱について、剛域の設定や、層の追加等を行い適切にモデル化を行うこと。この場合、柱が短柱になら

ないように注意する。

- (2) 杭工事において打ち込み工法を採用する場合、杭頭処理は杭頭カットを前提に検討を行うこととし、杭頭は基礎フーチンに杭径 $1 D$ 以上のみ込ませる。
- (3) 体育館及び吹き抜けのある建築物については、剛床仮定成立の可否を詳細に検討する。
- (4) 構造スリットを設ける場合、漏水や袖壁幅（施工性）を考慮し計画する。

5. 許容応力度計算について

- (1) RC 造でルート 1 を採用する場合、耐力壁や袖壁を有する構造としなければならない。

6. 許容応力度等計算について

- (1) RC 造でルート 2-2 を採用し計算を行う場合、各階の柱の半数以上に袖壁をバランス良く配置するものとする。
- (2) RC 造の場合、ルート 2-3 は採用しない。

7. 保有水平耐力計算について

- (1) 保有水平耐力時においては、基礎梁にヒンジを生じさせてはならない。
- (2) 保有水平耐力時及びメカニズム時において、柱の脆性破壊は許容しない。
- (3) 保有水平耐力時の検討においては、基礎の浮き上がりを考慮し検討を行う。ただし、連層耐震壁などで転倒モーメントによる浮き上がりによって保有水平耐力が決定される場合を除く。
- (4) RC 造及び SRC 造の場合、保有水平耐力時の層間変形角は $1/100$ 以下とする。

8. ピロティの取り扱いについて

- (1) RC 造の構造計算でルート 1 を採用し、かつピロティ形式を採用した場合でも、別途技術基準解説書付録 1-6 に基づく検討を行うものとする。
- (2) 単独ピロティ柱（技術基準解説書付録 1-6 に定義されているピロティ以外のピロティ柱）についても、技術基準解説書付録 1-6 付表 1-6-1 の性能を満足させること。
- (3) ピロティ階上部の壁内蔵型梁の設計については、「高層建築物の構造設計実務 6.5.5 (2) 耐力壁が下階で抜ける部分の上階の壁内蔵型梁の検討」に基づき設計を行うこと。

第4編 施工計画

1. RC造等におけるかぶり厚さ等に関する留意事項

- (1) RC造等の場合、スラブに設備配管類を埋め込まない。やむを得ず一般階のスラブに配管類を埋め込む場合は、管類はスラブ上下配筋の中間に収め、配管類間のあきは30mm以上とする。
- (2) RC造等の場合、壁には設備配管類を埋め込まない。やむを得ず間仕切壁に配管類を埋め込む場合は、管類は壁板内外配筋の中間に収め、配管類間のあきは30mm以上とする。
- (3) RC造等の場合、柱及び梁には設備配管類を埋め込まない。やむを得ず柱及び梁に配管類を埋め込む場合は、コンクリートの耐久性のほか、構造耐力上支障がないように配管類を分散して配置するとともに、出来るだけ配管類のかぶり厚さや配管類と鉄筋とのあきを確保すること。
- (4) RC造の壁、柱、片持ちスラブ等で目地を設ける場合、設計かぶり厚にフカシコンクリート厚さを加えたスペーサーを挿入し配筋作業を行うこと。特に、片持ちスラブ先端等でコンクリートの剥離が懸念される箇所では、かぶり厚さの管理を徹底すること。

2. レディーミクストコンクリートの品質確保について

- (1) 「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成15年11月10日付け国営建第95号）（以下「課長通知」という。）及び「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について」（平成15年11月10日付け国営技第71号）（以下「室長通知」という。）を適用することを念頭に、施工計画を立てること。

3. 暑中におけるコンクリートの取扱い

- (1) 日平均気温の平年値が25℃を超える期間に打ち込むコンクリートの呼び強度は、設計基準強度（ F_c ）に構造体強度補正值（ S ）の6 N/mm²を加えた値以上とする。

第5編 施工実施

1. レディーミクストコンクリートの品質管理について

- (1) 施工時においても「課長通知」及び「室長通知」を適用する。なお、荷卸し地点の単位水量測定にあたっては、「課長通知」及び「室長通知」のほか、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成 16 年 3 月 8 日付け国土交通省大臣官房技術調査課事務連絡）を参考にすること。

2. レディーミクストコンクリートの運搬について

- (1) レディーミクストコンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間の限度は、外気温が 25℃未満の場合は 90 分、25℃以上の場合は 60 分とする。

3. コンクリートの打込みについて

- (1) 打込みに先立ち、鉄筋のかぶり厚さ、型枠の建込みが許容差内に収まっていることや付帯設備・取付け金具および埋設物の位置が正しいことを確認する。
- (2) 壁などの厚さの薄い部材の打込みは、1 回の打ち上げ高さをコンクリートが分離しない範囲とし、締め固めてほぼ水平にならした後、その上層の生コンクリートを打ち込む。この際、打込みは打込み区画の隅・端部より始める。
- (3) スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱の生コンクリートと連続している場合には、壁又は柱のコンクリートを打ち込んだ後、沈みの状態を見計らってから、スラブ又は梁のコンクリートを打ち込む。
- (4) 打込み継続中における打設時間間隔の限度は、外気温が 25℃未満の場合は 120 分、25℃以上の場合は 90 分とし、先に打ち込まれた再振動可能時間以内とする。
- (5) 棒形振動機は、型枠の底部まで挿入し、スイッチを入れた後にコンクリートを充填する。充填したコンクリートの全てに振動を与えられるようにゆっくり引き抜く。
- (6) 型枠振動機は下から上に向かって空気を逃がす方向に振動を与える。この時、型枠の締め付け金具が緩まないよう注意する。
- (7) 暑中においては、コンクリートの荷卸しから打込み終了までの時間の限度は、原則 30 分とする。

4. コンクリートの打込み後の養生について

- (1) せき板の存置期間は、原則として標準仕様書 6.7.2 における表 6.7.1 湿潤養生の期間とする。
- (2) 前項によらず、標準仕様書 6.9.5 に基づきせき板を取り外した場合は、コンクリート打設時から 5 日以上、コンクリート面が乾燥しないよう養生マット又は水密シート等で覆う方法により湿潤養生を行うこと。

5. 鋼材類の取扱い及び保管について

- (1) 現場に搬入された鉄筋、溶接金網は角材又は丸太などにより、地面から 10cm 以上離して置く。長期間屋外に保管する場合や海岸近くで海水の影響を受けるような場所では、シート又は仮小屋などで覆い養生する。

6. 高力ボルトの取扱いについて

- (1) 包装の完全なものを未開封状態のまま工事現場へ搬入する。受入時に、荷姿・外観・等級・径・長さ・ロット番号などをメーカーの規格品証明書（社内検査成績書）に合致し、発注時の条件を満足するものであることを確認する。
- (2) 高力ボルトは、種類、等級、径、長さ、ロット番号ごとに区分し、雨水、じんあいなどが付着せず、温度変化の少ない適切な場所に保管する。
- (3) ねじ山等に損傷がある高力ボルトは使用しない。
- (4) 一度使用したボルトは、再利用してはならない。

7. 鉄骨工事における錆止め塗装について

- (1) 次のような気象条件では塗装作業を中止する。
 - ① 塗装場所の相対湿度が 85 %以上のとき。
 - ② 塗装時又は塗装の乾燥前に降雨、強風、結露などによって表面に水滴、ほこりなどが付着しやすいとき。
 - ③ 炎天下で鋼材表面の温度が 50 °C以上と高く、塗膜に泡を生ずるおそれがあるとき。

8. 建方精度の計測について

- (1) 建方精度の計測は骨組全体、鋼製巻尺、器具の温度による変動が少なくなるような時刻に行う。また、鋼製巻尺は、使用に当たり、指定された張力で測定し、温度補正を行う。

(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)

令和7年度

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)					工事年度	令和7年度	
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地					図面名称	表紙	
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課					縮尺		
						図面番号	A-00	
摘要						設 名 称	株式会社 アーキ5D	
審査	課長	技術調整監	班長	主幹	担当者	計 資格者氏名	新里 均	
						者 登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
						所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2丁目47番16号	

図面目録【建築】

【意匠】

図面番号	図面名称	縮尺		図面番号	図面名称	縮尺	
		A1	A3			A1	A3
A-00	表紙	—	—	A-40	外構撤去図 (1)	1/20 (100) (300)	1/40 (200) (600)
A-01	図面目録	—	—	A-41	外構撤去図 (2)	1/10 (30)	1/20 (60)
A-02	特記仕様書 (1)	—	—	A-42	防鳥ネット伏図	1/200	1/400
A-03	特記仕様書 (2)	—	—	A-43	磁気探査図 (表層)	1/200	1/400
A-04	特記仕様書 (3)	—	—	A-44	磁気探査図 (1層目経層)	1/200	1/400
A-05	特記仕様書 (4)	—	—	A-45	磁気探査図 (2層目経層)	1/200	1/400
A-06	特記仕様書 (5)	—	—	A-46	磁気探査図 (3層目経層)	1/200	1/400
A-07	案内・配置図	1/50 (150) (500) (2000)	1/100 (300) (1000) (4000)	赤土-01	赤土等流出防止計画図	1/100 (250)	1/200 (500)
A-08	面積求積図	1/500	1/1,000	法-01	平均地盤面算定図	1/100 (250)	1/200 (500)
A-09	共通仮設図	1/300	1/600				
A-10	仕上表	—	—				
A-11	平面図 (1)	1/150	1/300				
A-12	平面図 (2)	1/150	1/300				
A-13	屋根伏図	1/150	1/300				
A-14	立面図	1/150	1/300				
A-15	断面図	1/150	1/300				
A-16	下層部平面詳細図 (1)	1/100	1/200				
A-17	下層部平面詳細図 (2)	1/100	1/200				
A-18	上層部平面詳細図 (1)	1/100	1/200				
A-19	上層部平面詳細図 (2)	1/100	1/200				
A-20	A・D断面詳細図 (1)	1/50	1/100				
A-21	A断面詳細図 (2)	1/50	1/100				
A-22	B断面詳細図・X 2 展開図	1/50	1/100				
A-23	C断面詳細図	1/50	1/100				
A-24	Y 5 展開図 (1)	1/50	1/100				
A-25	Y 5 展開図 (2)	1/50	1/100				
A-26	X 8 展開図	1/50	1/100				
A-27	Y 1 展開図 (1)	1/50	1/100				
A-28	Y 1 展開図 (2)	1/50	1/100				
A-29	屋根・壁詳細図 (1)	1/10	1/20				
A-30	屋根・壁詳細図 (2)	1/10	1/20				
A-31	屋根・壁詳細図 (3)	1/10	1/20				
A-32	建具KEYPLAN	1/250	1/500				
A-33	建具表	1/50	1/100				
A-34	タラップ詳細図	1/10 (20)	1/20 (40)				
A-35	シャッター詳細図 (1)	1/5 (40)	1/10 (80)				
A-36	雑詳細図 (1)	1/10 (15) (20)	1/20 (30) (40)				
A-37	雑詳細図 (2)	1/2 (20)	1/4 (40)				
A-38	外構図 (1)	1/250	1/500				
A-39	外構図 (2)	1/10 (20)	1/20 (40)				

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	図面目録
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	—
		図面番号	A-01
摘要	設計製図		
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部		令和8年1月改定版																																			
1 工事概要		令和8年1月改定版																																			
<p>(1) 工 事 名 : (仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)</p> <p>(2) 工 事 場 所 : 那覇市港町1丁目204番地・205番地 (地域地区等:)</p> <p>(3) 敷 地 面 積 : 10,659.08 m²</p> <p>(4) 工 事 種 目 : 新築</p> <p>ア 建築物</p> <table border="1"> <tr><td>建築物の名称</td><td>新港ふ頭10号上屋</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主要用途</td><td>倉庫</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構造及び階数</td><td>RC造+S造 地上1階</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工事種別</td><td>新築</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>1,862.55 m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr><td>延べ面積</td><td>1,689.10 m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> </table> <p>イ 工作物及び立木</p> <table border="1"> <tr><td>工作物等の名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>数量</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		建築物の名称	新港ふ頭10号上屋			主要用途	倉庫			構造及び階数	RC造+S造 地上1階			工事種別	新築			建築面積	1,862.55 m ²	m ²	m ²	延べ面積	1,689.10 m ²	m ²	m ²	工作物等の名称				数量				<p>ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。</p> <p>エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。</p> <p>(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p> <p>(6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。</p> <p>(7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。</p> <p>(8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。</p> <p>(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>(10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>(11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</p> <p>(12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。</p> <p>(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険・厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p>		<p>イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p> <p>(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html</p>	
建築物の名称	新港ふ頭10号上屋																																				
主要用途	倉庫																																				
構造及び階数	RC造+S造 地上1階																																				
工事種別	新築																																				
建築面積	1,862.55 m ²	m ²	m ²																																		
延べ面積	1,689.10 m ²	m ²	m ²																																		
工作物等の名称																																					
数量																																					
2 本工事の設計時期		① 適用基準等																																			
<p>本工事の設計書は、令和 8年 2月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。</p>		<p>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。</p>																																			
3 建築工事仕様		② 工事実績情報の登録(1.1.4)																																			
<p>(1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和7年版](以下「標準仕様書」という。)による。</p> <p>(2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。 「」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参- . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。</p>		<p>③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)</p> <p>工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>																																			
4 その他		4 工事の余裕期間																																			
<p>(1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p> <p>(3) ウィークリースタンスの実施 工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html</p> <p>(4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。</p>		<p>【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】</p> <p>(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。</p> <p>(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。</p> <p>(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。</p>																																			
5 遠隔臨場の実施(1.1.14)		5 遠隔臨場の実施(1.1.14)																																			
6 概成工期(1.2.1)		6 概成工期(1.2.1)																																			
7 品質計画等(1.2.2)		7 品質計画等(1.2.2)																																			
8 施工図等(1.2.3)		8 施工図等(1.2.3)																																			
<p>建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0= 46 m/s (平12建告第1454号第2)</p> <p>(2) 地表面相度区分: III (8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4)</p> <p>(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>(2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p>		<p>図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。</p> <p>建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0= 46 m/s (平12建告第1454号第2)</p> <p>(2) 地表面相度区分: III (8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4)</p> <p>(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>(2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p>																																			
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和 7 年度																																		
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	建築工事特記仕様書(その1)																																		
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	—																																		
摘 要		図面番号	A-02																																		
検 印	管理建築士	設 計	図 面 称 (株)アーキ5D																																		
		製 図	資格者氏名 新里 均																																		
		設 計 者	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号																																		
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-1																																		

章	項目	特記事項							
1 一般共通事項へ続き	⑨ 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。							
	⑩ 電気保安技術者 (1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。							
	⑪ 施工条件 (1.3.5)	<p>施工順序等の制約 無し</p> <p>有り ① 現場説明書による・図示・</p> <p>工事車両の駐車場所 ② 図示・現場説明書による・仮囲い内 資材、機材置場 ③ 図示・現場説明書による・仮囲い内 建設発生土の仮置場 ④ 図示・現場説明書による・仮囲い内 その他の施工条件 ⑤ 図示・現場説明書による・</p>							
	⑫ 施工中の安全確保及び環境保全等 (1.3.7) (1.3.10)	<p>(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。</p> <p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)</p> <p>ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発電発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン</p>							
⑬ 交通安全管理 (1.3.8)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)								
⑭ 発生材の処理等 (1.3.11)	<p>(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生材の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者に引き渡すもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場において再利用を図るもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。</p> <p>(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいた。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。</p>		発生材の種類	発注者に引き渡すもの		特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法		現場において再利用を図るもの	
	発生材の種類								
発注者に引き渡すもの									
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法									
現場において再利用を図るもの									

⑮ 主任技術者・監理技術者	<p>なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者として入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。</p> <p>イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。</p>
⑯ 主任技術者等の資格	<p>(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの <p>ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> <p>(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。</p> <p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
⑰ 主任技術者又は監理技術者の兼務	<p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。</p>
⑱ 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <p>① 火災保険 ② 建設工事保険 ③ 組立保険 ④ 請負業者賠償責任保険</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。</p>

⑲ ゆいくる材について	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあつては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>								
⑳ 技能士 (1.5.2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※別紙参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種別	技能検定作業	※別紙参照					
適用工事種別	技能検定作業								
※別紙参照									
21 化学物質の濃度測定 (1.5.10)	<p>(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考				
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考						
㉑ 完成時の提出図書 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3)	<p>※完成図 ※保全に関する資料</p> <p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「當繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記入内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>詳細図</td> <td>監督員との協議による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(GD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。</p> <p>(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書</p> <p>(6) 建築物等の利用に関する説明書について ・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	種類	記入内容	詳細図	監督員との協議による。				
種類	記入内容								
詳細図	監督員との協議による。								

㉒ 設計図CADデータの貸与	<p>本工事は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>		
24 情報共有システム	<p>(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】 :ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)</p>		
㉓ 墜落制止用器具	<p>・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>		
26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>		
27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	<p>・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>		
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	建築工事特記仕様書(その2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	—
摘要		図面番号	A-03
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名称 (株)アーキ5D 資格者氏名 新里均 登録番号 一級建築士大臣登録第218581号 所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-1

20 技能士(1.5.2)
※別紙

適用工事種別	技能検定作業
鉄筋工事	鉄筋施工(鉄筋組立て作業)
コンクリート工事	型枠施工/コンクリート圧送施工
鉄骨工事	とび(とび作業)
コンクリートブロック工事	ブロック建築
防水工事	ウレタンゴム系塗膜防水/シーリング防水
石工事	石材施工(石張り作業)
タイル工事	タイル施工(タイル張り作業)
屋根及びとい工事	建築板金(内外装板金作業)
金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)
左官工事	左官(左官作業)
建具工事	サッシ施工
塗装工事	建築塗装/金属塗装
内外装工事	プラスチック系床仕上げ/ボード仕上げ
舗装工事	アスファルト舗装
磁気探査工事	磁気探査

2 仮設工事

3 土工事

4 地業工事

5 鉄筋工事

6 コンクリート工事

工事名称	〈仮称〉新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)		工事年度	令和 7 年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	建築工事特記仕様書(その2)	
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	—	
摘要			図面番号	A-03(別紙)
検印	管理建築士	設計	製図	図面名称 (株)アーキ5D
				資格者氏名 新里 均
				登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
			所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-1

仮設工事
① 工事用水
② 工事用電力
③ 環境対策について
④ 足場その他
⑤ 監督員事務所

土工事
① 埋戻し及び盛土
② 建設発生土の処理

地業工事
1 載荷試験
2 杭地業
3 床下防湿層

鉄筋工事
① 鉄筋
② 溶接金網
③ 継手及び定着
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
⑤ 各部配筋
⑥ 機械式継手

コンクリート工事
① コンクリートの強度
② コンクリートの材料
③ コンクリートの強度試験
④ コンクリート打放し仕上げ
⑤ コンクリートの品質管理
⑥ 打継ぎ
⑦ 型枠
⑧ 軽量コンクリート
⑨ 暑中コンクリート
⑩ 品質確保

鉄骨工事
① 鋼材
② 高力ボルト
③ 普通ボルト
④ アンカーボルト
5 デッキプレート
6 スタッ
⑦ 柱底均しモルタル
8 材料試験等
9 仮組
⑩ 溶接
⑪ 塗料の種類
12 耐火被覆の種類及び性能
⑬ その他

コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事
1 補強コンクリートブロック造
2 コンクリートブロック帳壁及び塀
3 ALCパネル
4 押出成形セメント板(ECP)

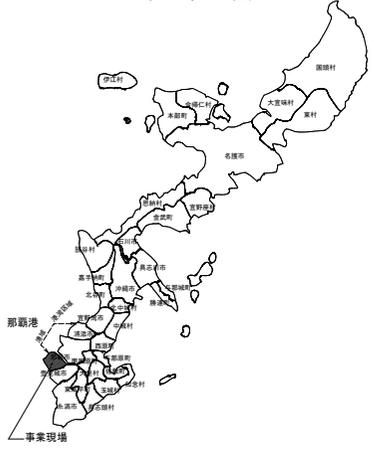
5 外壁パネル工法
(1) 地震に対する安全性
(2) 構造体の層間変形に対する追従性

9 防水工事
① 防水の種類
② シーリング
③ 保証

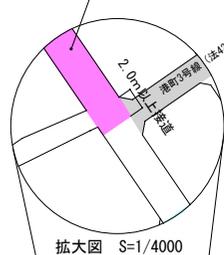
10 石工事
1 石材
2 壁の石張り工法
工事名称
工事場所
発注機関
摘要
検印

10 石工事 へ続き	3 床及び階段の石張り (10.6.2)(10.6.3)	<table border="1"> <tr> <th>厚さ</th> <th>石裏面処理</th> <th>目地幅</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	厚さ	石裏面処理	目地幅	備考					3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	2 せつこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	<table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材料	種類	厚さ				6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table border="1"> <tr> <th>ドアセット等の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・簡易気密型ドアセット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・簡易気密型ドアセット												
	厚さ	石裏面処理	目地幅	備考																																			
材料	種類	厚さ																																					
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																				
・簡易気密型ドアセット																																							
4 特殊部位の石張り(10.7.1)(10.7.2)(10.7.3)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>石材の厚さ</th> <th>石裏面処理</th> <th>裏打ち処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考							4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	3 モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル:・現場調査材料・既調査材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する・実施しない】	7 ステンレス製建具 (16.6.2)(16.6.3)	(1) 建具の性能等 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>耐風圧性</th> <th>備考(材料等)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)															
施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考																																		
施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)																																			
11 タイル工事	1 タイル (11.2.2)(11.3.2)	(1) タイルの種類 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状・寸法</th> <th>うわぐすり</th> <th>吸水率</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>耐滑り性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性								13 屋根及びとい工事	1 長尺金属板葺 (13.2.2)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>屋根葺形式</th> <th>板及びコイルの種類</th> <th>塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号</th> <th>厚さ等</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等						4 仕上塗材仕上げ(15.6.2)(表15.6.1)	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状・工法等</th> </tr> <tr> <td>複層仕上塗材</td> <td>複層塗材RE</td> <td>凹凸状 吹付</td> </tr> </table>	種類	呼び名	仕上げの形状・工法等	複層仕上塗材	複層塗材RE	凹凸状 吹付	8 木製建具 (16.7.2)(16.7.4)	(1) かまち戸 かまちの樹種: 、鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類: 、縁の仕上げ:
	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性																																
施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等																																			
種類	呼び名	仕上げの形状・工法等																																					
複層仕上塗材	複層塗材RE	凹凸状 吹付																																					
2 あと張り工法 (11.2.6)(11.3.5)(表11.2.3)(表11.3.2)	(2) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 壁タイル張りの工法等 <table border="1"> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>大きさ</th> <th>工法</th> <th>張付け材料の種類、塗厚等</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等					2 折板 (13.3.2)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形式の区分</th> <th>山高・山ピッチ</th> <th>耐力による区分</th> <th>材料による区分</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ							5 マスチック塗料塗り(表15.7.1)	(1) 下塗り及び中塗りに用いるせつこうプラスター ・既調査プラスター(下塗り用)・現場調査プラスター(下塗り用) (2) 上塗り:・既調査プラスター(上塗り用)・しっくい塗り	9 建具用金物 (16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>金物の種類</th> <th>見え掛り部の材質</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考	図示							
タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等																																				
施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ																																		
形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考																																				
図示																																							
12 木工工事	1 木材 (12.2.1)(表12.2.1)	(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種・B種	3 県産瓦葺	(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】	10 鍵 (16.8.4)	6 せつこうプラスター塗り (15.8.2)(15.8.3)	(1) しっくい:・現場調査材料・既調査材料() 仕上げ厚さ:	11 自動ドア開閉装置 (16.9.3)(表16.9.4)	(1) マスターキー(1)・製作する・製作しない (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。																														
	(表12.2.2)	(2) 製材 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材】		4 瓦 (13.4.3)		(1) 瓦の緊結方法: () <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>規格名称</th> <th>材質</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>JIS K 6741</td> <td>VP</td> <td>種受 溶融亜鉛めっき</td> </tr> </table>	材種	規格名称	材質	備考	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	種受 溶融亜鉛めっき	11 自動ドア開閉装置 (16.9.3)(表16.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:																							
材種	規格名称	材質	備考																																				
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	種受 溶融亜鉛めっき																																				
(表12.2.2)	(3) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材】	4 瓦 (13.4.3)	5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】	12 シャッター (16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)	(1) 建具の性能等 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠見込み寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>S-7(3600)</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>S-6(2800)</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> </table>	種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所	その他	S-7(3600)	A-4	W-5	図示	図示	C種	S-6(2800)	A-4	W-5	図示	図示	13 オーバーヘッドドア(16.13.2)	(1) シャッターの種類(1)・重量()・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 開閉機能:【・手動式○・電動式】 (4) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【(○)設ける・設けけない】 (5) スラットの形式: 【・インターロック型○・オーバーラッピング型】													
種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所																																		
その他	S-7(3600)	A-4	W-5	図示	図示																																		
C種	S-6(2800)	A-4	W-5	図示	図示																																		
(表12.2.2)	(4) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】	4 瓦 (13.4.3)	14 金属工事	(1) 建具の性能等 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠見込み寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所							14 ガラス (16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:																					
種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所																																		
(表12.2.2)	(5) 合板等【・普通合板・構造用合板】	4 瓦 (13.4.3)	15 左官工事	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table border="1"> <tr> <th>ドアセット等の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・防音ドアセット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・断熱ドアセット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・耐震ドアセット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				・耐震ドアセット				17 カーテンウォール工事	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性									
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																				
・防音ドアセット																																							
・断熱ドアセット																																							
・耐震ドアセット																																							
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(6) パーティクルボード	4 瓦 (13.4.3)	16 防錆処理	(3) 外部に面する建具の表面処理の種類及び複合皮膜の種類 種類: B-1 複合皮膜の種類(1)・A1・A2【(JIS H 8602)】 (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(3) 材料の種類 <table border="1"> <tr> <th>金属材料</th> <th>シーリング材</th> <th>耐火目地材</th> <th>断熱材</th> <th>構造ガasket</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガasket																												
金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガasket																																			
(表12.2.2)	(7) 構造用パネル	4 瓦 (13.4.3)	17 左官工事	(4) 樹脂製建具 (16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)	(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【(○)設ける・設けけない】 (5) スラットの形式: 【・インターロック型○・オーバーラッピング型】	(4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カバー																																	
(表12.2.2)	(8) 金属成形板張り	4 瓦 (13.4.3)	18 左官工事	4 樹脂製建具 (16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)	(5) スラットの形式: 【・インターロック型○・オーバーラッピング型】	(4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カバー																																	
(表12.2.2)	(9) アルミニウム製笠木	4 瓦 (13.4.3)	19 左官工事	5 鋼製建具 (16.4.1)(16.4.2)	(6) PCカーテンウォールの仕上げ: (7) 構造ガasketを用いるガラスの取付け:	(4) 先付け材料:【・建具枠・ゴンドラ用ガイドレール・仕様等については、図示による。 (5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ: (6) PCカーテンウォールの仕上げ: (7) 構造ガasketを用いるガラスの取付け:																																	
(表12.2.2)	(10) アルミニウム製野縁受	4 瓦 (13.4.3)	20 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(1) 建具の性能等 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠見込み寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所							(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性													
種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所																																		
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(11) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	21 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table border="1"> <tr> <th>ドアセット等の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・簡易気密型ドアセット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・簡易気密型ドアセット				(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (4) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																				
・簡易気密型ドアセット																																							
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(12) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	22 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (4) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (4) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(13) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	23 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(4) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (5) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(4) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (5) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(14) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	24 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(5) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(5) 重量がある扉等 ・24 その他 1重量がある扉等 による。	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(15) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	25 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(16) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	26 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(17) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	27 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(18) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	28 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(19) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	29 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(20) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	30 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(21) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	31 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(22) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	32 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(23) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	33 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(24) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	34 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(25) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	35 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(26) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	36 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(27) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	37 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(28) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	38 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(29) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	39 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(30) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	40 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(31) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	41 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table border="1"> <tr> <th>耐風圧性能</th> <th>耐震性能</th> <th>水密性</th> <th>気密性</th> <th>耐火性</th> <th>耐温度性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																								
耐風圧性能	耐震性能	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																
(表12.2.2)	(32) 鋼製軽量建具	4 瓦 (13.4.3)	42 左官工事	6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.																																			

位置図



法第43条2項2号許可
※申請建物のルート



拡大図 S=1/4000

法第43条2項2号許可
※申請建物のルート

既設建物：不明（取り壊し予定）

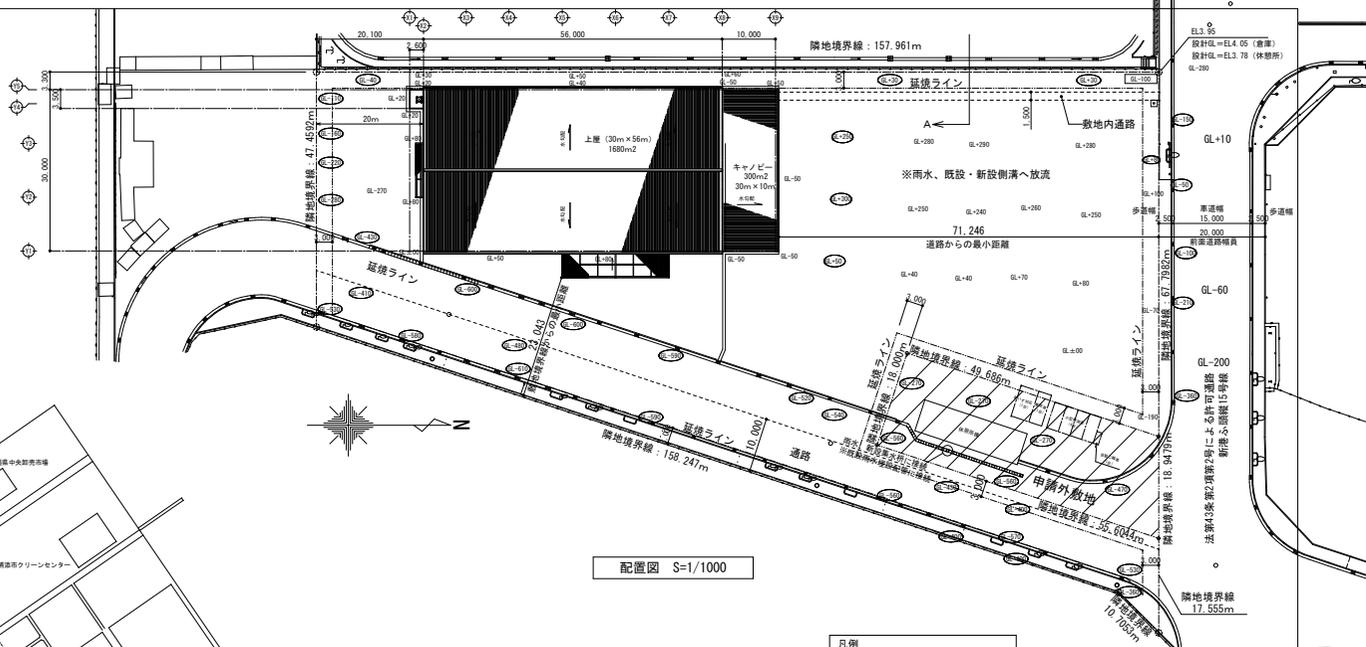
物流棟：3階建て
事務所棟：7階建て
那覇港総合物流センター

10号上屋設計対象敷地

新港ふ頭

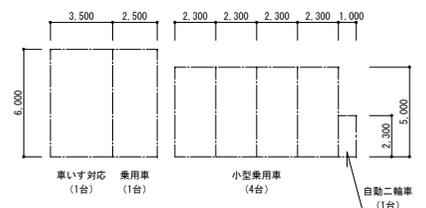
浦添ふ頭

案内図兼臨港道路配置図 NO SCALE



配置図 S=1/1000

- 凡例
- 申請敷地範囲を示す。
 - 延焼ラインを示す。



※駐車用の部分を明確に区分すること。
区分はロープにて行うこと。

駐車施設詳細図 S=1/300
(駐車施設別途工事)

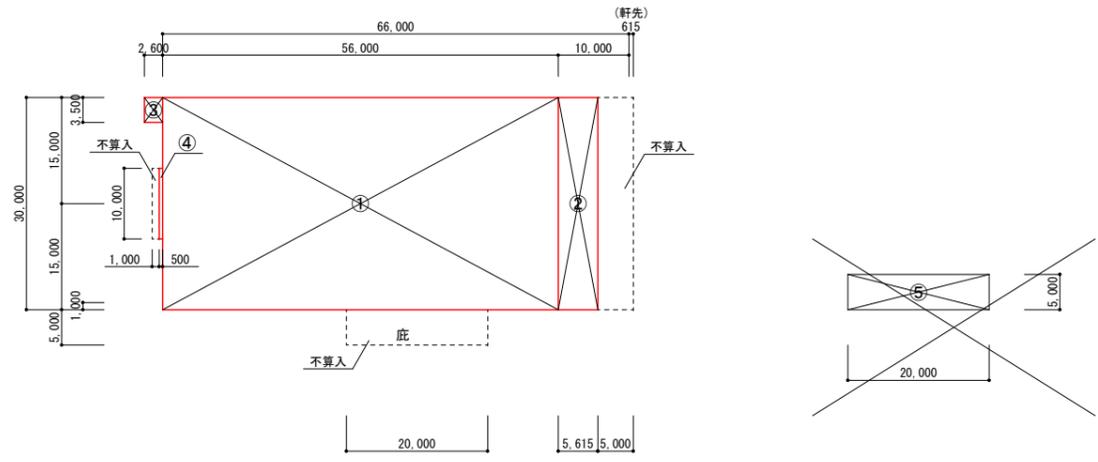
- 倉庫棟
- ・道路幅員：20.00m
 - ・敷地と接している部分の道路の長さ：85.3532m



A断面図 S=1/100

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	案内・配置図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/50(150)(500)(2000) A3:1/100(300)(1000)(4000)
摘要		図面番号	A-07
検印	管理建築士 設計 製図	名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

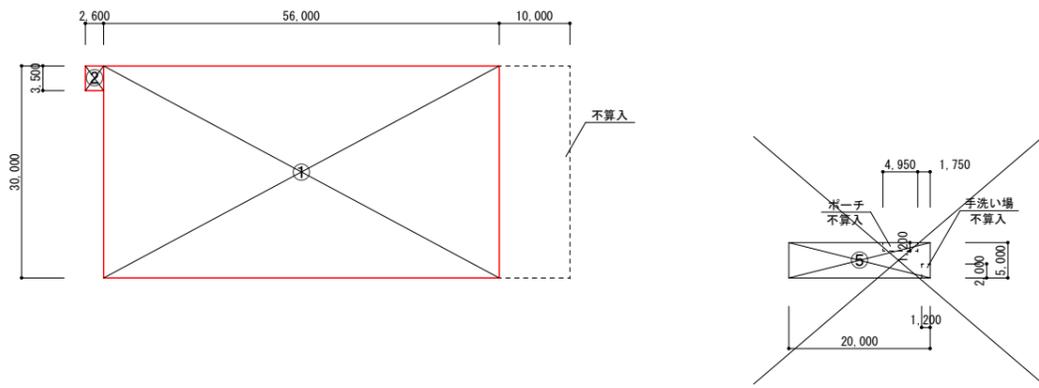
建築面積



倉庫棟		
番号	算定式	算定結果
①	56.00 × 30.00	1680.00
②	5.615 × 30.00	168.45
③	2.60 × 3.50	9.10
④	10.00 × 0.50	5.00
合計		1,862.55
建築面積 (㎡)		1,862.55

休憩所棟		
番号	算定式	算定結果
①	20.00 × 5.00	100.00
合計		100.00
建築面積 (㎡)		100.00

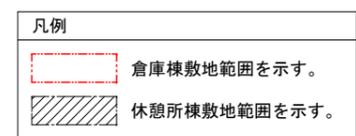
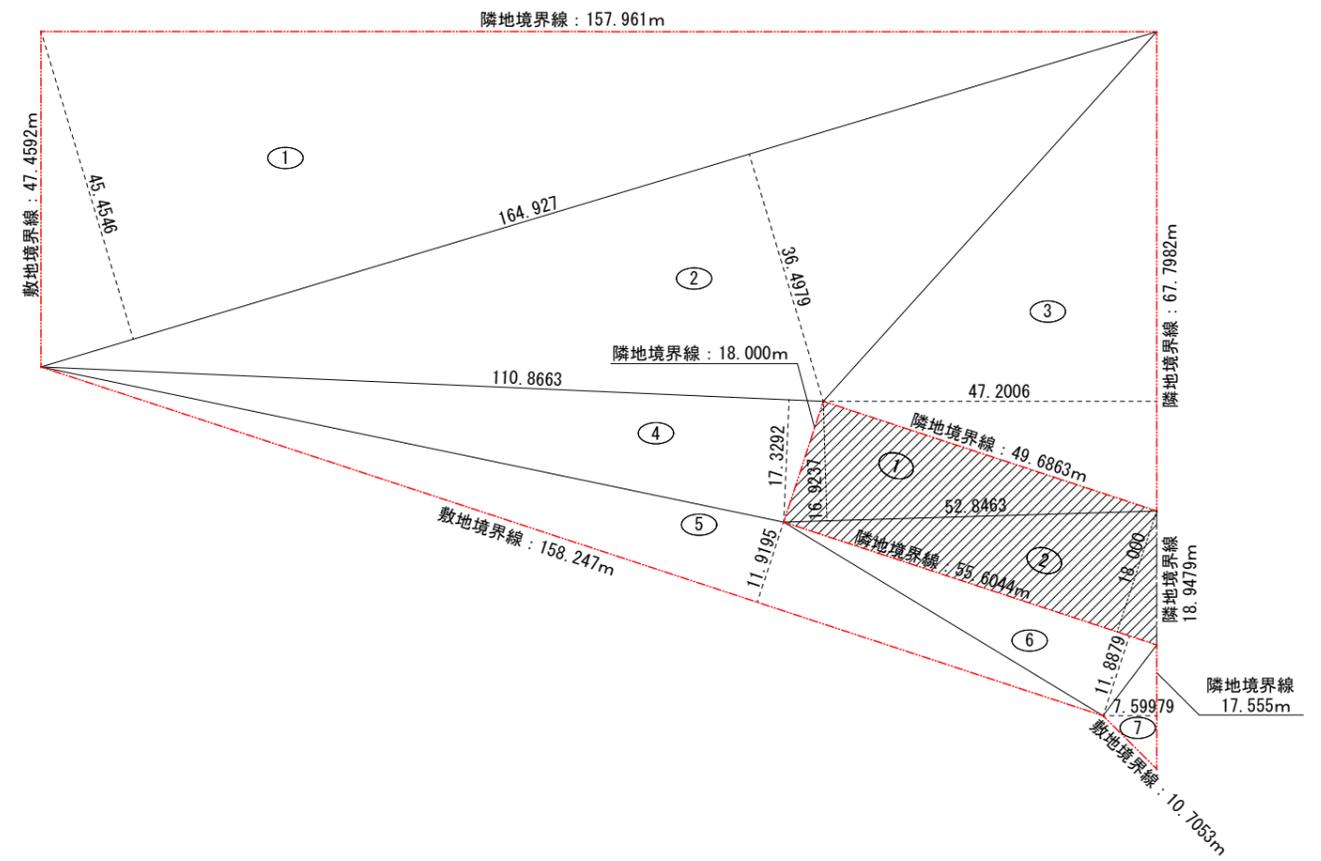
延べ床面積



倉庫棟		
番号	算定式	算定結果
①	56.00 × 30.00	1680.00
②	3.50 × 2.60	9.10
合計		1,689.10
延べ床面積 (㎡)		1,689.10

休憩所棟		
番号	算定式	算定結果
①	20.00 × 5.00 - (4.95 × 1.20) - (1.20 × 2.00)	91.66
合計		91.66
延べ床面積 (㎡)		91.66

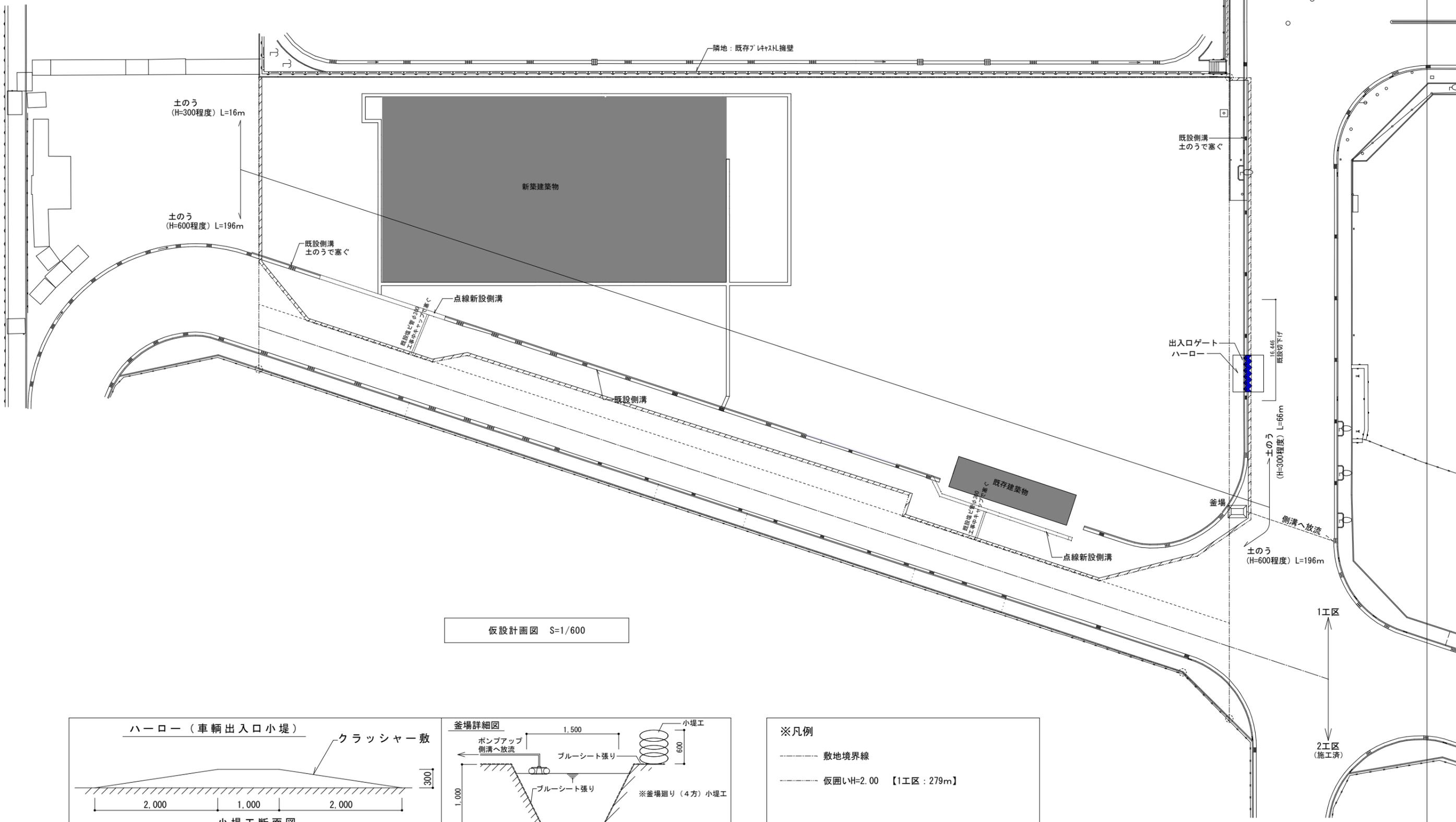
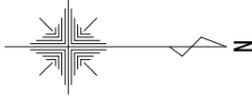
敷地面積



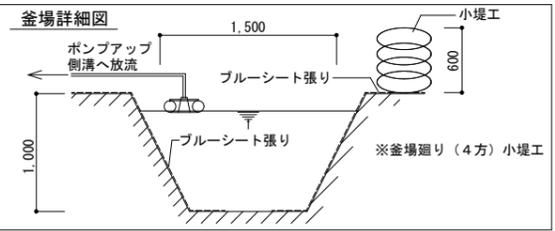
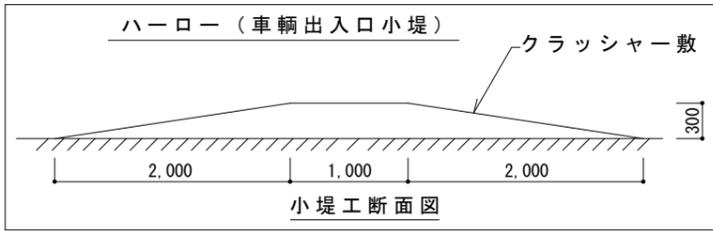
敷地求積図 S=1/1000

	番号	底辺	高さ	倍面積	面積	小計	敷地面積	敷地面積合計
倉庫棟	1	164.927	45.4546	7,496.6908142	3,748.3454071	10,659.089474545	10,659.08	11,606.69
	2	164.927	36.4979	6,019.489153	3,009.7445767			
	3	67.7982	47.2006	3,200.11571892	1,600.05785946			
	4	110.866	17.3292	1,921.224286	960.612143			
	5	158.247	11.9195	1,886.2251165	943.11255825			
	6	55.6044	11.8879	661.01954676	330.50977338			
	7	17.555	7.59979	133.41431345	66.707156725			
休憩所棟	1	52.8463	16.9237	894.365704	447.182852	947.6170637	947.61	
	2	55.604	18.000	1,000.872	500.436			

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	面積求積図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
摘要		図面番号	A-08
検印	管理建築士 設計 製図	設名	称 (株)アーク5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



仮設計画図 S=1/600



- ※凡例
- 敷地境界線
 - 仮囲いH=2.00 【1工区: 279m】
 - 出入口ゲートW=6.00×H=2.00 【1ヶ所】
 - ▨ 土のう (養生シート覆い)

注記

- ・赤土流出防止対策について、施工の際は本図面を参考とし、現場の状況を考慮した上で施工業者の側で検討を行い赤土対策を施工すること。また、検討内容については監督員の承諾を得ること。
- ・工事期間中は外部車両の交通を可能な状態にすること。

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建替工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	共通仮設図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/300 A3:S=1/600
摘要		図面番号	A-09
検印	管理建築士 設計製図	設計者	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

【外部仕上表】

【上屋】	部 位	仕 上		【附帯施設】	ポンプ室	部 位	仕 上	
	屋根	(7)0.8 ふっ素ガルバリウム鋼板葺き【不燃・NM-8697】／(7)5 無機質ガラス繊維シート裏貼り【不燃・NM-2939】 [屋根30分耐火構造：FP03ORF-1846-1] 三晃金属工業(株)【丸馳折版ロックⅡ型】●同等品以上					屋根	コンクリート金ゴテ仕上
床	キャノピー：アスファルト舗装（別途工事）			外壁	コンクリート打放し補修（B種）下地【複層塗材RE／吹付け】仕上			
外壁	GL+2.800以上	(7)0.6 ふっ素ガルバリウム鋼板張り【不燃・NM-8697】 三晃金属工業(株)嵌合式【サイディングF】●同等品以上 一部7)1.5ポリカサイディング		樋・ドレン	縦樋：φ75硬質塩化ビニル管【DP】仕上 ルーフトレイン：横引き用【鋳鉄製・高耐食性】			
	GL+2.800以下	コンクリート打放し補修（B種）下地【複層塗材RE／吹付け】仕上						
キャノピー	(7)0.8 ふっ素ガルバリウム鋼板葺き【不燃・NM-8697】 (両面焼付け塗装) [屋根30分耐火構造：FP03ORF-1848-2(1)] 三晃金属工業(株)【丸馳折版ロックⅡ型】●同等品以上							
庇	(7)0.8 ふっ素アルミ亜鉛合金めっき鋼板葺き（両面焼付け塗装）【不燃・NM-8697】 三晃金属工業(株)【折版 W-500】●同等品以上							
樋・ドレン	軒樋：厚0.8mm 耐酸被覆鋼板 落とし口：φ75・125【塩ビ製】		縦樋：φ75(吊底・ホソ'室)・φ125(屋根・キャピ-)硬質塩化ビニル管【DP】仕上 樋受金物：溶融亜鉛メッキ【@1,500程度】					

【内部仕上表】

【上屋】	室 名	床		巾 木		壁		天 井				備 考	
		仕 上	塗装	仕 上	塗装	仕 上	塗装	仕 上	塗装	廻縁	天井高		
【上屋】	上屋	(7)200 コンクリート刷毛引き仕上				上部	鋼材下地（現し）	鉄骨部 錆止め SOP	鉄骨／折版A（現し）	鉄骨部 錆止め SOP			
						下部	コンクリート打放し補修（B種）仕上（普通型枠）						
【附帯施設】	ポンプ室	コンクリート金ゴテ仕上				コンクリート打放し補修（B種）仕上			コンクリート打放し補修（C種）仕上			2.300	室名札
	消火用水槽	コンクリート金ゴテ押えの上 ケイ酸質系塗布防水（無機質浸透性）仕上				コンクリート打放し補修（B種）下地 ケイ酸質系塗布防水（無機質浸透性）仕上			コンクリート打放し素地			1.300	

那覇市タウンカラースタンドに基づく基調色					
用途	基調色	マンセル表色系			
物流系用途	基調色 1	色相	7.5R~5Y	YR系	N
		明度	8以上	8以上	8以上
		彩度	2以下	3以下	
	基調色 5	色相	その他		
		明度	8以上		
		彩度	1以下		
屋根、外壁等の製品カラーは下記マンセル値より選定すること。					
アイボリー (GT-26)		ホワイト (GT-65)		シルバーグレー (GT-88)	
4.0Y 8.6 / 1.3		5.0B 9.0 / 0.4		8.0GY 7.5 / 0.6	
※シルバーグレー (GT-88) は各壁面見付面積30%以内とする。					

【略号・他凡例】

符 号	仕 様
RE	反応硬化形成樹脂エマルジョン系 複層仕上塗材【耐候形1種・ふっ素系】
DP	耐候性塗料塗り【A種・ふっ素樹脂】
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り

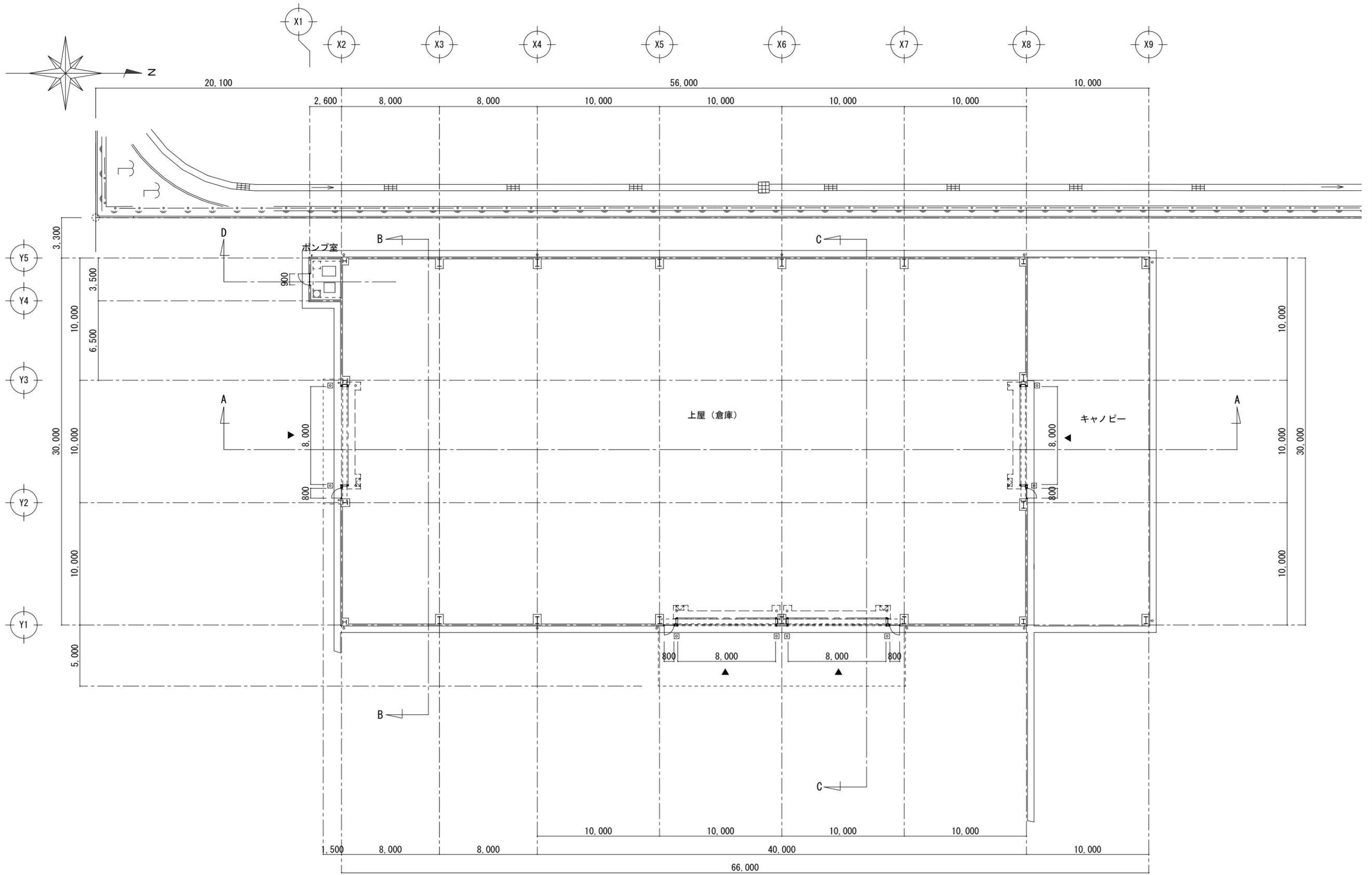
【防火材料認定番号】

材料名	認定番号
t12.5 石膏ボード	不燃・NM-8619
t9.5 化粧石膏ボード	不燃・NM-1864
t12.5 耐水石膏ボード	不燃・NM-9346
t5 けい酸カルシウム板	不燃・NM-8578
t6 化粧けい酸カルシウム板	不燃・NM-4487
t15 普通木毛セメント板	準不燃・QM-9020
合成樹脂エマルジョン ペイント	不燃・NM-8585
つや有合成樹脂エマルジョン ペイント	不燃・NM-8585
合成樹脂調合ペイント	不燃・NM-8585

【特記事項】

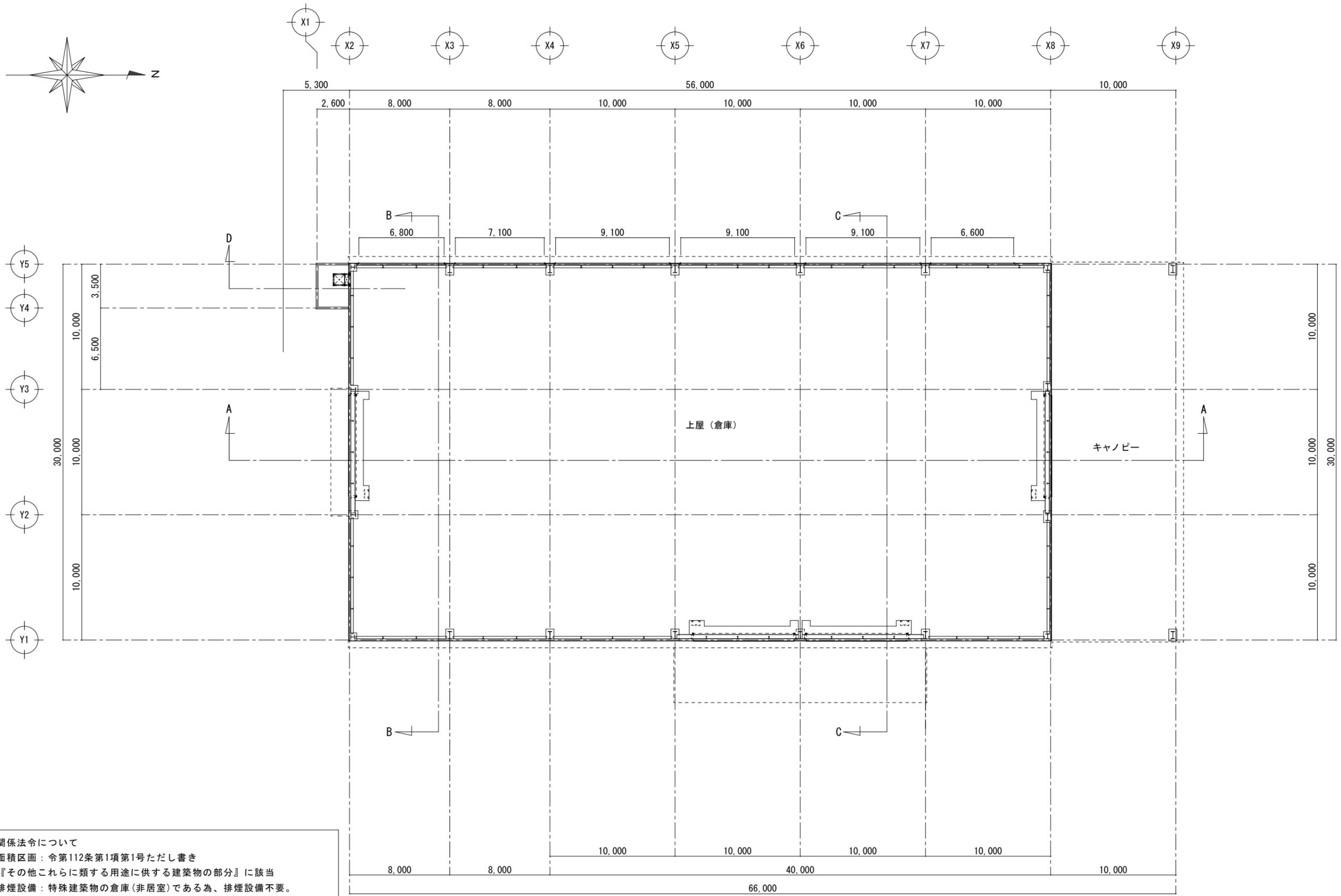
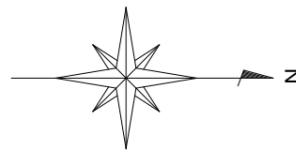
- ・資材等（下地・仕上材／接着剤／塗料／その他）については、全て【F☆☆☆☆】を使用する。
- ・特記無き限り外部に使用する鉄部材は全て、溶融亜鉛めっき仕上げとする。
- ・特記無き限り上屋の鉄骨部の柱・梁・胴縁SOP仕上げの部分は錆止め塗料2回塗りとする。
- ・ウレタン系塗膜防水材は特定化学物質（ノンモカ）無配合を使用する。
- ・タイル・石廻り等は必要に応じてシーリング処理を行う。
- ・使用資材・金物等は事前に見本品を提出し監督員の承諾を得ること。
- ・シックハウス関連による内部使用資材の品質証明書及び搬入時・梱包等のラベル表示を撮影し提出。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	仕上表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	—
		図面番号	A-10
摘 要			
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	設 名 称	(株)アーキ5D	
	計 資格者氏名	新里 均	
	者 登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



平面図 (1) S=1/300

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	平面図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/150 A3:S=1/300
摘要	図面番号 A-11		
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	図	図	図
設	計	製	図
者	資格者氏名	(株)アーキ5D	
所	登録番号	新里 均	
在	所在地	一級建築士大臣登録第218581号	
地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

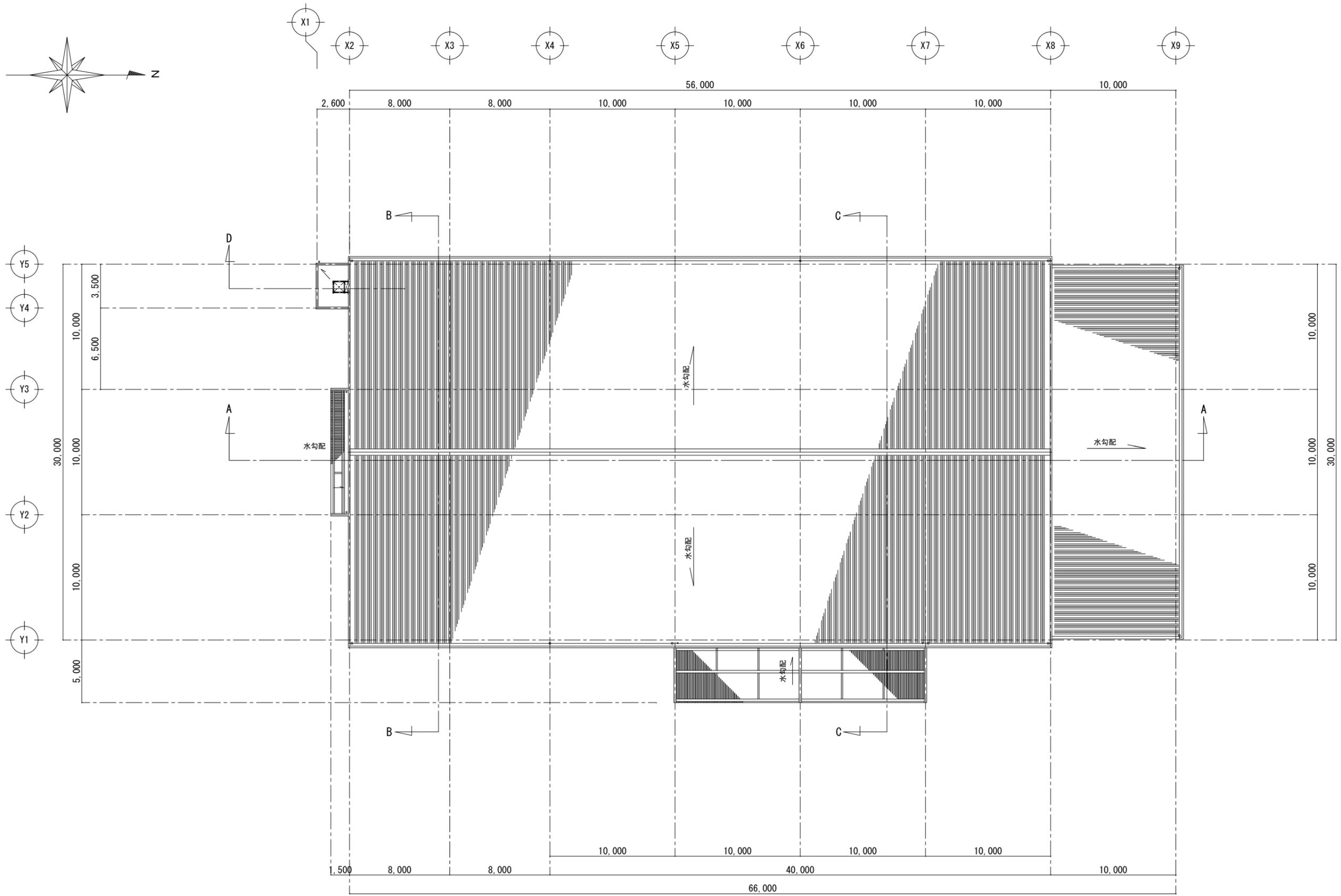
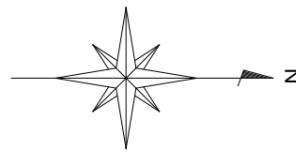


上層部平面図 (2) S=1/300

■関係法令について

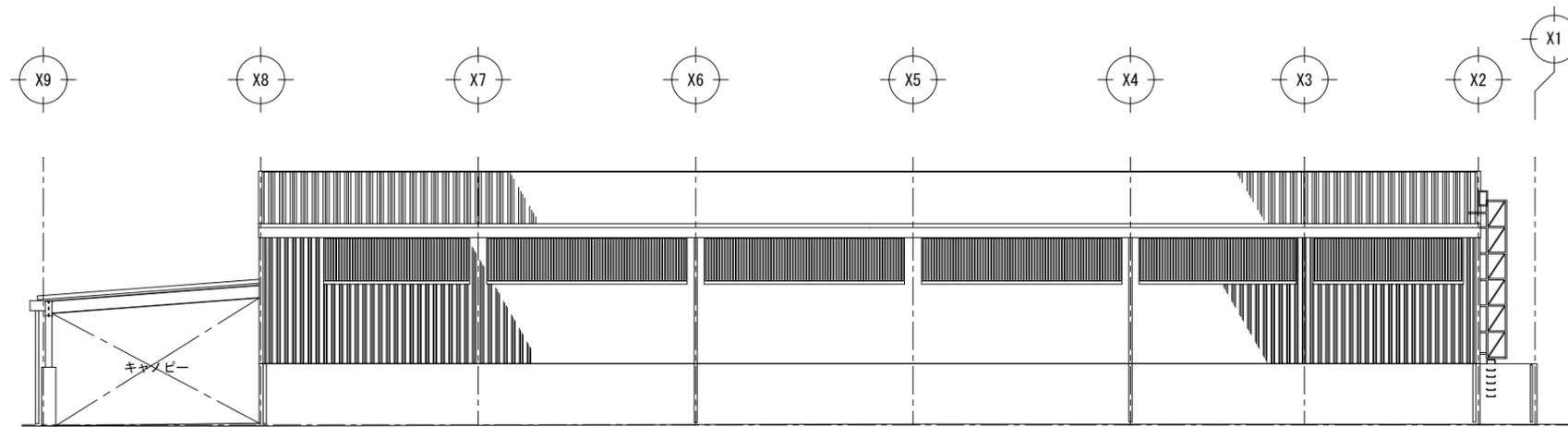
- ・面積区画：令第112条第1項第1号ただし書き
『その他これらに類する用途に供する建築物の部分』に該当
- ・排煙設備：特殊建築物の倉庫(非居室)である為、排煙設備不要。
- ・道路斜線(北側)：適合 (71.0(配置図参照)×1.5(商業地域)=106.5m)
- ・隣地斜線：適合(申請建物31m以下)
- ・北側斜線：対象外
- ・特例軒等離隔距離(1:1)：適合(71.0(配置図参照)×1.0=71.0m)
：適合(23.0(配置図参照)×1.0=23.0m)

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	平面図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/150 A3:S=1/300
摘要	図面番号 A-12		
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	図	設	名
者	資格者氏名	(株)アーキ5D	
所	登録番号	新里 均	
在	所在地	一級建築士大臣登録第218581号	
地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

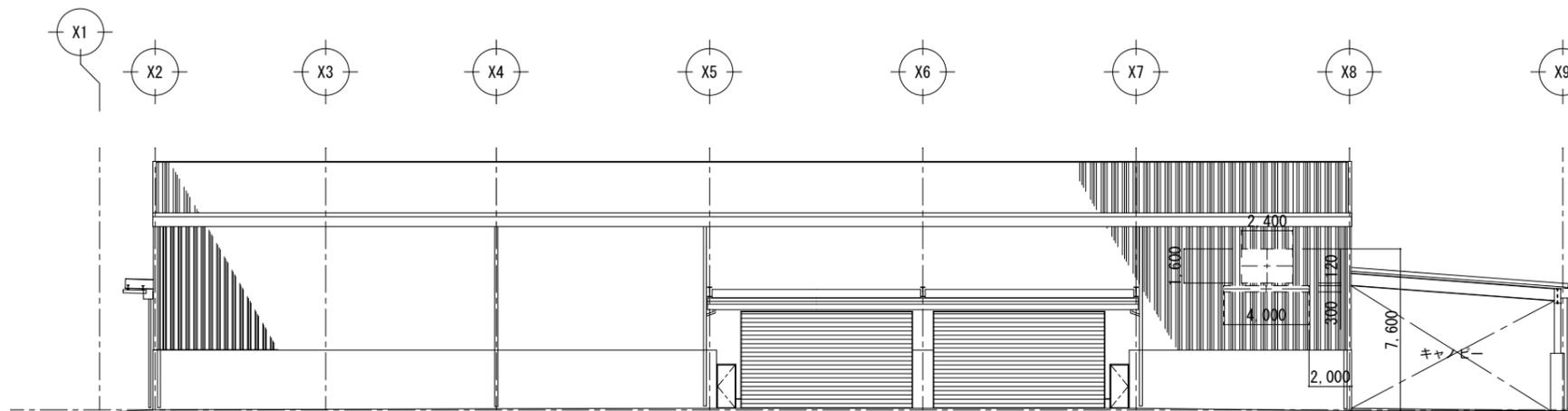


屋根伏図 S=1/300

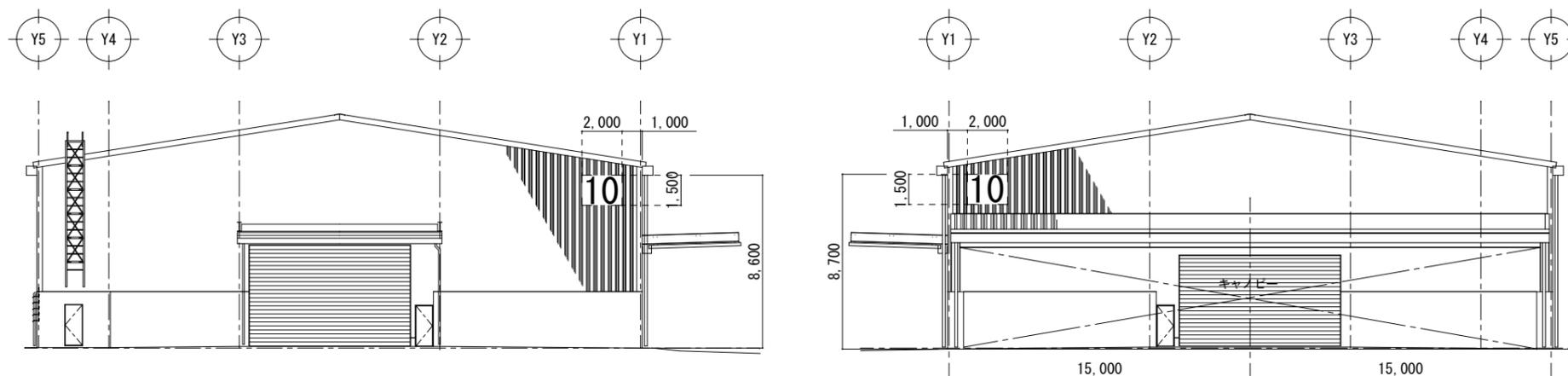
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	屋根伏図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/150 A3:S=1/300
摘要	図面番号 A-13		
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	図	設	名
者	資格者氏名	(株)アーキ5D	
所	登録番号	新里均	
在	所在地	一級建築士大臣登録第218581号	
地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



西側立面図 S=1/400



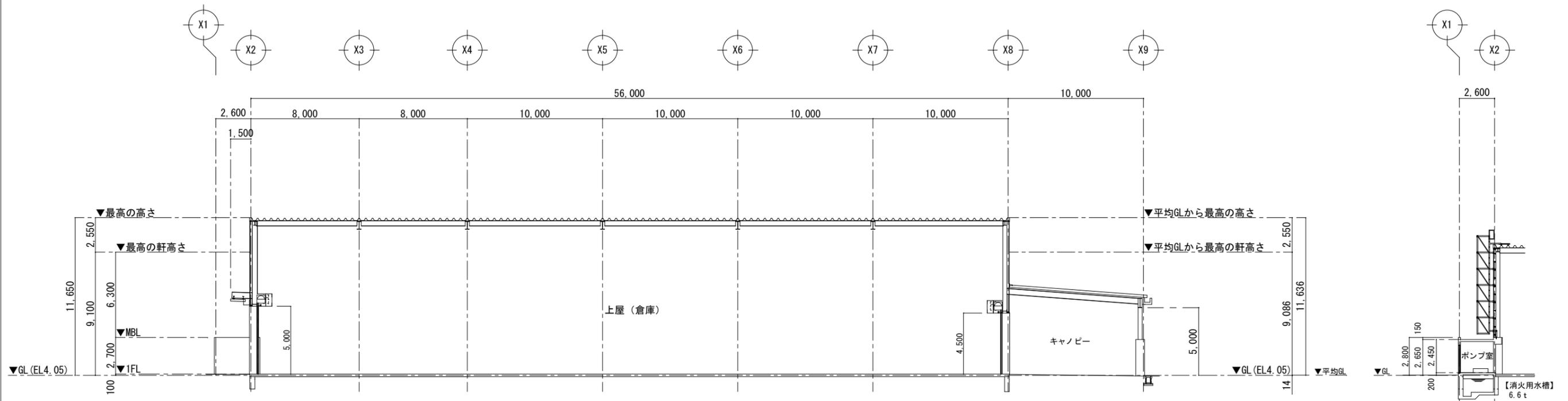
東側立面図 S=1/400



南側立面図 S=1/400

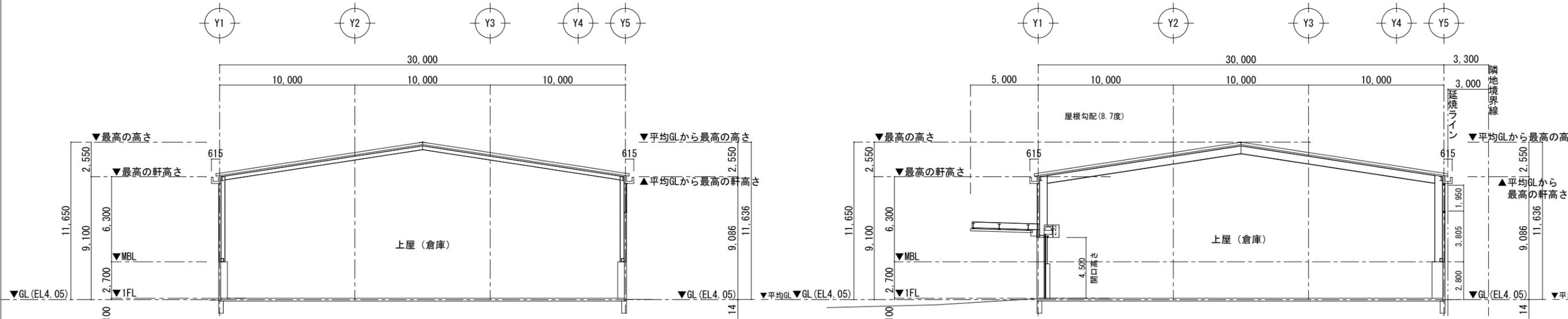
北側立面図 S=1/400

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	立面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/150 A3:S=1/300
摘要	図面番号 A-14		
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	名	称	(株)アーキ5D
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



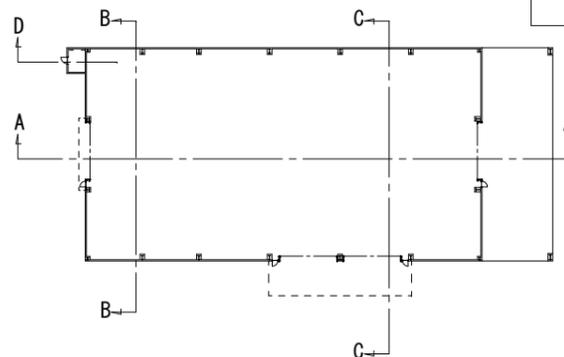
A 断面図 S=1/300

D 断面図 S=1/300



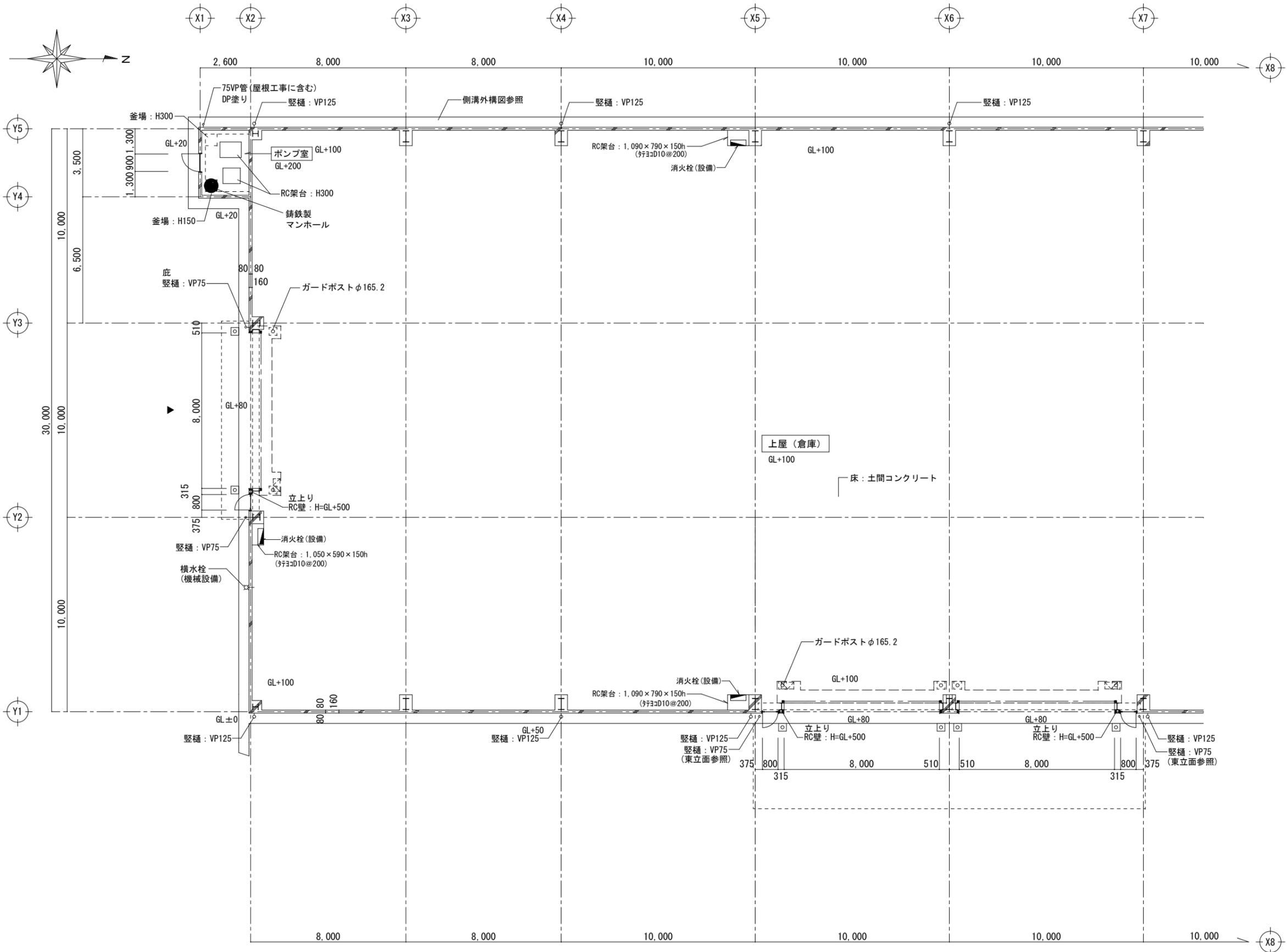
B 断面図 S=1/300

C 断面図 S=1/300



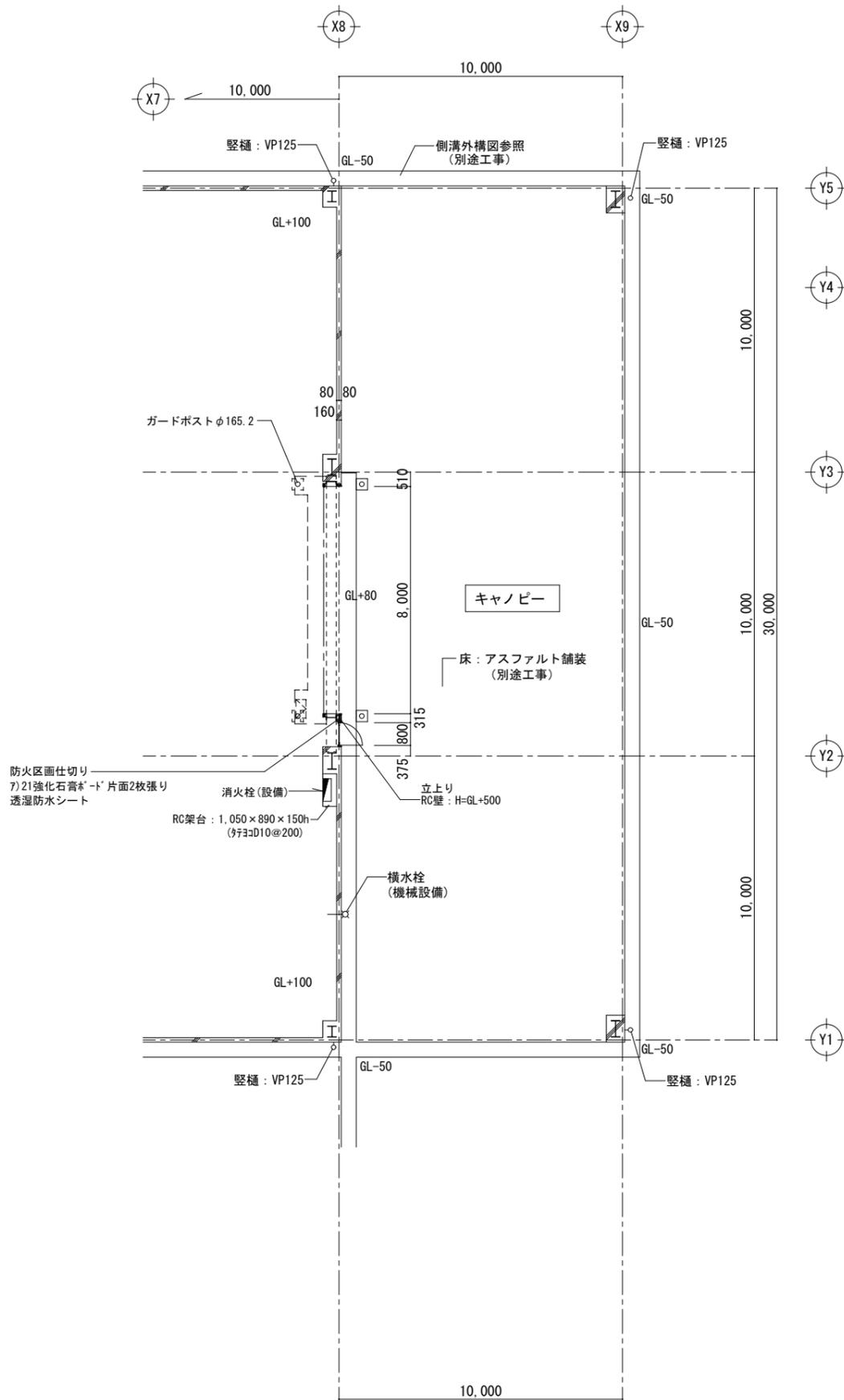
凡例
 - - - 平均地盤からの基準を示す。
 - - - 延焼ラインを示す。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/150 A3:S=1/300
摘要	図面番号 A-15		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	設計
	資格者氏名	(株)アーキ5D	
	登録番号	新里均	
所在地	一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



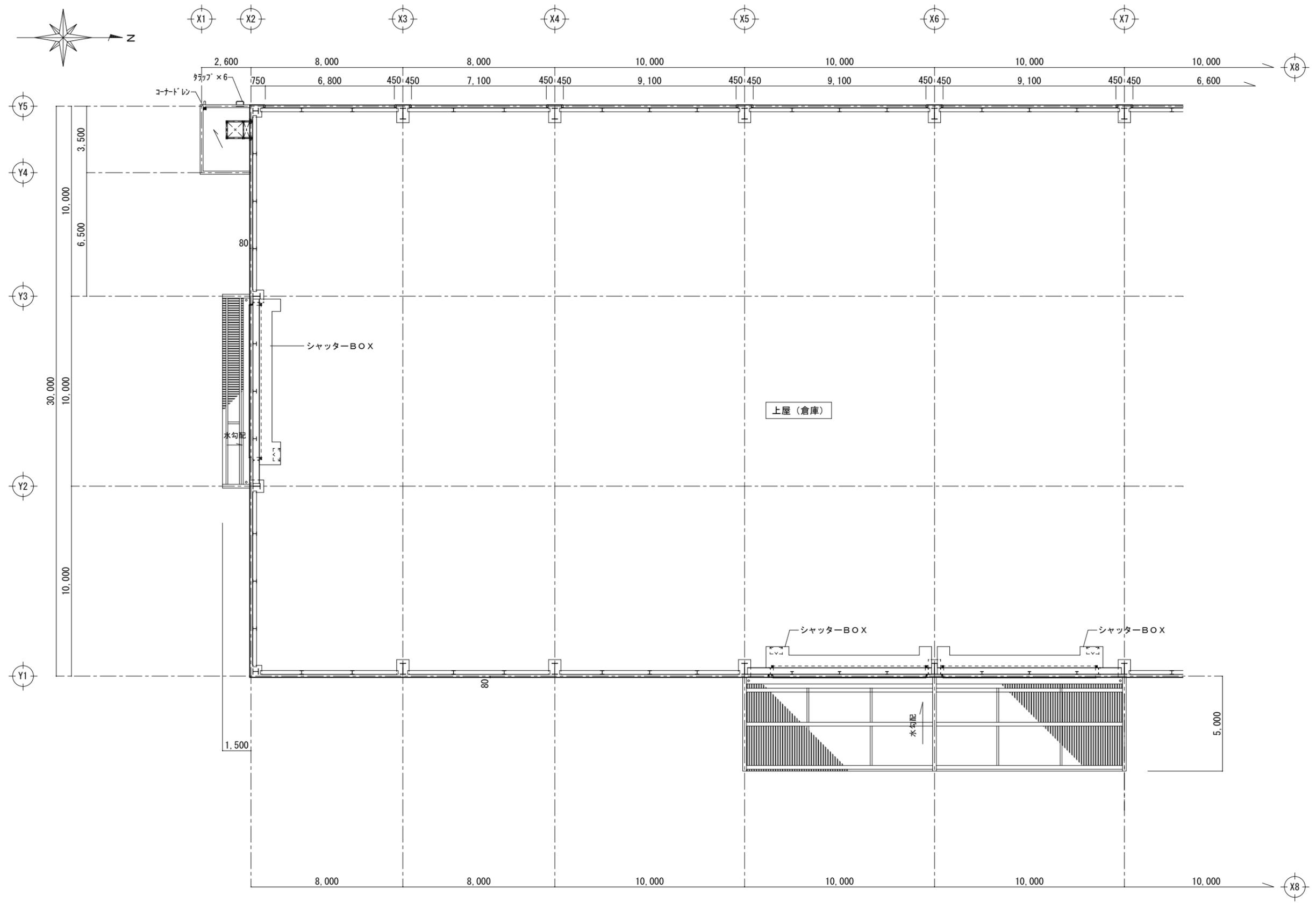
下層平面詳細図(1) S=1/200

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度				
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	下層部平面詳細図(1)				
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200				
摘要	図面番号 A-16						
検印	管理建築士	設計	製図				
	設	計	製				
	設	計	製				
	設	計	製				
設	計	製	設	名	称	(株)アーキ5D	
計	資格者氏名	新里 均	計	資格者氏名	新里 均	計	資格者氏名
者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	者	登録番号
所	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	所	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	所	所在地



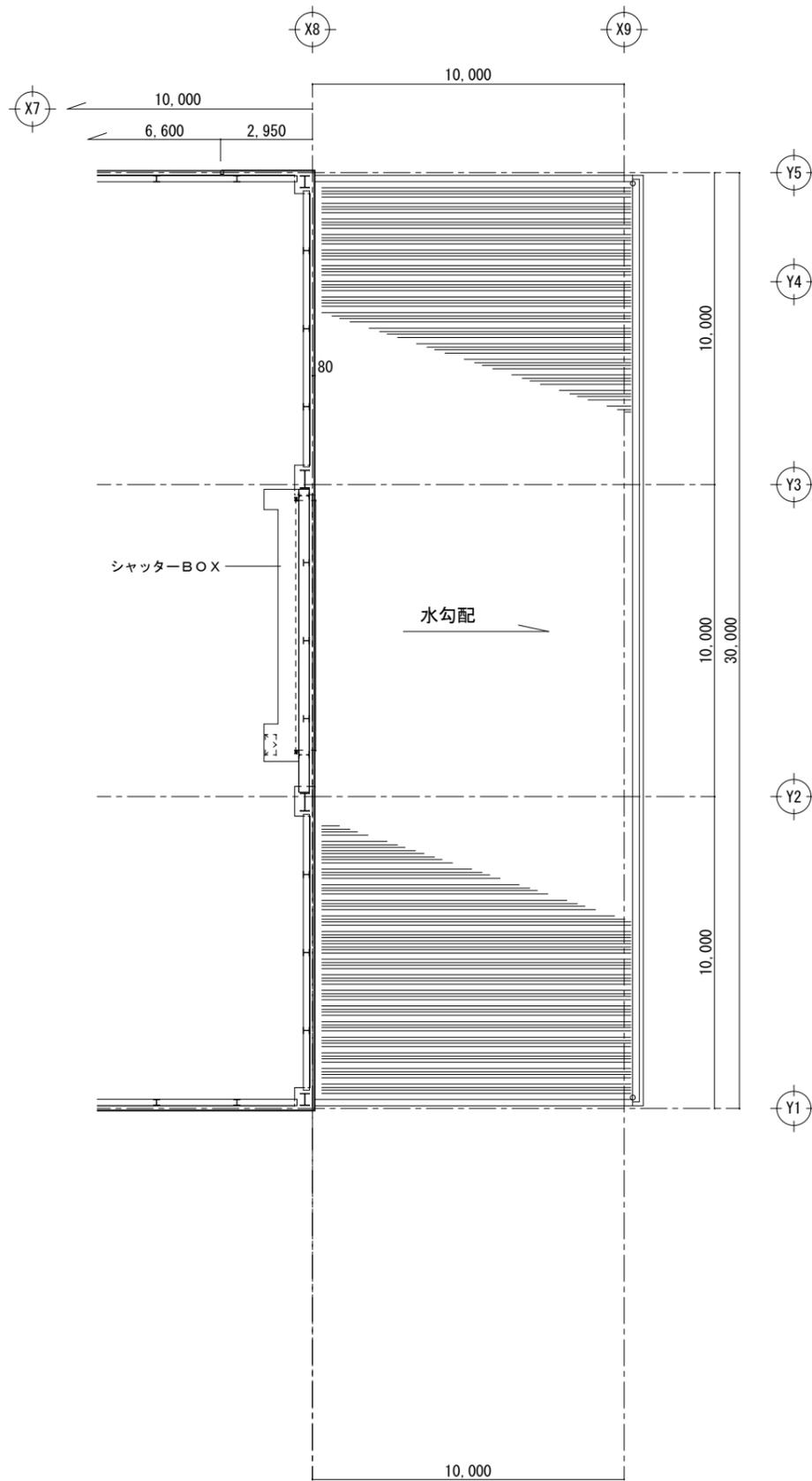
下層平面詳細図(2) S=1/200

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	下層部平面詳細図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200
摘要	図面番号 A-17		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	新里 均	資格者氏名
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	登録番号
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	所在地



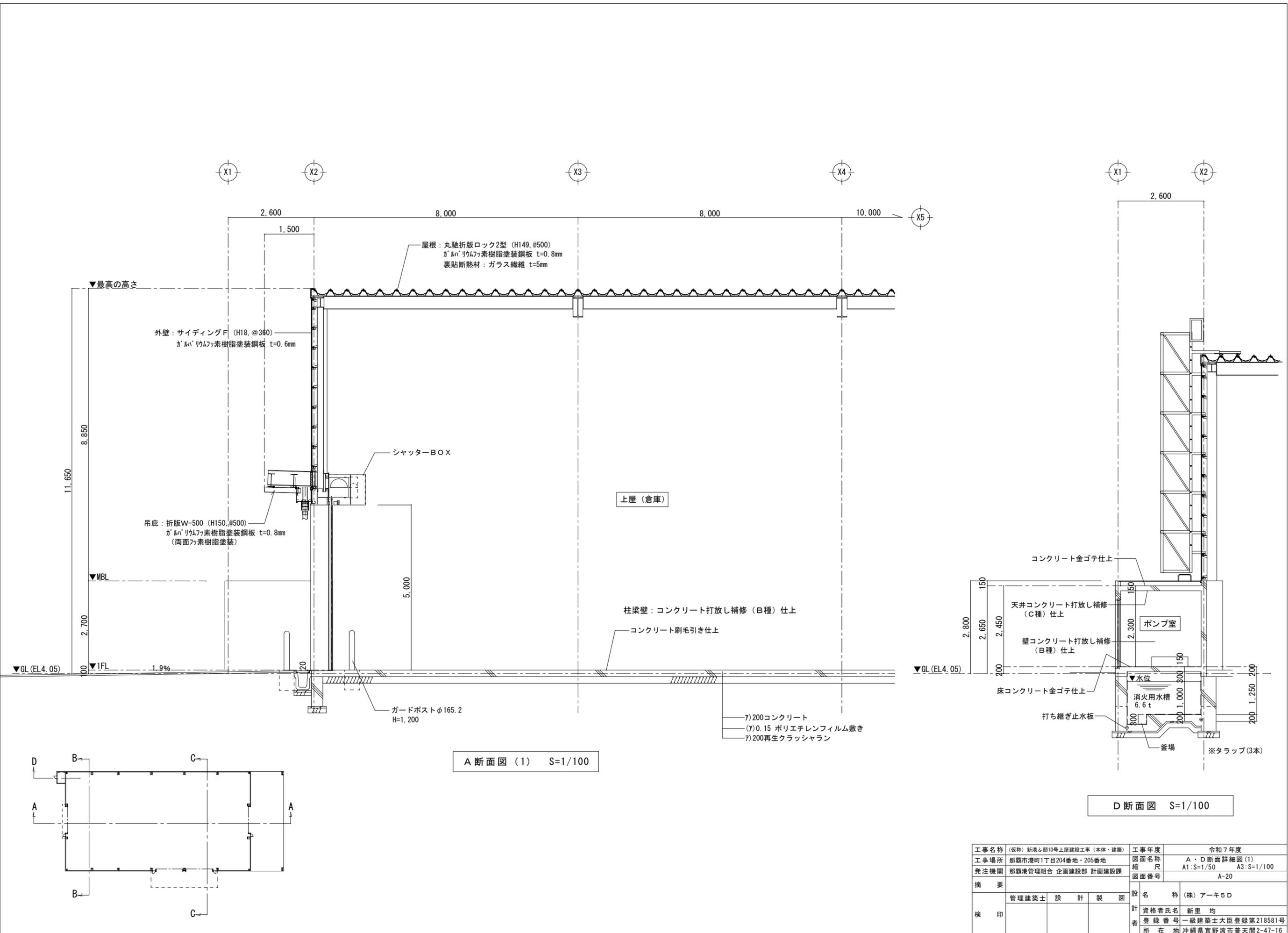
上層平面詳細図 (1) S=1/200

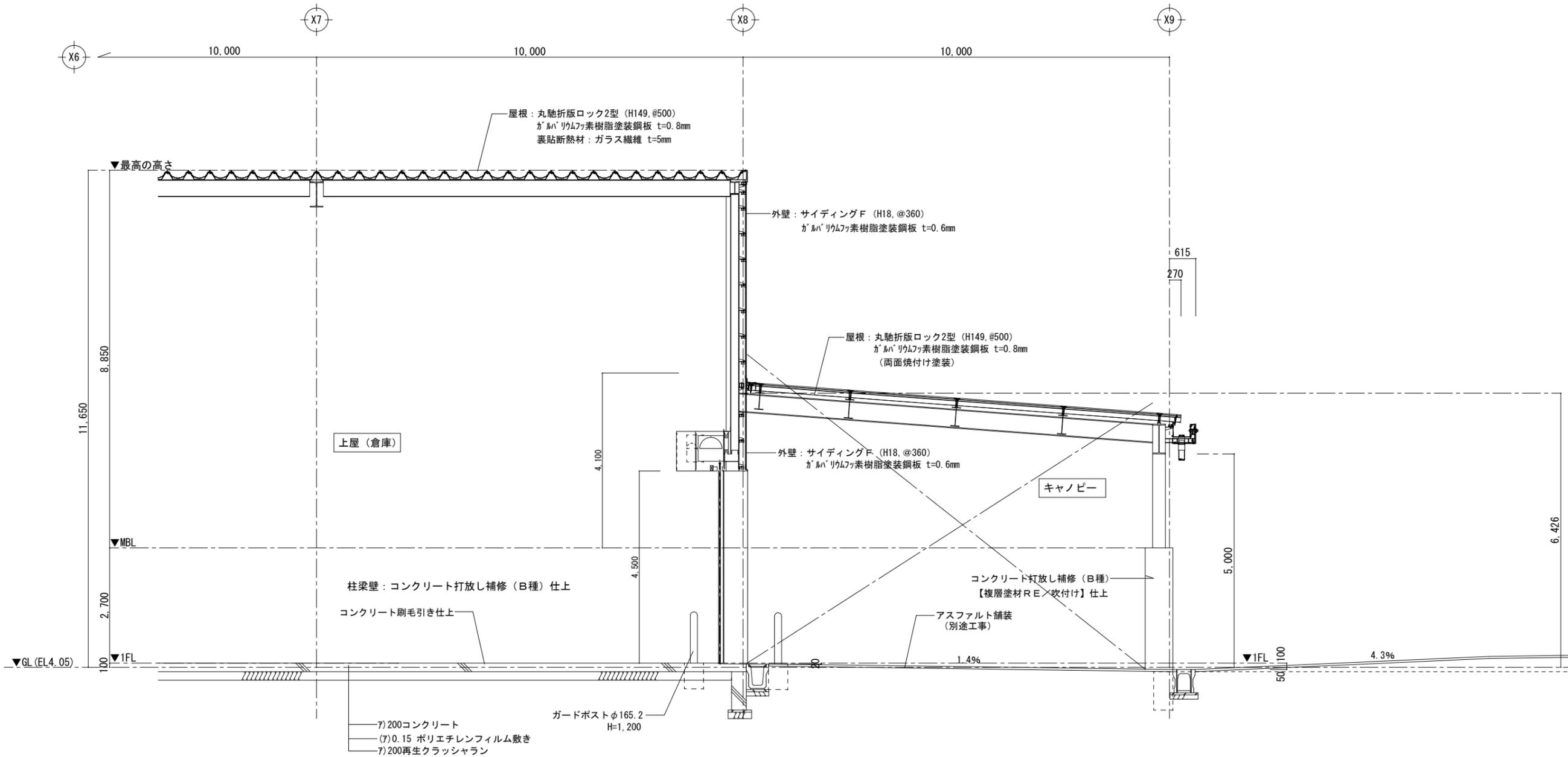
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部平面詳細図 (1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200
摘要	図面番号 A-18		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	設名 称 (株) アーキ5D
	製図	製図	計 資格者氏名 新里 均
			登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号
			所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



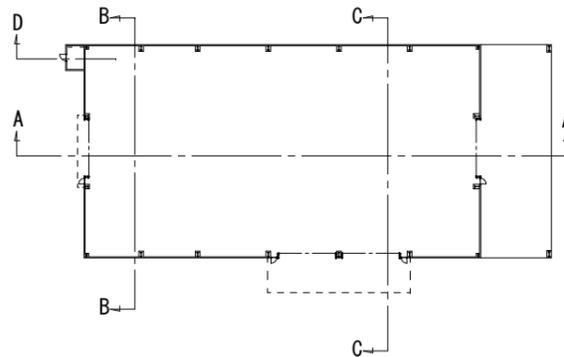
上層平面詳細図(2) S=1/200

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部平面詳細図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200
		図面番号	A-19
摘要			
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称 (株)アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		

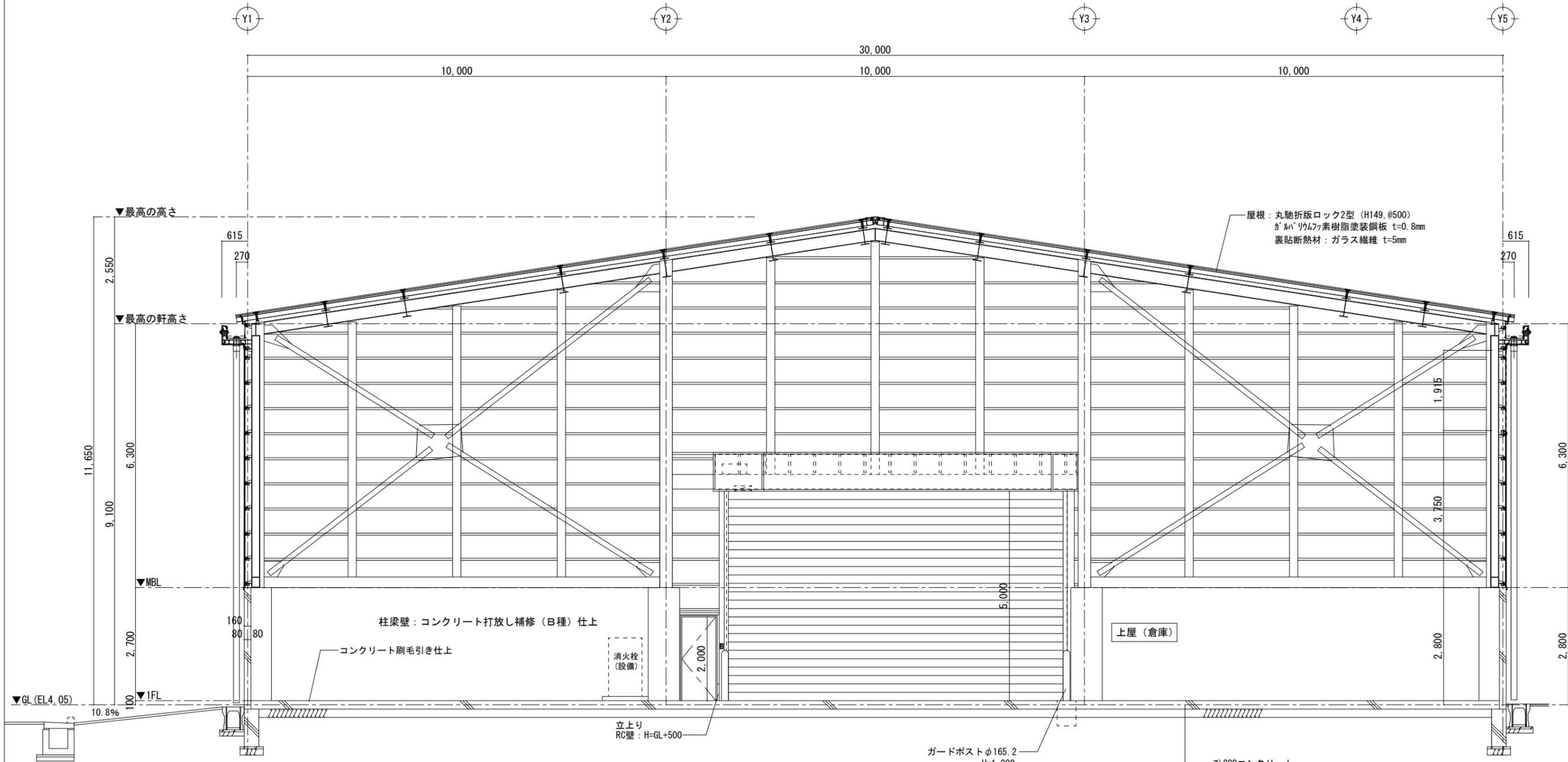




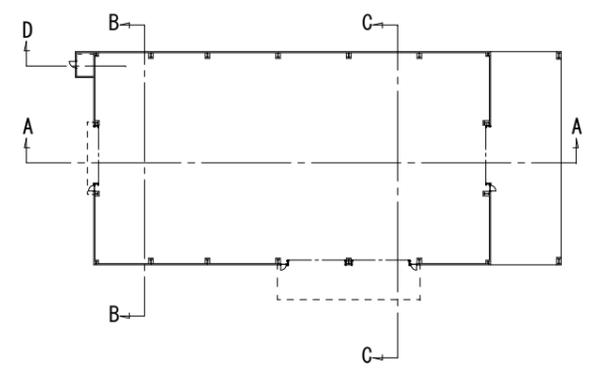
A断面図(2) S=1/100



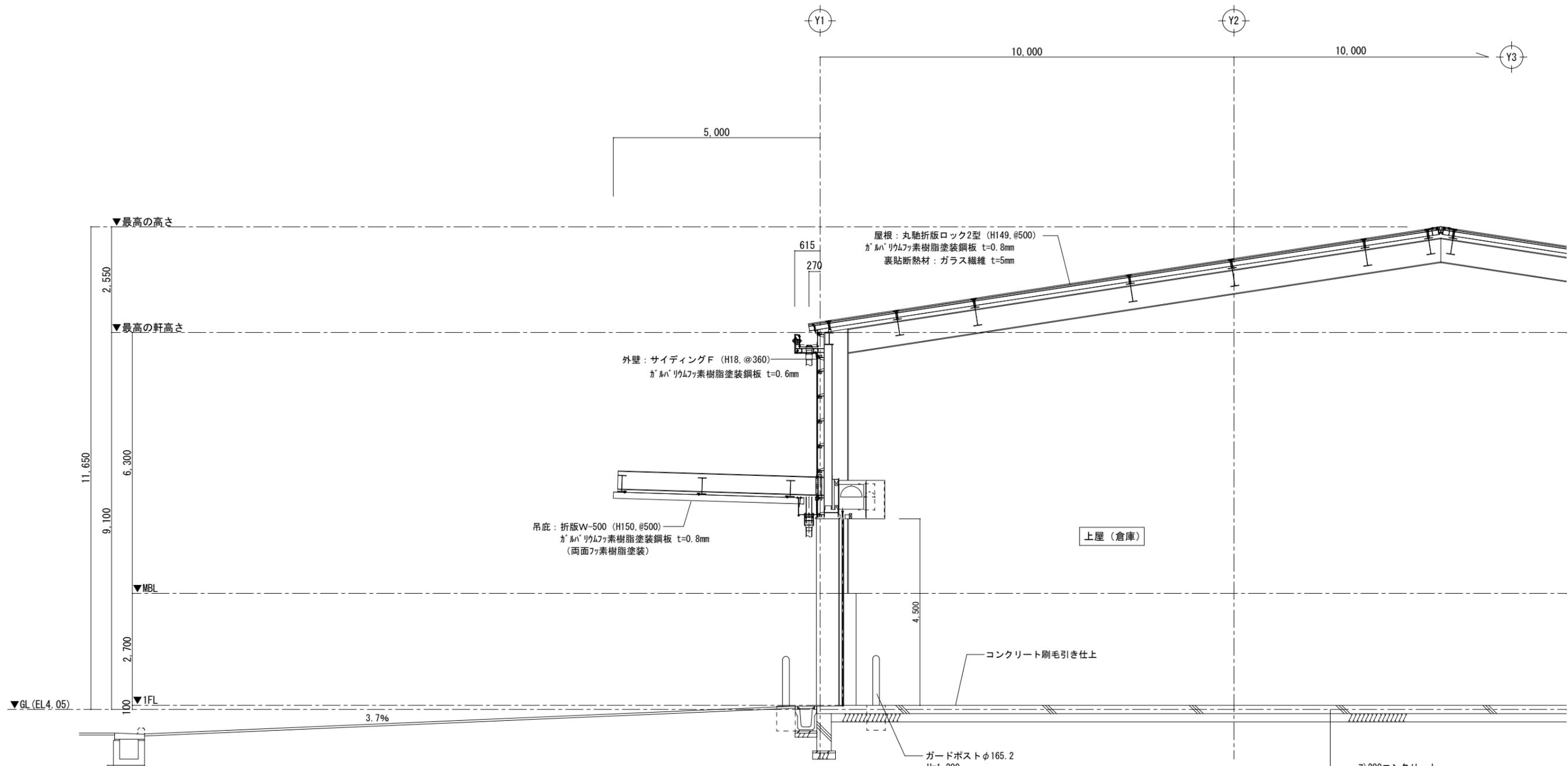
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	A断面詳細図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
図面番号	A-21		
摘要	管理建築士 設計 製 図		
検印	設 名 称	(株) アーキ5D	
	計 資格者氏名	新里 均	
	者 登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



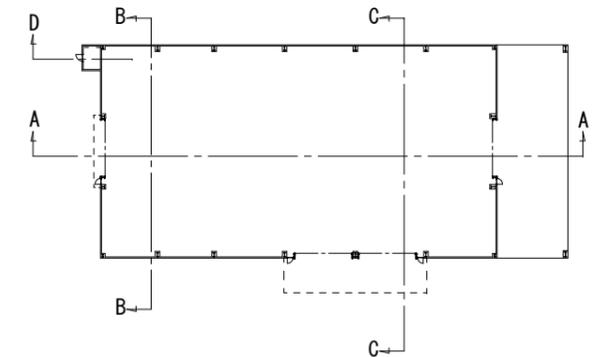
B断面図 S=1/100



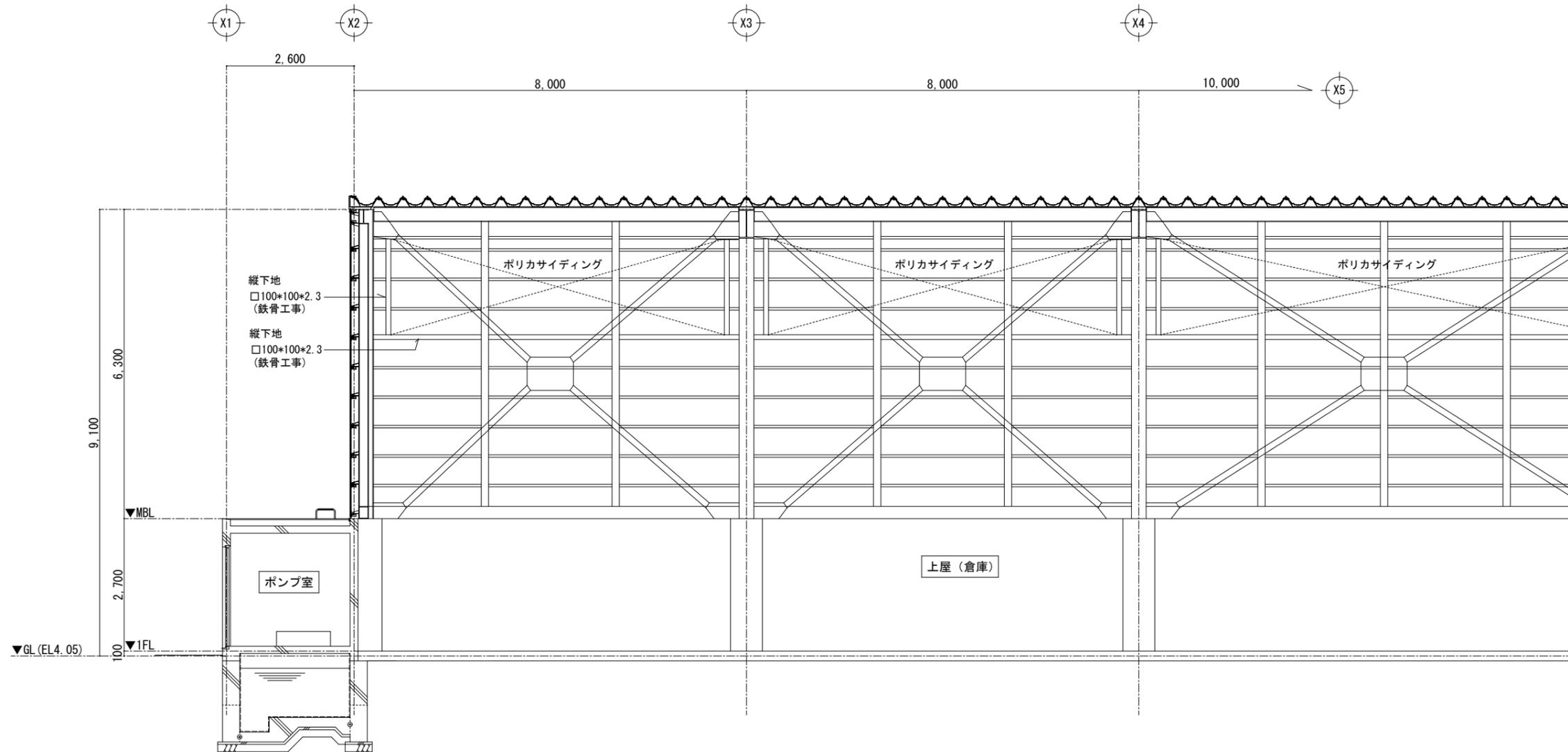
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	B断面詳細図・X2展開図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	A-22
設計	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株) アーキ5D
検 印		計 資格者氏名	新里 均
		登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



C 断面図 S=1/100

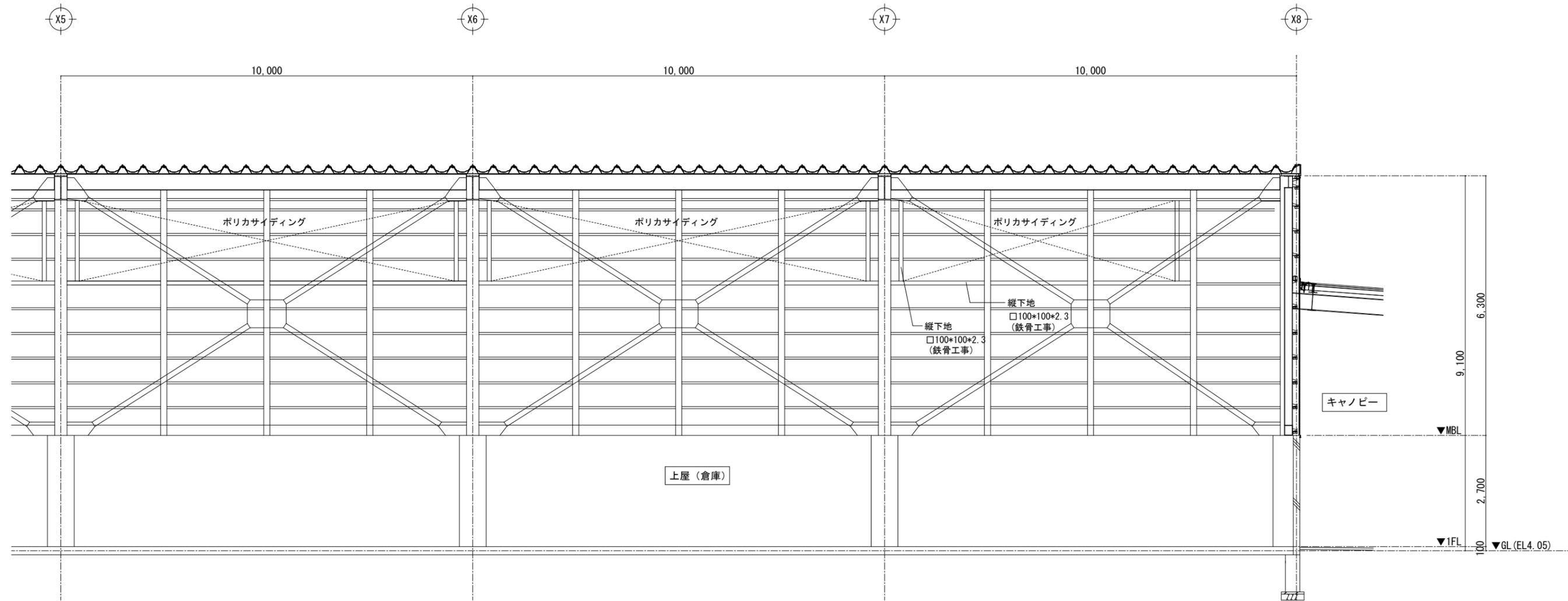


工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	C 断面詳細図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要	図面番号 A-23		
検印	管理建築士	設計	製図
	設名	称 (株) アーキ5D	
	計	資格者氏名	新里 均
	者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



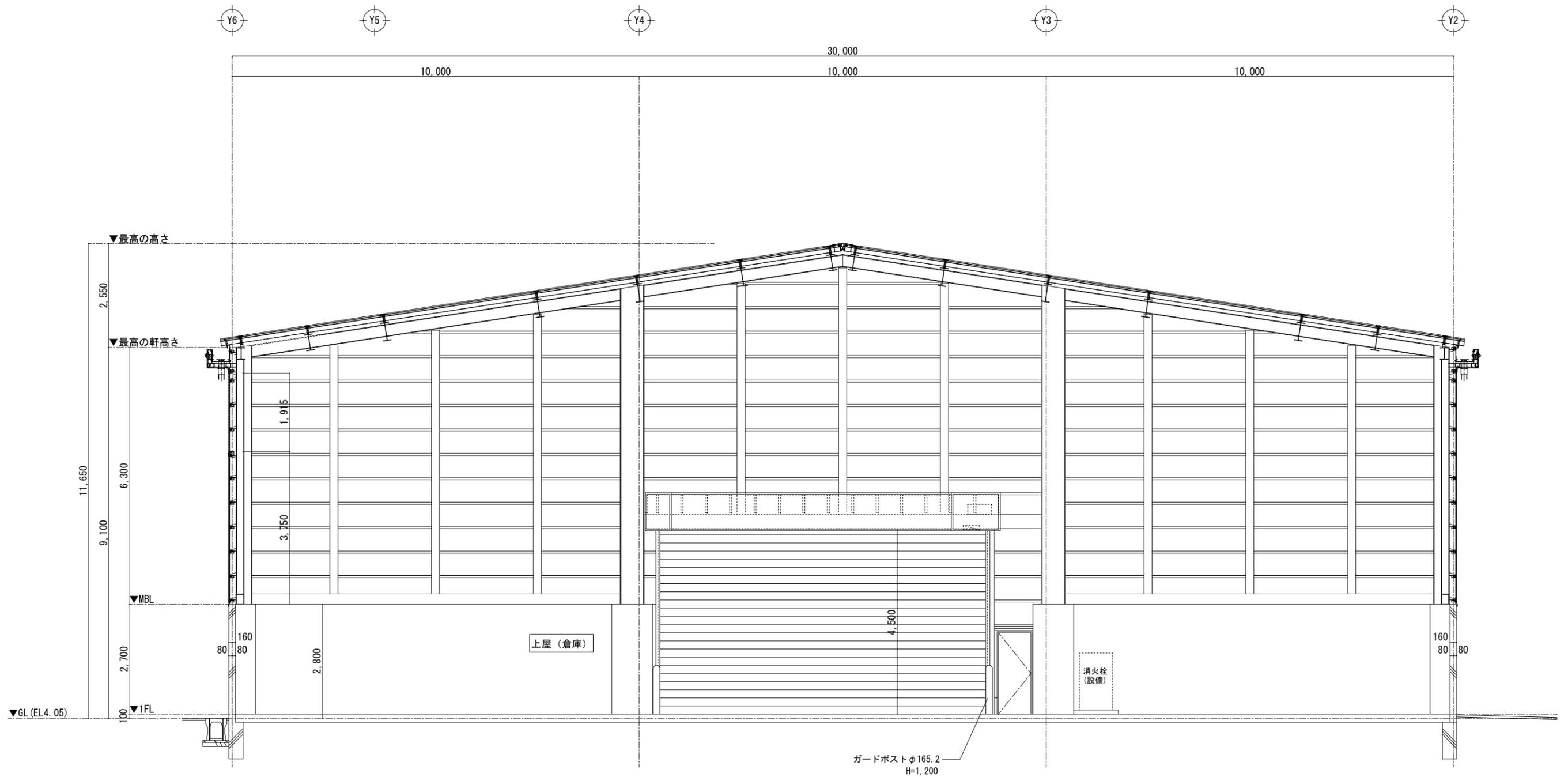
Y 5 展開図 S=1/100

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	Y 5 展開図 (1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	A-24
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	新里 均	資格者氏名	新里 均
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



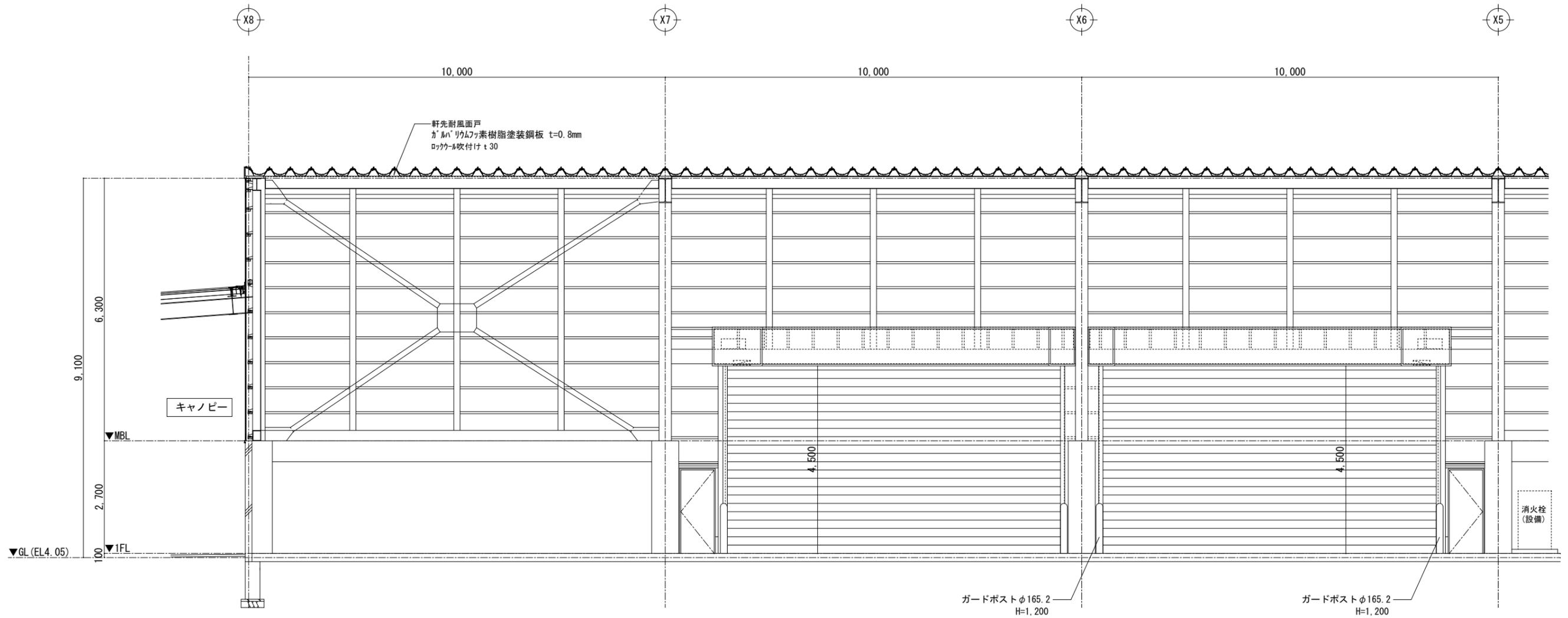
Y 5 展開図 S=1/100

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	Y 5 展開図 (2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要	図面番号 A-25		
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	図	名	称
			(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



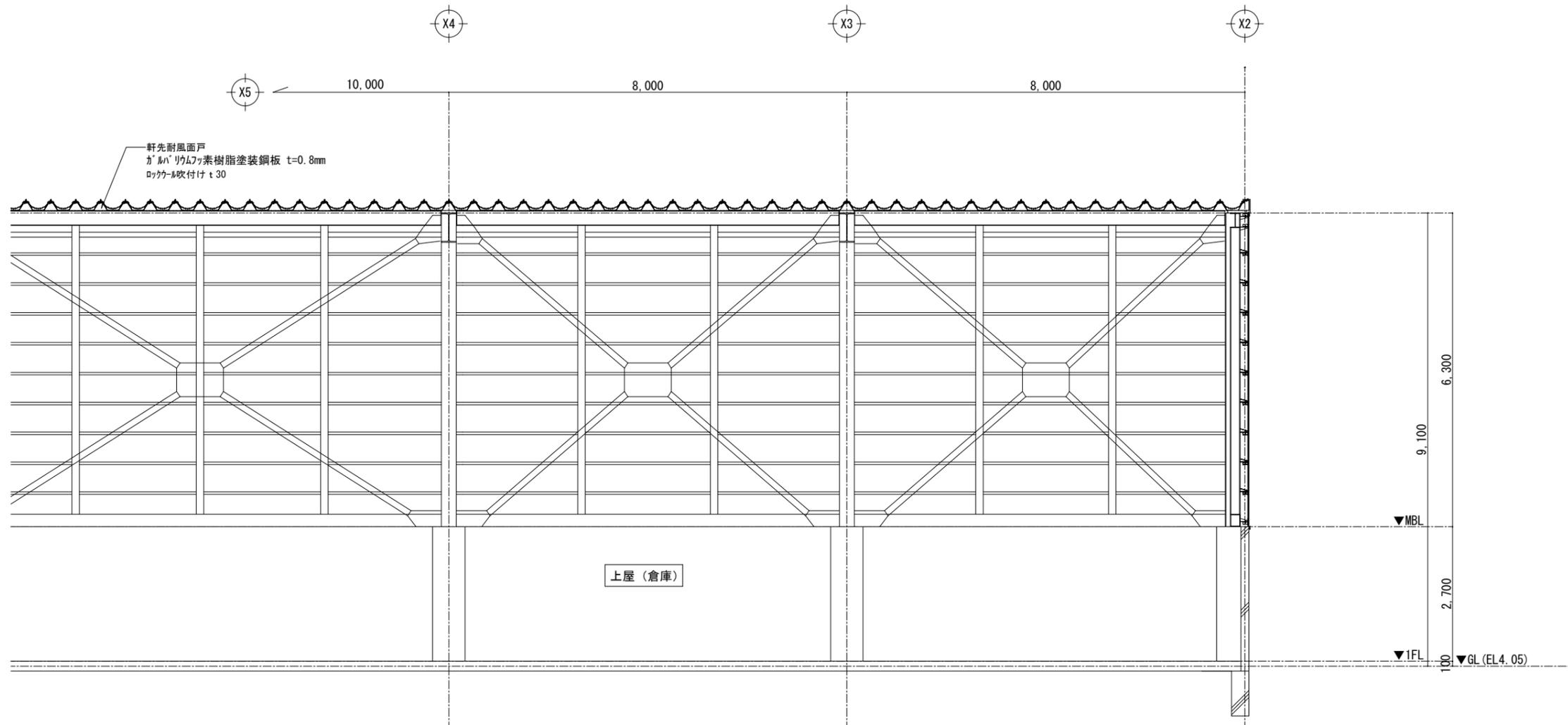
X 8 展開図 S=1/100

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	X 8 展開図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	A-26
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	製図
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



Y 1 展開図 S=1/100

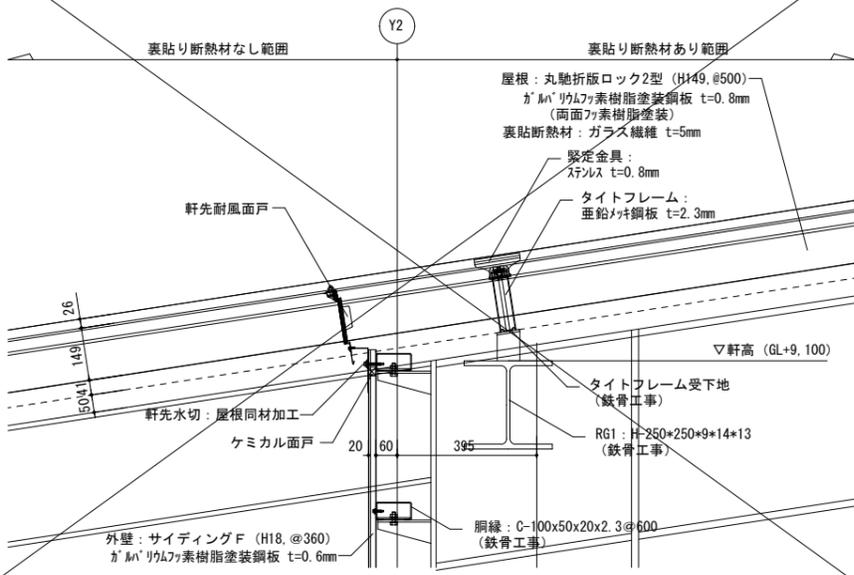
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	Y 1 展開図 (1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	A-27
検印	管理建築士	設計	製図
	設	計	製
	図	設	名
	者	資格者氏名	新里 均
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



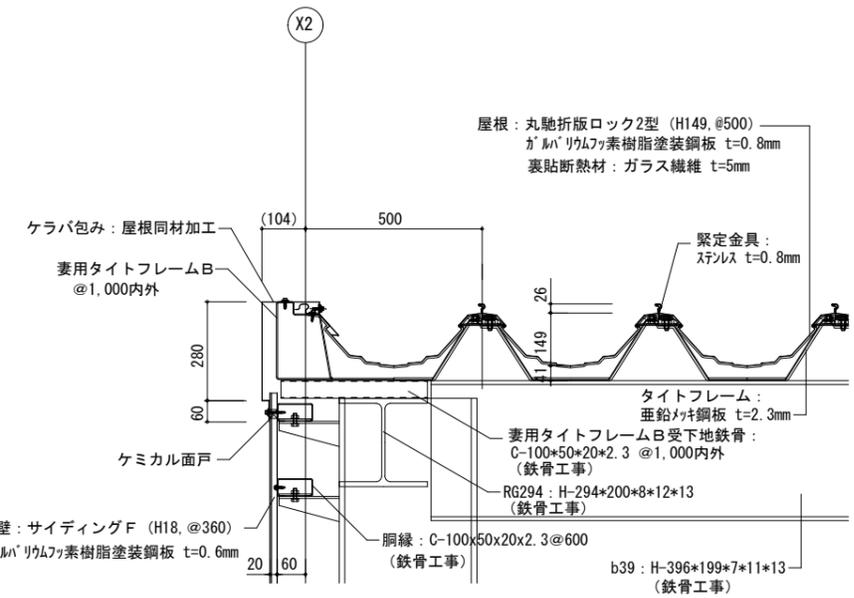
Y 1 展開図 S=1/100

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	Y1展開図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要	図面番号 A-28		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	資格者氏名	新里 均
	製図者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

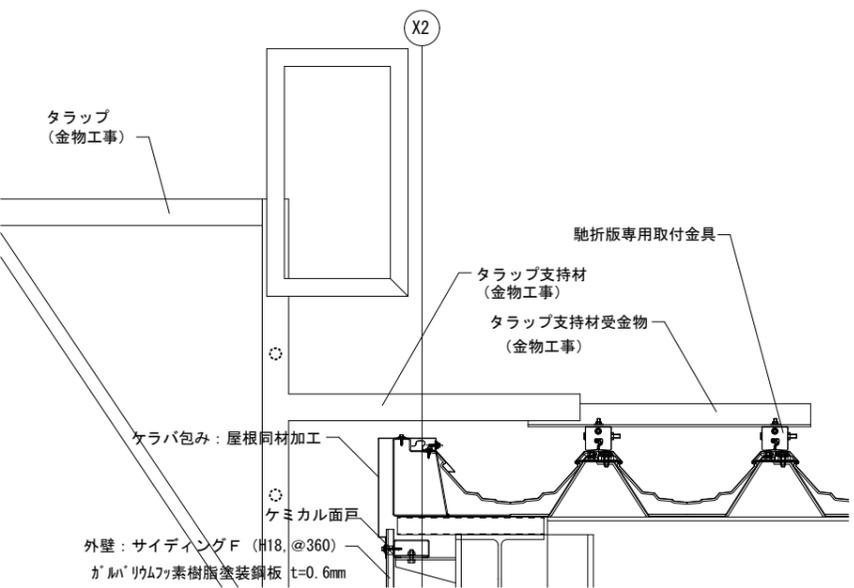
軒先 断面詳細図 S=1:10 (Y2通り, X4~X8通り間)



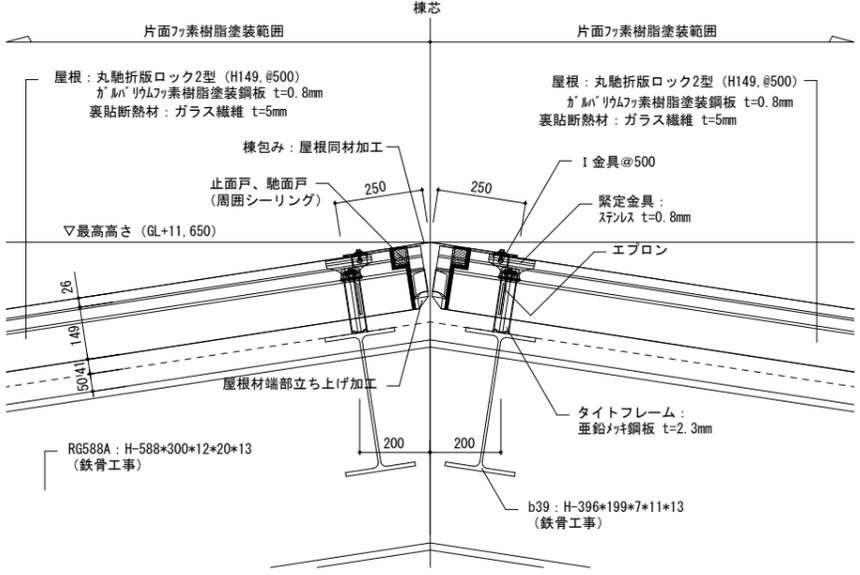
妻側 断面詳細図 S=1:10 (X2通り側)



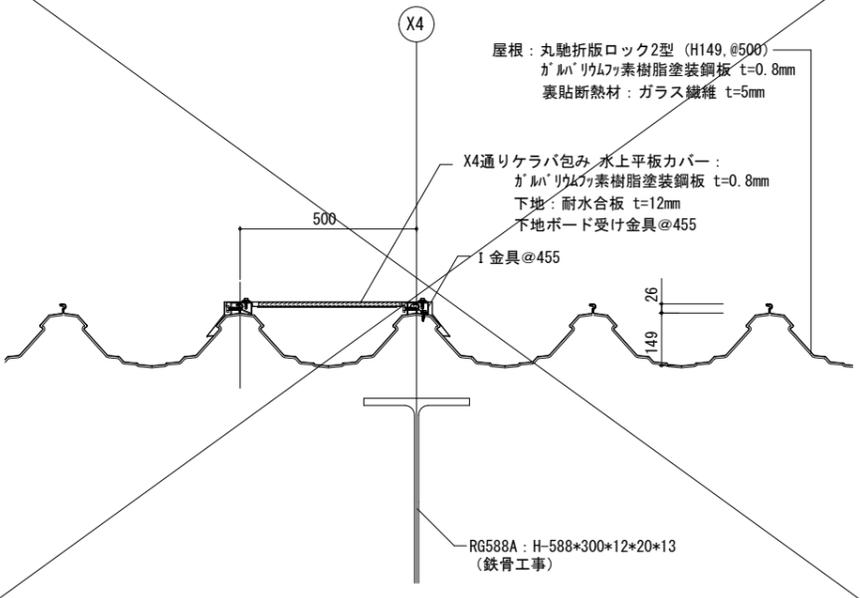
妻側 断面詳細図 S=1:10 (X2通り側タラップ部分)



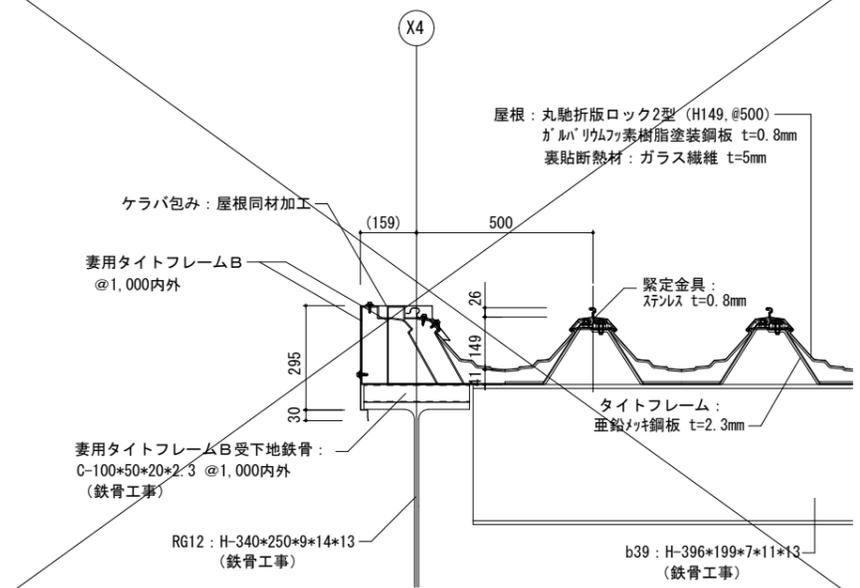
棟 断面詳細図 S=1:10



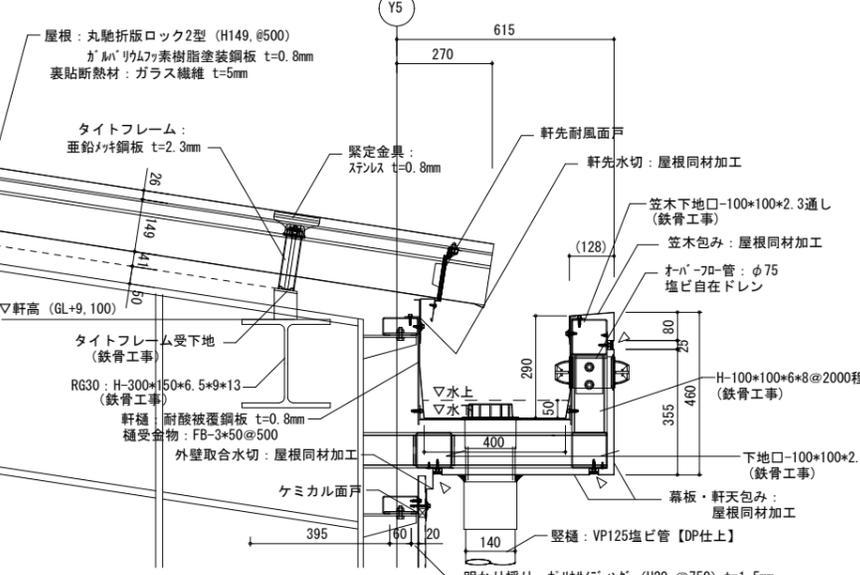
妻側水上平板カバー 断面詳細図 S=1:10 (X4通り, Y2~棟 範囲)



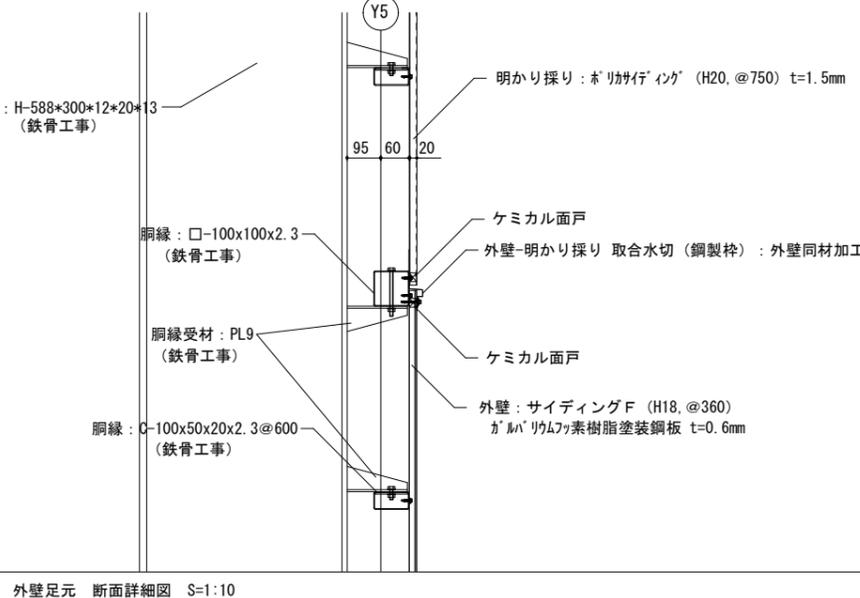
妻側 断面詳細図 S=1:10 (X4通りキャノピー2部分)



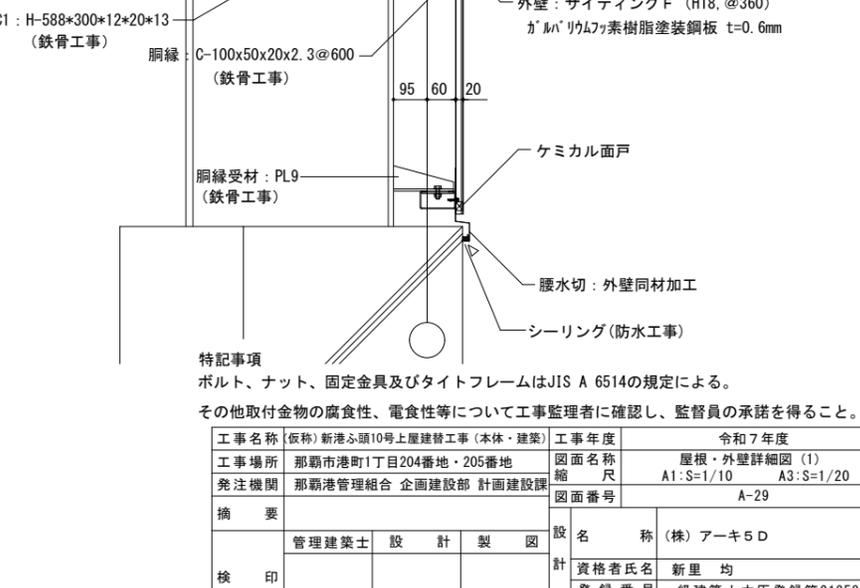
軒先 断面詳細図 S=1:10 (Y6通り側)



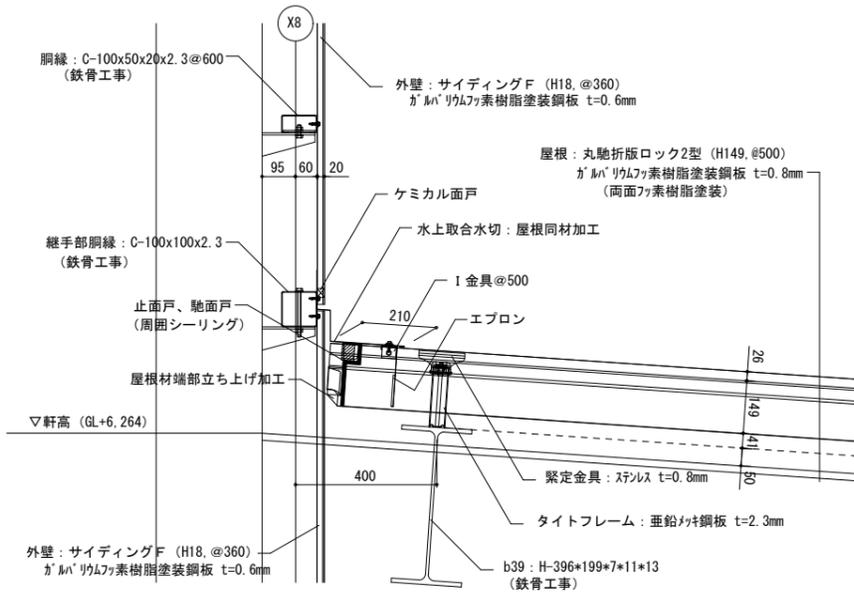
外壁 断面詳細図 S=1:10 (Y6通り側、明かり採り取合部分)



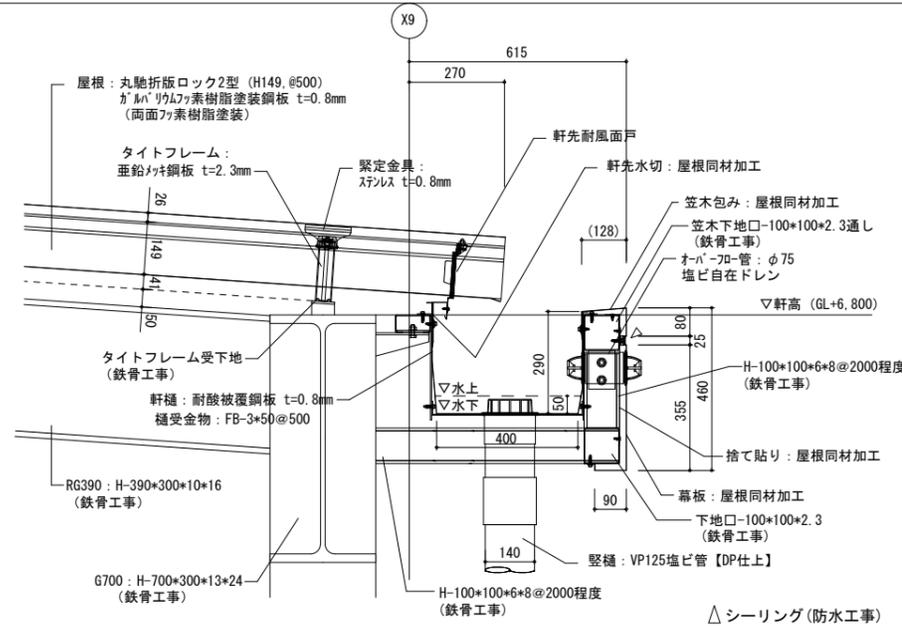
外壁足元 断面詳細図 S=1:10



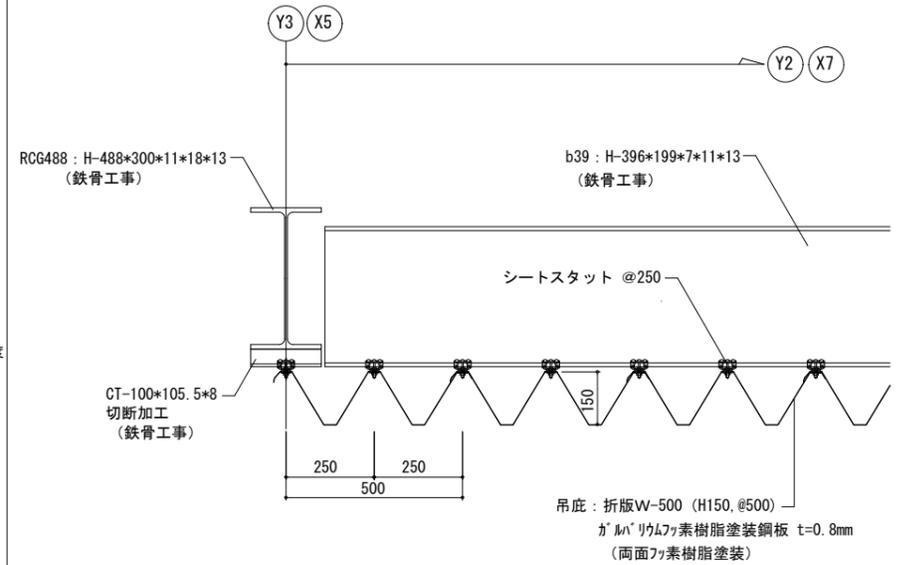
キャンピー1/水上 断面詳細図 S=1:10



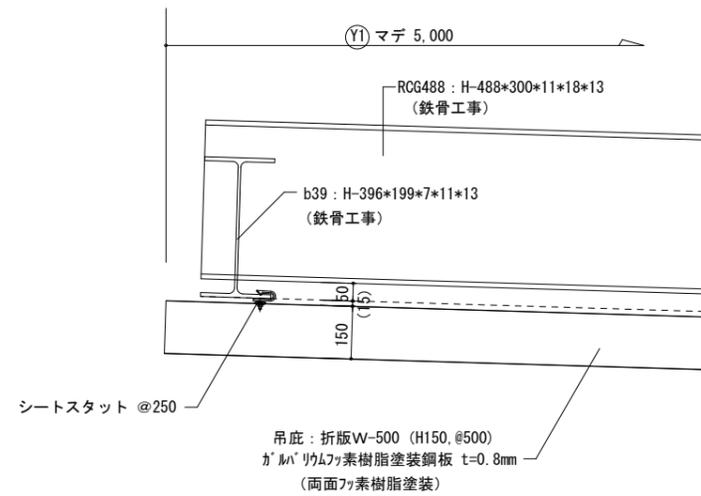
キャンピー/軒先 断面詳細図 S=1:10



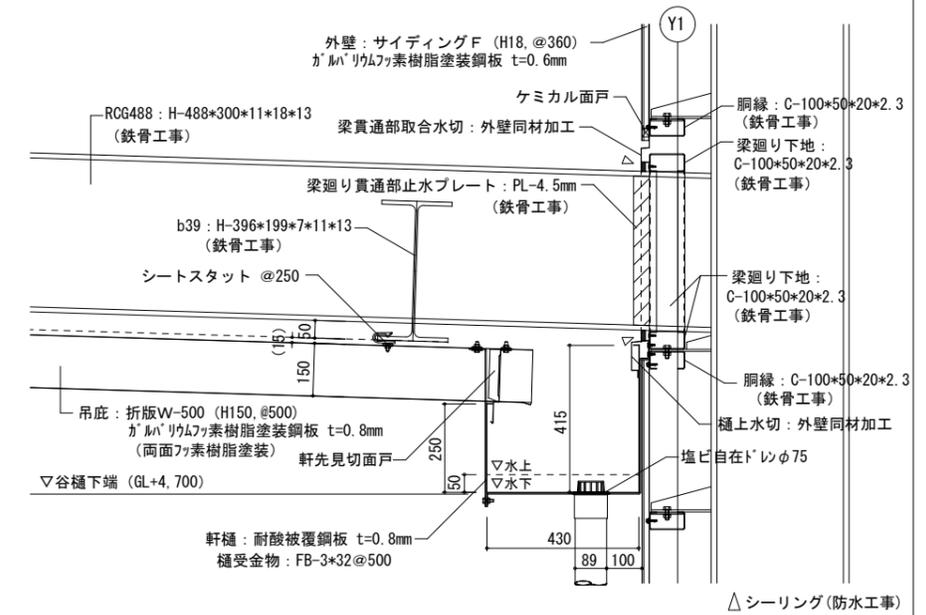
吊底/妻側 断面詳細図 S=1:10



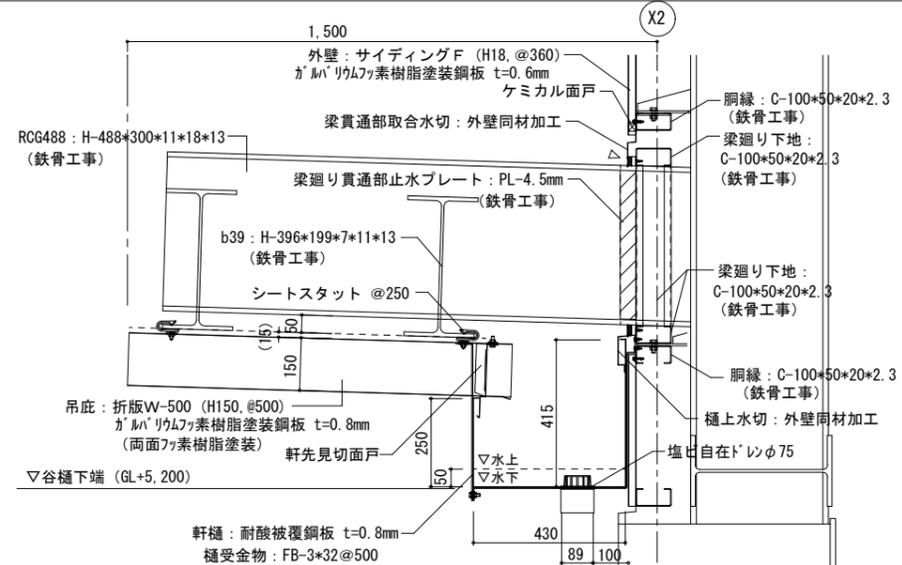
吊底/軒先 (水上側) 断面詳細図 S=1:10 (Y1通り)



吊底/軒先 (水側) 断面詳細図 S=1:10 (Y1通り)



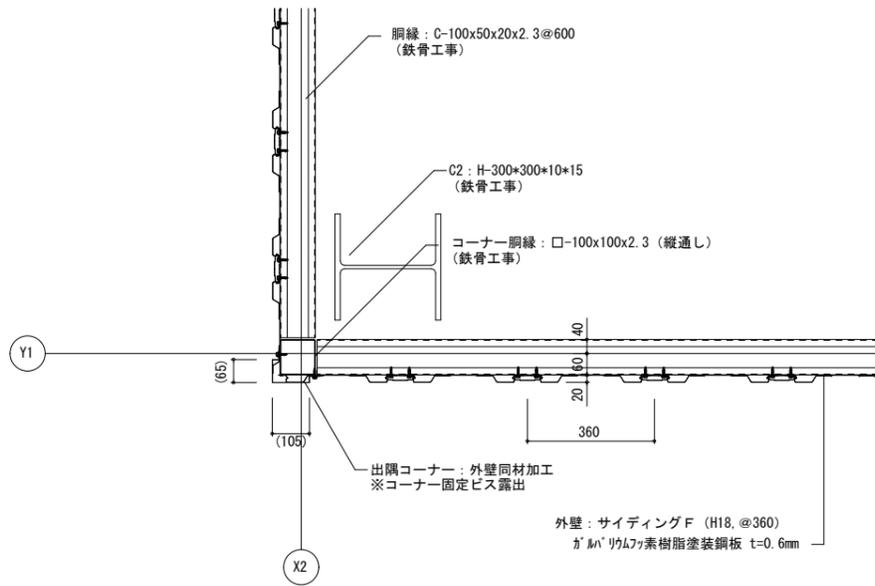
吊底/軒先 (水上側) 断面詳細図 S=1:10 (X2通り)



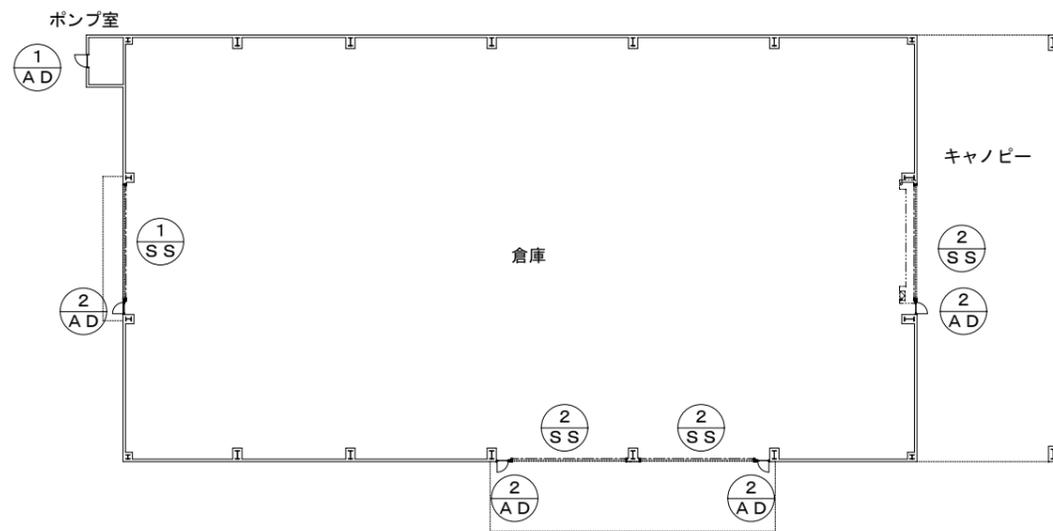
特記事項
ボルト、ナット、固定金具及びタイトフレームはJIS A 6514の規定による。
その他取付金物の腐食性、電食性等について工事監理者に確認し、監督員の承諾を得ること。

工事名称 (仮称)	新港ふ頭10号上屋建替工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	屋根・外壁詳細図 (2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/10 A3:S=1/20
摘要		図面番号	A-30
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	(株) アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		

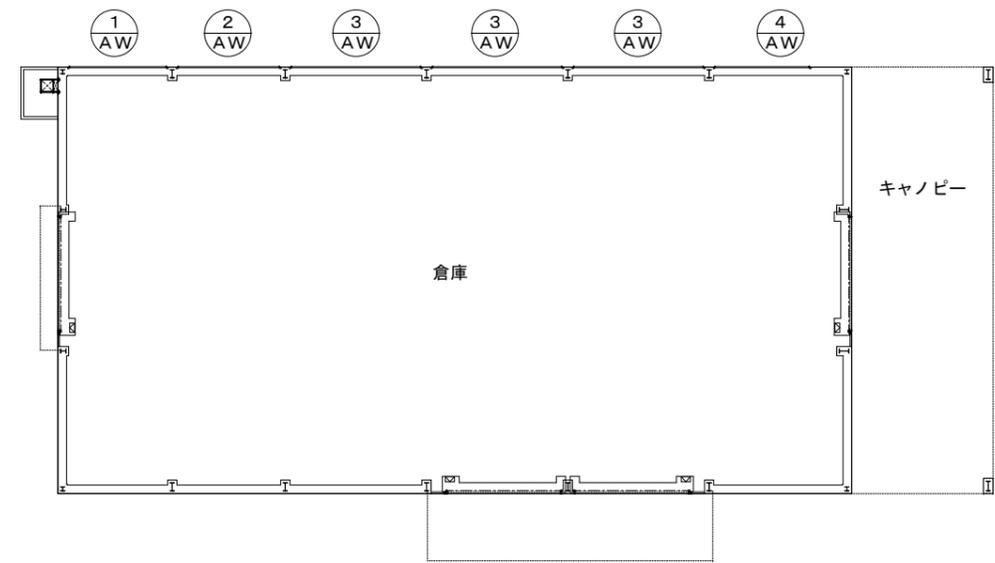
外壁 出隅コーナー 断面詳細図 S=1:10



工事名称	仮称)新港心頭10号上屋建替工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	屋根・外壁詳細図(3)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/10 A3:S=1/20
		図面番号	A-31
摘要			
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称 (株)アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



建具KEYPLAN
下層部平面図 S=1/500



建具KEYPLAN
上層部平面図 S=1/500

工事名称	(仮称) 新港心頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	建具KEYPLAN
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500
		図面番号	A-32
摘要			
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

符号・位置・数量	① AW 倉庫 (上層部) 1ヶ所	② AW 倉庫 (上層部) 1ヶ所	③ AW 倉庫 (上層部) 3ヶ所	④ AW 倉庫 (上層部) 1ヶ所
形状・寸法				
型式・見込	明かり採り 20 mm	明かり採り 20 mm	明かり採り 20 mm	明かり採り 20 mm
材質・仕上	枠：外壁同材加工 (ガルバリウムフッ素樹脂塗装鋼板 t=0.6mm)	枠：外壁同材加工 (ガルバリウムフッ素樹脂塗装鋼板 t=0.6mm)	枠：外壁同材加工 (ガルバリウムフッ素樹脂塗装鋼板 t=0.6mm)	枠：外壁同材加工 (ガルバリウムフッ素樹脂塗装鋼板 t=0.6mm)
ガラス	ポリカサイディング (H20, @750) t=1.5mm			
金物	—	—	—	—
備考	詳細図参照	詳細図参照	詳細図参照	詳細図参照

符号・位置・数量	① SS 倉庫 1ヶ所	② SS 倉庫 3ヶ所
形状・寸法		
型式・見込	スチール電動重量シャッター (耐風型)	スチール電動重量シャッター (耐風型)
材質・仕上	スラットA-2耐1.6t 【耐候性塗料 (DP) 両面塗り/1級・ふっ素樹脂】	スラットA-2耐1.6t 【耐候性塗料 (DP) 両面塗り/1級・ふっ素樹脂】
ガラス	—	—
金物	障検座板カバーステンレス レールステンレス巻き1.5t 三方枠ステンレス1.5t 露出形耐風溝形鋼レール 電動開閉装置 スチール部：【耐候性塗料 (DP) 1級・ふっ素樹脂】	障検座板カバーステンレス レールステンレス巻き1.5t 三方枠ステンレス1.5t 露出形耐風溝形鋼レール 電動開閉装置 スチール部：【耐候性塗料 (DP) 1級・ふっ素樹脂】
備考	【1級・ふっ素樹脂】 三和シャッター 耐風ガード ※同等品以上	【1級・ふっ素樹脂】 三和シャッター 耐風ガード ※同等品以上

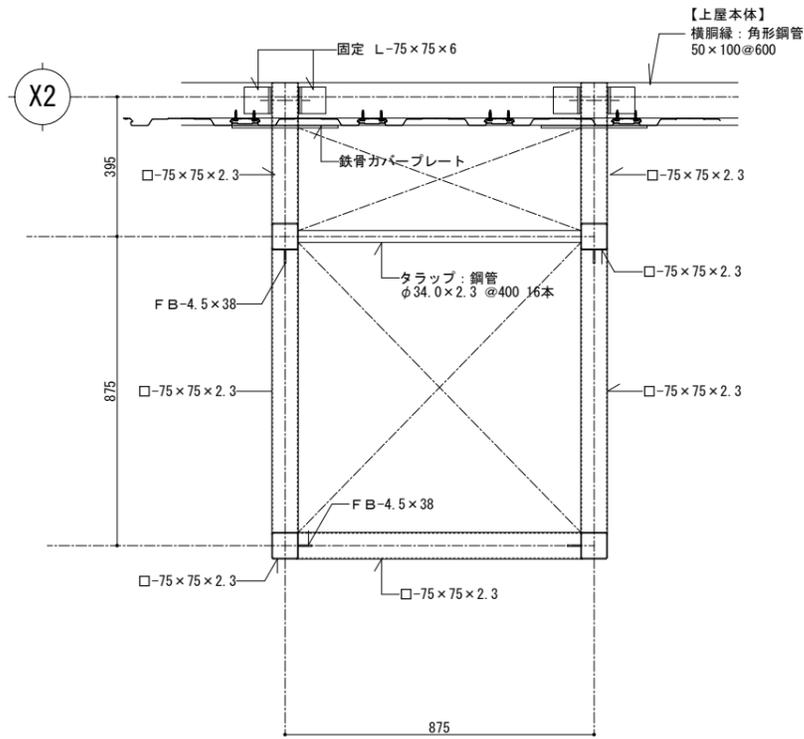
符号・位置・数量	① AD ポンプ室 1ヶ所	② AD 倉庫 4ヶ所
形状・寸法		
型式・見込	アルミ片開きドア 75 mm	アルミ片開きドア 75 mm
材質・仕上	標準仕様	標準仕様
ガラス	—	—
金物	レバーハンドル/本締錠/ステンレス丁番 (3枚) ドアクローザー/附属金物一式	レバーハンドル/本締錠/ステンレス丁番 (3枚) ドアクローザー/附属金物一式
備考	沓摺：ステンレス t1.5 (SUS304) +沓摺ゴム/アルミ額縁	沓摺：ステンレス t1.5 (SUS304) +沓摺ゴム/アルミ額縁

※ 特記事項

- ・ステンレスについては、全てSUS304とする。
- ・外部に面する建具の耐風圧性能 (基準風速46m/S、地表面粗度区分Ⅲ)

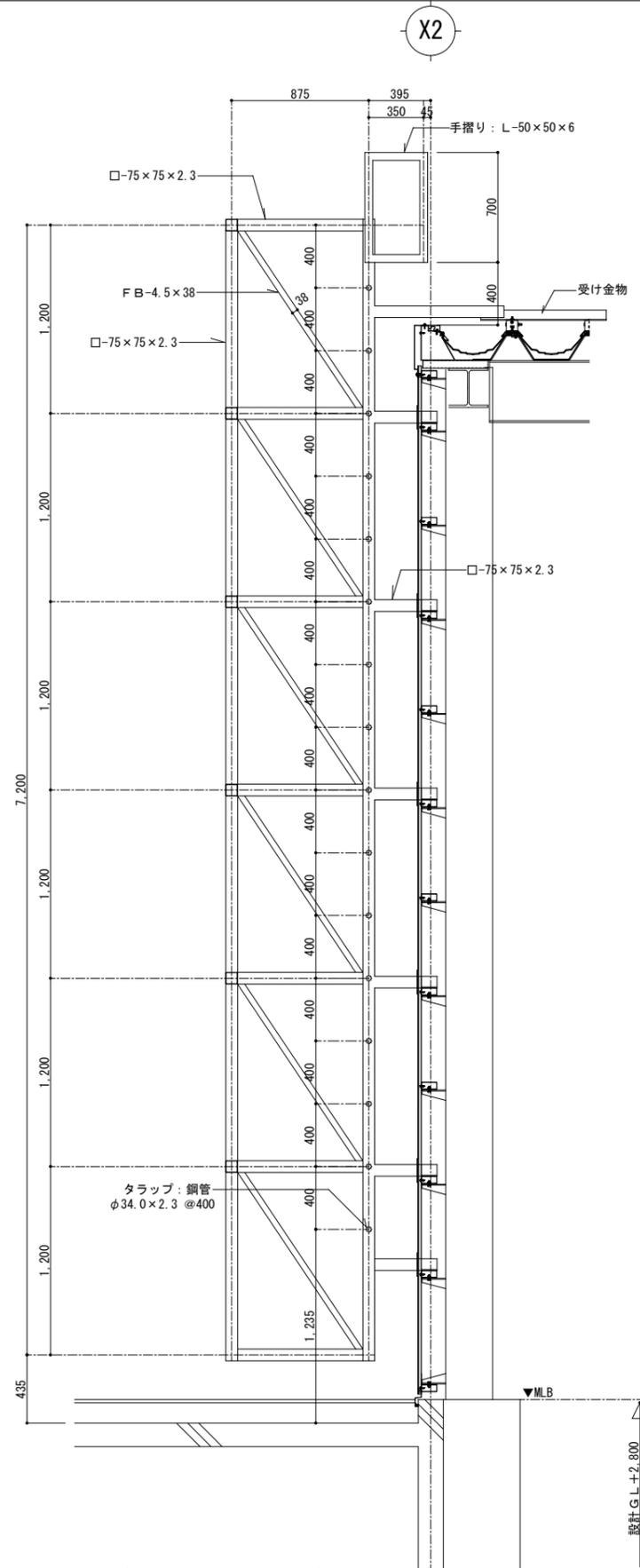
階数	性能	耐風圧性 (Pa)	気密性 (等級)	水密性 (Pa)	遮音性 (等級)
1階	上層部	S-7 (3600)	A-4 (2)	W-5 (500)	T-1 (25)
1階	下層部	S-6 (2800)	A-4 (2)	W-5 (500)	T-1 (25)

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	建具表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要	図面番号 A-33		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 計 製 図		
	設 計 者	設 計 者 (株) アーキ5D	
	資格者氏名	新里 均	
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



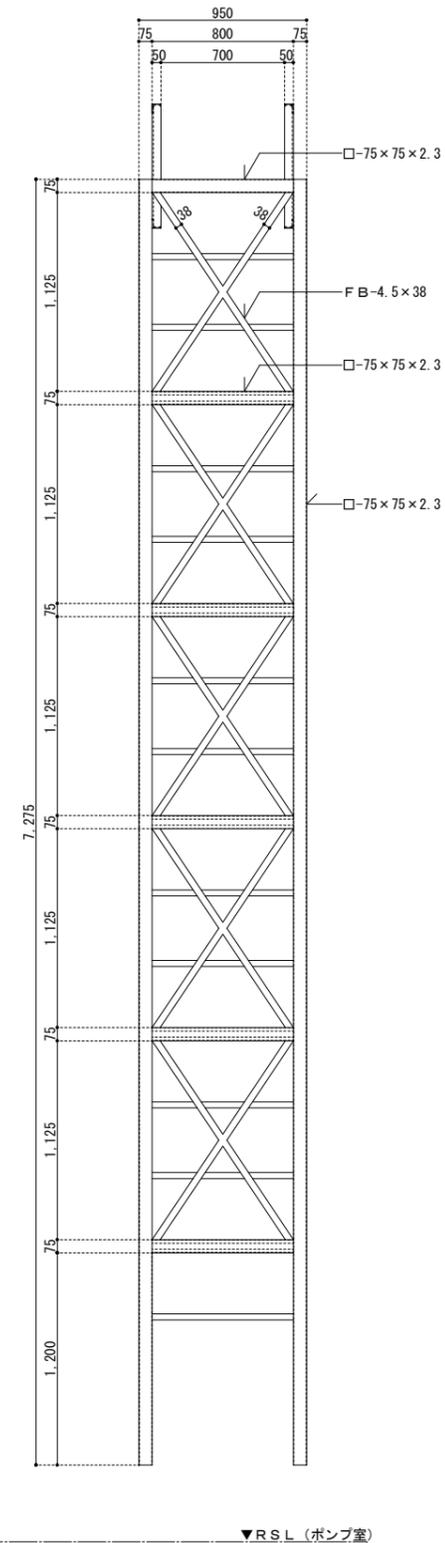
タラップ平面図 S=1/10 (1/20)

●使用鋼材は全て【溶融亜鉛メッキ処理】



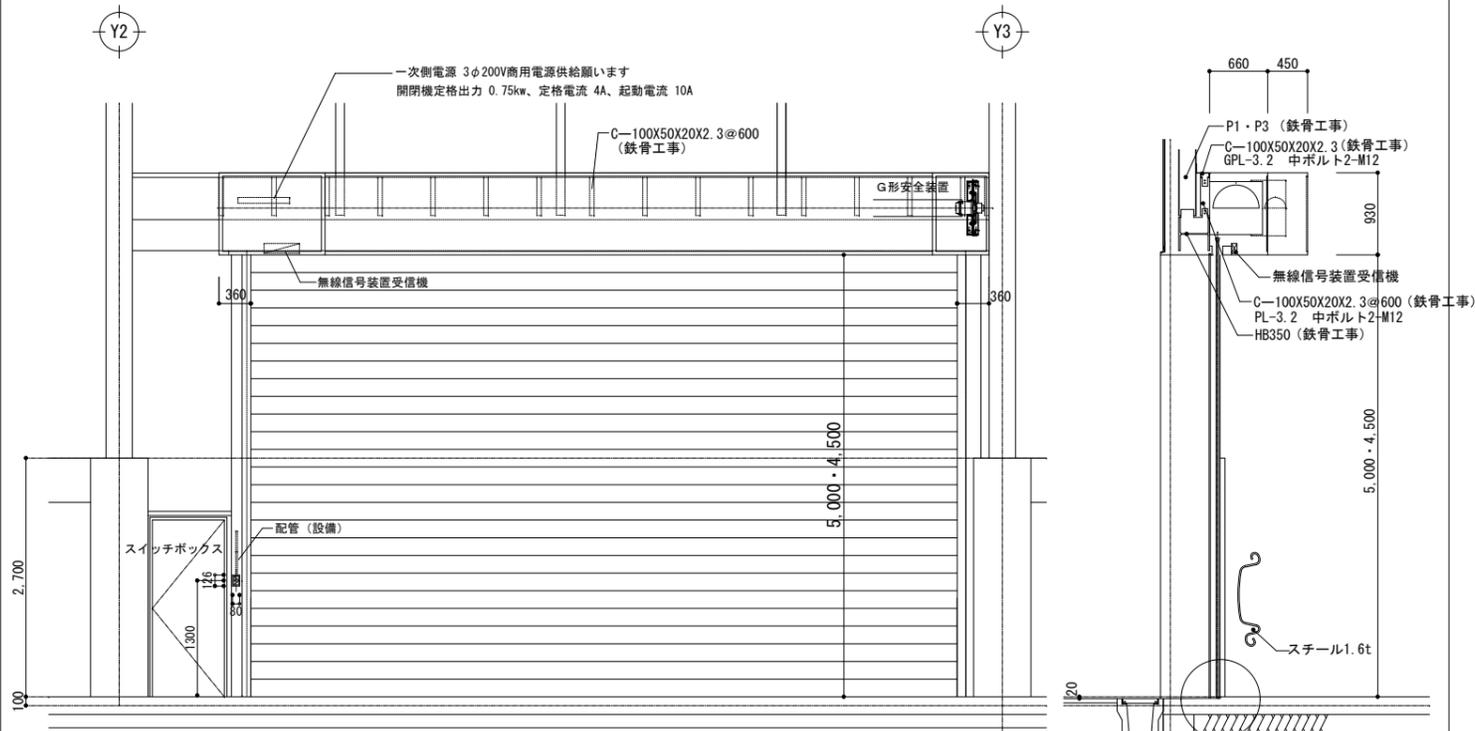
タラップ断面図 S=1/20 (1/40)

●使用鋼材は全て【溶融亜鉛メッキ処理】



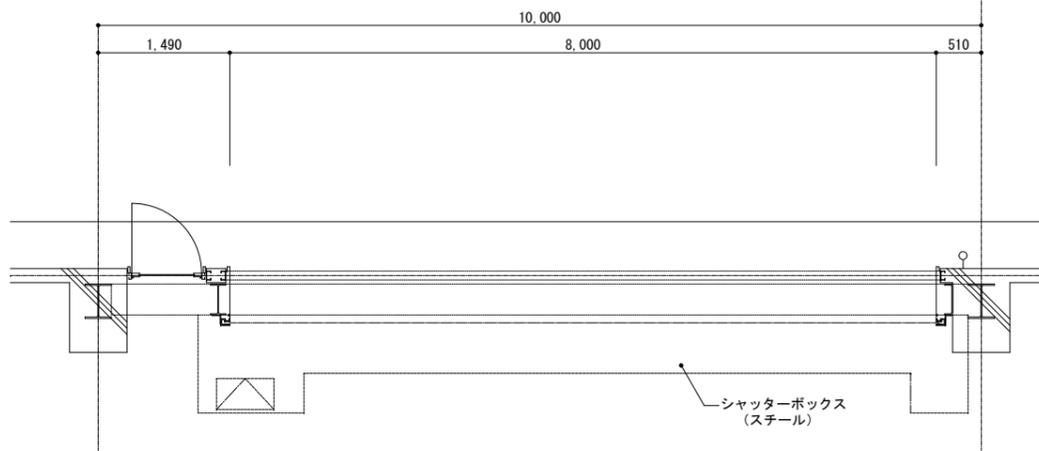
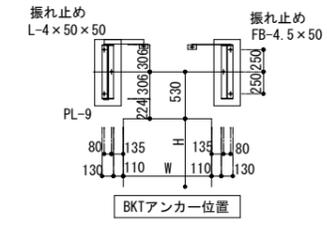
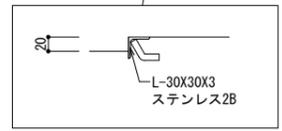
タラップ正面図 S=1/20 (1/40)

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度	
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	タラップ詳細図	
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/10・20 A3:S=1/20・40	
摘要	図面番号 A-34			
検印	管理建築士	設計	製図	
	設 計 製 図			
	設 計 者	資格者氏名	(株)アーキ5D 新里 均	
	所在地	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
			所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



内観正面図 S=1/80

断面図 S=1/80

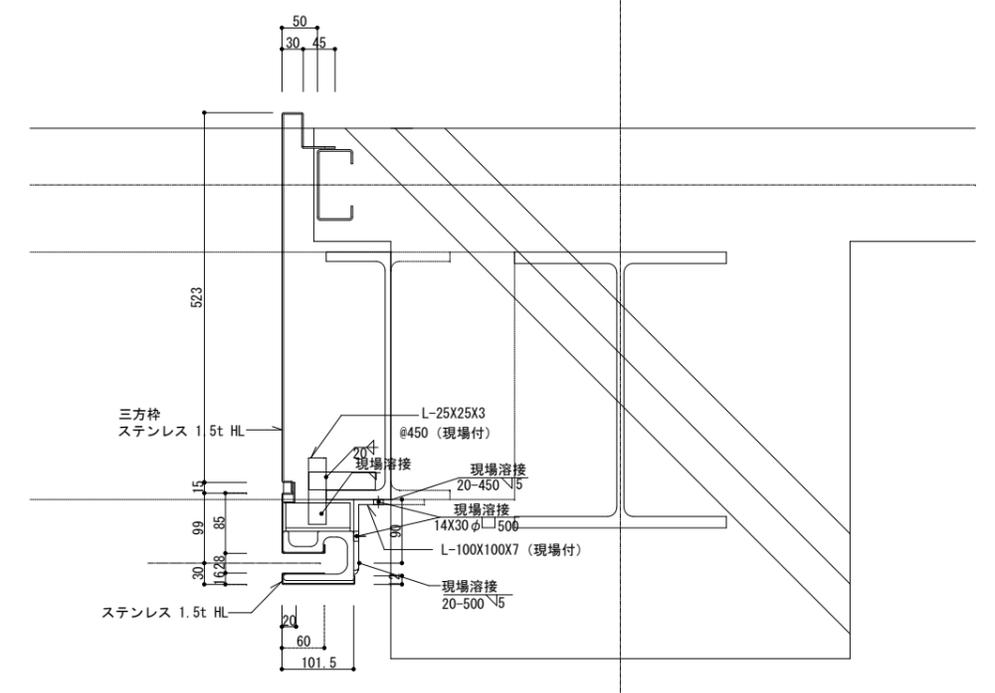


平面図 S=1/80

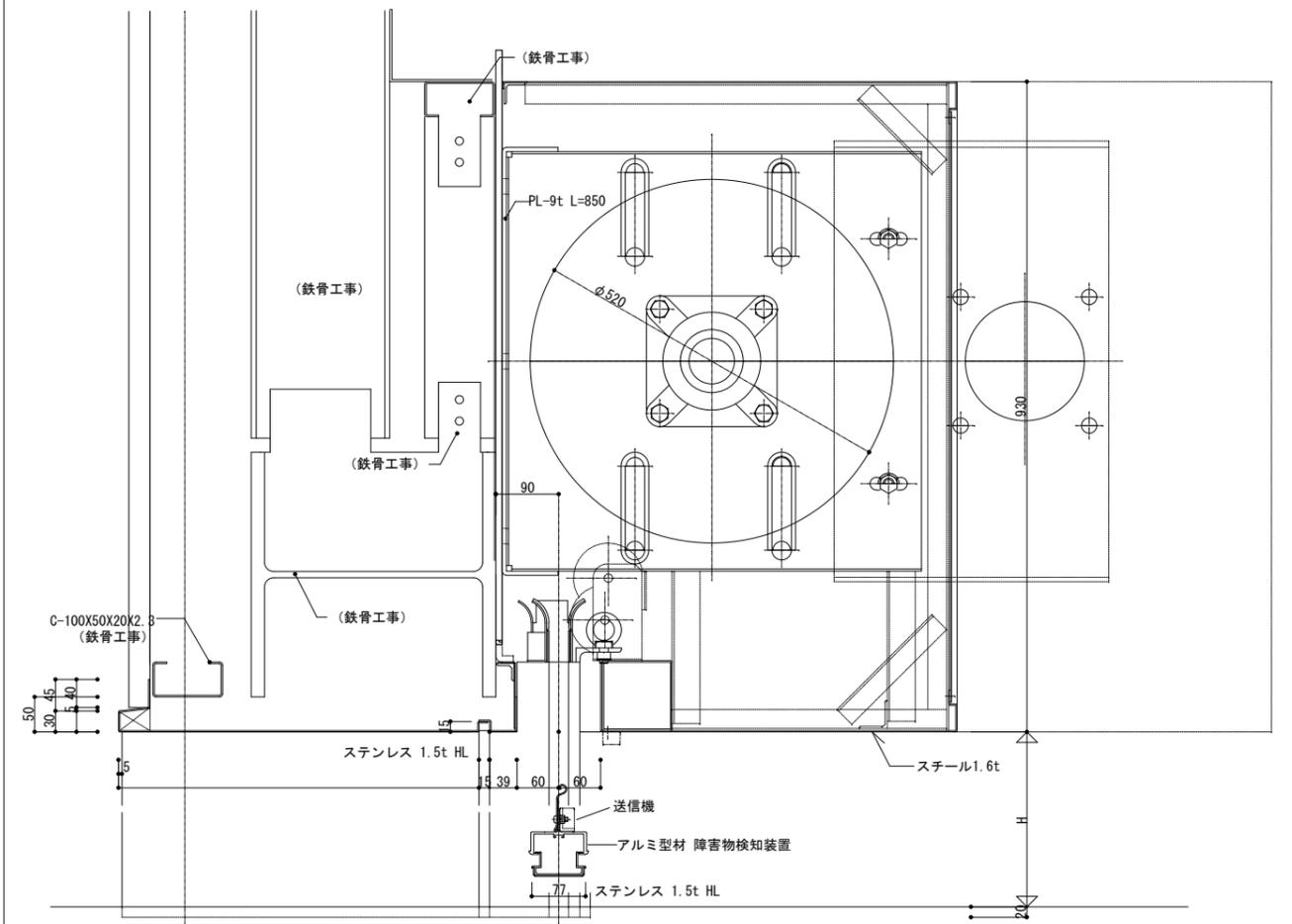
★シャッター強度仕様	外圧/内圧	ガイドレール許容風圧力	N/m ²
指定耐風圧力	3600N/m ²	スラット許容耐風圧力	6147/4732 N/m ² ← W:8000

電動式重量シャッター (高強度タイプ: 全数フック付き)

スラット	A-2高	スチール1.6t	開閉機	SG90	定格出力	3φ200V 0.75kw 60Hz	設計範囲	Q
座板	障検	ステンレス	巻取シャフト	8"-65	押ボタン	埋込リリナー	備考 G形安全装置 (G756-19-54) 障害物検知装置付	
ガイドレール		ステンレス	軸受	駆	CE630	手動閉鎖装置		
まぐさ		ステンレス	従	解放装置	CJ630G			
ケース		スチール	手動時操作	チェーン式				



下層部 S=1/10



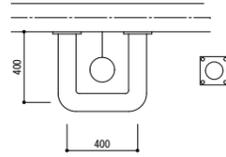
断面図 S=1/10

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	シャッター詳細図 (1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/5 (40) A3:1/10 (80)
摘要	図面番号 A-35		
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株) アーキ5D
		計 資格者氏名	新里 均
		登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

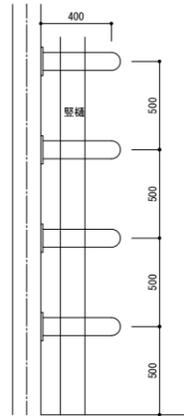
縦樋ガードポスト

S=1/10 (1/20)

Y1通り (X2・4・5・7・8・9) : 6ヶ所
 Y2通り (X2) : 1ヶ所
 Y3通り (X2) : 1ヶ所
 Y5通り (X9) : 1ヶ所
 9ヶ所×4セット=36本



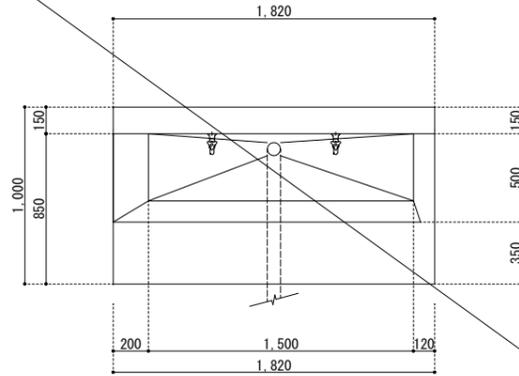
φ101.6
 帝金棒【固定式】※同等品以上
 黄色焼付塗装
 ベース t12×160×160
 ケミカルアンカー 4-M16



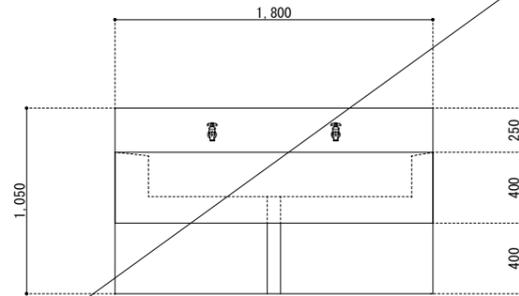
手洗い場 【休憩所棟】

1ヶ所

S=1/20 (1/40)
S=1/15 (1/30)



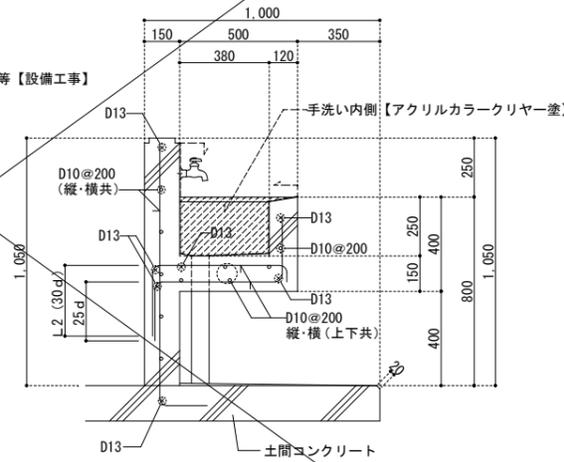
平面図 S=1/20 (1/40)



立面図 S=1/20 (1/40)

●コンクリート打放し仕上【床等：金こて仕上】
 (FC=21/S=15)

●水柱・配管等【設備工事】



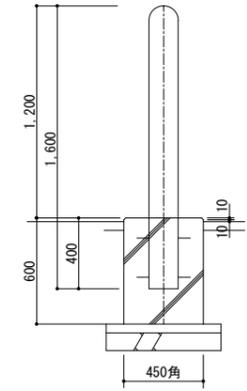
断面図 S=1/15 (1/30)

※内部
ガードポスト【シャッター出入口側】

8本

S=1/20 (1/40)

●仕様【参考】：帝金棒【スタンダードタイプ】※同等品以上



φ165.2
 帝金（固定式）(同等品)
 黄色焼付塗装
 コンクリート基礎（土間コンクリートと同じ）

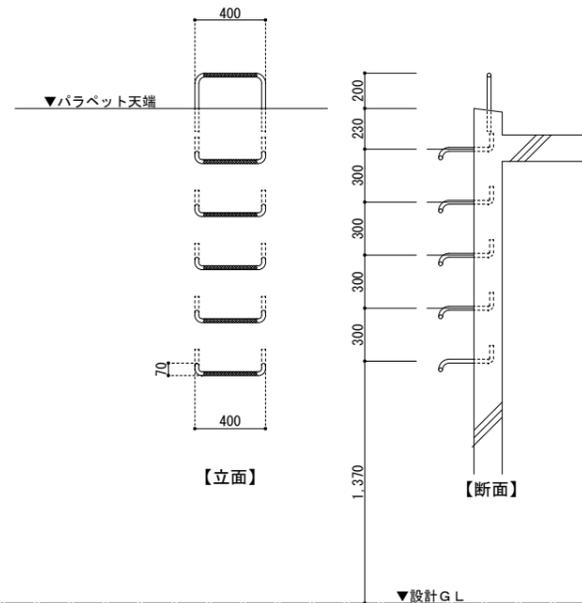
タラップ 【ポンプ室】

1ヶ所

S=1/20 (1/40)

●材質/規格：SUS304【φ22×400×300=6本】
 ●仕上：ピーリング/ローレット加工

●仕上：ピーリング/ローレット加工



【立面】

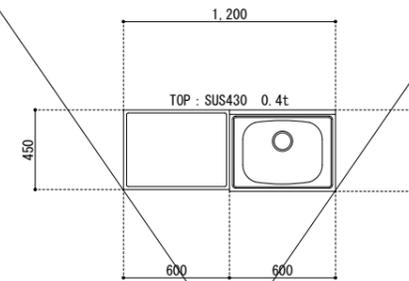
【断面】

流し台 【休憩室】

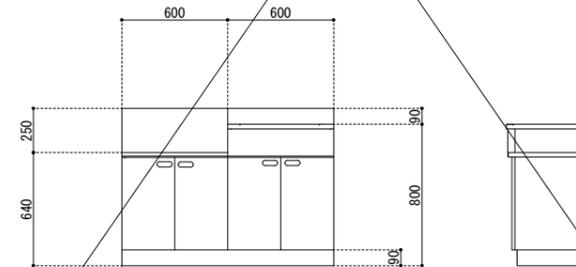
1台

S=1/20 (1/40)

●仕様【参考】：アエル流し台【公団型/SKS-1200】※同等品以上
 ●仕様【所要】：流し台/コンロ台
 ●コンロ台（背面）：バックガード付き
 ●その他附属品含む



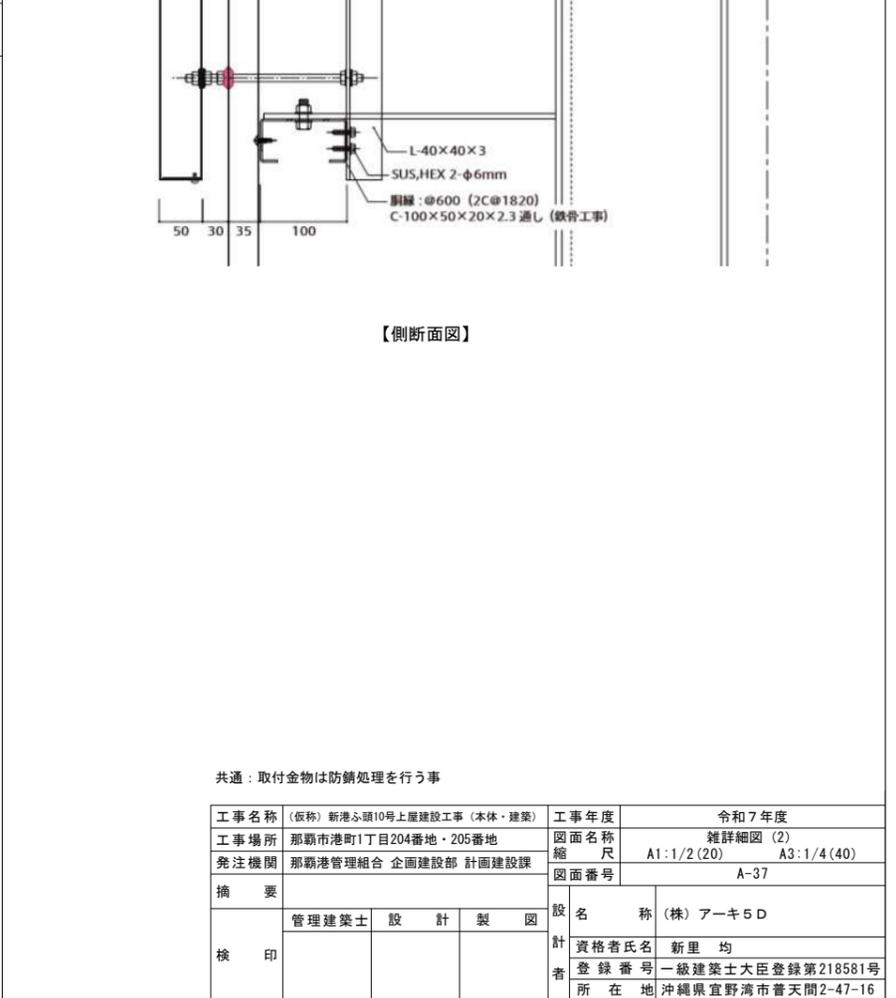
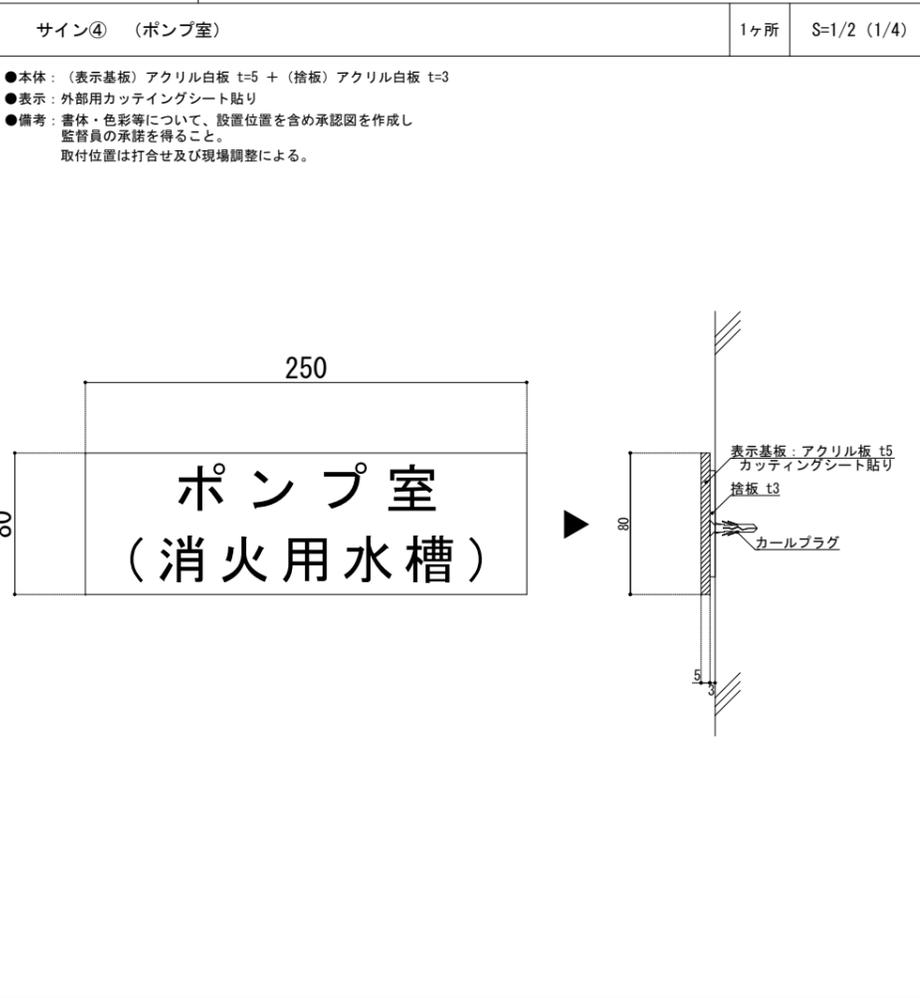
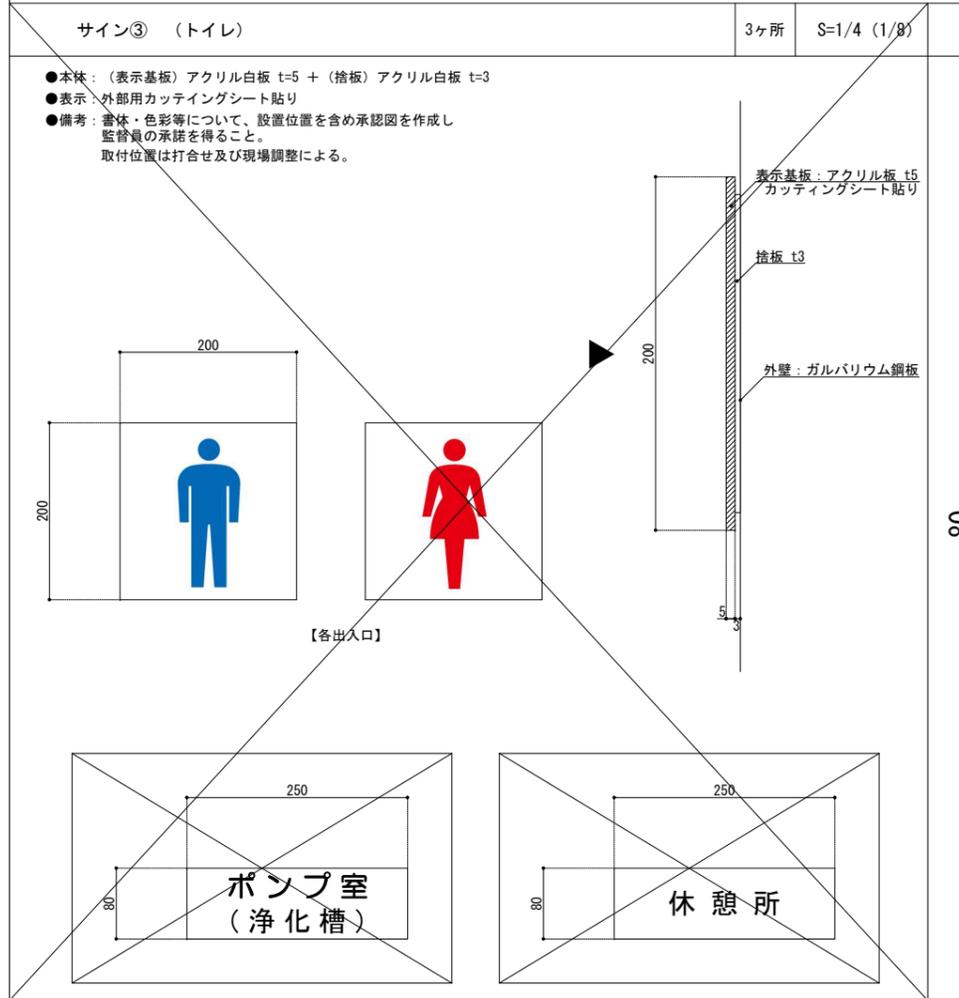
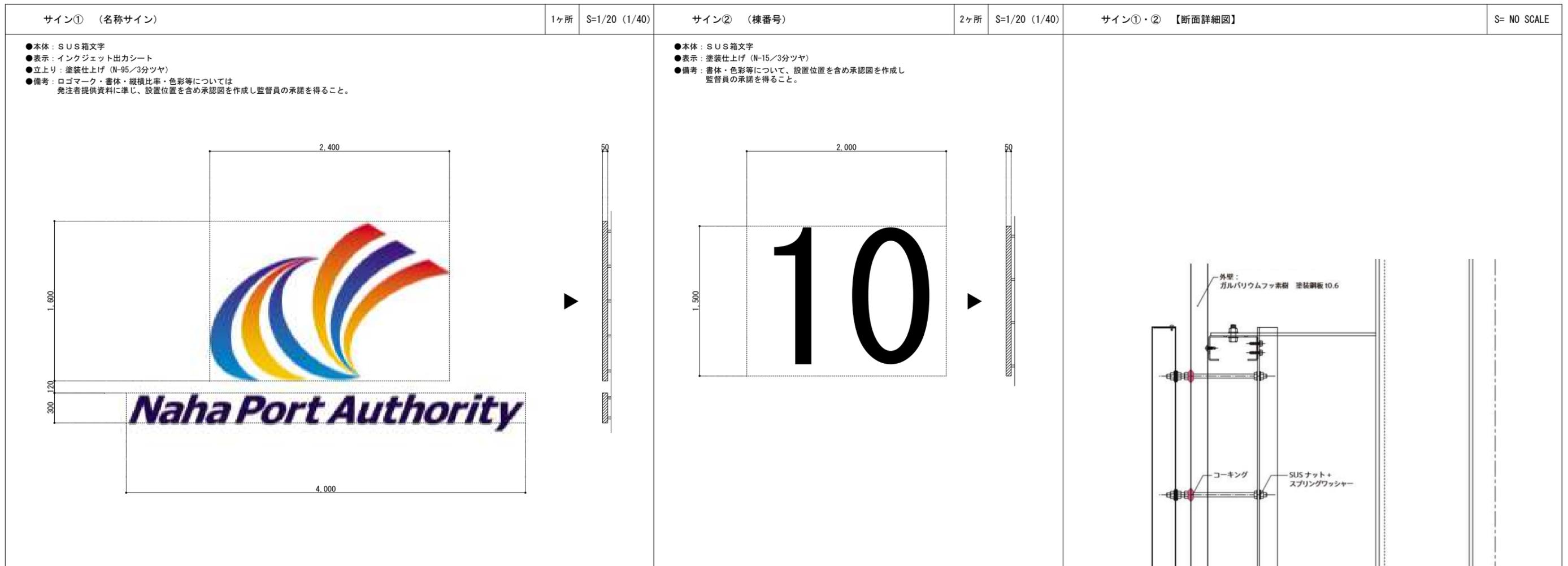
上面図



前面図

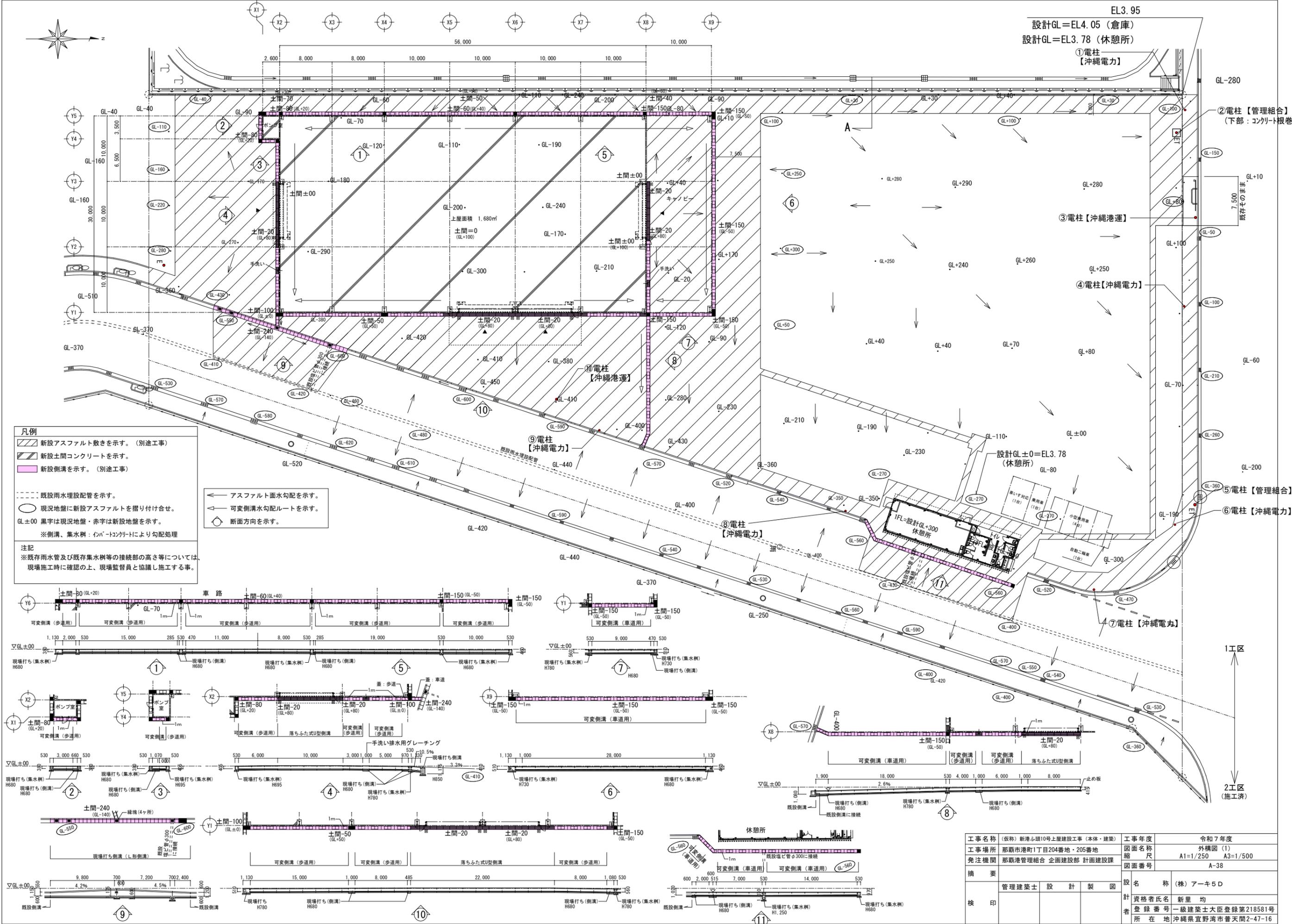
側面図

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	雑詳細図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/10(15)(20) A3:1/20(30)(40)
摘要		図面番号	A-36
検印	管理建築士 設計 製図	設名	(株)アーキ5D
		計	資格者氏名 新里 均
		者	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



共通: 取付金物は防錆処理を行う事

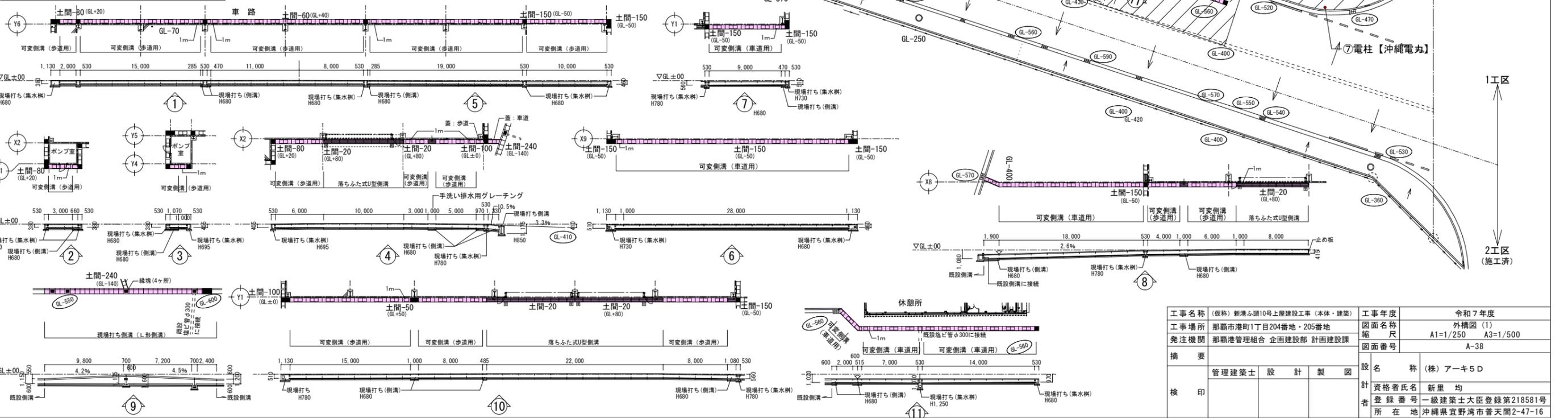
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	雑詳細図 (2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/2 (20) A3:1/4 (40)
摘要	図面番号 A-37		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 計 製 図		
	設 名	称 (株) アーキ5D	
	計 資格者氏名	新里 均	
登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号		
所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



EL3.95
 設計GL=EL4.05 (倉庫)
 設計GL=EL3.78 (休憩所)

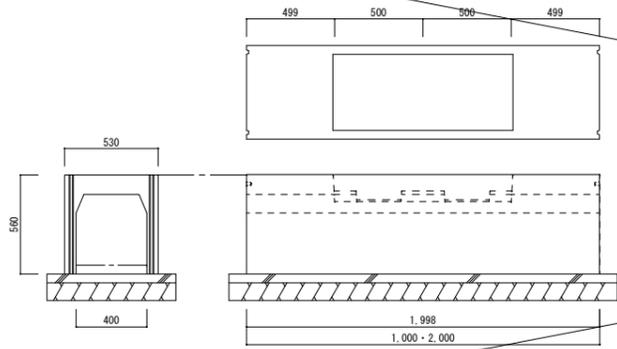
- 凡例**
- 新設アスファルト敷きを示す。(別途工事)
 - 新設土間コンクリートを示す。
 - 新設側溝を示す。(別途工事)
 - 既設雨水埋設配管を示す。
 - 現況地盤に新設アスファルトを張り付け合せ。
 - GL±00 黒字は現況地盤・赤字は新設地盤を示す。
 - ※側溝、集水樹：インバートコンクリートにより勾配処理
- 注記**
- ※既設雨水管及び既設集水樹等の接続部の高さ等については、現場施工時に確認の上、現場監督員と協議し施工する事。

- アスファルト面勾配を示す。
- 可変側溝排水勾配ルートを示す。
- 断面方向を示す。

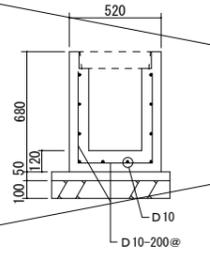


工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	外構図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1=1/250 A3=1/500
摘要		図面番号	A-38
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

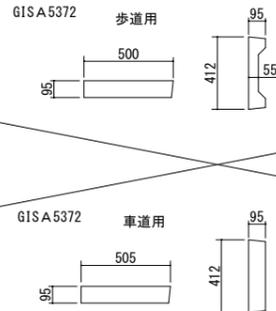
可変側溝(T-25)詳細図 S=1/20



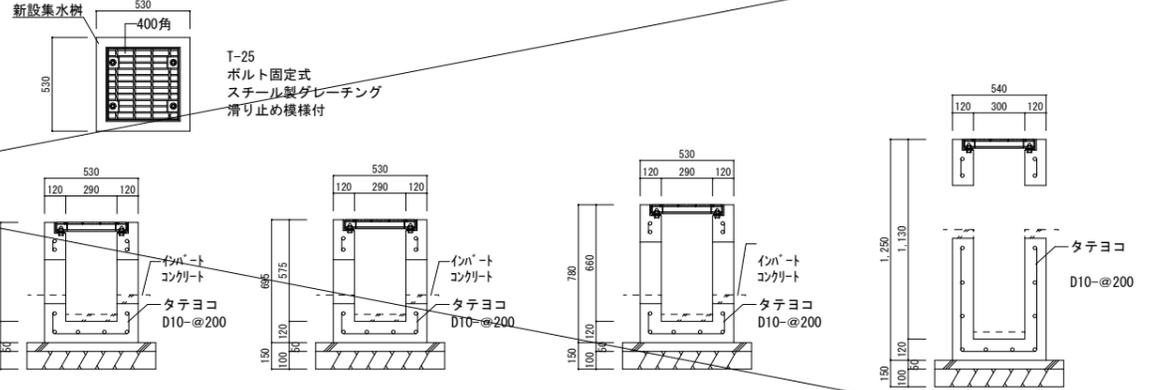
側溝(現場打ち)FC:21-15-20 S=1/20



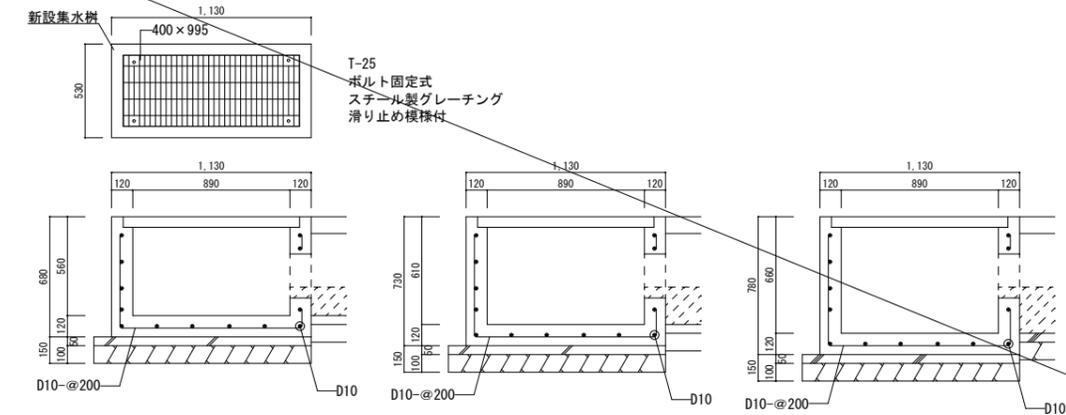
側溝蓋面 S=1/20



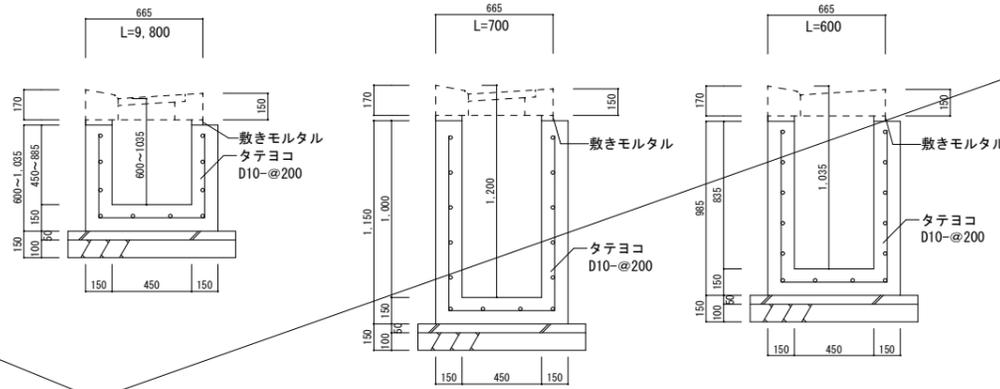
新設集水樹(現場打ち)詳細図 S=1/20 FC:21-15-20



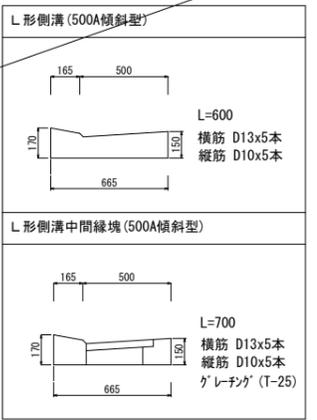
新設集水樹(現場打ち)詳細図 S=1/20 FC:21-15-20



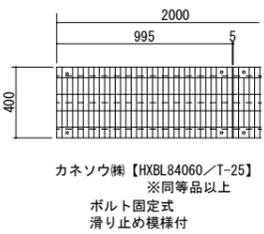
現場打ち側溝詳細図(L形側溝) S=1/20



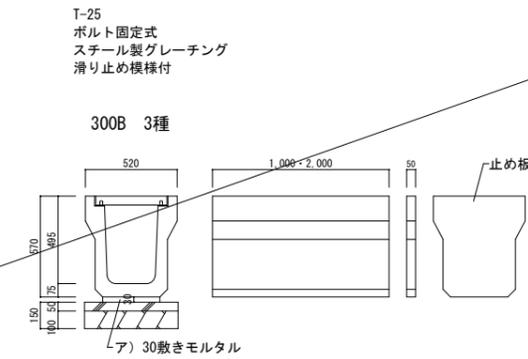
L形側溝図 S=1/20



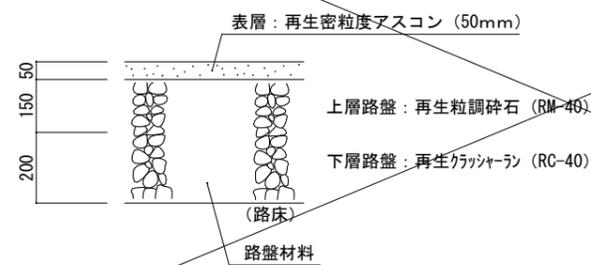
スチール製グレーチング T-25



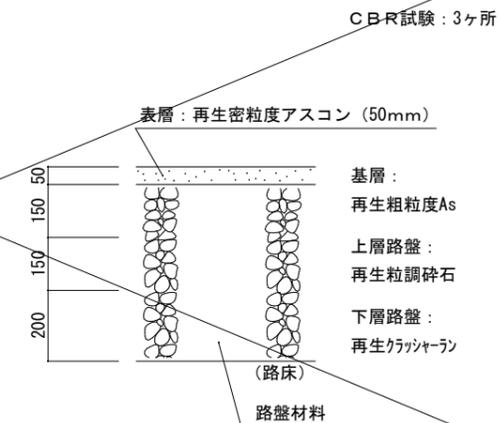
落ちふた式U型側溝 S=1/20



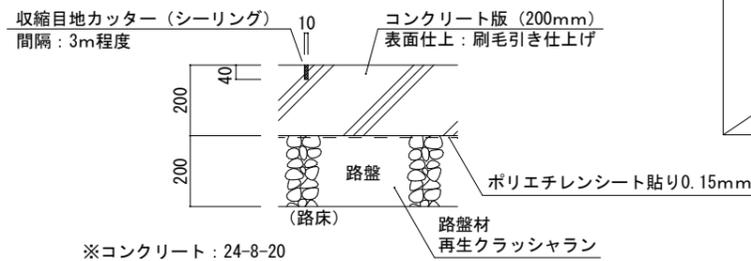
アスコン舗装仕上げ【キャンビー】 S=1/10



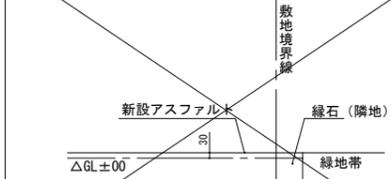
アスコン舗装仕上げ【外構】 S=1/10



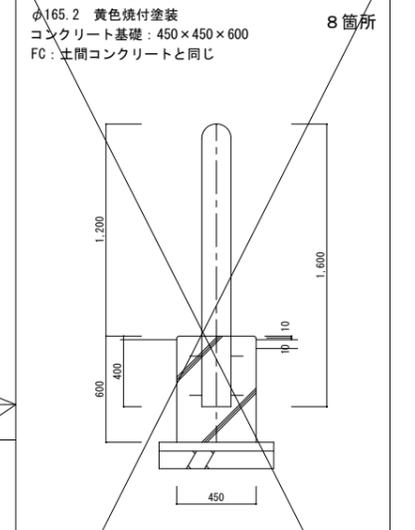
土間コンクリート仕上げ【上屋】 S=1/10



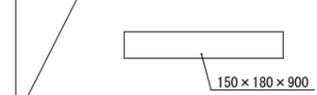
新設アスファルト【A断面図】 S=1/20



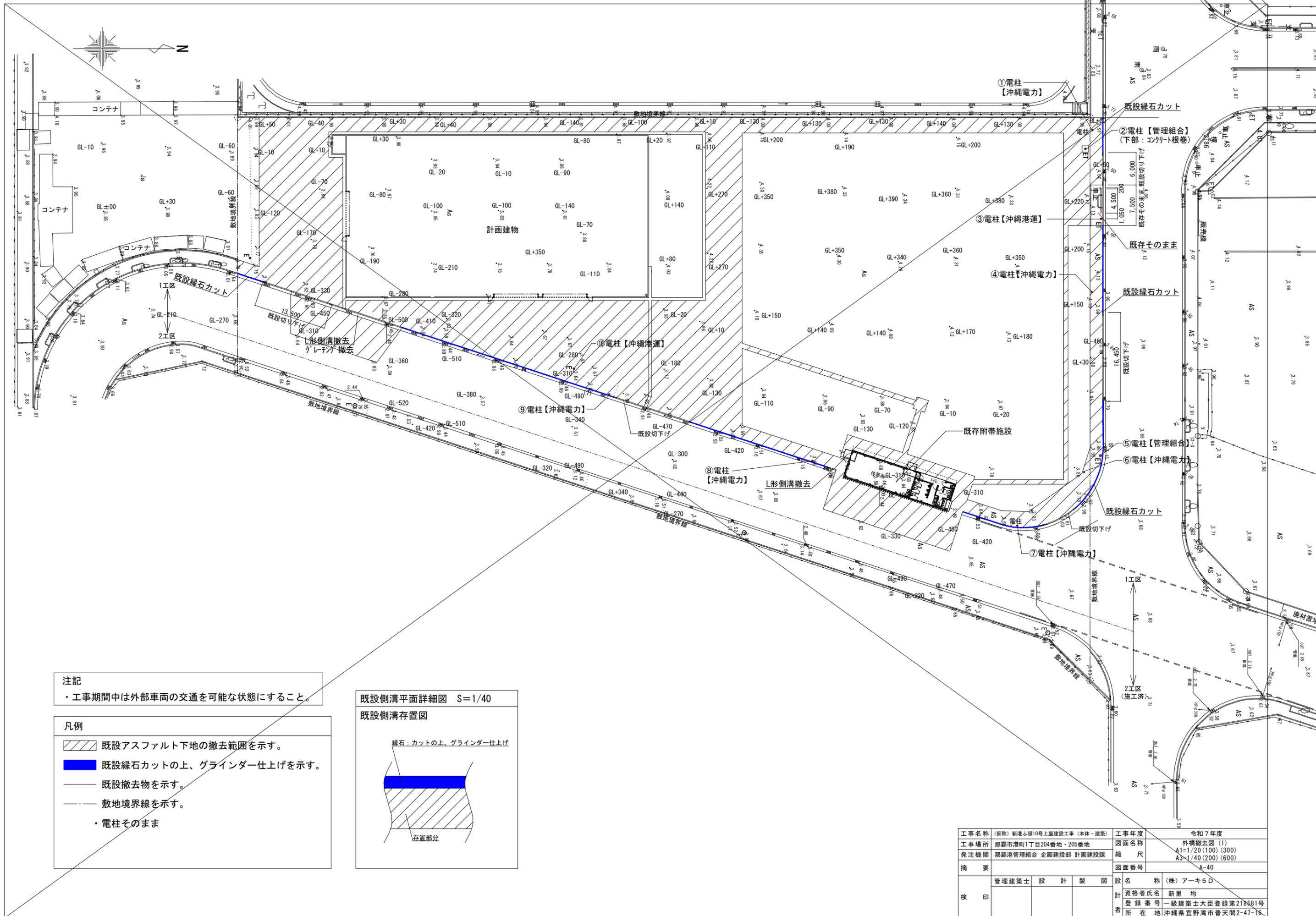
ガードポスト【シャッター出入口側】 S=1/20



コンクリート製縁石平面図 S=1/20



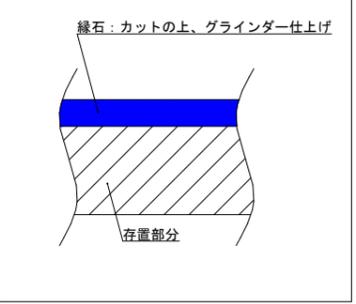
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	外構図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/10(20) A3:1/20(40)
摘要		図面番号	A-39
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



注記
 ・ 工事期間中は外部車両の交通を可能な状態にすること。

- 凡例**
- 既設アスファルト下地の撤去範囲を示す。
 - 既設縁石カットの上、グラインダー仕上げを示す。
 - 既設撤去物を示す。
 - 敷地境界線を示す。
 - ・ 電柱そのまま

既設側溝平面詳細図 S=1/40
 既設側溝存置図



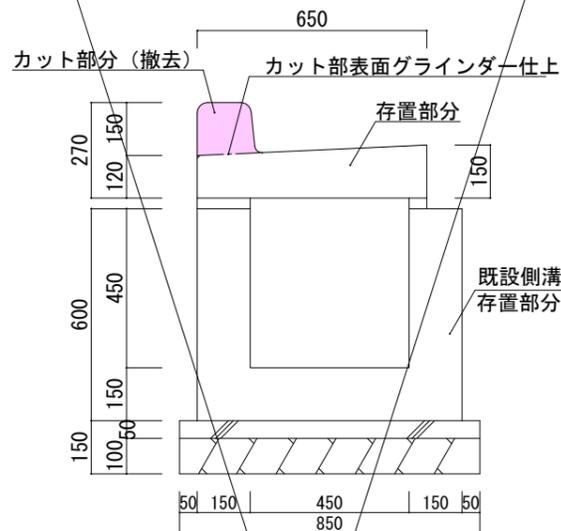
工事名称	(仮称) 新港心頭10号上層建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	外構撤去図 (1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1=1/20 (100) (300) A3=1/40 (200) (600)
摘要		図面番号	A-40
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	設 名 称 (株) アーキ5D		
	資格者氏名 新里 均		
	登録番号 一級建築士大臣登録第218681号		
	所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		

カット部表面グラインダー仕上



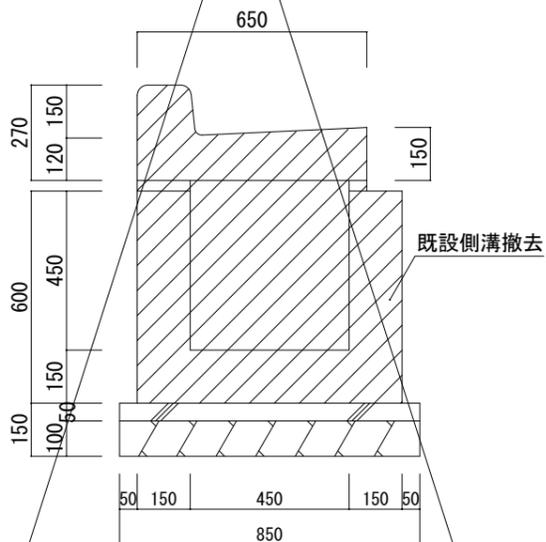
存置部分

既設L形側溝平面図 S=1/10



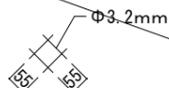
注記：カット・グラインダー仕上げになります。
カット部以外はそのまま残す。

既設L形側溝詳細図 S=1/10



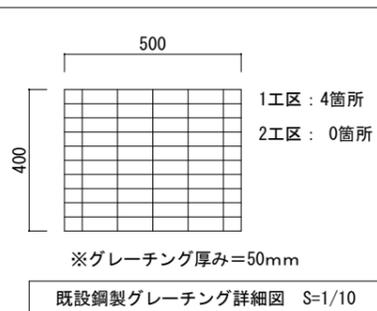
既設L形側溝詳細図 S=1/10

キャップ付き



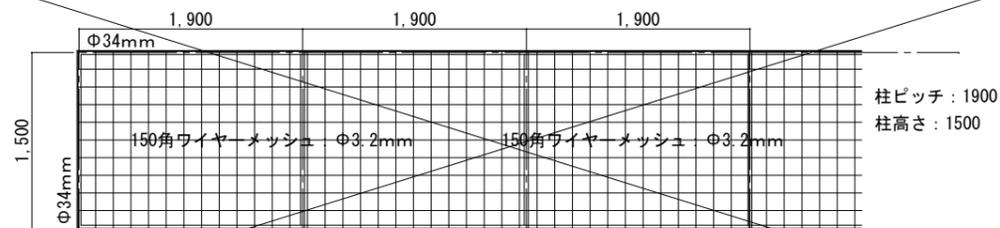
菱形金網詳細図 S=1/10

外忍び、内忍び詳細図 S=1/10

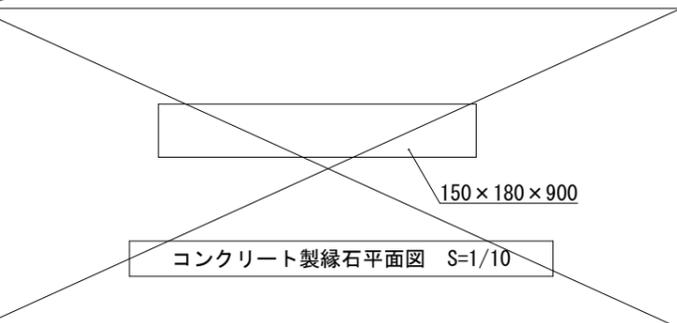


既設鋼製グレーチング詳細図 S=1/10

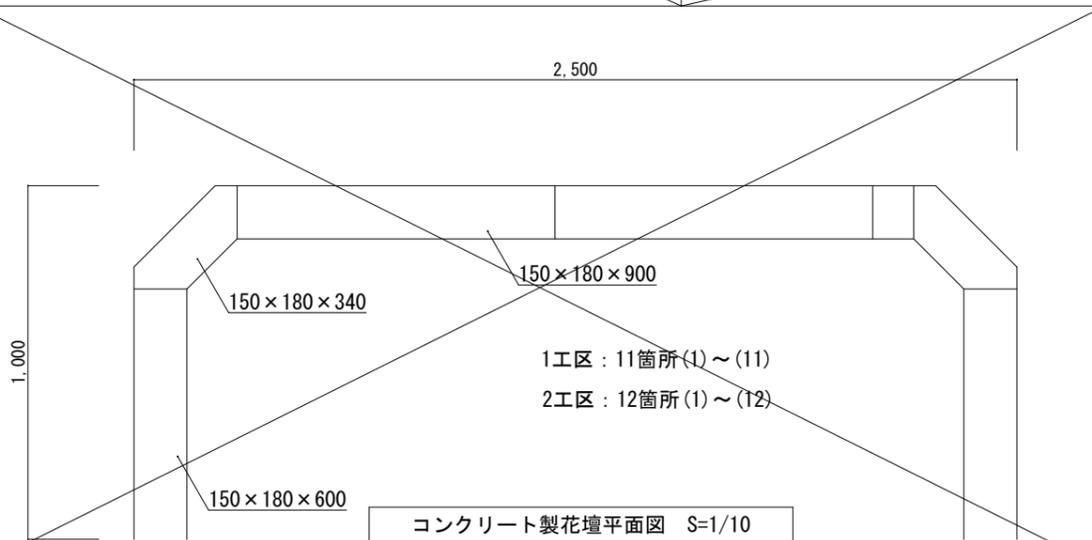
既設鋼製フェンス (2) 詳細図 S=1/30



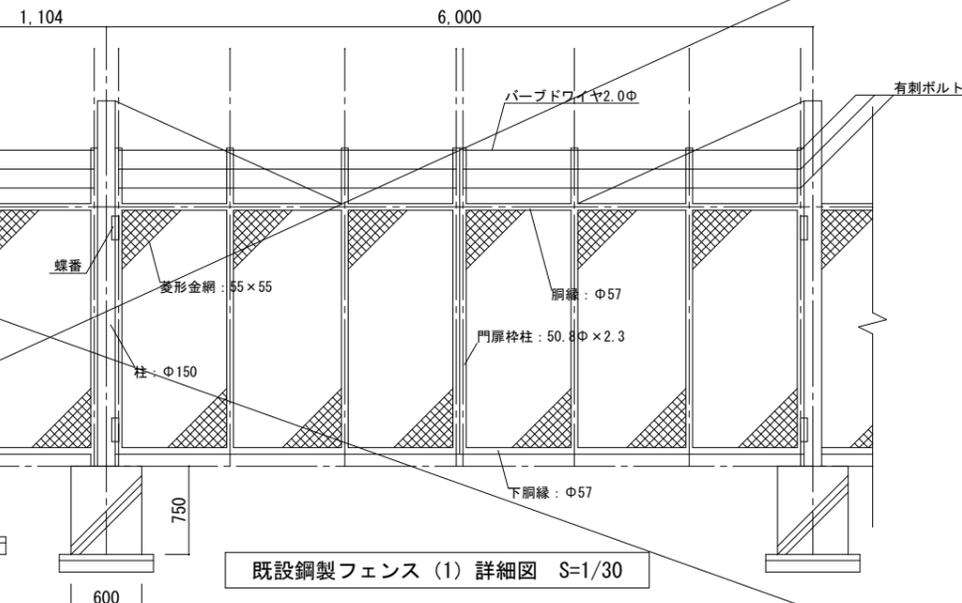
コンクリート製縁石平面図 S=1/10



コンクリート製花壇平面図 S=1/10

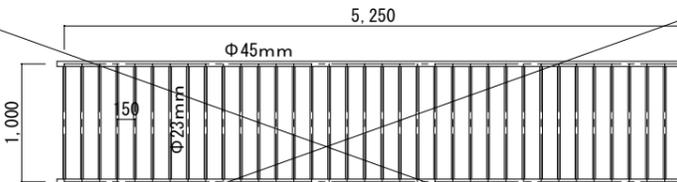


1工区：11箇所(1)～(11)
2工区：12箇所(1)～(12)

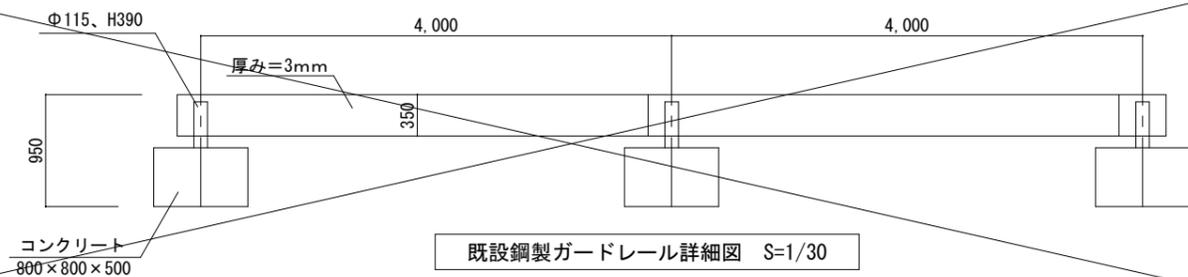


既設鋼製フェンス (1) 詳細図 S=1/30

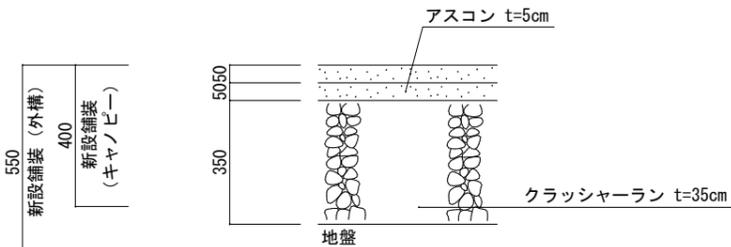
既設鋼製手摺格子詳細図 S=1/30



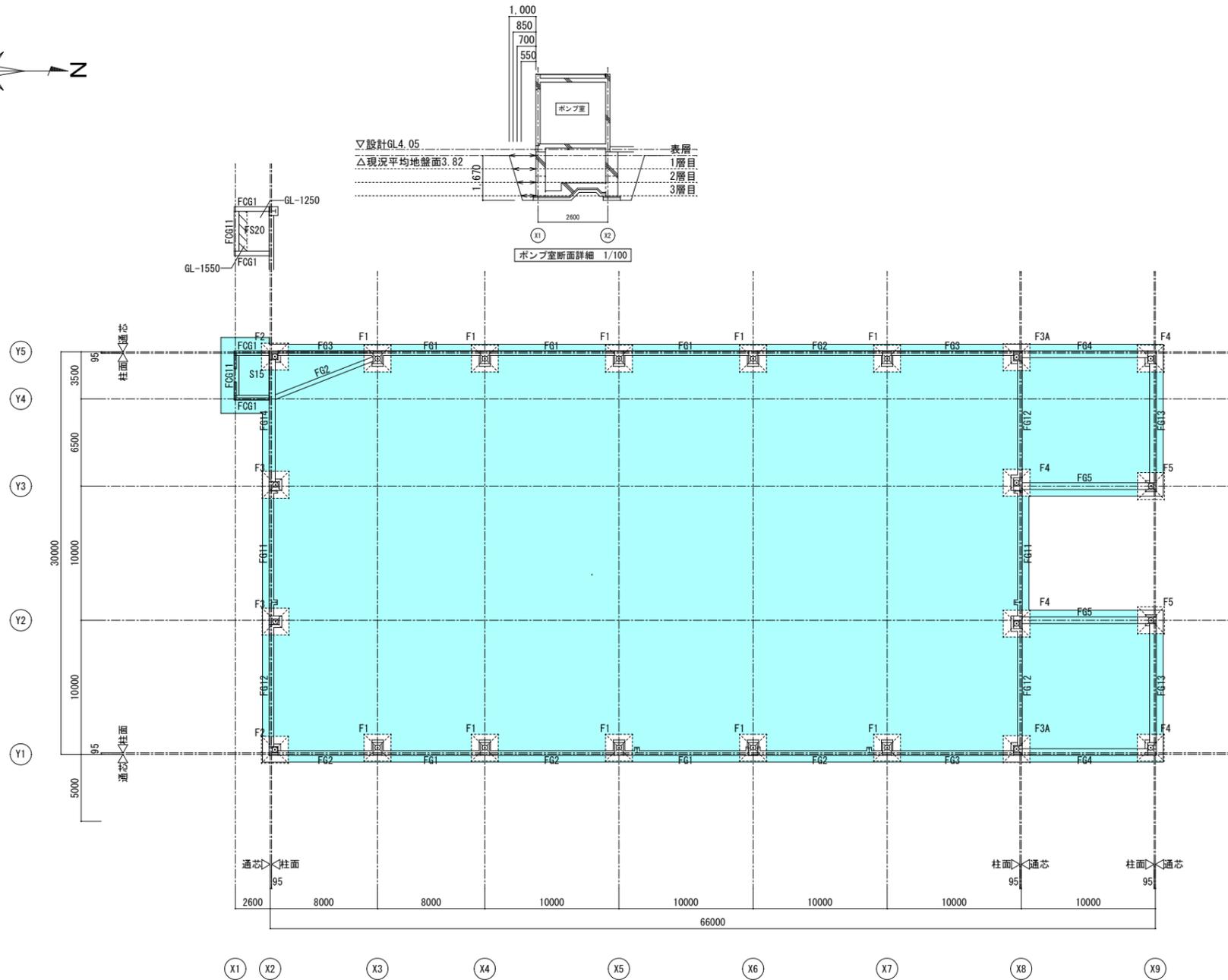
既設鋼製ガードレール詳細図 S=1/30



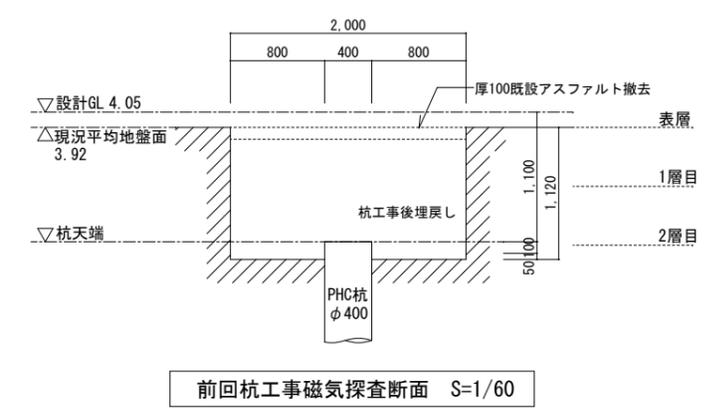
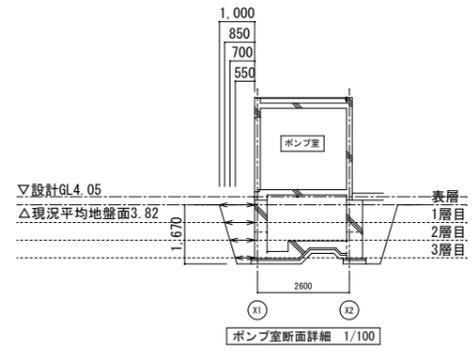
既設アスファルト詳細図 S=1/10



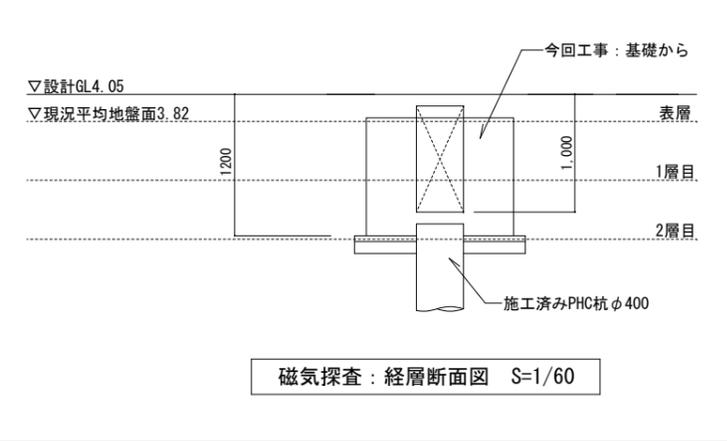
工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	外構撤去図 (2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/10(30) A3:1/20(60)
摘要		図面番号	A-41
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



基礎伏図



前回杭工事磁気探査断面 S=1/60

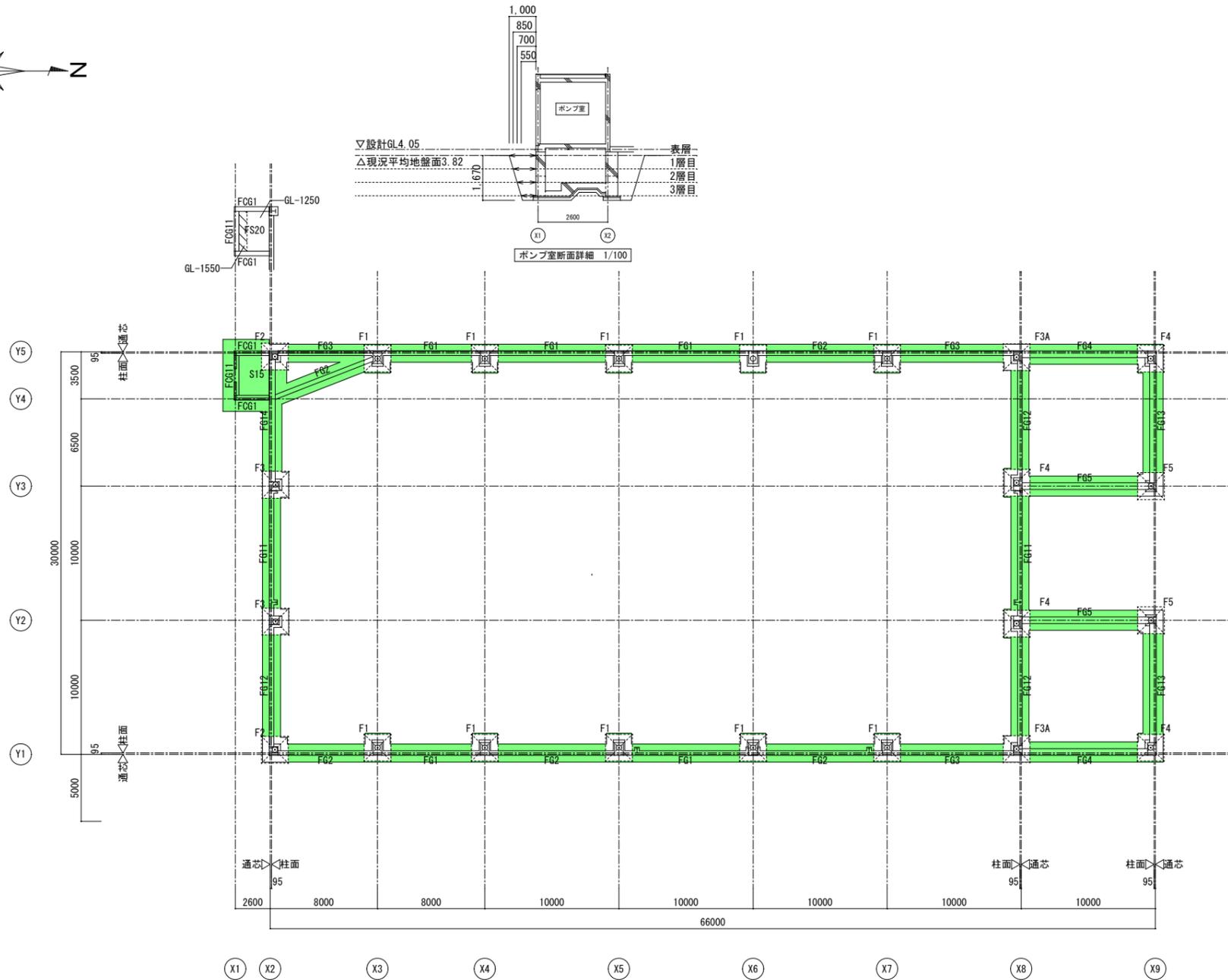


磁気探査：経層断面図 S=1/60

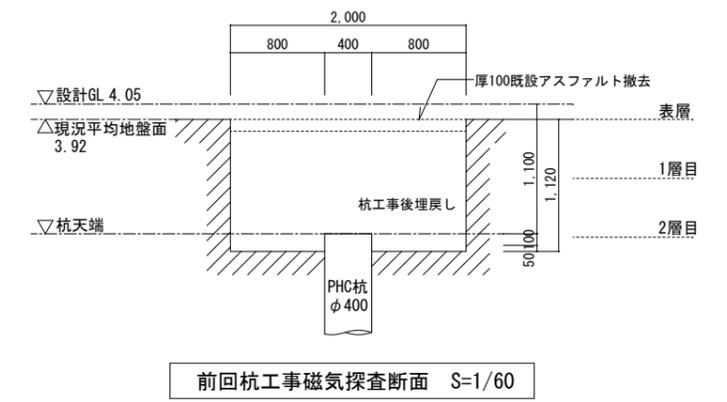
□ 前回杭工事磁気探査済 (2.00×2.00)

表層探査面積合計 1,937.54 m²

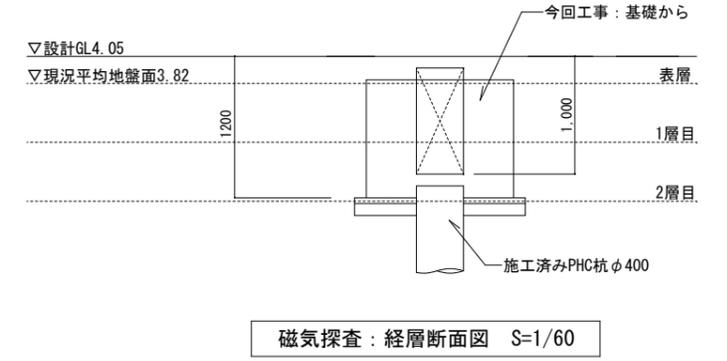
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	磁気探査(表層)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 A-43		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	設計
	資格者氏名	新里 均	
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



基礎伏図



前回杭工事磁気探査断面 S=1/60

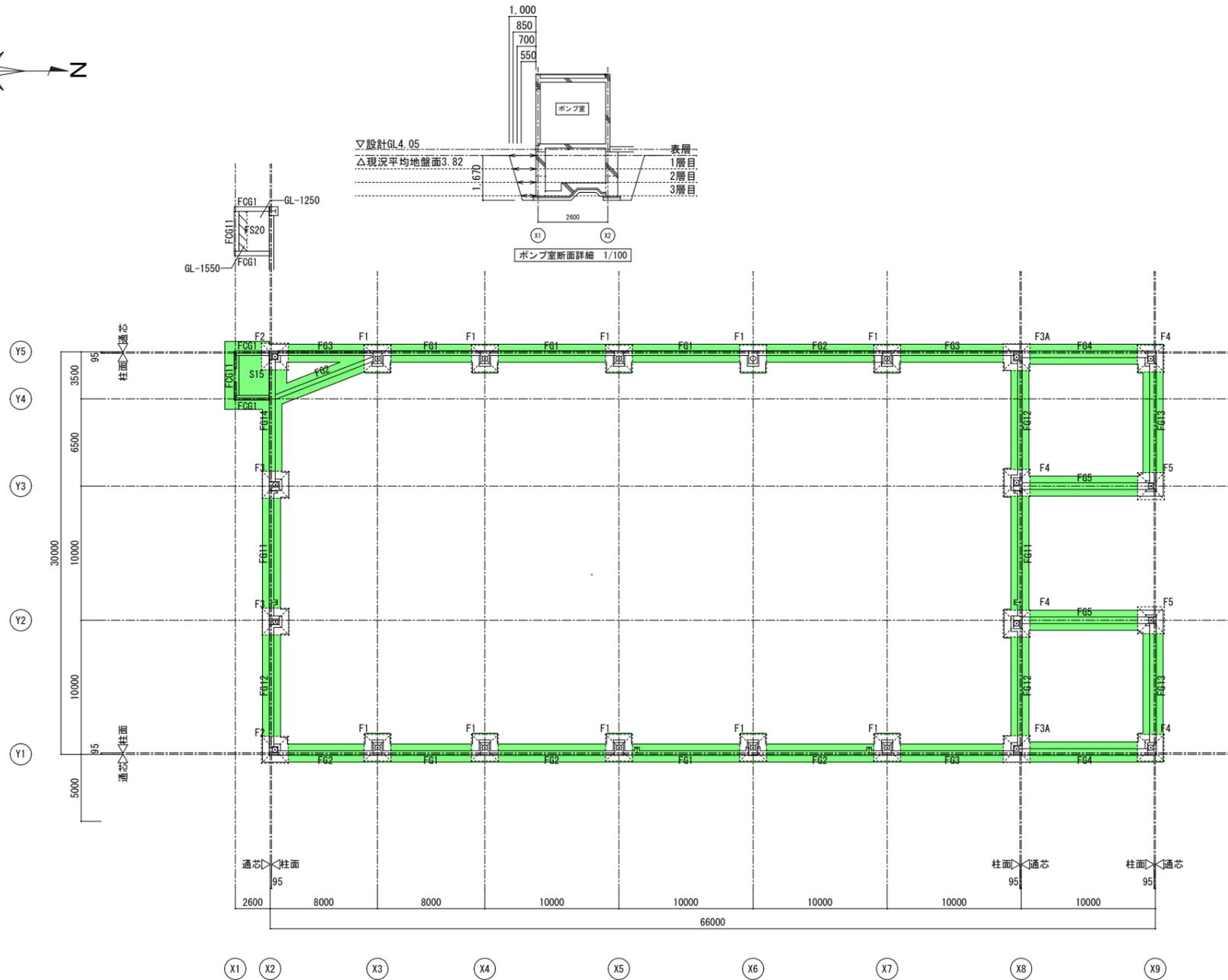


磁気探査：経層断面図 S=1/60

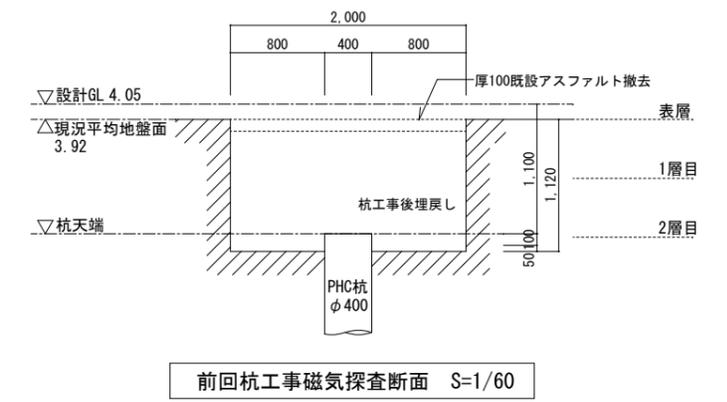
前回杭工事磁気探査済
(2.00×2.00)

経層探査面積合計 275.78 m²

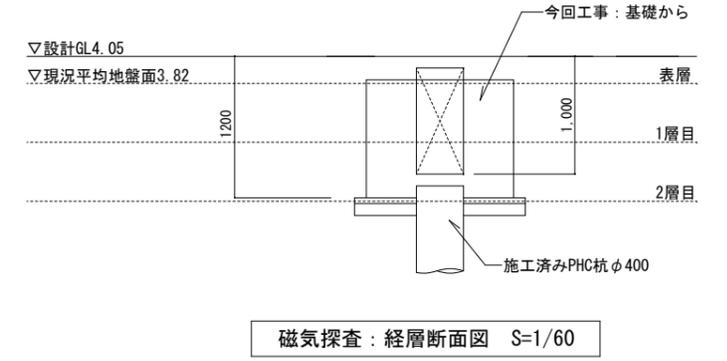
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	磁気探査図(1層目経層)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 A-44		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	設計
	資格者氏名	新里 均	
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



基礎伏図



前回杭工事磁気探査断面 S=1/60

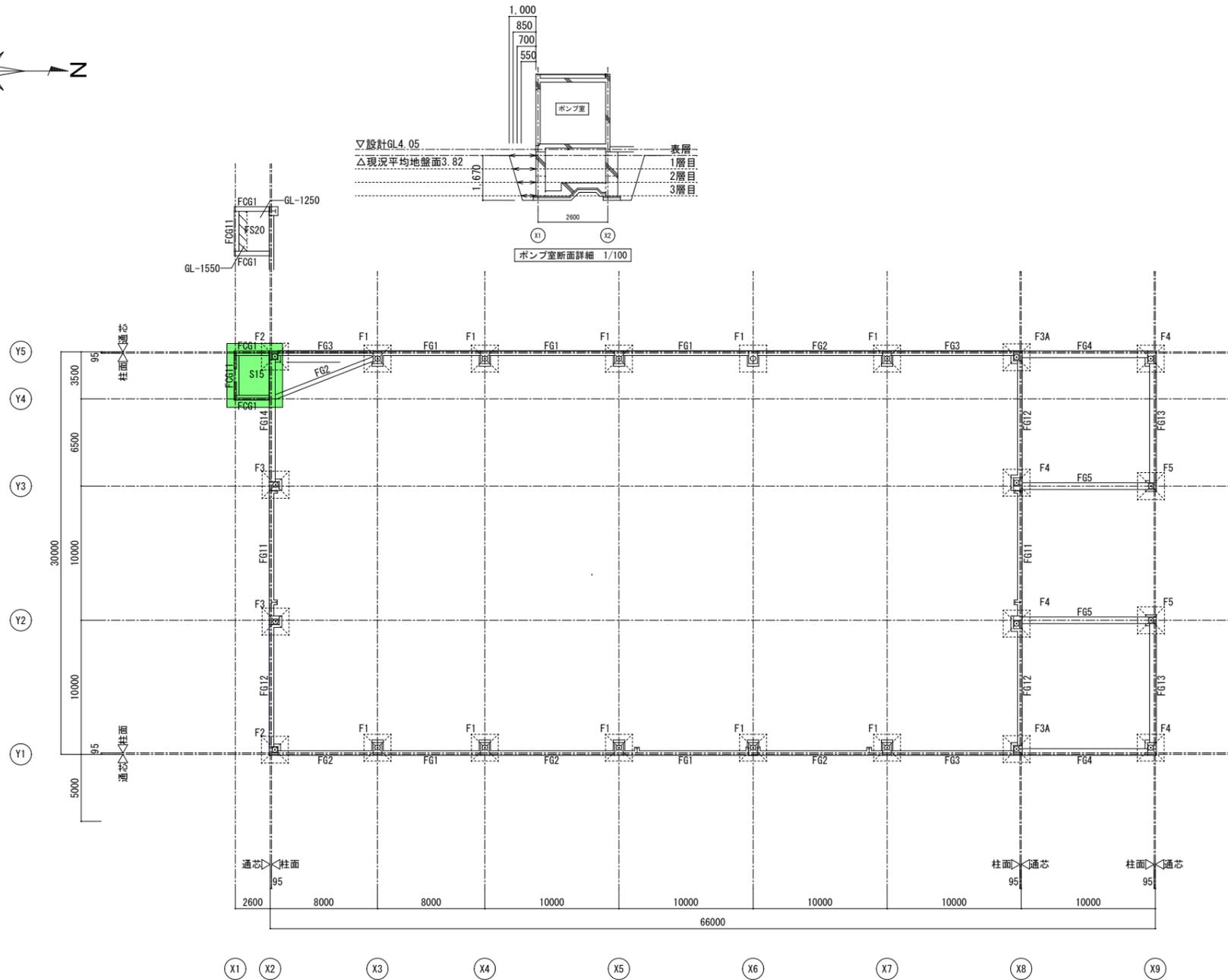


磁気探査：経層断面図 S=1/60

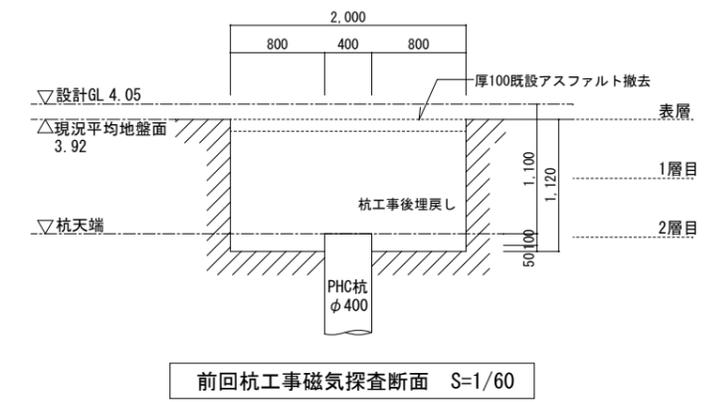
前回杭工事磁気探査済
(2.00×2.00)

経層探査面積合計 274.06 m²

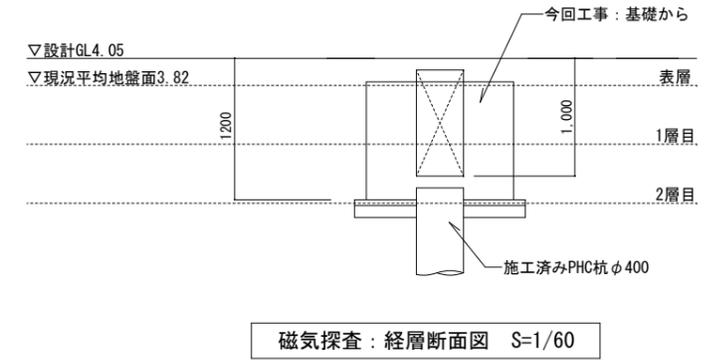
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	磁気探査図(2層目経層)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 A-45		
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	製図
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



基礎伏図



前回杭工事磁気探査断面 S=1/60

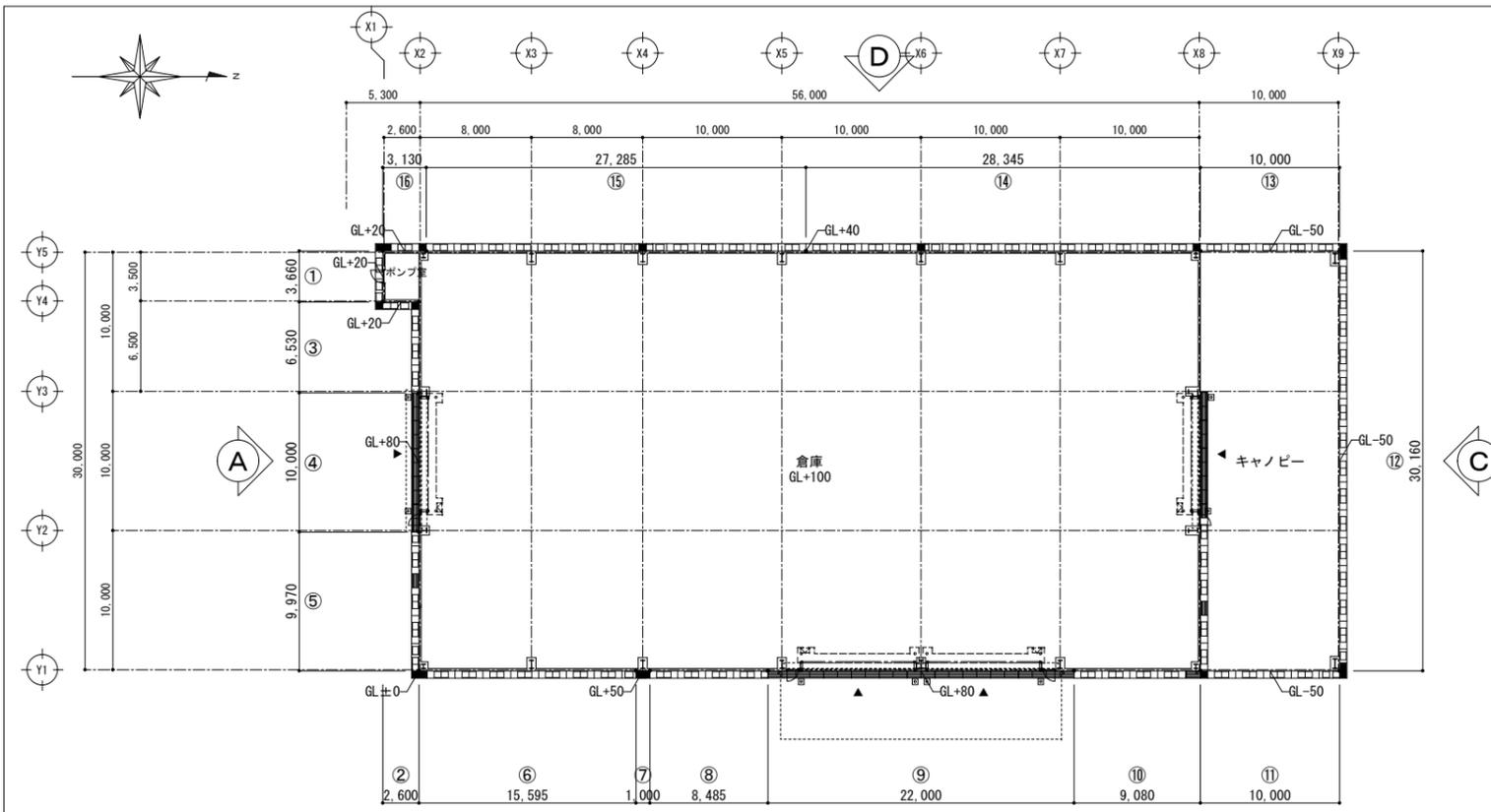


磁気探査：経層断面図 S=1/60

□ 前回杭工事磁気探査済 (2.00×2.00)

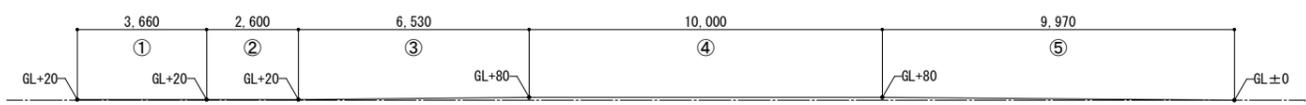
経層探査面積合計 19.75 m²

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	磁気探査図(3層目経層)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 A-46		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーク5D		
	計 資格者氏名	新里 均	
者 登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



記号	長さ (m)	高さ (m)	高さ (m)	面積 (㎡)	
①	3.660	0.02	0.02	0.073200	
②	2.600	0.02	0.02	0.052000	
③	6.530	0.02	0.08	0.326500	
④	10.0000	0.08	0.08	0.800000	
⑤	9.970	0.08	0.00	0.398800	
⑥	15.595	0.00	0.05	0.389875	
⑦	1.000	0.05	0.05	0.050000	
⑧	8.485	0.05	0.08	0.551525	
⑨	22.000	0.08	0.08	1.760000	
⑩	9.080	0.08	-0.05	0.136200	
⑪	10.000	-0.05	-0.05	-0.500000	
⑫	30.160	-0.05	-0.05	-1.508000	
⑬	10.000	-0.05	-0.05	-0.500000	
⑭	28.345	-0.05	0.04	-0.141725	
⑮	27.285	0.04	0.02	0.818550	
⑯	3.130	0.02	0.02	0.062600	
合計	197.840			2.769525	
算定式	2.769525	÷	197.840	=	0.01399881217
平均地盤面		=	0.014		

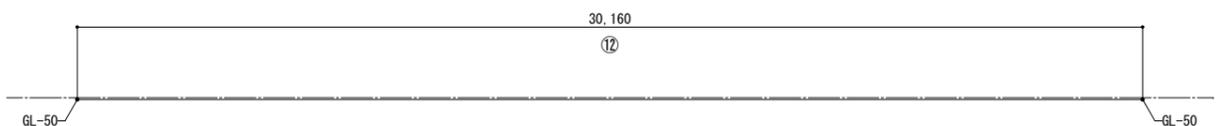
平面図 S=1/250



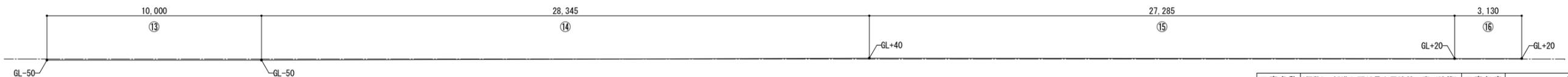
平均地盤算出図 S=1/100



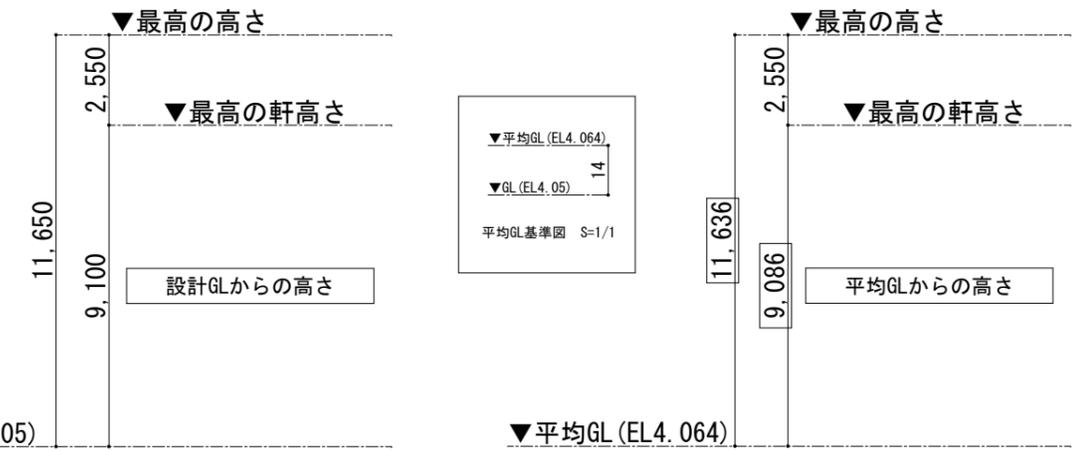
平均地盤算出図 S=1/100



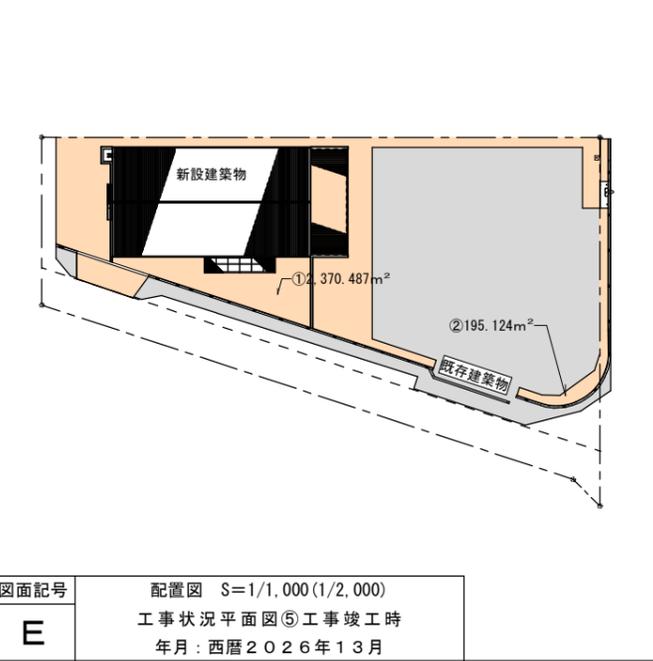
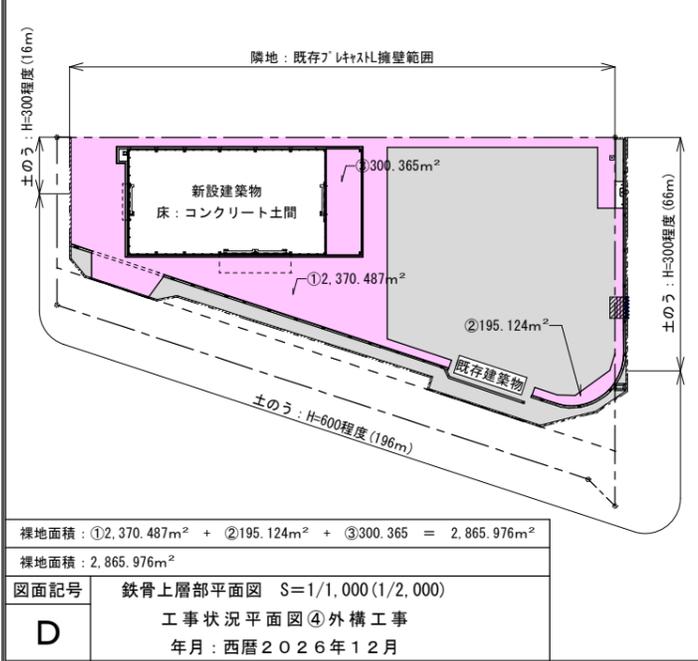
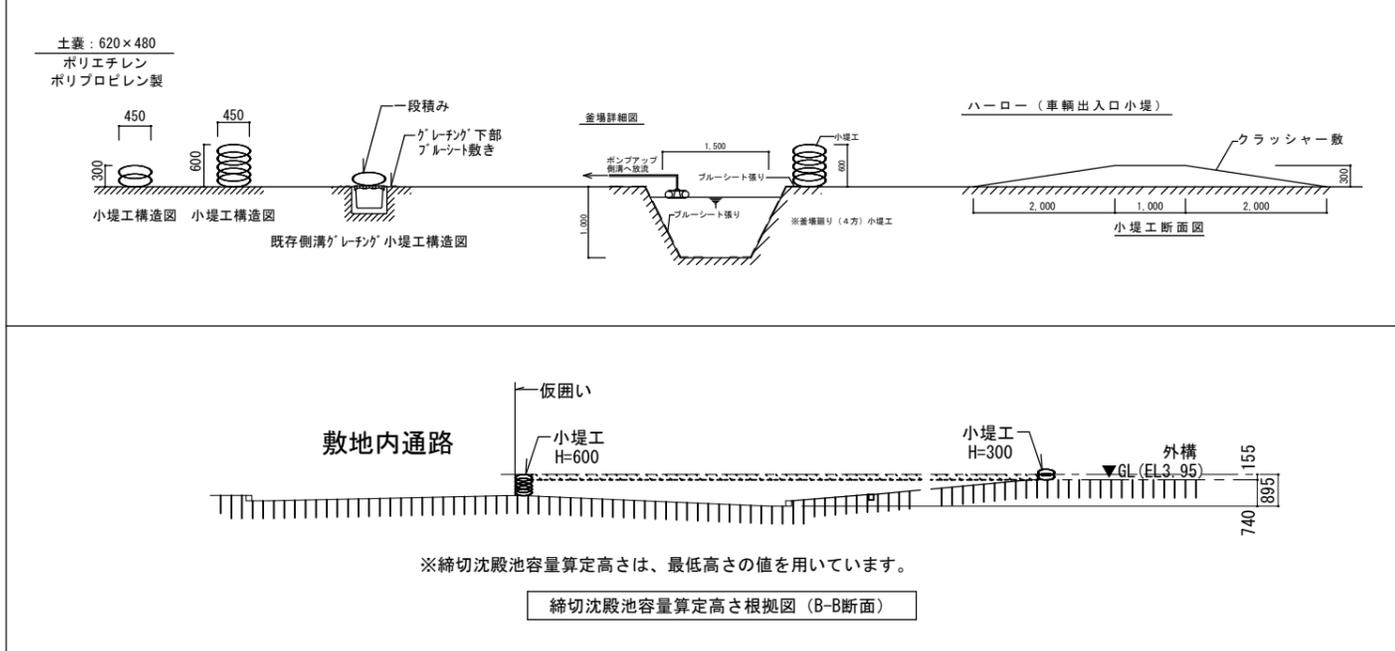
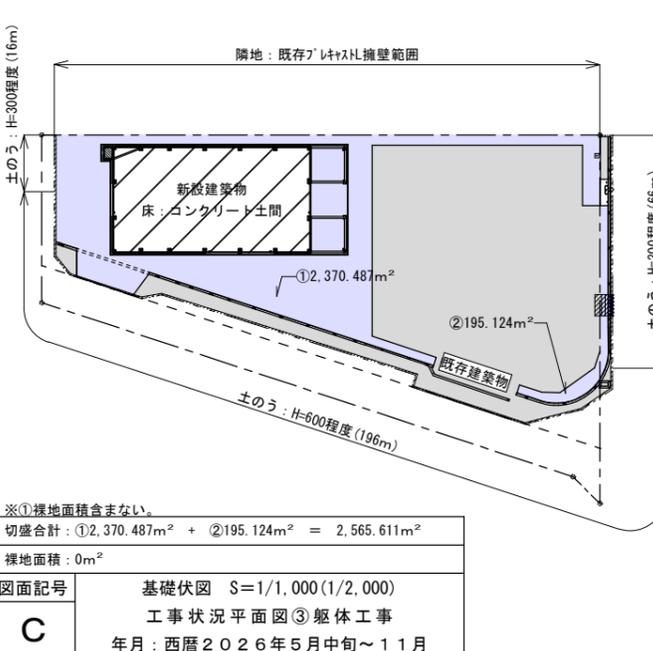
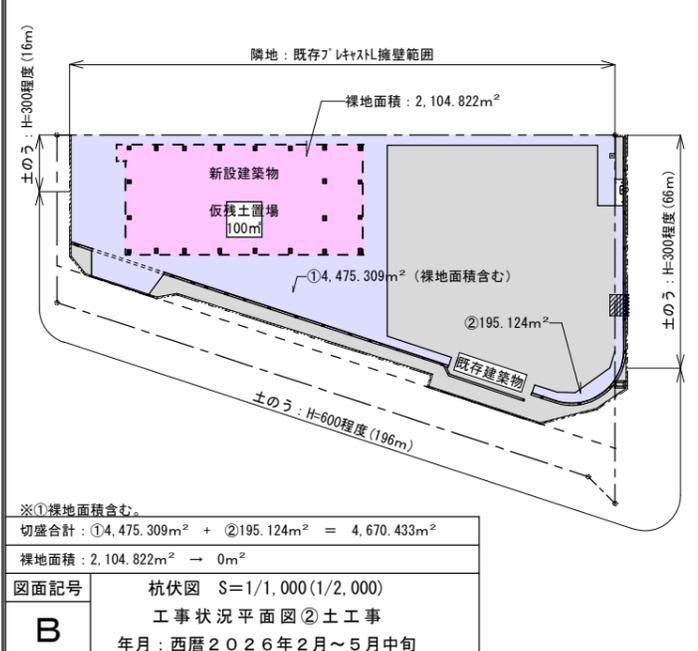
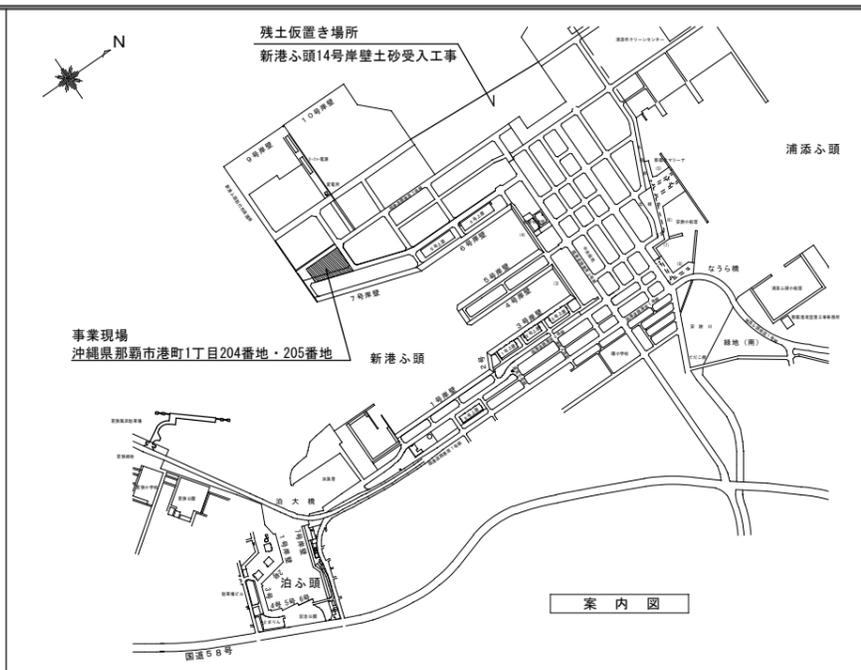
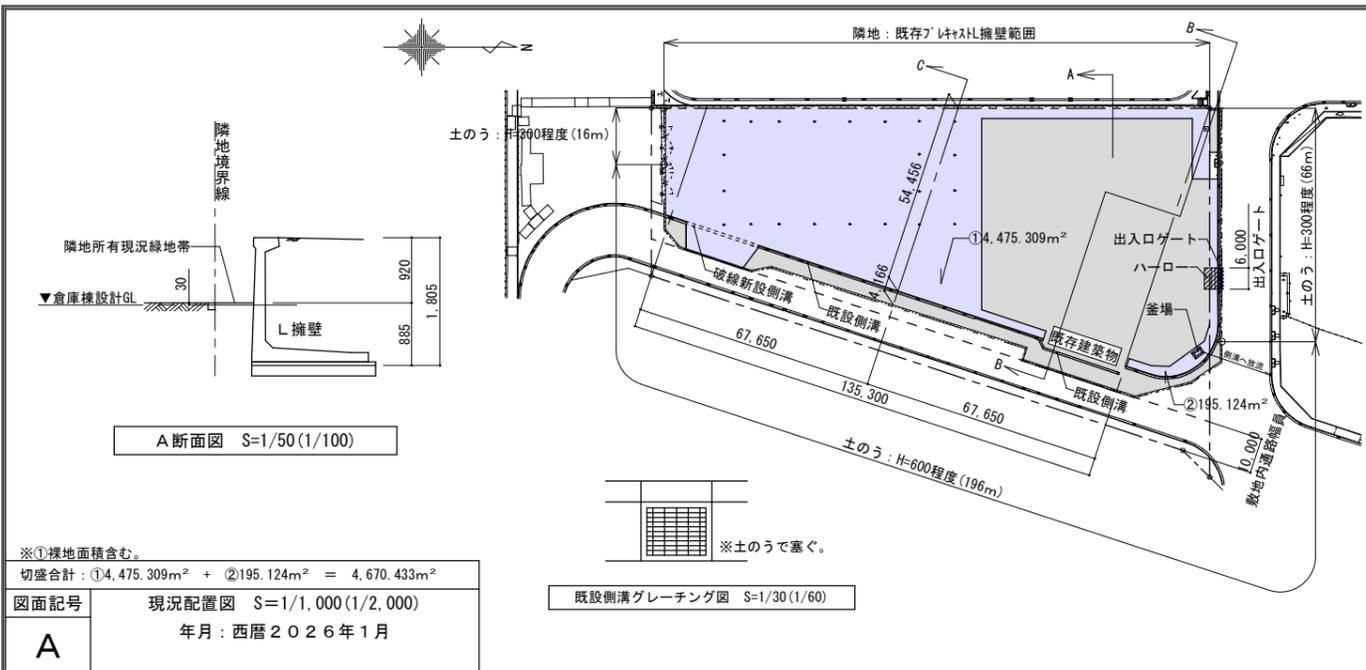
平均地盤算出図 S=1/100



平均地盤算出図 S=1/100



工事名称	(仮称) 新港心頭10号上屋建替工事(建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	平均地盤面算定図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1=1/100(250) A3=1/200(500)
摘要		図面番号	法-01
検印	管理建築士 設計製図	設計者	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



沈殿池容量算定用面積図(C断面) S=1/400(1/800)

4,166 54,456

面積：26,233m²

895

注記

- 寸法値は図面記号A・締切沈殿池容量算定高さ根拠図より参照。
- 沈殿池容量の算定に用いる寸法等は平均値とする。

1 赤土等流出防止対策

- 施工区域を小堤工で囲み、区域内外の雨水及び濁水等の流入を防ぐ。
- 解体工事、土工(根切り)部分自体を沈殿池とし、赤土等を沈殿させた上でその上澄み(浮遊物質量200mg/L以下、透視度計を用いる場合は4.5cm以上)をポンプ等により側溝へ放流する。
- 沈殿池内部に堆積した赤土等については、沈殿池の容量に影響を及ぼさない時期において、排水後にこれを除去し、天日に乾燥させる。その後の処理としては、敷地内の盛土として利用する。
- 掘削や表土のすきとり等により発生した掘削土を敷地内に仮置きする場合は、これを1箇所(または数箇所)に集積し、表面を重機類で突き固めた後、ブルーシート等による表面保護を行い濁水の発生を防ぐ。

2 掘削土の処理

- 発生した掘削土を敷地内に仮置きする場合は、集積した後、表面を重機類で突き固めブルーシート等による表面保護を行い濁水の発生を防ぐ。

3 維持管理

- 赤土等流出防止施設の適切な維持、管理を行う為赤土等流出防止対策責任者及び流出防止管理者を中心とした維持管理体制を整備し、維持管理を十分に行うと共に現場の状況に応じて適切な対応策を実施する。

※凡例

- 敷地境界線
- 仮囲いH=2.00【279m】
- 出入口ゲートW=6.00×H=2.00【1ヶ所】
- 小堤工、ハーローを示す。
- 既設アスファルト舗装を示す。(表土保全)
- 砂利敷きを示す。= 事業面積
- 裸地部分を示す。= 裸地面積
- 新設アスファルト舗装を示す。

面積算定表	
事業面積	4,670m ²
集水面積	9,661m ²
濁水貯留必要容量	9,661m ² × 150/1000 = 1,449.15m ³
締切沈殿池容量	26,233m ² × 135.300m = 3,549.3249m ³

【参考】

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	赤土流出防止計画図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/1,000 A3:S=1/2,000
摘要		図面番号	赤土-01
設計	管理建築士 設計 製図	名称	(株)アーキSD
設計者		資格者氏名	新里 均
所在地		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
			沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

構造特記仕様書 2024年度版

S1 一般事項
選択項目は○印を適用し、○印が無い場合は※印を適用する。
○印が複数ある場合は、共に適用する。

- 1-1 使用材料は原則としてJIS規格適合品、JAS規格品、又は大臣認定品とする。
1-2 設計図書は優先順位は下記による。
1)本特記仕様書
2)設計図
3)標準図
4)仕様書
5)日本建築学会標準仕様書
1-3 各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承認を得る。
1-4 構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。
1-5 設計図書に示されていない材料、工法等を採用する場合は文書にて工事監理者の承認を得る。
1-6 梁貫通位置、径、及び箇所数は(●意匠図 ●構造図 ※設備図)による。
1-7 その他

S2 構造計算ルート

Table with columns: 方向, 構造計算ルート. Rows for X and Y directions.

2-2 鉄筋の継手(定着については設計図書もしくは標準図による)
構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ
※ 建築基準法施行令第73条第2項による仕様規定
日本建築学会 JASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
日本建築学会 RC標準2018
XY両方向共ルート3及び限界耐力計算の場合は、令第73条第2項の仕様規定によらずJASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC標準2018とすることができる。

S3 仮設工事、土工

- 3-1 山留め、根切り
3-2 埋戻し土、盛土、残土処分
埋戻し土 ※ 根切り土の中の良土
盛土 ※ 根切り土の中の良土
残土処分 ● 場内均地し

S4 地業工事

Table for foundation and subgrade work. Columns: 場所, 捨てコンクリート厚さ, A: 砕石, B: 割栗石, 厚さ.

注1). アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は100以上とする。
注2). 端部aは100以上とする。

4-2 設計耐力 長期 KN/m² 短期 KN/m² 終局 KN/m²
耐力試験 ※ 行う (箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない

4-3 地盤改良
無筋コンクリート地業 ● 締密め工法 ● ノイロセメント杭
セメント系固化材埋め ● 圧密排水工法
[載荷試験 ● 一軸圧縮試験] ※ 行う (箇所) ※ 行わない
[● 六価クロム溶出試験] ※ 行う ※ 行わない

4-4 既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特殊杭
1)杭種
PHC杭 ● A種 ● B種 ● C種
ST杭 ● A種 ● B種 ● C種
SC杭 t mm
PRC杭 ● I種 ● II種 ● III種 ● IV種
節杭 ● A種 ● B種 ● C種
鋼管杭

2)工法
打撃工法 ● 油圧ハンマー ● チェーゼルハンマー
埋込み工法 ● プレポーリングセメントミルク注入工法
● プレポーリング拡大根固め工法(認定工法)
杭間固定液 ● あり ● なし
中掘拡大根固め工法(認定工法)
回転掘根固め工法(認定工法)
回転杭工法
先行掘削 ※ あり ● なし

Table for pile design strength. Columns: 杭径(杭底部)mm, 長期KN, 短期KN, 終局KN, 本数, 備考.

4)杭の構成は設計図による。
5)杭頭補強
● かご筋 ● スタッド溶接 ● 杭外周溶接
● 場所打鉄筋コンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭

1)工法
● アースドリル工法 ● 拡張アースドリル工法
● リバース工法 ● オールケーシング工法 (● ベント工法 ●)
● 掘削工法

Table for pile design strength (continued). Columns: 杭径(杭底部)mm, 管厚mm, 長期KN, 短期KN, 終局KN, 本数, 備考.

3)杭先端深さ ● GL- m ● 杭リストによる ● 杭伏図による
4)孔壁測定 (2方向)
※ 行う (● 全数 ● %) ● 行わない

5)使用材料 コンクリートの仕様は設計図による。特記のない場合JASS5水中コンクリートによる。
コンクリート Fc (● 普通ポルトランドセメント ● 高炉セメントB種)
鉄筋 ● D 以下 SD295 ● D 以上 SD345
● D 以下 SD390
鋼管(リブ付) ● SKK400 ● SKK490

4-6 杭打地業共通事項
1)[● 試験杭 ● 試験掘] ● 行う (本) ● 行わない
2)載荷試験 ● 行う (箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない
3)SL塗布 ● 行う ※ 行わない

S5 鉄筋工事

Table for reinforcement materials. Columns: 種類, 径, 継手.

5-2 ガス圧接部の検査(第三者機関による)外観検査全数(引張り試験の場合、施工者自主検査でもよい)
● 抜取り検査
● 引張り試験(JISZ3120)
1検査ロットにつき ※ 3本 ● 原則 柱・梁の径毎に3本
● 超音波探傷試験(JISZ3062) ● 熱間押抜き試験
1検査ロットにつき ● 30箇所
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残り全数に対して超音波探傷試験を行う。
1検査ロットは1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量で200箇所以内

5-3 溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他、日本継手協会仕様書(2017年)及び下記を参照する。
JIS Z 3063 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)
JIS Z 3064 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準)

5-4 梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品(評定品)を使用する。

5-5 その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として ● ①一般 ● ②地反力を受ける
● ③上載荷重が大きい場合 とする。
梁の余長ℓの採用 大梁・小梁 ※ D' (梁有効筋) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
基礎梁 ※ min(D', L1) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
鉄筋の組立は適切な位置にスペーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを2回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

S6 コンクリート工事

6-1 レディーミクストコンクリート(JIS A5308-2019)
1)セメント ※ 普通セメント JISR5210 ● 高炉セメントB種
● 低熱セメント JISR5210
2)粗骨材 ● 砂利 ※ 砕石 ● 高炉セメント骨材 ● 人工軽量骨材 ● 再生骨材
最大径(mm) ※ 20 ● 25 ● 40
3)設計基準強度 (N/mm²) (使用区分は設計図の軸組図に示す)
● 普通コンクリート
● Fc18 ● Fc21 ● Fc24 ● Fc27 ● Fc30 ● Fc39 ● Fc
● 軽量コンクリート(※ 1種 ● 2種 気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)
● LFc18 ● LFc21 ● LFc24 ● LFc27 ● LFc30 ● LFc

4)土間コンクリート ● Fc24 (ただし柱、壁等と同時に打込む場合は躯体の強度とする)
5)捨てコンクリート ● Fc18
6)防水押さえコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)
7)かさ上げコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)

Table for concrete properties. Columns: 箇所, 基礎, 基礎梁, 一般, 備考.

注2). スラブラは特記なき限り施工者が決め監理者に報告する。
6-4 試験 (躯体コンクリートの28日圧縮試験は公的機関において行う)
1)骨材 [● 塩分含有量 ● アルカリシリカ反応性] ※ 行う ● 行わない
2)フレッシュコンクリート [● スラブラ ● 空気量] ※ 行う ● 行わない
3)躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験 ※ 行う ● 行わない
4)コンクリートコア抜き取り圧縮試験 ● 行う ※ 行わない
5)マスコンクリートのひび割れ照査(温度応力解析) ● 行う ※ 行わない
6)単位水量測定 ● 行う ● 行わない

6-5 調査(補正値は工事費を含む)
計画供用期間の繰()は耐久設計基準強度Fd
● 短期(18) ● 標準(24) ● 長期(30) ● 超長期(36)
調査管理強度 Fm=Max(Fc, Fd)+S S=3~6
材齢28日の調査強度Fは下記の両式を満足するものとする。
F≥Fm-1.73σ F≥0.85Fm+3σ

Table for curing conditions. Columns: コンクリートの材齢, 基礎、梁、柱、壁, スラブラ, 梁下.

6-6 せき板及び支柱の在置期間(普通ポルトランドセメントの場合)
基礎、梁、柱、壁 スラブラ 梁下
15℃以上 3日 17日
5℃以上 5日 25日
0℃以上 8日 28日
圧縮試験による場合 5N/mm² 注)0.85Fcまたは12N/mm² 注)設計基準強度

注) かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全が確認されるまで。
6-7 劣化等級表示 劣化等級 ● 等級2 ● 等級3
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)2-7かぶり厚さが変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する
Fc36を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書(JASS5等)による

6-8 6-7 劣化等級表示 劣化等級 ● 等級2 ● 等級3
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)2-7かぶり厚さが変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する
Fc36を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書(JASS5等)による

S7 鉄骨工事

Table for steel work materials. Columns: 規格名称, 鋼材名, 柱, 通し, 内, 大梁, プレース, 小梁.

Table for high strength bolts. Columns: 高力ボルトの種類, 使用箇所.

7-3 普通ボルト、アンカーボルト
1)材質 ● SS400 ● SS490 (M 以上)
● ABR400 ● ABR490 ● ABM400 ● ABM490 (ABMはM24以上)
2)大臣認定柱脚(メーカー仕様による) ● 使用する ● 使用しない

Table for high strength bolts. Columns: 径, 長さ(mm), 使用箇所.

7-5 溶接材料
1)アーク溶接に使用する溶接棒、ワイヤ及びフラックスは母材の種類、寸法、及び溶接条件に相応したものを選定する。
2)ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。

7-6 スカラップ形状 ※ ノンスカラップ工法 ● スカラップ工法
7-7 継手

Table for joints. Columns: フランジ, ウェブ, 柱, 梁.

7-8 溶接手法及び管理
1) 使用する溶接ワイヤー、入熱量及びバス間温度等の仕様については鉄建協又は全構協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。
2) 完全溶け込み溶接はAW検定の有資格者が行うとする指定を ● 行う ● 行わない
3) 本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技術者技量検定付加試験を ● 行う ● 行わない
但し、代替タブのAW検定有資格者は技量検定付加試験を免除する。

7-9 デッキプレート (単位 mm)
1) 床用 高さ ● 板厚 ●
2) 合成スラブ用 高さ ● 50 板厚 ● 1.2
3) 型枠用 高さ ● 板厚 ● 形板 タイプ
4) 防錆処理 ● プライマー ● 亜鉛メッキ ● Z12 ● Z27

7-10 塗装(工場塗 ※ 2回 ● 1回、現場タッチアップ程度とする)
1) 素地調整 ※ ケレン ● プラスト
2) 下塗り用塗料

Table for coatings. Columns: 適用, 塗料, 種別, 標準膜厚.

3) 溶融亜鉛メッキ ● 行う ● 行わない
4) 常温亜鉛メッキ ● 行う ● 行わない
5) 高耐食メッキ鋼板 (t3.2mm以下) ● 用いる ● 用いない

7-11 溶接部の検査(受入検査) ※ 行う ● 行わない
1)受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者(元請)との直接契約による。
2)第三者検査機関は(社)日本溶接協会によるCIW検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っている事業者とする。
3)受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4)外観検査の合格判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2018 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。
5)超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規程・同解説」2018により、合格判定は7.2.1疲労を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6)溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2018」表10.1溶接箇所数の数え方による。
7)受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。

a)工場溶接の場合
i. 検査ロットは各節、各工区毎に溶接箇所300箇所以内で構成する。
ii. 抜取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
iii. 大きさ30箇所のサンプル中の不適合個数が1個以下のときはロットを合格とし、4個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合個数が1個を超え4個未満のときは、同じロットからさらに30箇所のサンプルを抜取検査する。総計60箇所のサンプルについての不適合個数の合計が4個以上のときはロットを合格とし、5個以上のときはロットを不合格とする。
b)現場溶接の場合
i. 全数検査とする。
8)検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならねばならない。
9)ずれ・食違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による。

7-12 鉄骨製作工場 下記○印のグレード認定工場の内、納期・製作能力・鉄骨数量を勘案して工場選択のこと
国土交通省大臣認定(グレード)
S H R J

S8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板・PCa板工事

Table for concrete blocks. Columns: 種類, 厚さ(mm).

8-2 ALC パネル
1)使用箇所 ● 床 ● 屋根 ● 外壁 ● 内壁
2)厚さ mm ● 75 (80) ● 100 ● 120(125) ● 150 ● 175
3)外壁取り付け構法

Table for concrete blocks. Columns: 方向, 構法, 使用箇所, 備考.

8-3 押出成形セメント板
外壁取り付け方法及び厚さ mm
方向 構法 使用箇所 備考
縦 ● ロッキング構法
横 ● アンカー構法

Table for concrete blocks. Columns: 方向, 構法, 使用箇所, 備考.

8-4 PCa板
1)床及び屋根
● PCa板単独 厚さ mm
● 合成板
PCa板厚さ mm 現場打厚さ mm 合計厚さ mm 備考

Table for concrete blocks. Columns: 方向, 構法, 使用箇所, 備考.

2)外壁 厚さ mm

2024年2月1日作成 (不許複製)

Table with project information: 工事名称, 工事年度, 工事場所, 発注機関, 概要, 検印, 設計者, 製図者, 所在地.

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 2024年度版

1-1 基本事項

§1 一般事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
2. 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。また本標準図に明記なき場合は構造特記仕様書 1-2-4 に指定した共通仕様書及び日本建築学会「JASS5(2018)」及び「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(2021)」による。
3. 本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本標準図に示す単位は特記なき限りはすべてmmとする。

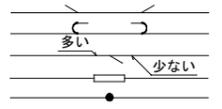
1-2 その他

§2 共通事項

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

記号	●	○	◎	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞	⊟	⊠
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41
最外径 D	11	14	18	22	26	29	33	37	40	43	47

- ・フックのない場合
- ・フックのある場合
- ・本数に差がある場合
- ・機械式継手表示
- ・ガス圧接、溶接継手表示



2-2 鉄筋の折り曲げ

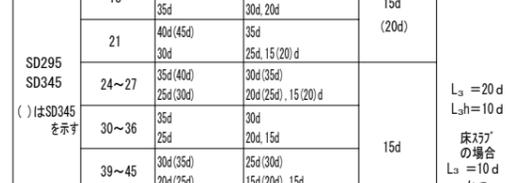
柱・梁・基礎の主筋、及び、その他の鉄筋の折曲げ形状・寸法

折曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の折曲げ内法直径(D)	
				鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法直径(D)
180°		柱・梁主筋 基礎主筋 帯筋	SD295	D16以下	3d以上
135°		あばら筋 スライラ筋 スラブ筋 壁筋	SD345	D19~D41	4d以上
			SD390	D41以下	5d以上
90°		(SD490は90°のみ)	SD490	D25以下	5d以上
				D29~D41	6d以上

2-3 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(N/mm ²)	重ね継手の長さ		定着の長さ	
		一般	小梁・床スラブ	一般	小梁・床スラブ
SD295 SD345 ()はSD345を示す	18	45d(50d)	40d	一般	15d
		35d	30d, 20d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(20d)
	21	40d(45d)	35d	一般	15d
		30d	25d, 15(20)d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(20d)
	24~27	35d(40d)	30d(35d)	一般	15d
		25d(30d)	20d(25d), 15(20)d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(20d)
30~36	35d	30d	一般	15d	
	25d	20d, 15d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(20d)	
SD390 (SD490) (-)は適用外	21	50d(-)	40d(-)	一般	20d
		35d(-)	30d(-), 20d(-)	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(-)は適用外
	24~27	45d(55d)	40d(45d)	一般	20d
		35d(45d)	30d(35d), 20(25)d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(-)は適用外
30~36	40d(50d)	35d(40d)	一般	15d	
	30d(35d)	25d(30d), 20(25)d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(-)は適用外	
39~45	40d(45d)	35d(40d)	一般	15d	
	30d(35d)	25d(30d), 15(20)d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(-)は適用外	
48~60	30d	25d	一般	150以上	
	20d	15d, 15d	上段直線L ₂ 下段フック付きL _{2h} , L _a	(-)は適用外	

一般定着の直線L₂またはフック付きのL_{2h}, L_a, L_bの図

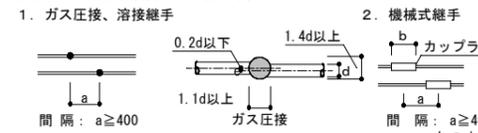


1. 重ね継手の長さは鉄筋の折曲げ起点間の距離、又、フック付きのL_{2h}は仕口面から鉄筋の折曲げ起点までとし、末端のフックは定着長さに含まない。
2. 軽量コンクリートを使用する場合は、2-3の数値に5dを加算する。

2-4 継手一般

3. 構造特記仕様書2-2で令第73条とした場合、主筋又は耐力壁の鉄筋の継手重ね長さは左下表L₁かつ40d(軽量コンクリートを使用する場合は50d)とする。
4. 構造特記仕様書2-2でJASS5(2018)、RC規準2018とした場合、主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手重ね長さは設計図によるが、参考値として左下表JASS5(2018)にL₁に示す。

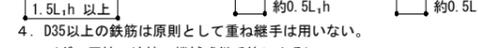
ガス圧接継手・溶接継手・機械式継手に関する事項は、標準仕様書および施工要領ならびに鉄筋継手工事特記仕様書(2019年度版)共に公益社団法人日本鉄筋継手協会編に準拠。



1. ガス圧接、溶接継手
2. 機械式継手



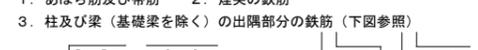
3. 重ね継手 (壁、スラブ筋を除く。)



4. D35以上の鉄筋は原則として重ね継手は用いない。(ガス圧接、溶接、機械式継手等による)
5. 溶接継手及び機械式継手の場合はメーカー仕様による。

下記の1.~7.に示す鉄筋の末端部にはフックをつける。

1. あばら筋及び帯筋
2. 煙突の鉄筋
3. 柱及び梁(基礎梁を除く)の出隅部分の鉄筋(下図参照)

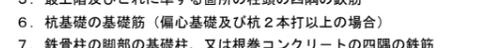


4. 片持ちスラブの上端筋の先端
5. 最上階及びこれに準ずる箇所の柱頭の四隅の鉄筋
6. 杭基礎の基礎筋(偏心基礎及び杭2本打以上の場合)
7. 鉄骨柱の脚部の基礎柱、又は根巻コンクリートの四隅の鉄筋



4. 鉄筋のあきaは原則として下記による。

呼び名の数値dの1.5倍以上
粗骨材の最大寸法の1.25倍以上
鉄筋径が異なる場合は大きい径による。
二重筋のあきは1.5d且つ粗骨材最大値の1.25倍以上とする。



鉄筋に対するコンクリートの設計かぶり厚さと最小かぶり厚さ

部 位	かぶり厚さ	
	仕上げあり	仕上げなし
土に接しない部分	屋根スラブ	30(20)
	床スラブ	30(20)
	非耐力壁	40(30)
	柱・梁	40(30)
土に接する部分	耐力壁	50(40)
	柱・梁・床スラブ・壁	50(40)
	基礎の立上り	70(60)
	基礎・擁壁	70(60)

2-6 鉄筋のあき

2-7 かぶり厚さ

1. () 内の数値は最小かぶり厚さを示す。
2. 仕上げありとは、鉄筋の耐久性上有効な仕上げのある場合とする。
3. *1 品質・施工法に応じ、工事監理者の承認で10減の値とすることができる。
4. *2 軽量コンクリートの場合は、これに10加算する。
5. 柱・梁の主筋の最小かぶり厚さは、表の数値以上かつ主筋径の1.5倍以上とする。

§3 柱

3-1 主筋の継手

ガス圧接、溶接、機械式継手

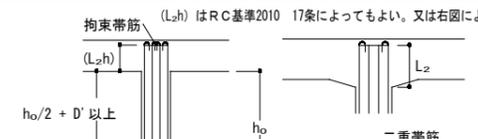


重ね継手

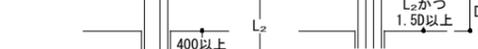


- ・印内に継手中心部を設けることを原則とする。設計者判断により、認定を取得した工法ではa=0とできる。

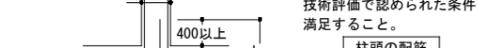
3-2 主筋の定着



柱頭に機械式定着を採用する場合技術評価で認められた条件を満足すること。



柱断面

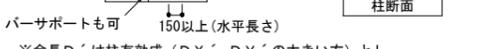


バーサポートも可 150以上(水平長さ)

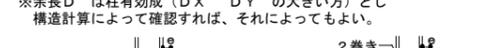
※余長D'は柱有効長(DX'・DY'の大きい方)とし構造計算によって確認すれば、それによってもよい。



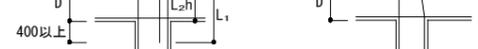
※150を超える場合は設計図による



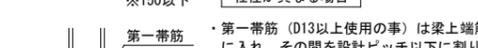
3-3 帯副帯筋



第一帯筋(D13以上使用の事)は梁上端筋直上に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。



交互配筋 135°フック パネルゾーン部分は割りフープでも可



副帯筋(180°フックも可)

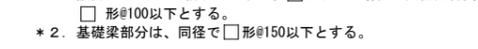
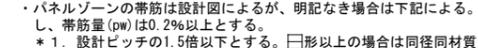


・パネルゾーンの帯筋は設計図によるが、明記なき場合は下記による。ただし、帯筋量(pw)は0.2%以上とする。

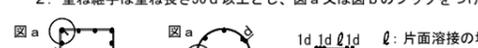
- *1. 設計ピッチの1.5倍以下とする。□形以上の場合は同径同材質で□形φ100以下とする。
- *2. 基礎梁部分は、同径で□形φ150以下とする。

・スパイラル筋の末端処理及び継手は下記のとおりとする。

1. 末端は1.5巻以上の添え巻きをし、図aのフックをつける。
2. 重ね継手は重ね長さ50d以上とし、図a又は図bのフックをつける。



図a 135°フック 図b 90°フック



スパイラル筋中間部(重ね継手)



中止筋 二段配筋の場合



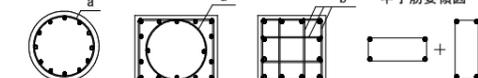
・補助筋はD10をピッチ600以内に割り付ける。

・中止筋を設ける場合は、設計者の指示による。

3-4 補助筋

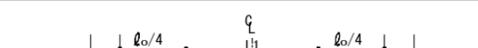
3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱冠の範囲を補強する。)



a スパイラル帯筋 @60~75(有効間隔50程度)
b 溶接閉鎖型帯筋 @60~75(有効間隔50程度)

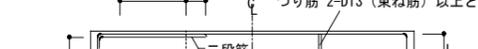
4-1 主筋の継手



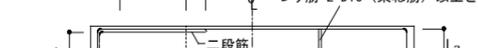
4-2 主筋の定着及び余長

・印内に継手中心部を設けることを原則とする。(告示平12第1463号使用基準参照)溶接継手の場合でも柱面より500以上はなすこと。

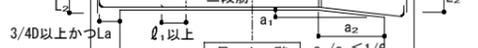
・定着形状を下記以外とする場合は設計図書による。



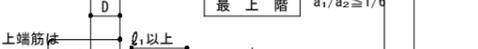
外柱



中柱



梁成が異なる場合



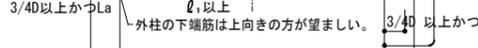
2巻き



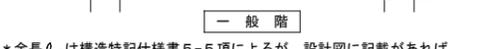
第一あばら筋



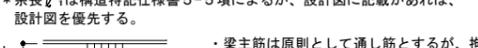
副あばら筋



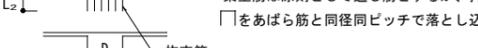
・ねじれ応力を受ける腹筋



・135°フックは180°フックでも可とする。



・溶接継手は帯筋の項を参照のこと。



第一あばら筋



副あばら筋



・ねじれ応力を受ける腹筋



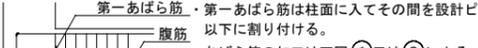
・135°フックは180°フックでも可とする。



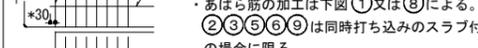
・溶接継手は帯筋の項を参照のこと。



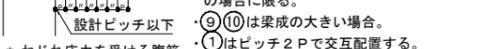
第一あばら筋



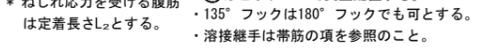
副あばら筋



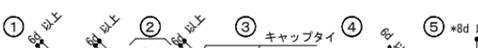
・ねじれ応力を受ける腹筋



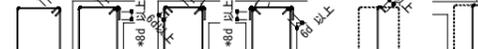
・135°フックは180°フックでも可とする。



・溶接継手は帯筋の項を参照のこと。



第一あばら筋



副あばら筋



・ねじれ応力を受ける腹筋



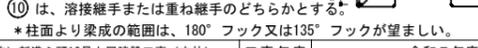
・135°フックは180°フックでも可とする。



・溶接継手は帯筋の項を参照のこと。



第一あばら筋



副あばら筋



・ねじれ応力を受ける腹筋



・135°フックは180°フックでも可とする。



・溶接継手は帯筋の項を参照のこと。



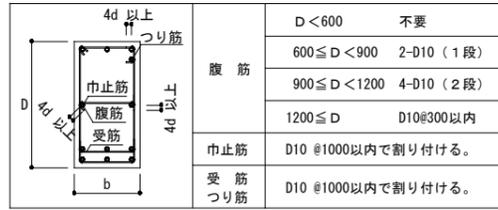
第一あばら筋



工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/***・A3:1/***
概要		図面番号	S-02
検印	管理建築士 設計 製図	設名	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

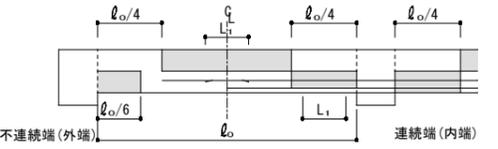
鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2) 2024年度版

4-4 補助筋

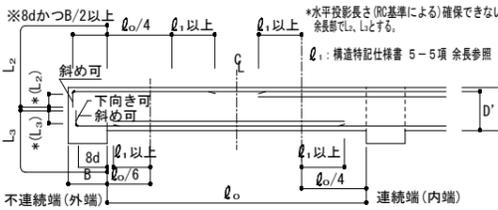


4-5 小梁及び片持梁

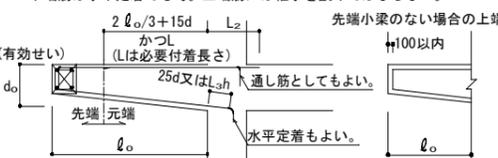
a) 小梁継手



定着

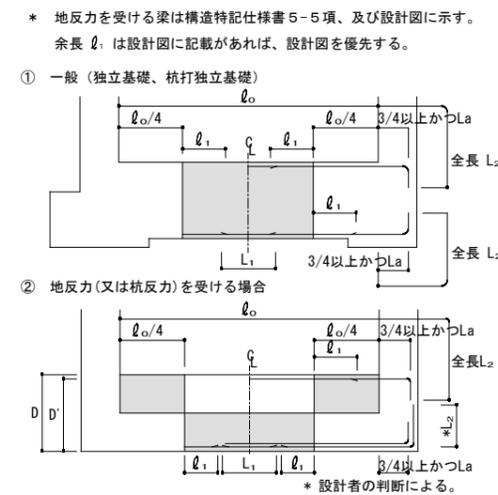


b) 片持梁定着

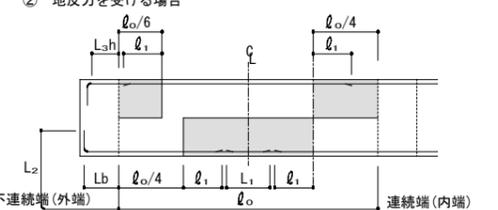


4-6 基礎梁及び基礎小梁

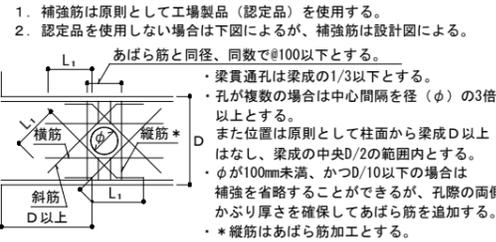
a) 基礎梁の継手及び定着



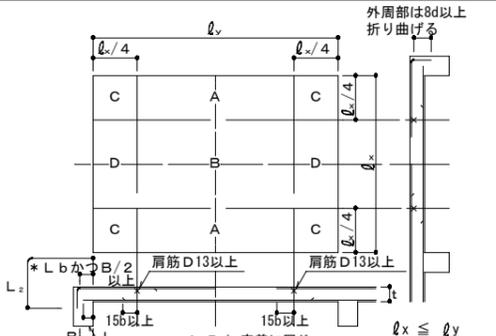
b) 基礎小梁の継手及び定着



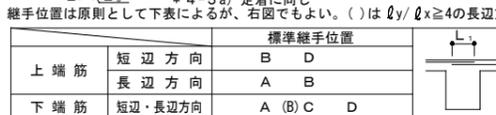
4-7 梁の貫通補強



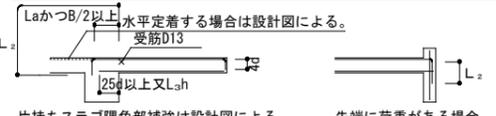
5-1 鉄筋の折曲げ及び定着



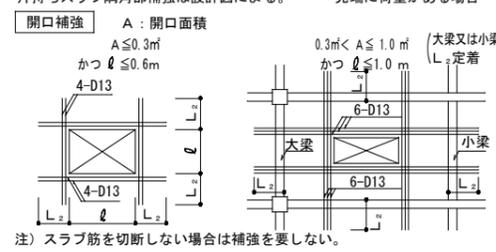
5-2 継手



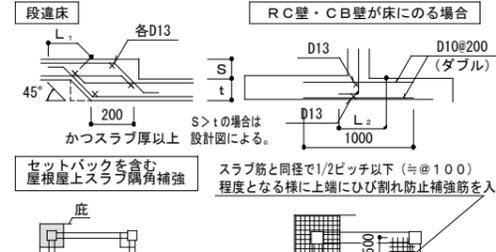
5-3 片持ちスラブ



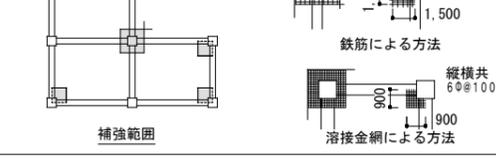
5-4 補強筋



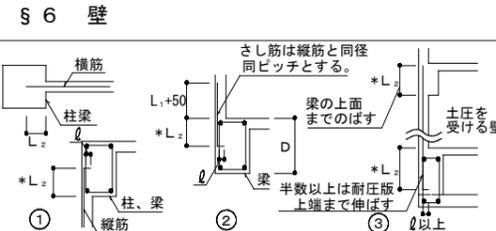
5-5 補強筋



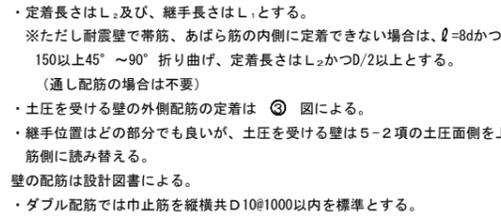
5-6 補強筋



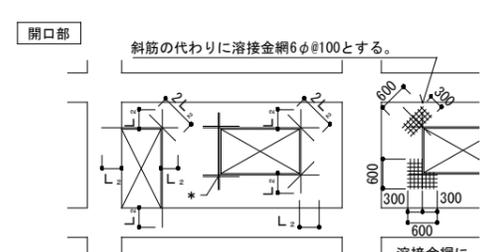
6-1 定着及び継手



6-2 壁配筋



6-3 補強筋



6-4 補強筋



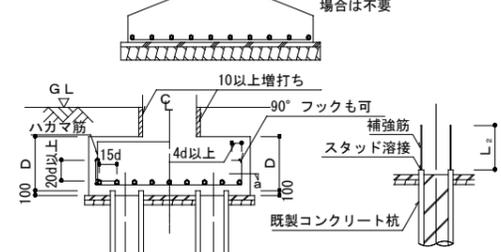
6-5 補強筋



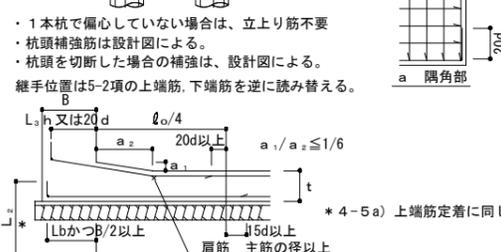
6-6 補強筋



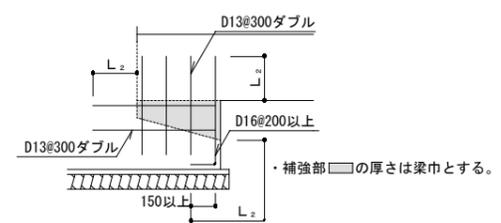
6-7 補強筋



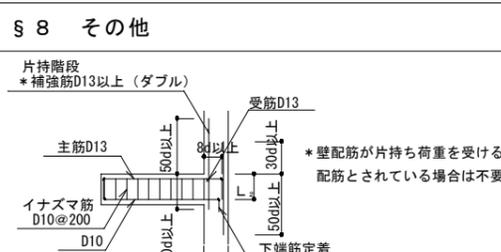
6-8 補強筋



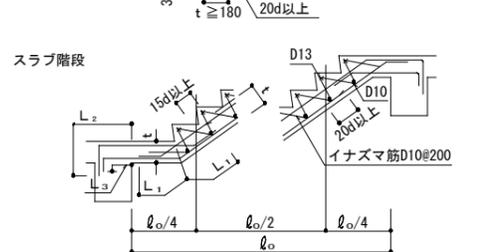
7-4 基礎と基礎梁



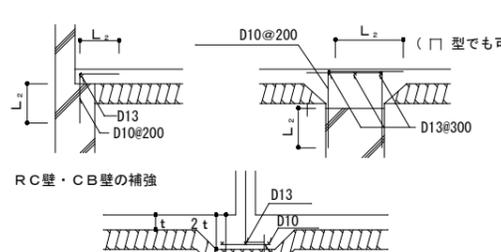
8-1 階段



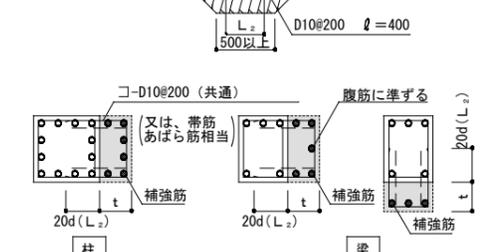
8-2 土間コンクリート



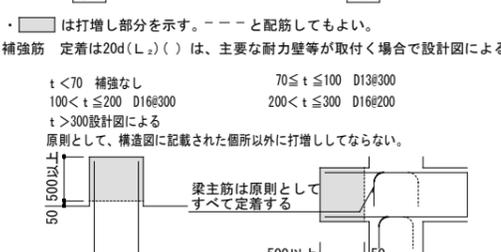
8-3 打増し補強



8-4 増築予定



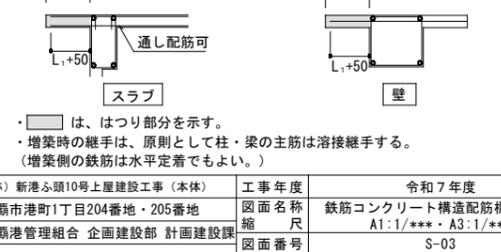
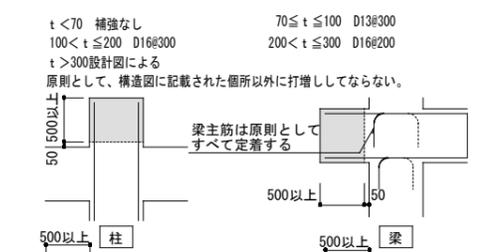
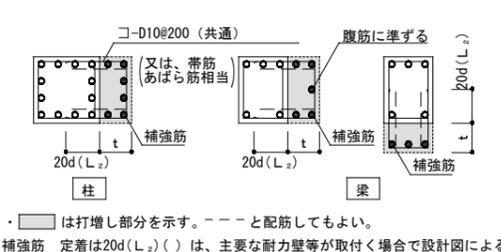
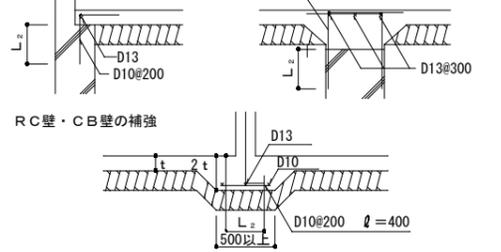
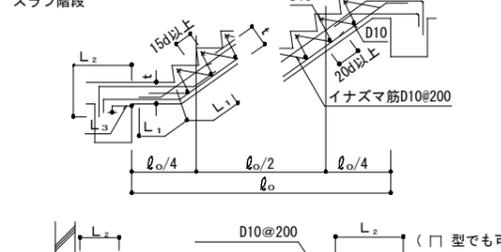
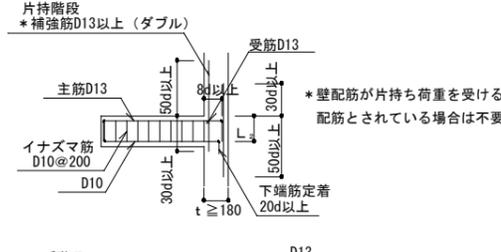
8-5 増築予定



8-6 増築予定



§ 8 その他



工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
概要	管理建築士 設計 製 図	図面番号	S-03
検印	一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光	設 名 称	(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

海水の作用を受けるコンクリートの仕様

本建物は計画地が海岸線から150m以内のため、コンクリートは以下の規基準等に準拠して仕様を定める。

- ※1) 『構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項 平成24年4月/沖縄県土木建築部』
- ※2) 『建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事2022/日本建築学会』

1. 塩害環境の区分

準塩害環境（汀線から70～150m程度の範囲）の長期^{※2)}

2. コンクリートの仕様^{※2)}

セメントの種類	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種
耐久性設計基準強度	39N/mm ²	36N/mm ²
水セメント比の最大値	55%	55%

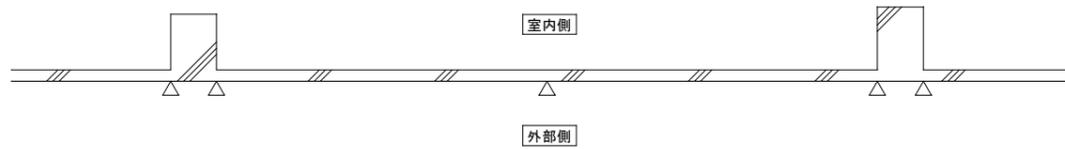
3. 最小かぶり厚さ

セメントの種類	最小かぶり厚さ	設計かぶり厚さ
海水および飛来塩分の影響を受ける部分 ^{※2)} (本件では、基礎、土間コンを除く全ての部位)	50mm	65mm
基礎（水セメント比が50%以下の場合） ^{※1)}	70mm	80mm

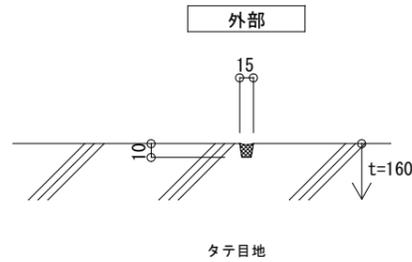
4. スランプ

15cmとする。
ただし、高性能AE減水剤を使用する場合はこの限りでない。^{※1)}

5. ひび割れ誘発目地要領



◀ 外部側ひび割れ誘発目地



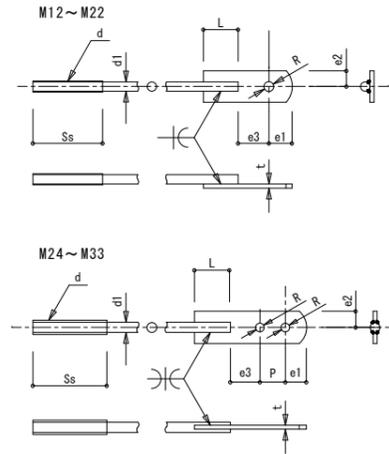
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-04
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称 (株)アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		

ブレース仕口標準図

「東京都 建築構造設計指針 2010」準拠 ※材種 S5400, S5400

壁面ブレース (床面ブレースもこれに準ずる)

丸鋼 (JISターンバックル筋かい)



(JIS規格品とする...JISA5540...1982/5541-5542...2003)

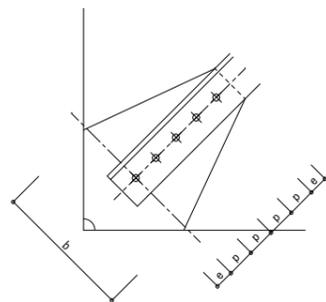
部 材	引張耐力 (kN)	GPL-txb min	HTB	P	必要溶接長 (L)		
					TYPE① L	TYPE② L	TYPE③ L=L1+L2
M12	21	6 × 60	1-M16	-	60	42	54
M14	28	6 × 60	1-M16	-	61	43	55
M16	38	9 × 70	1-M16	-	80	56	72
M18	48	9 × 70	1-M20	-	80	56	72
M20	60	9 × 80	1-M20	-	97	65	81
M22	74	12 × 80	1-M22	-	100	70	90
M24	87	12 × 90	2-M20	50	112	76	96
M27	114	12 × 90	2-M20	50	145	93	113
M30	139	12 × 100	2-M22	55	177	109	129
M33	172	12 × 110	2-M22	55	217	129	149

羽子板ボルトの形状及び寸法

ねじの呼び (d)		M12	M14	M16	M18	M20	M22	M24	M27	M30	M33
軸径d1	最 大	10.81	12.65	14.65	16.33	18.33	20.33	21.99	24.99	27.67	30.67
	最 小	10.64	12.46	14.46	16.11	18.11	20.11	21.77	24.77	27.42	30.42
調整ねじの長さ Ss		100	115	125	140	150	165	175	200	200	225
取付けボルト穴径許容差+0.0-0.5mm R		13.0	17.0	17.0	21.5	21.5	23.5	21.5	21.5	23.5	23.5
は し あ き(最小) (1) e1		35	40	45	50	50	55	50	50	55	55
切板製	へりあき(最小)(1) e2	22	28	28	34	34	38	38	45	45	50
	板 厚 t	4.5	6	6	9	9	9	9	9	12	12
平鋼製	へりあき(最小)(1) e2	19.0	25.0	25.0	32.5	32.5	37.5	37.5	45	45	50
	板 厚 t	4.5	6	6	9	9	9	9	9	12	12
ボルト頭から取付けボルト穴迄の長さ(最小) e3		47	52	59	66	66	73	70	72	83	90
溶 接 長 さ(最小) L		40	50	55	60	75	85	85	90	95	110
取付けボルト (2)	種 類	JIS B 1186 2種高力ボルト (F10T)									
	ねじの呼び	M12	M16	M16	M20	M20	M22	M20	M20	M22	M22
	本 数	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2

[注] (1) e1, e2が確保されていれば形状は自由でよい
(2) 羽子板とガセットプレートの場合は表に示す取付けボルトを使用し一面せん断(支圧)接合とする

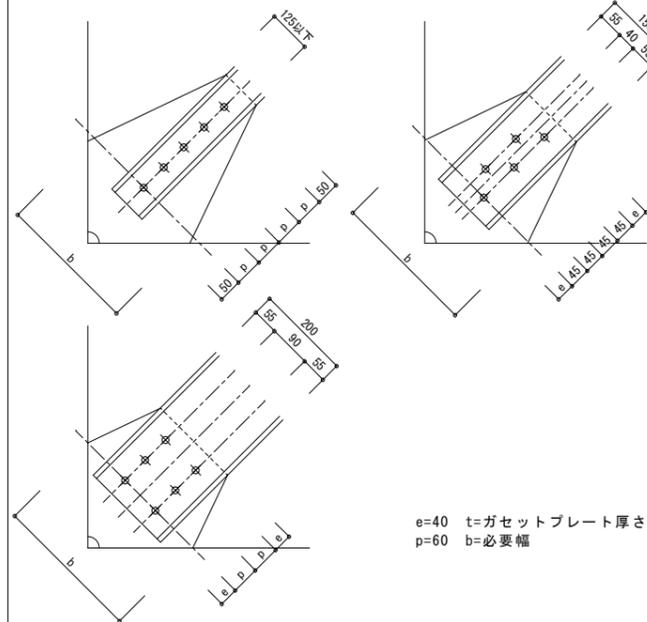
山形鋼 (2Lは2面せん断の場合とする)



e=40 t=ガセットプレート厚さ
p=60 b=必要幅

部 材	引張耐力 (kN)	GPL-txb min	HTB	必要溶接長 (L)		
				TYPE① L	TYPE② L	TYPE③ L=L1+L2
L- 65 × 65 × 6	105	9 × 90	5-M16	170	101	117
L- 75 × 75 × 6	126	9 × 95	5-M16	202	117	133
L- 75 × 75 × 9	180	9 × 125	5-M16	291	162	178
L- 75 × 75 × 12	232	9 × 160	6-M16	362	197	213
L- 90 × 90 × 7	176	9 × 125	5-M20	282	157	173
L- 90 × 90 × 10	242	9 × 165	5-M20	389	211	227
L- 90 × 90 × 13	305	12 × 160	6-M20	395	218	238
L-100 × 100 × 7	201	9 × 135	4-M20	303	168	184
L-100 × 100 × 10	277	9 × 185	5-M20	443	238	254
L-100 × 100 × 13	351	12 × 180	6-M20	448	244	264
2L- 65 × 65 × 6	303	9 × 165	5-M16	399	216	232
2L- 75 × 75 × 6	359	9 × 190	5-M16	474	253	269
2L- 75 × 75 × 9	503	12 × 205	5-M20	531	286	306
2L- 75 × 75 × 12	633	12 × 260	7-M16	667	354	374
2L- 90 × 90 × 7	502	12 × 205	5-M20	529	285	305
2L- 90 × 90 × 10	695	12 × 270	5-M20	733	387	407
2L- 90 × 90 × 13	886	12 × 340	7-M20	933	487	507
2L-100 × 100 × 7	567	12 × 225	5-M20	598	319	339
2L-100 × 100 × 10	789	12 × 305	6-M20	832	436	456
2L-100 × 100 × 13	1,008	12 × 385	8-M20	1,062	551	571

溝形鋼

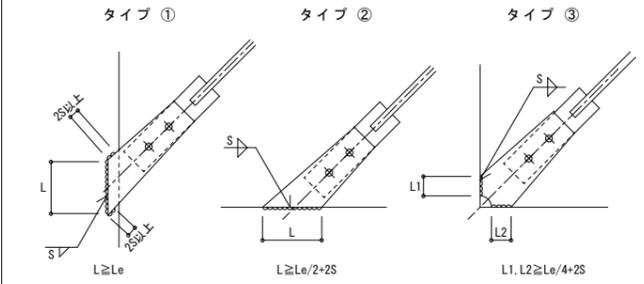


e=40 t=ガセットプレート厚さ
p=60 b=必要幅

部 材	引張耐力 (kN)	GPL-txb min	HTB	必要溶接長 (L)	
				TYPE② L	TYPE③ L=L1+L2
□-100 × 50 × 5 × 7.5	166	9 × 130	5-M20	161	177
□-125 × 65 × 6 × 8	248	9 × 180	6-M20	229	245
□-150 × 75 × 6.5 × 10	334	9 × 240	8-M20	295	311
□-150 × 75 × 9 × 12.5	434	9 × 300	9-M20	382	398
□-200 × 90 × 8 × 13.5	540	12 × 300	10-M20	394	414
2 □-100 × 50 × 5 × 7.5	508	12 × 205	5-M20	288	308
2 □-125 × 65 × 6 × 8	742	16 × 220	6-M20	327	353
2 □-150 × 75 × 6.5 × 10	1,022	16 × 305	8-M20	440	466
2 □-150 × 75 × 9 × 12.5	1,309	16 × 380	10-M20	557	583
2 □-200 × 90 × 8 × 13.5	1,618	19 × 410	12-M20	565	597

ガセットプレートの種類

Le: 必要溶接長さ (mm)
S: すみ肉溶接のサイズ (mm)



タイプ① L ≥ Le
タイプ② L ≥ Le/2+2S
タイプ③ L1, L2 ≥ Le/4+2S

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上層建設工事 (本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	ブレース仕口標準図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:1/***・A3:1/***
摘 要		図面番号	S-08
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	新里 均	資 格 者 氏 名	新里 均
		登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

令第129条の2の3の事項

※設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。

- ・ 建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
 - 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
 - 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
 - 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
 - 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
 - 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分を通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合には、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
 - 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
 - 給湯設備※は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。
- ※「給湯設備」：建設物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	設備工事構造特記仕様書
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-09
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

Hyper-MEGA工法 特記仕様書

1. 一般事項

- 1) 本工事に採用する工法は「Hyper-MEGA工法」(認定番号：TACP-0527号, TACP-0528号, TACP-0529号, TACP-0530号, TACP-0531号, TACP-0532号)とする。
- 2) 工事着手前に、工事概要・工程・使用する杭の明細・使用機械等を明記した施工計画書を作成し、監督員の承認を得る。
- 3) 工事施工者および管理者は、日本コンクリート工業㈱・ジャパンパイル㈱もしくは日本コンクリート工業㈱・ジャパンパイル㈱が承認した施工会社とする。ただし、後者の場合でも地盤の許容支持力については、日本コンクリート工業㈱・ジャパンパイル㈱が責任を負う。

2. 使用杭

1) 杭の構造

使用する杭は下記のものとする。

- ①平成13年国土交通省告示第1113号8号第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号の何れかに基づきコンクリートの許容応力度が規定された既製コンクリート。
- ②建築基準法施工令第90条、平成12年国土交通省告示第2464号第1、第2に基づき鋼材の許容応力度が規定された鋼管。

2) 杭の構成

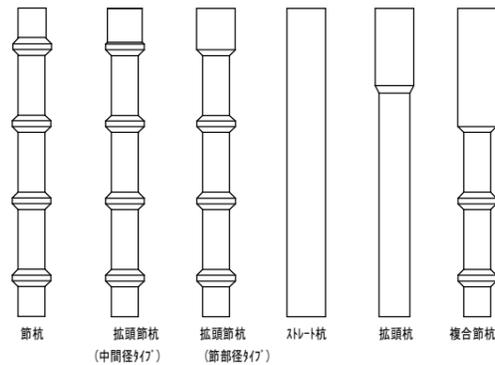
節杭(拡頭節杭を含む)のみ、または節杭(拡頭節杭を含む)とこの上方に継いで使用するスリート杭(拡頭杭を含む)により基礎杭を構成する。なお、下杭には必ず節杭(拡頭節杭を含む)を使用する。

3) 杭径

- ①節杭(拡頭節杭を含む)の径は、以下のものとする。
節部径 $\phi 1200 \sim \phi 450$
軸部径 $\phi 1000 \sim \phi 300$
- ②スリート杭(拡頭杭を含む)の径は、以下のものとする。
杭径 $\phi 298.4 \sim \phi 1200$

4) 杭姿図

使用する杭の姿図の例を示す。



5) 最大施工深さ

最大施工深さは、先端地盤が砂質地盤の場合は杭施工地盤面-68.0m、先端地盤が礫質地盤の場合は施工地盤面+68.0m、先端地盤が粘土質地盤の場合は杭施工地盤面-60.0mとする。

3. 試験杭

- 1) 試験杭の位置および数量は、地盤調査・敷地状況・建築物の平面計画等を考慮し、設計者・監督員と協議して決定する。
- 2) 試験杭は、本工事に先立ち、設計・施工計画の妥当性を確認するために実施する。
- 3) 試験杭は、本工事と同一寸法の杭を用いることを原則とし、施工性能、地盤の崩壊、逸水の有無および高止まり量等の観察と確認を行い、本杭の施工の参考とする。

4. 施工方法

本工法の標準的な施工手順を下图に示し、その概要を以下に記述する。

①施工機据え付け・杭芯セット

掘削芯を確認しつつ、適宜、掘削液を送りながら地盤に適した速度で所定の位置まで掘削する。

②くい周面築造

先端部でオガーを逆転させ、充填液を吐出しながら、所定の深度まで、引き上げる。

③再掘削・くい周面築造

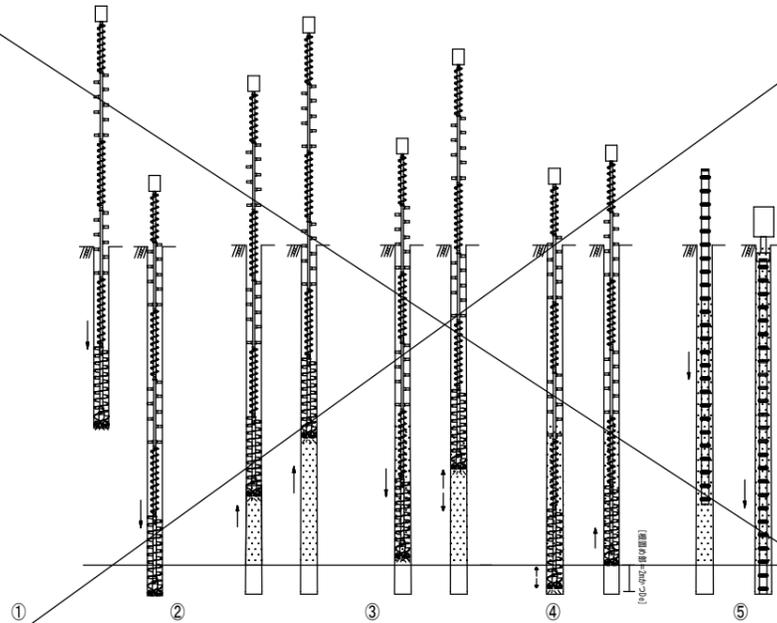
正転に切り替えて、掘削した後、再度逆転にてオガーを上下反復して、充填液と掘削土砂とを混合攪拌し、逆転で所定深度に到達するまで且つ3回以上これを繰り返す。

④根固め部築造・引き上げ

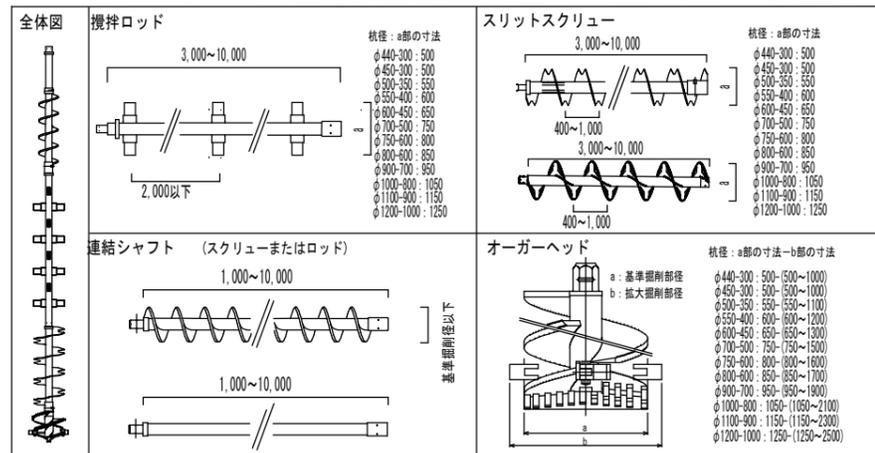
所定範囲にて根固め液を注入しながら、根固め部で上下反復を3回以上、且つ3分以上、混合攪拌し根固め部を築造した後、オガーを引き上げる。

⑤杭の建て込み

鉛直性を確認しながら杭を建て込み、所定位置に定着させる。



5. 掘削装置の形状および寸法



(単位: mm)

6. 充填材の配合と管理

1) 材料

- 1) セメントは、普通ポルトランドセメント、早強セメントおよび混合セメントを用いる。
- 2) 練り混ぜに使用する水は、上水道水またはセメント硬化に悪影響のない水とする。

2) 杭周充填液 (W/C=100%・圧縮強さ: 10N/mm²)

杭周充填液は、杭体と地盤とを一体化させる目的で注入する。

杭周充填液材料の基準量(対象土1m³あたり)を下表に示す。

セメント種類	水セメント比 W/C (%)	セメント C (kg)	水 W (%)	注入量 (m ³)
普通ポルトランドセメント	100	380	380	0.500
高炉セメントB種	100	377	377	0.500

*普通ポルトランドセメント: 比重3.16, 高炉セメント: 比重3.05

3) 根固め液

杭先端部に、先端支持力を確保するために拡大根固め部の体積量を注入し、杭先端平均N値(N)と拡大比(ω)に応じて、水セメント比は下記を標準とする

拡大比	水セメント比		
	N \leq 20	20<N \leq 40	40<N
1.0 $\leq\omega\leq$ 1.25	65% (22N/mm ²)	65% (22N/mm ²)	65% (22N/mm ²)
1.25< $\omega\leq$ 1.75	65% (22N/mm ²)	60% (25N/mm ²)	60% (25N/mm ²)
1.75< $\omega\leq$ 2.0	65% (22N/mm ²)	60% (25N/mm ²)	55% (30N/mm ²)

* () 内は、管理強度

4) 強度の管理

管理試験は、充填液について下表により行う。

杭の種類	回数	
試験杭	1本毎	
本杭	継ぎ手のある場合	20本またはその端数につき1回
	継ぎ手のない場合	30本またはその端数につき1回

- 1) 1回の試験の、供試体の数は杭周充填液および根固め液を各3個とする。
- 2) 供試体は、(社)土木学会「コンクリート標準示方書(規準編)」のブリージング率および膨張率試験方法案(体積方法)によるポリエチレン袋を用いて、グラウトプラントより採取し、直径50mm・高さ100mm程度の円柱形に仕上げる。
- 3) 圧縮試験は、JIS A 1108 (コンクリートの圧縮試験方法)による。
- 4) 充填液の圧縮強さは、材齢28日として管理する。(上記3) 根固め液 参照)

7. 施工記録

試験杭および本工事完了後、下記事項を記録した施工報告書を作成し、提出する。

1. 工事概要
2. 実施工程表
3. 使用杭の仕様
4. 充填液の材料・配合・使用量
5. 施工機械の仕様
6. 試験杭または試験掘削の記録
7. 本杭施工記録
8. その他必要事項

8. 安全・公害対策

1) 安全対策

1. 災害の種類

杭の施工に伴って発生する労働災害には、杭打機の転倒・接触、挟まれ巻き込まれ・衝突・飛来落下・墜落・感電等がある。

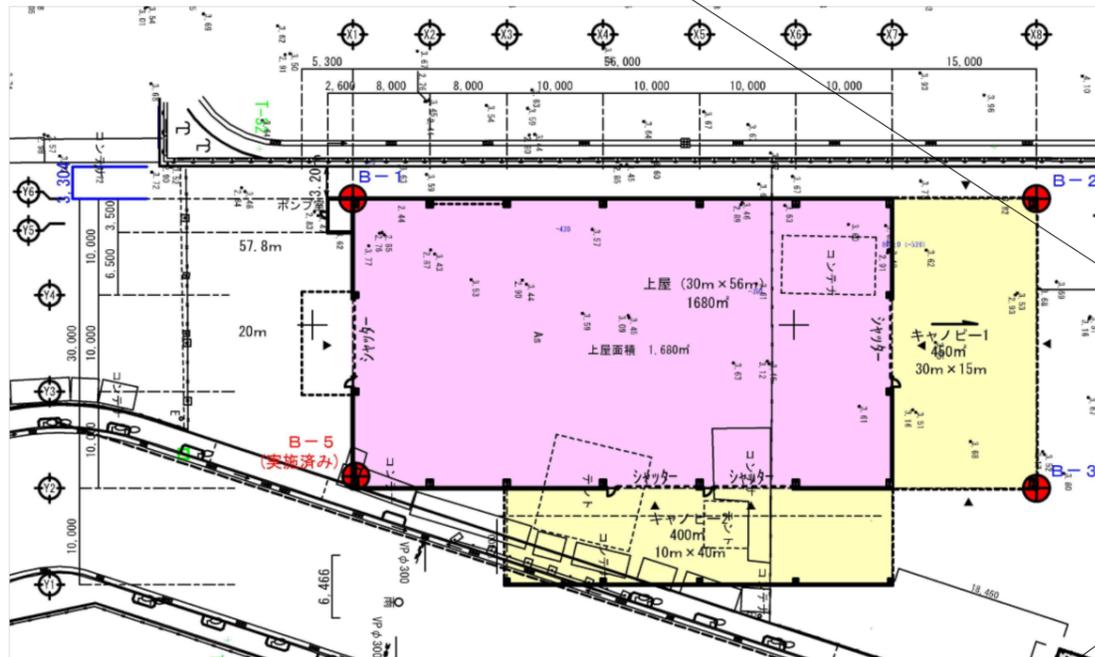
2. 災害の防止

- a) 作業指揮者および作業者は、予め定めた手順に従って規律ある正しい作業を行い、安全活動には全面的・積極的に参加する。
- b) 各種機械の運転者は、使用する機械器具の使用前点検を行い、損傷・変形・機能不具合等があれば修理・交換等必要な措置を講じ、その記録を残す。
- c) 杭打機の組立・据え付け・解体は、予め定めた計画に基づき、作業指揮者の指揮のもとに行う。
- d) 現場内の作業地盤は平坦にし、軟弱地盤の場合は転倒防止のためにサンドマット・敷き鉄板・地盤改良等で補強を行う。
- e) 杭打機等機械器具の運転は専任の者によることとし、資格を要する作業は必ず有資格者が行う。
- f) 鉄道・道路・高圧架線・電灯線・通信線・建築物・地下埋設物等既存のものに近接して作業を行う場合は、元請業者と打ち合わせを行い、関係者の立ち会いを求める等して事故防止につとめる。
- g) 作業者または第三者の接触・挟まれ・転落落下をおこさないように、立入禁止措置または監視・誘導を充分に行う。
- h) 現場での作業開始前に、作業員全員による打ち合わせ・確認を行い、作業者の配置(役割分担)を定め、元請業者への届け出を行う。

2) 公害対策

本工法の施工に伴って発生する可能性のある公害は、騒音・振動・粉塵地盤沈下・地下水汚染・泥土や泥水の場外流出による汚損・土砂の飛散等がある。これらが発生して、近隣環境や第三者に影響を及ぼすことのないよう留意して施工する。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	Hyper-MEGA工法 特記仕様書
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/***・A3:1/***
摘要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	S-10
		設 名 称	(株)アーキ5D
検 印	一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光	資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



地盤調査位置図

設計GL = 4.05m (標高)

ボーリング柱状図

調査名 新港ふ頭上屋建設設計業務委託 (土質調査)

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	R5B-1	調査位置	新港ふ頭 10号上屋	北緯	26° 13' 58.191"
発注機関	那覇港管理組合	調査期間	令和 5年 9月 20日 ~ 5年 9月 26日	東経	127° 40' 21.090"
調査業者名	株式会社 南土木設計 電話 (068-836-5579)	主任技師	玉城 篤	現代理人	宮里 盛行
孔口標高	3.97m	角	27° 0' 0" 北 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 0°
総掘進長	76.35m	度		使用試験機	DO-D (II)
				ハンマー落下用具	半自動落下装置
				ポンプ	YS550

標高 (m)	層厚 (m)	柱状図	土質区分	色相	対対密度	相対湿度	記	孔内水位 (m) / 測定月日	標準貫入試験 (10cmごとの打撃回数)	N 値	原位置試験	試験名および結果	試験採取番号	室内試験	掘進月日
4.05	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	上部はアスファルトで覆われ、所々に石灰岩塊を混入する。	3.97	0	0					
3.97	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	不規則にアスファルト、路盤材などを点在する。	3.87	0	0					
3.87	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	柱状の多い箇所もみられる。	3.77	0	0					
3.77	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	神積砂礫層 礫は4.20~30mm程度のサンゴ殻やサンゴ殻断片。	3.67	0	0					
3.67	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	全体的に含水比が高く、脆弱でシルト分が多い箇所が存在する。	3.57	0	0					
3.57	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	神積シルト層 縦型シリ砂質シルト 高含水比で全体に緩い。	3.47	0	0					
3.47	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	サンゴ殻断片 柱状サンゴ片20~50mm程度が多く含む。	3.37	0	0					
3.37	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	22.0m付近は、若干礫分が多いが礫は脆く容易に砕ける。	3.27	0	0					
3.27	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	サンゴ殻を伴った脆弱な状態。	3.17	0	0					
3.17	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	高含水のシルト 部分には細砂	3.07	0	0					
3.07	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	神積粘土層 シルト若干混入	2.97	0	0					
2.97	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	塊状石灰岩 強風化粘土	2.87	0	0					
2.87	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0	全体的に含水比は高~中位で、ほぼ均質な層状。	2.77	0	0					
2.77	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.67	0	0					
2.67	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.57	0	0					
2.57	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.47	0	0					
2.47	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.37	0	0					
2.37	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.27	0	0					
2.27	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.17	0	0					
2.17	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		2.07	0	0					
2.07	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.97	0	0					
1.97	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.87	0	0					
1.87	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.77	0	0					
1.77	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.67	0	0					
1.67	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.57	0	0					
1.57	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.47	0	0					
1.47	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.37	0	0					
1.37	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.27	0	0					
1.27	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.17	0	0					
1.17	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		1.07	0	0					
1.07	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.97	0	0					
0.97	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.87	0	0					
0.87	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.77	0	0					
0.77	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.67	0	0					
0.67	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.57	0	0					
0.57	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.47	0	0					
0.47	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.37	0	0					
0.37	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.27	0	0					
0.27	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.17	0	0					
0.17	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.07	0	0					
0.07	0.10		黄褐色シルト	黄褐色	1.00	60.0		0.00	0	0					

▽設計GL = 孔口標高+80mm

△杭頭レベル = 設計GL-1100mm

△杭先端レベル = 設計GL-34100mm

調査地点 B-1

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	地盤調査位置図・柱状図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-11
検印	管理建築士 設計 製 図	設名	称 (株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光

ボーリング柱状図

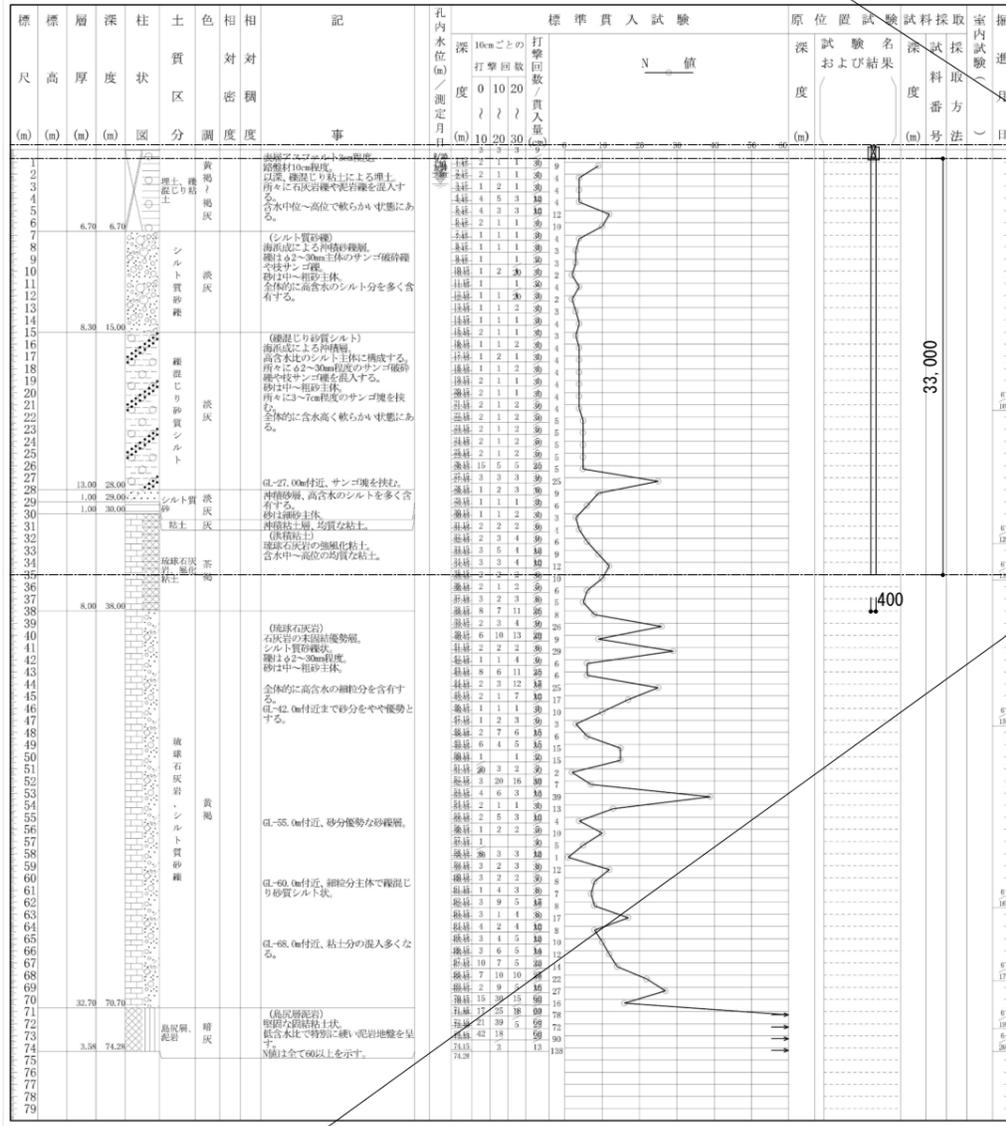
調査名 新港ふ頭上屋建設設計業務委託 (R4)

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	(10号上屋) R4B-5	調査位置	那覇港新港ふ頭地区	北緯
発注機関	那覇港管理組合	調査期間	令和5年月日～年月日	東経
調査業者名	(株式会社) 南土木設計 電話 (098-836-5579)	主任技師	吉田 康平	現場代理人
調査員	角 180° 上 90° 下 90°	方 北 0° 西 270° 東 90°	地盤勾配	使用機種
ボーリング責任者	宮里 盛行	試験機	YBM-05	ハンマー落下用具
ボーリング責任者	宮里 盛行	エンジン	NFD-9	ポンプ
総掘進長	74.28m	度		NSR-55



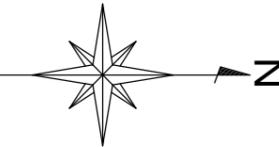
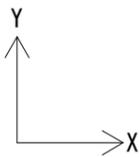
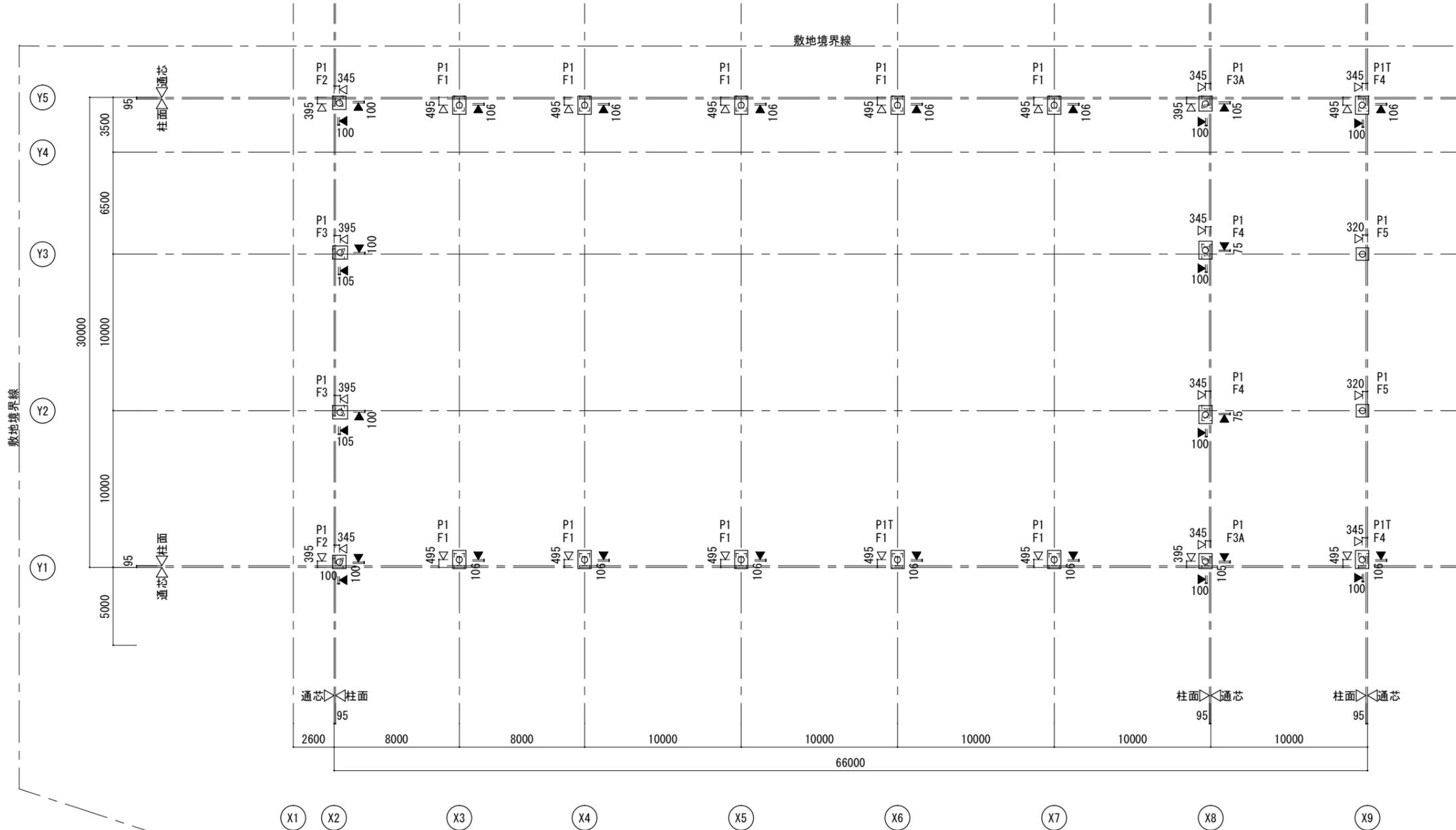
調査地点 B-5

▽設計GL = 孔口標高+390mm

△杭頭レベル = 設計GL-1100mm

△杭先端レベル = 設計GL-34100mm

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	地盤調査位置図・柱状図 (3)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
概要		図面番号	S-13
検印	管理建築士 設計 製図	設計者	新里 均
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



- 特記無き限り下記による。
- ▽は杭芯位置を示す。
 - ▼は偏心距離を示す。
 - 基礎底レベル = 設計GL-1200mm
 - 杭頭レベル = 設計GL-1100mm
 - 杭芯位置の施工報告書を提出すること
 - 杭芯の施工精度 水平方向のずれはD/4 (杭径D)、かつ100mm以下とする。
 - 上記以上の杭芯ズレが生じた場合は監督員・監理者・設計者との協議の上、施工者の責任により構造安全検討書を提出する事。
 - 構造安全検討書による図面の変更等があれば変更図面を提出する事。
 - 構造安全検討書・変更図面を指定検査機関へ報告する事。
 - (上記にともなう費用等は全て施工者の負担とする。)
 - 杭頭補強筋 (パイロスタッド) は本体工事とする。

杭伏図

Hyper-MEGA工法(標準型)粘土質地盤

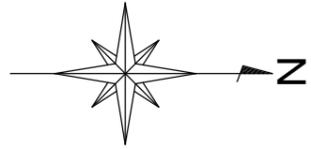
大臣認定番号 TACP-0529またはTACP-0532

符号	P1	P1T
杭長	33m	33m
径	上部(φ400)中下部(φ4055)	上部(φ400)中下部(φ4055)
上部	長さ	11.0m
	種類	PHC85-B
	長さ	11.0m
中部	長さ	11.0m
	種類	節杭-PHC85-A
	長さ	11.0m
下部	長さ	11.0m
	種類	節杭-PHC85-A
	長さ	11.0m
長期支持力(kN)	650	650
短期支持力(kN)	1300	1300

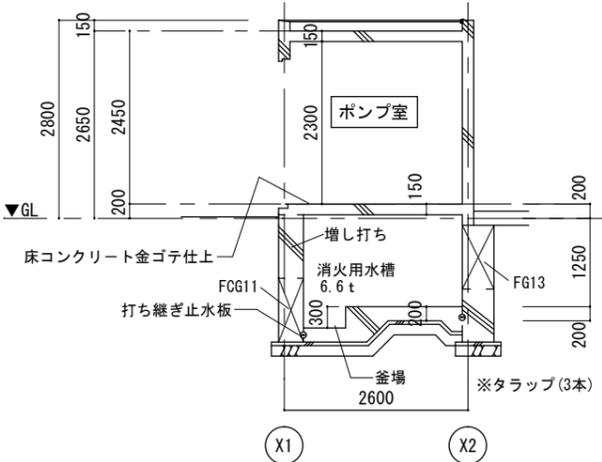
※杭のみ施工済

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	杭伏図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-14
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

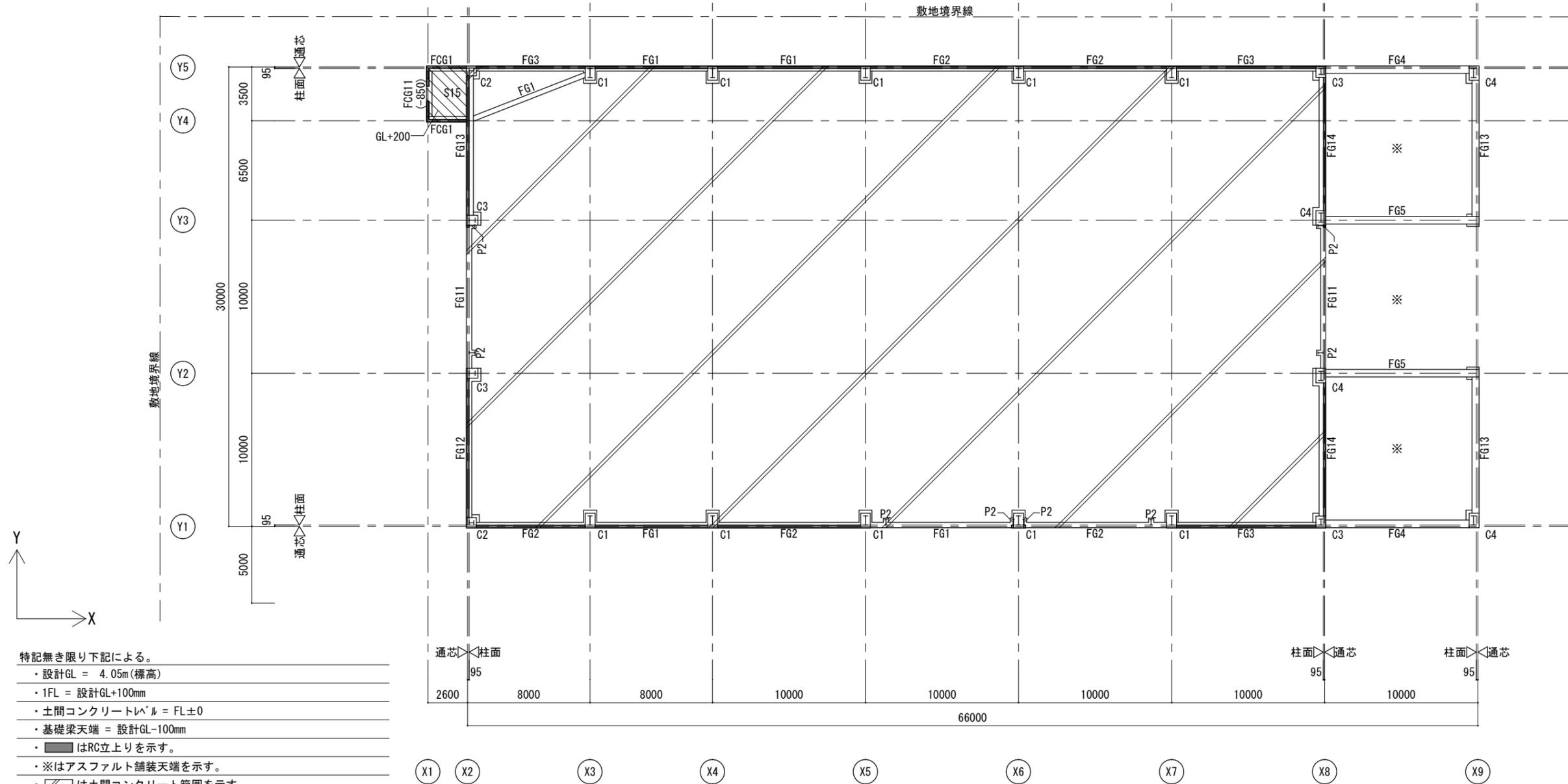
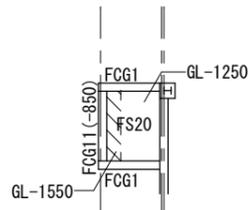
一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光



ポンプ室断面詳細 1/100



ポンプ室GL-1250



- 特記無き限り下記による。
- ・設計GL = 4.05m(標高)
 - ・1FL = 設計GL+100mm
 - ・土間コンクリートレベル = FL±0
 - ・基礎梁天端 = 設計GL-100mm
 - ・ はRC立上りを示す。
 - ・※はアスファルト舗装天端を示す。
 - ・ は土間コンクリート範囲を示す。
 - ・土間コンクリート下は十分な転圧締めを行うこと。
 - ・梁符号()内数字は標準梁天端からのレベルを示す。

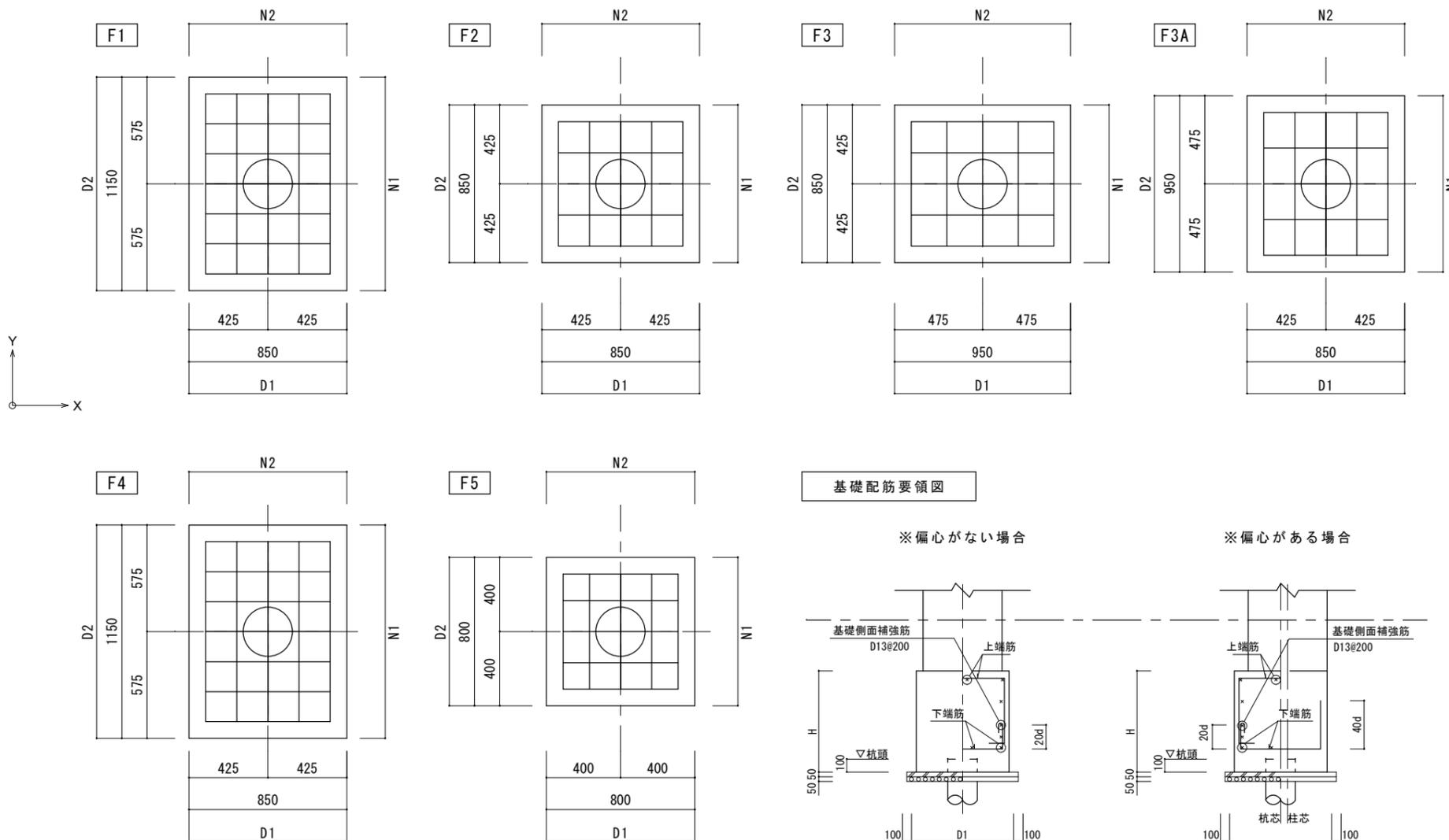
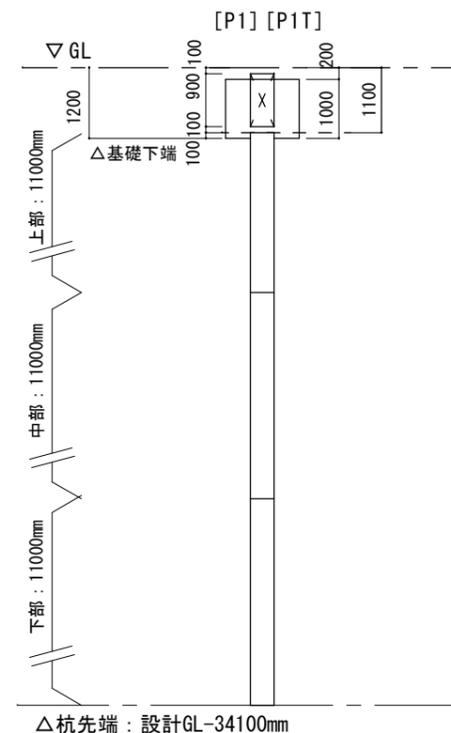
基礎伏図

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	基礎伏図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-15
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

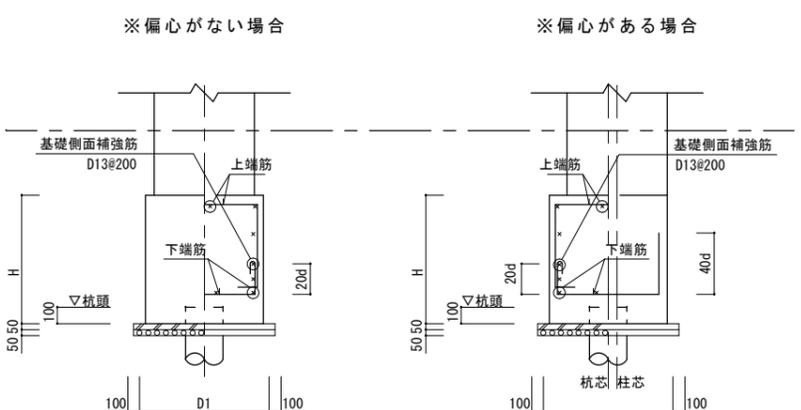
一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光

基礎リスト

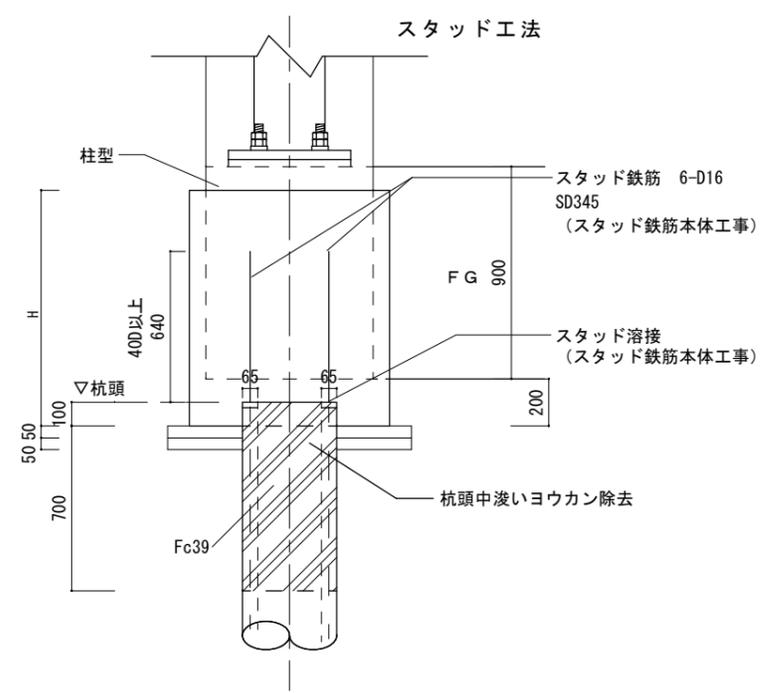
符号	D1	D2	H	Df	N1 ←→		N2 ↓		側面補強筋 XYともに	備考
					上端筋	下端筋	上端筋	下端筋		
F1	850	1150	1000	1200	7-D16	7-D16	5-D16	5-D16	D13@200	
F2	850	850	1000	1200	5-D16	5-D16	5-D16	5-D16	D13@200	
F3	950	850	1000	1200	5-D16	5-D16	5-D16	5-D16	D13@200	
F3A	850	950	1000	1200	5-D16	5-D16	5-D16	5-D16	D13@200	
F4	850	1150	1000	1200	5-D16	5-D16	5-D16	5-D16	D13@200	
F5	800	800	1000	1200	5-D16	5-D16	5-D16	5-D16	D13@200	



基礎配筋要領図



杭頭接合 要領図



工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	杭・基礎リスト
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-16
設計	管理建築士 設計 製 図	設 名	(株)アーキ5D
検 印		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

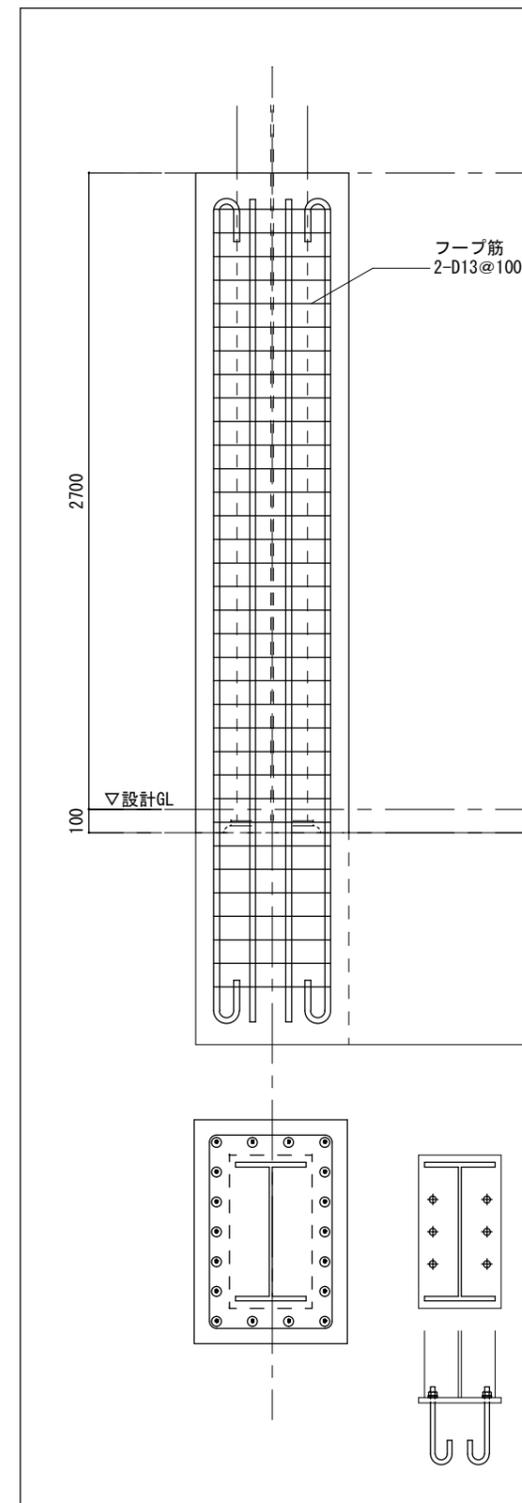
※幅止筋@1000とする。

符号	FG1		FG2		FG3		FG4		FG5			FG11	
	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	左端	中央	右端	端部	中央
断面													
寸法	350×900		350×900		350×900		500×900		500×900			350×900	
上端筋	2/1-D25	2-D25	3/2-D25	3-D25	3/3-D25	3-D25	4/2-D25	4-D25	4/2-D25	4-D25	4-D25	2/1-D25	2-D25
下端筋	2-D25	2/1-D25	3-D25	3/2-D25	3-D25	3/3-D25	4-D25	4-D25	4/2-D25	4/2-D25	4-D25	2-D25	2/1-D25
あばら筋	3-D13@150		3-D13@150		3-D13@150		2-D13@200		2-D13@200			3-D13@150	
腹筋	4-D10		4-D10		4-D10		4-D10		4-D10			4-D10	

符号	FG12		FG13	FG14		FCG1		FCG11	
	端部	中央	全断面	端部	中央	元端	先端	端部	中央
断面									
寸法	350×900		450×900	450×900		350×900		350×900	
上端筋	3/3-D25	3-D25	4/3-D25	4/4-D25	4/2-D25	3/3-D25	3-D25	3/3-D25	3-D25
下端筋	3/2-D25	3/3-D25	4/3-D25	4/4-D25	4/2-D25	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25
あばら筋	3-D13@150		2-D13@150	2-D13@150		2-D10@200		2-D10@200	
腹筋	4-D10		4-D10	4-D10		4-D10		4-D10	

使用材料

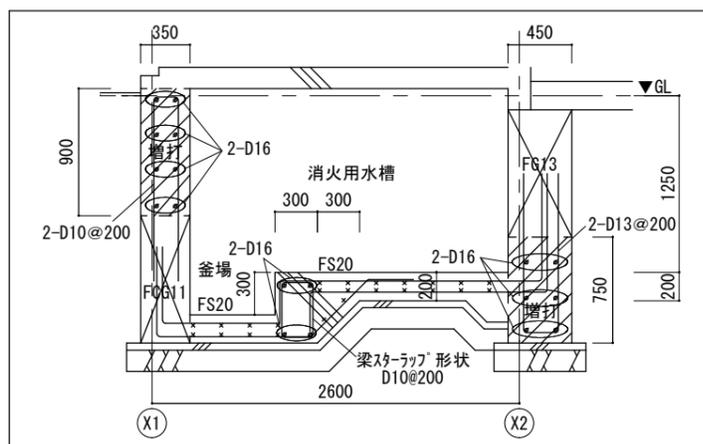
鉄筋 (JIS A 3112)	SD295A	D10~D16
	SD345	D19~D25
SD390	D29	
コンクリート (JIS G 5308)	Fc39	基礎及び基礎梁、スラブ
	Fc24	土間コン
	Fc18	捨てコン



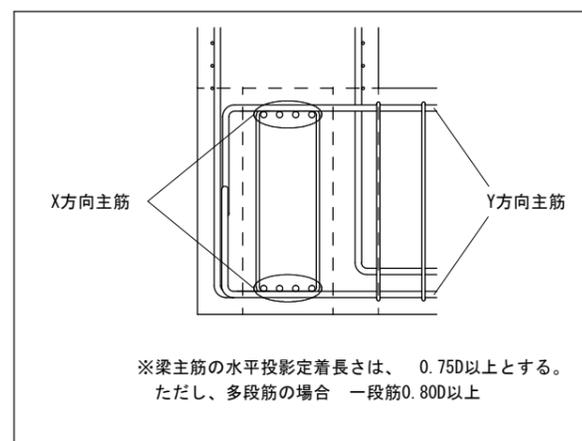
スラブリスト

符号	版厚	位置	主筋方向	配筋方向	備考
土間コンクリート	200	-	D10@200	D10@200	シングル
S15	150	上端筋	D10D13@200	D10D13@200	ダブル
		下端筋	D10@200	D10@200	
FS20	200	上端筋	D13@200	D13@200	ダブル
		下端筋	D13@200	D13@200	

増し打ち部配筋要領



基礎梁配筋要領

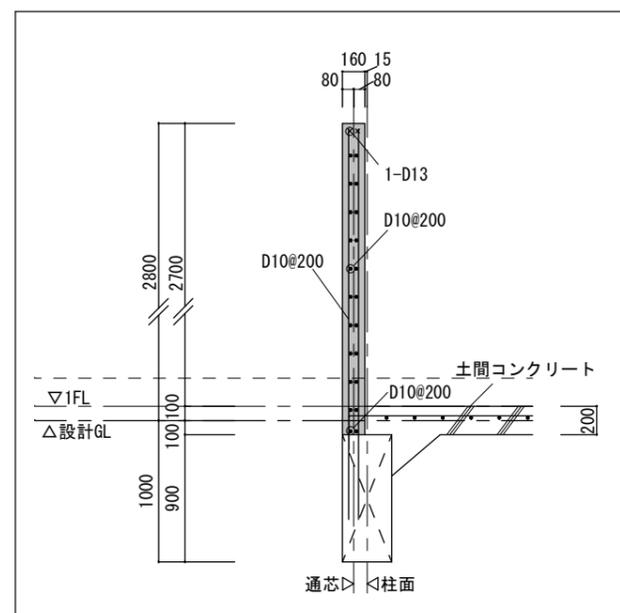


梁主筋のカットオフ位置

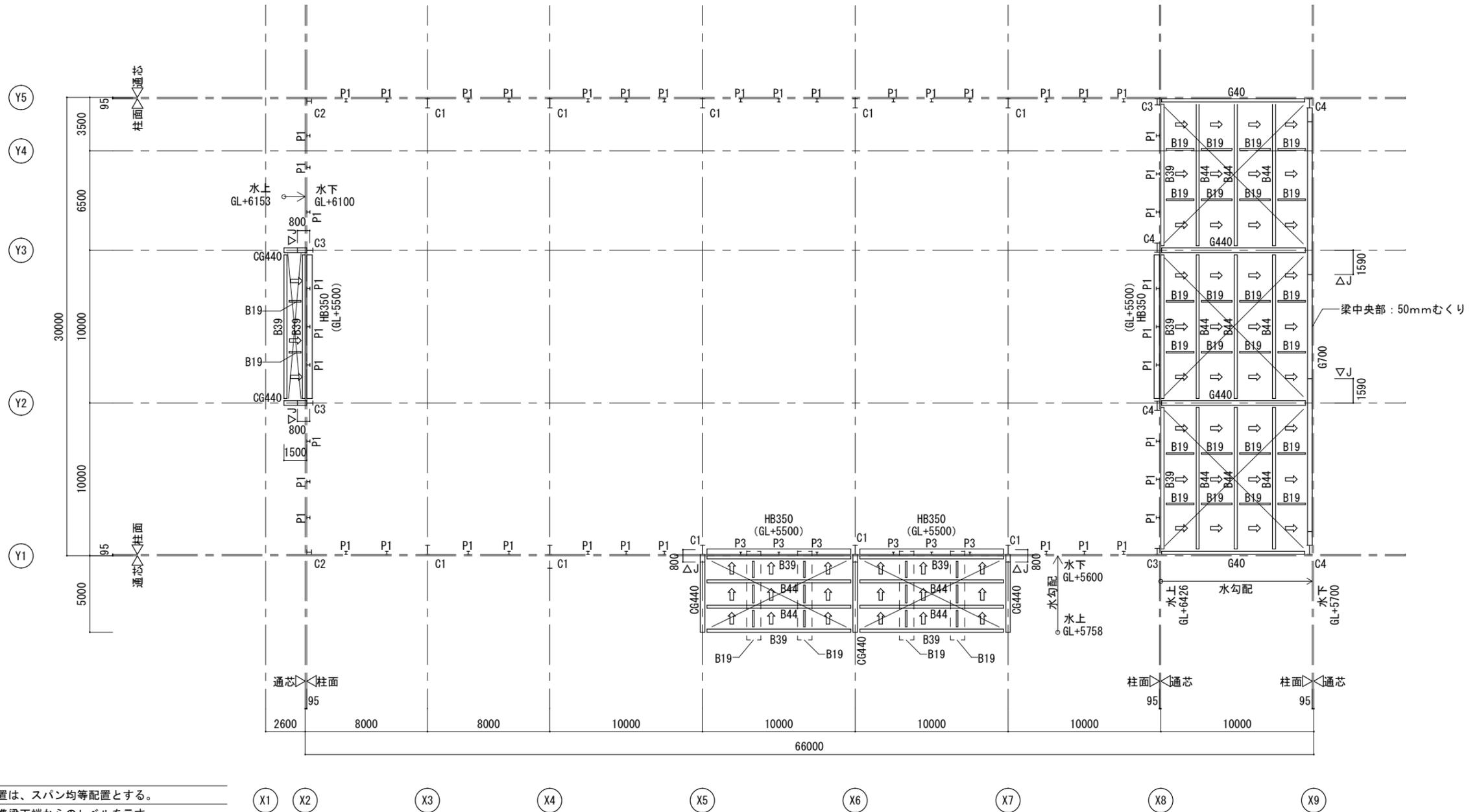
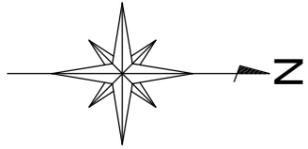
($LD = \frac{L_0}{4} + 15d$ かつ下表の値以上とする。)

階	LD
FG2	2,300
FG3	3,200
FG12	3,200

RC立上り詳細図 1/50



工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	基礎部材リスト
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-17
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名	称 (株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



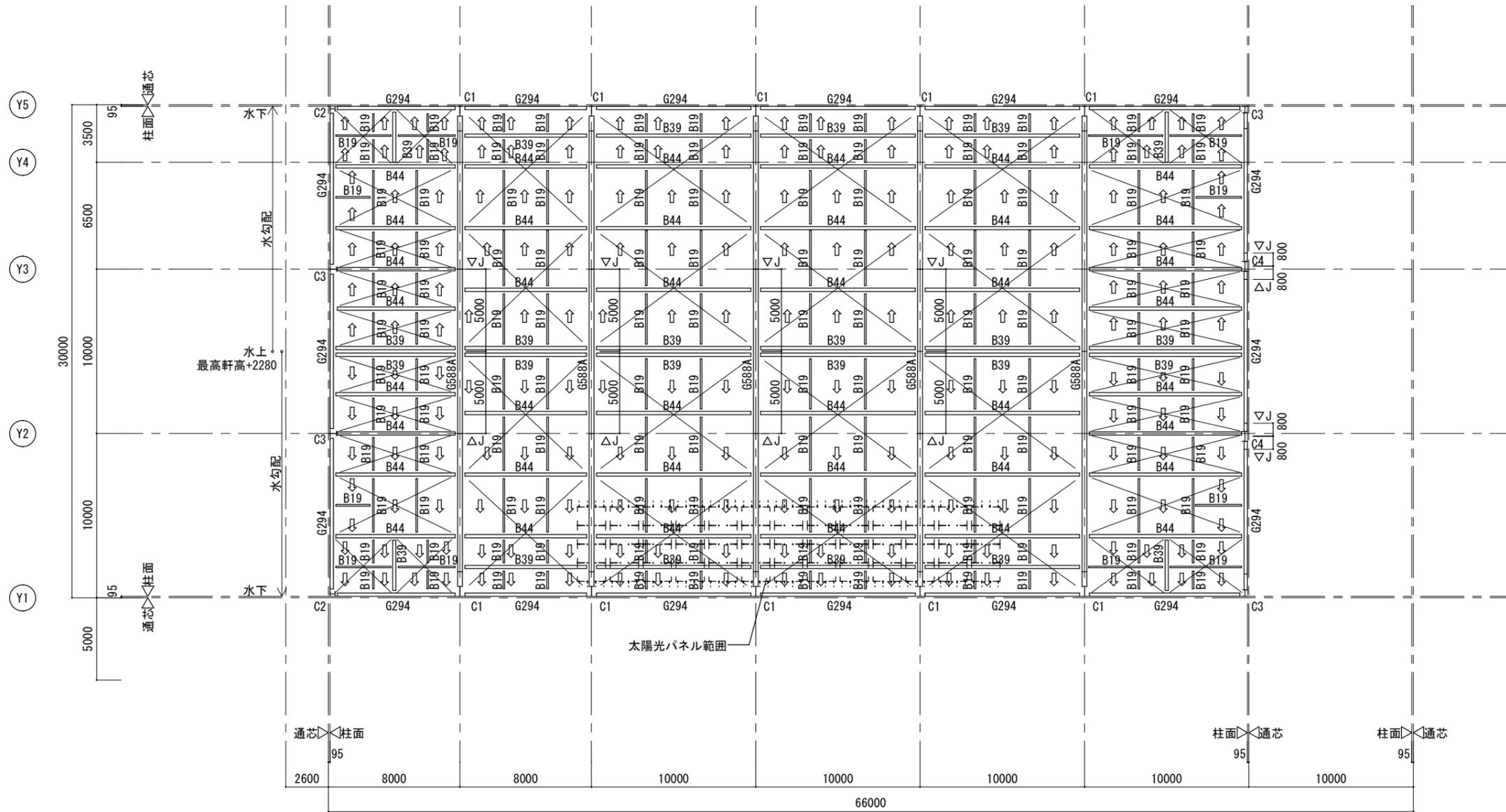
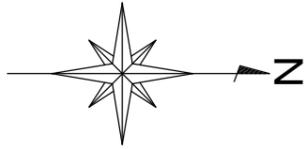
底伏図

特記無き限り下記による。

- ・配置寸法のない小梁位置は、スパン均等配置とする。
- ・梁符号()内数字は標準梁天端からのレベルを示す。
- ・継手位置は各柱芯から1200mmとする。
- ・⇨は折板方向を示す。
- ・▽Jは柱継手位置示す。
- ・水平ブレースはBR1とする。

(X1) (X2) (X3) (X4) (X5) (X6) (X7) (X8) (X9)

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	R階伏図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-19
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

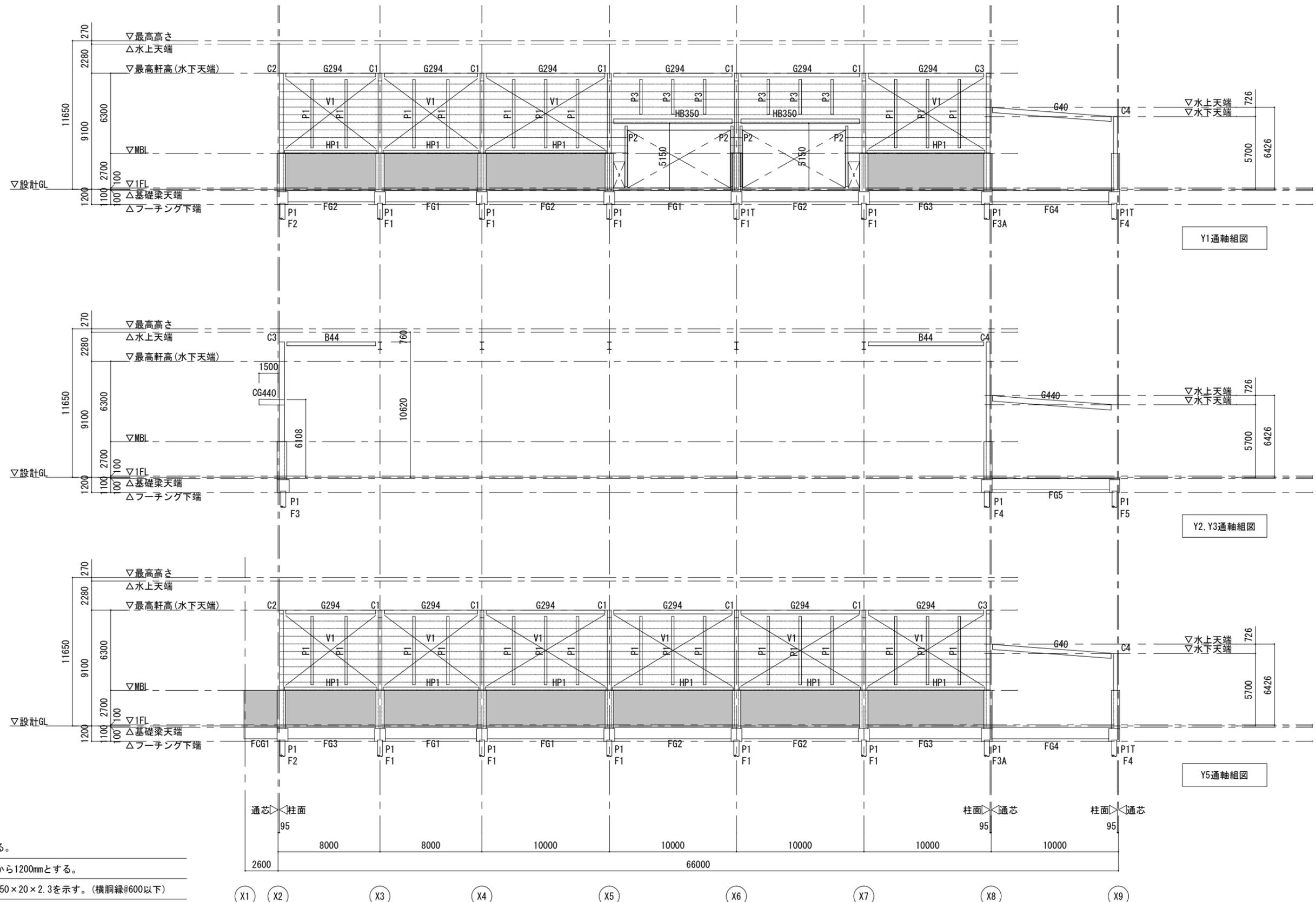


- 特記無き限り下記による。
- ・配置寸法のない小梁位置は、スパン均等配置とする。
 - ・梁符号()内数字は標準梁天端からのレベルを示す。
 - ・継手位置は各柱芯から1200mmとする。
 - ・ \Rightarrow は折板方向を示す。
 - ・ ∇J は柱継手位置示す。
 - ・水平ブレースはBR1とする。

R階伏図

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	R階伏図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-20
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光



Y1通軸組図

Y2, Y3通軸組図

Y5通軸組図

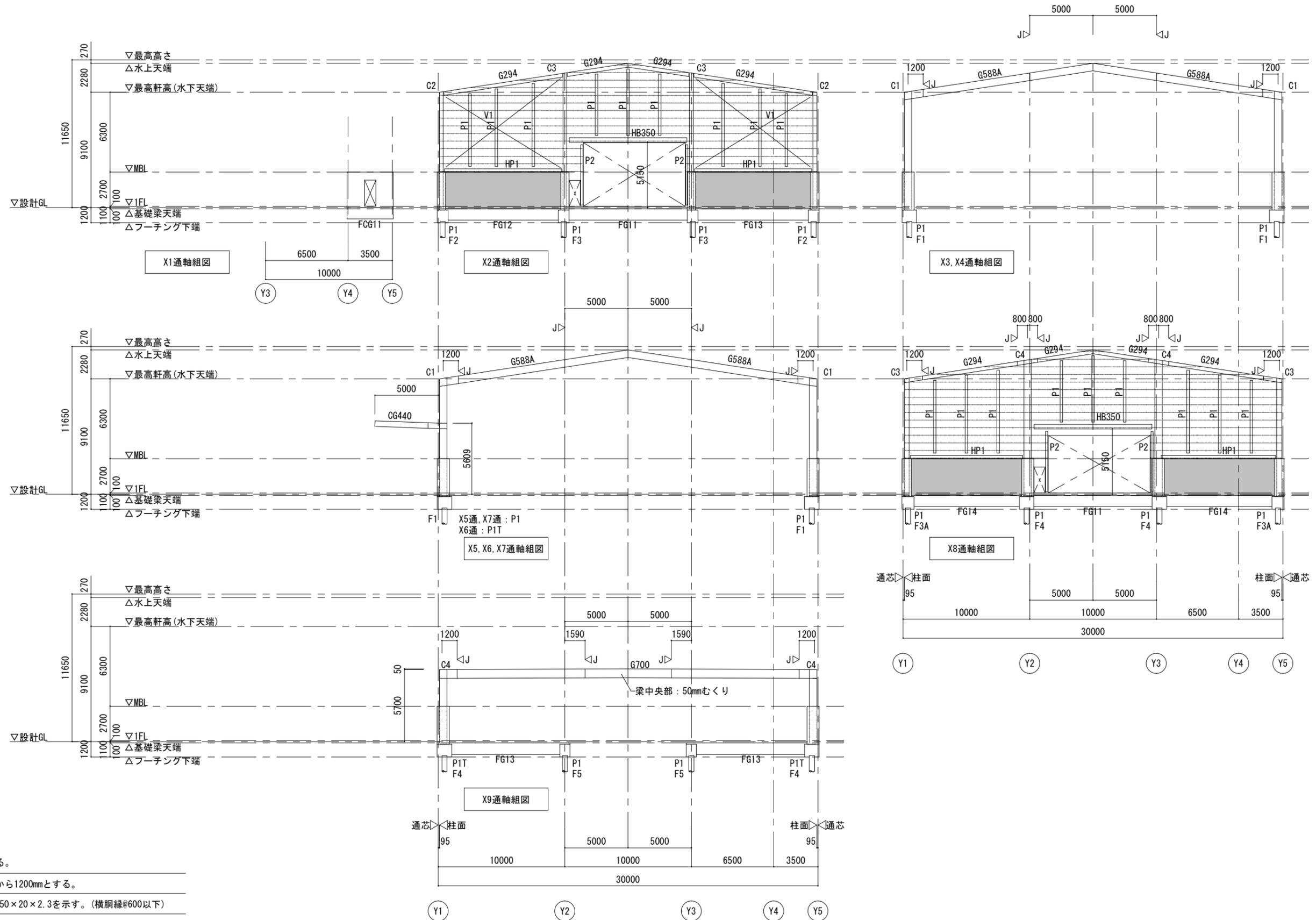
特記無き限り下記による。

- ・ 継手位置は各柱芯から1200mmとする。
- ・ はC-100×50×20×2.3を示す。(横胴縁@600以下)
- ・ はRC立上りを示す。

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	軸組図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-21
設計	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
検 印		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光



特記無き限り下記による。

- ・ 継手位置は各柱芯から1200mmとする。
- ・ はC-100×50×20×2.3を示す。(横胴縁@600以下)
- ・ はRC立上りを示す。
- ・ は増打ちを示す。

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	軸組図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/150・A3:1/300
摘要		図面番号	S-22
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

鉄骨大梁リスト

層	符号	G294	G40	G440	G588A	G700	備考(使用の有無に関わらず記入)
位置		全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	1. 鋼種は無印SN400B、○印SN490Bとする。 2. 表中の Hは一般H形鋼 SHは定形H形鋼 BHは溶接組立H形鋼を示す。 3. 頭付きスタッドボルトは、スラブが取り付けられない部分については不要とする。
R		H-294×200×8×12	H-400×200×8×13	H-440×300×11×18	○H-588×300×12×20	H-700×300×13×24	<p>頭付きスタッドボルトピッチ B=200 : 1-16φ@150 B≥250 : 2-16φ@200 頭付きスタッドボルト高さ 取り合うスラブ厚=130mm : 80mm 取り合うスラブ厚≥145mm : 100mm</p>

鉄骨柱リスト

階	符号	C1	C2	C3	C4	備考(使用の有無に関わらず記入)						
11						1. 鋼種は無印SN400B、○印SN490Bとする。						
10						2. 柱梁仕口部ダイヤフラムの板厚は最大板厚の2サイズUPとする。 鋼種は下記による。						
9						<table border="1"> <tr> <td>鋼種</td> <td>通しダイヤフラム</td> <td>SN490C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内ダイヤフラム</td> <td>SN490B</td> </tr> </table>	鋼種	通しダイヤフラム	SN490C		内ダイヤフラム	SN490B
鋼種	通しダイヤフラム	SN490C										
	内ダイヤフラム	SN490B										
8						3. ダイヤフラムの出寸法は、下記による。 柱板厚<28mm : 25mm 柱板厚≥28mm : 30mm						
7						4. 柱サイズ変更仕口部(テーパ管)は、下記による。 板厚 : 取り合う柱の最大厚 材種 : BCR295、SN490C ※プレス曲げテーパ管を使用する場合は、BCP大臣認定品とする。						
6												
5												
4												
3												
2												
1		○H-588x300x12x20	○H-300x300x10x15	○H-390x300x10x16	H-588x300x12x20							
柱脚	図											
プレート		350×650×22 (SN490C)	350×350×22 (SN490C)	350×450×22 (SN490C)	350×650×22 (SN490C)							
アンカボルト		6-M20 (ABR490)	4-M20 (ABR490)	4-M20 (ABR490)	6-M20 (ABR490)							
柱形断面		650×950	650×650	650×750	650×950							
立上り筋		X:4-D25 Y:7-D25	X:3-D25 Y:3-D25	X:3-D25 Y:4-D25	X:4-D25 Y:7-D25							
フープ筋		2-D13@100	2-D13@100	2-D13@100	2-D13@100							
トップフープ筋		-	-	-	-							
備考		座金は溶接すること	座金は溶接すること	座金は溶接すること	座金は溶接すること							

使用建築材料表(使用の有無に関わらず記入)

部材	材質	使用箇所	JIS・大臣認定番号
鉄筋	SD295A	D10~D16	JIS G 3112
	SD345	D19~D25	
	SD390	D29~	
コンクリート	Fc39	基礎・基礎梁	JIS A 5308
	Fc24	土間コン	
アンカボルト	ABR490	露出柱脚	JIS B 1220
鋼材	SN400B, SN490B	柱	JIS G 3136
	SN400B, SN490B	大梁	JIS G 3136
	SS400	小梁	JIS G 3101
	SN490C	ダイヤフラム	JIS G 3136
	SNR400B	JIS タンパツル筋かい	JIS G 3138
	SSC400	胴縁・垂木	JIS G 3350
六角ボルト(中ボルト)	4T	M12以上	JIS B 1180
六角ボルト(高力ボルト)	S8T	M16以上	MBLT-0125

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	部材断面リスト
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-23
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

鉄骨二次部材リスト

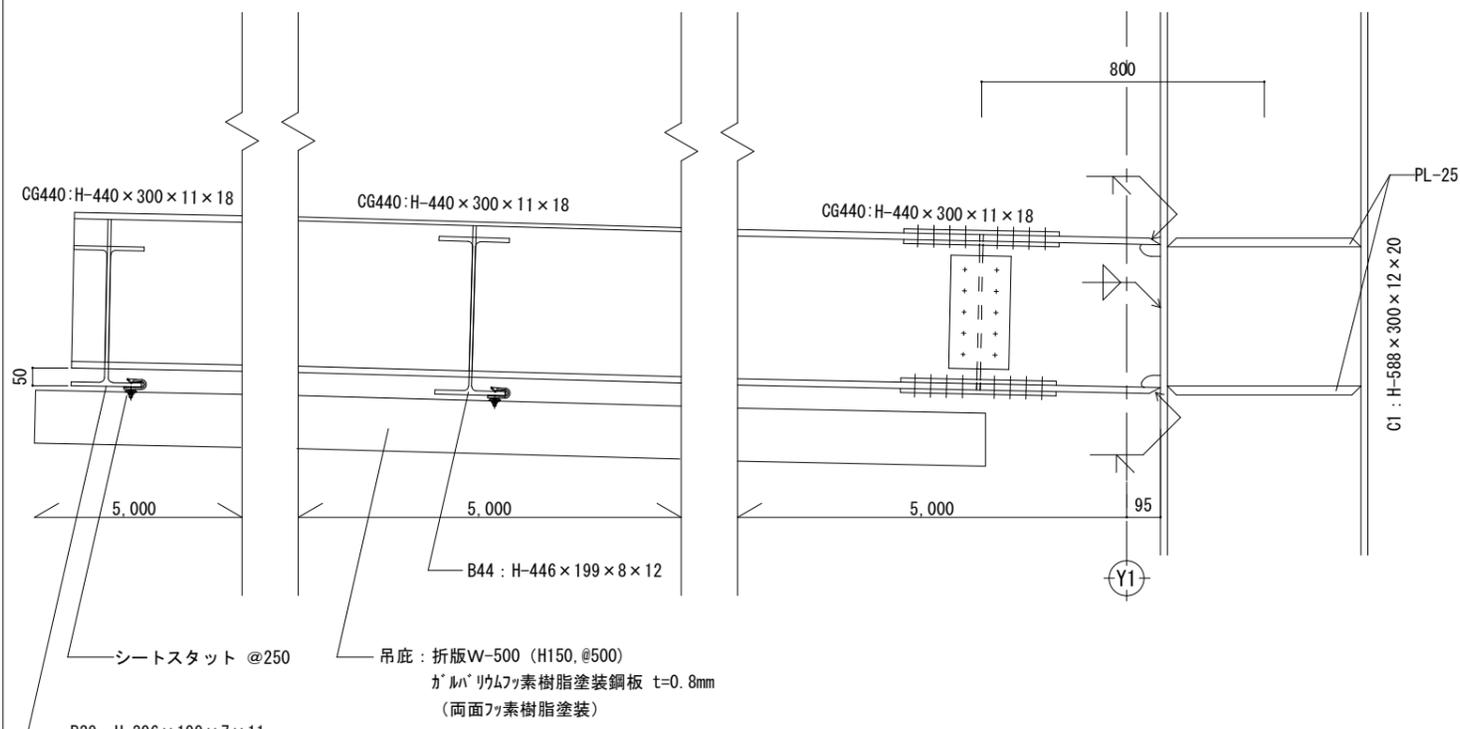
・鉄骨材種：柱:STKR400,梁:SS400 ・ボルト:HTB S10T ・大梁ピン接合仕様は490N級も含めて小梁の同断面と同様とする。
 ・小梁上にも頭付きスタッドボルトを設ける。取り付け仕様は大梁と同様とするが、ボルトピッチは@300とする。

符号	部材	備考
B10	H - 100 × 50 × 5 × 7	梁継手・梁仕口標準図参照
B12	H - 125 × 60 × 6 × 8	梁継手・梁仕口標準図参照
B15	H - 150 × 75 × 5 × 7	梁継手・梁仕口標準図参照
B17	H - 175 × 90 × 5 × 8	梁継手・梁仕口標準図参照
B19	H - 198 × 99 × 4.5 × 7	梁継手・梁仕口標準図参照
B20	H - 200 × 100 × 5.5 × 8	梁継手・梁仕口標準図参照
B24	H - 248 × 124 × 5 × 8	梁継手・梁仕口標準図参照
B25	H - 250 × 125 × 6 × 9	梁継手・梁仕口標準図参照
B29	H - 298 × 149 × 5.5 × 8	梁継手・梁仕口標準図参照
B30	H - 300 × 150 × 6.5 × 9	梁継手・梁仕口標準図参照
B34	H - 346 × 174 × 6 × 9	梁継手・梁仕口標準図参照
B35	H - 350 × 175 × 7 × 11	梁継手・梁仕口標準図参照
B39	H - 396 × 199 × 7 × 11	梁継手・梁仕口標準図参照
B40	H - 400 × 200 × 8 × 13	梁継手・梁仕口標準図参照
B44	H - 446 × 199 × 8 × 12	梁継手・梁仕口標準図参照
B45	H - 450 × 200 × 9 × 14	梁継手・梁仕口標準図参照
B49	H - 496 × 199 × 9 × 14	梁継手・梁仕口標準図参照
B50	H - 500 × 200 × 10 × 16	梁継手・梁仕口標準図参照
B60	H - 600 × 200 × 11 × 17	梁継手・梁仕口標準図参照
B148	H - 148 × 100 × 6 × 9	梁継手・梁仕口標準図参照
B194	H - 194 × 150 × 6 × 9	梁継手・梁仕口標準図参照
B244	H - 244 × 175 × 7 × 11	梁継手・梁仕口標準図参照
B294	H - 294 × 200 × 8 × 12	梁継手・梁仕口標準図参照
B340	H - 340 × 250 × 9 × 14	梁継手・梁仕口標準図参照
B390	H - 390 × 300 × 10 × 16	梁継手・梁仕口標準図参照
B440,CG440	H - 440 × 300 × 11 × 18	梁継手・梁仕口標準図参照
B488	H - 488 × 300 × 11 × 18	梁継手・梁仕口標準図参照
B588	H - 588 × 300 × 12 × 20	梁継手・梁仕口標準図参照
B700	H - 700 × 300 × 13 × 24	梁継手・梁仕口標準図参照
B800	H - 800 × 300 × 14 × 26	梁継手・梁仕口標準図参照
B900	H - 900 × 300 × 16 × 28	梁継手・梁仕口標準図参照
B100,HB100	H - 100 × 100 × 6 × 8	GPL-6 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B125,HB125	H - 125 × 125 × 6.5 × 9	GPL-9 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B150,HB150	H - 150 × 150 × 7 × 10	GPL-9 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B175,HB175	H - 175 × 175 × 7.5 × 11	GPL-9 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B200,HB200	H - 200 × 200 × 8 × 12	GPL-9 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B250,HB250	H - 250 × 250 × 9 × 14	GPL-9 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B300,HB300	H - 300 × 300 × 10 × 15	GPL-12 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)
B350,HB350	H - 350 × 350 × 12 × 19	GPL-12 HTB 2-M16 (HB符号は90° 傾斜の耐風梁とする)

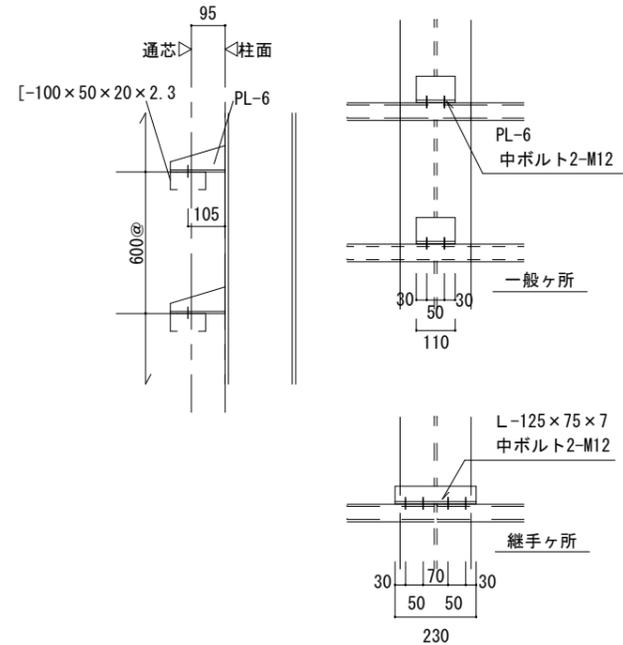
符号	部材	備考
HP1	□ - 250 × 250 × 12 (STKR400)	GPL-6 HTB 2-M16
P1	H - 200 × 200 × 8 × 12	GPL-6 HTB 2-M16
P2	H - 350 × 175 × 7 × 11	GPL-6 HTB 2-M16
P3	H - 150 × 150 × 7 × 10	GPL-6 HTB 2-M16
BR1	M24 (JISターンバックル筋かい)	ブレース仕口標準図参照
BR2	M16 (JISターンバックル筋かい)	ブレース仕口標準図参照
V1	[- 125 × 65 × 6 × 8	ブレース仕口標準図参照
胴縁	C - 100 × 50 × 20 × 2.3 @600 (SSC400)	GPL-6 中ボルト 2-M12

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	鉄骨二次部材リスト
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-24
検印	管理建築士	設計	製図
		設名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

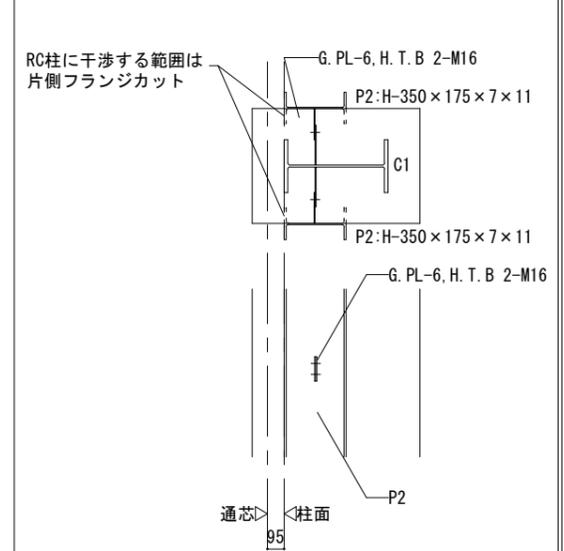
底詳細図 1/20



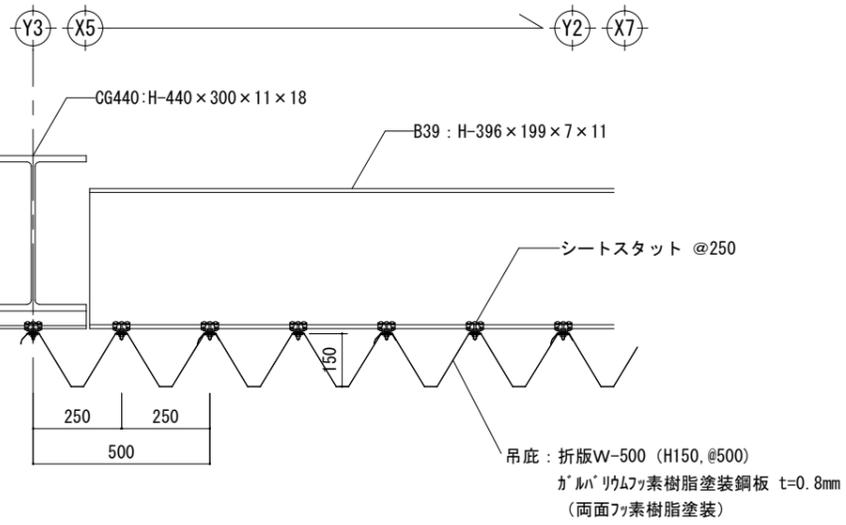
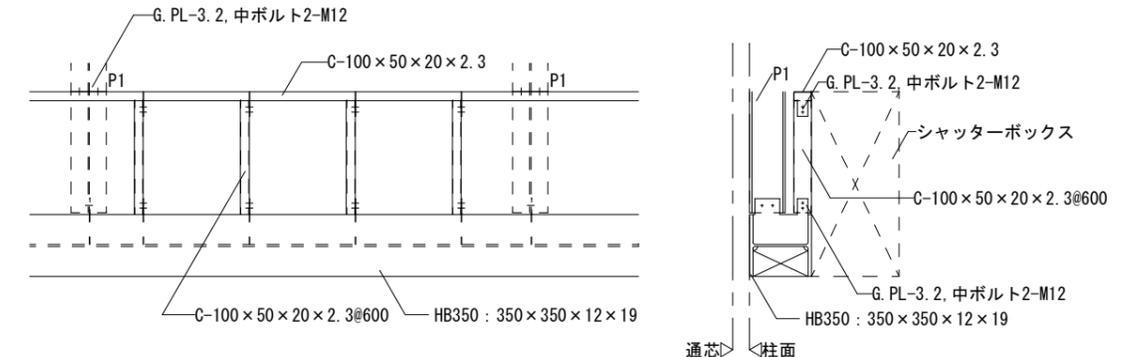
胴縁納まり図 1/20



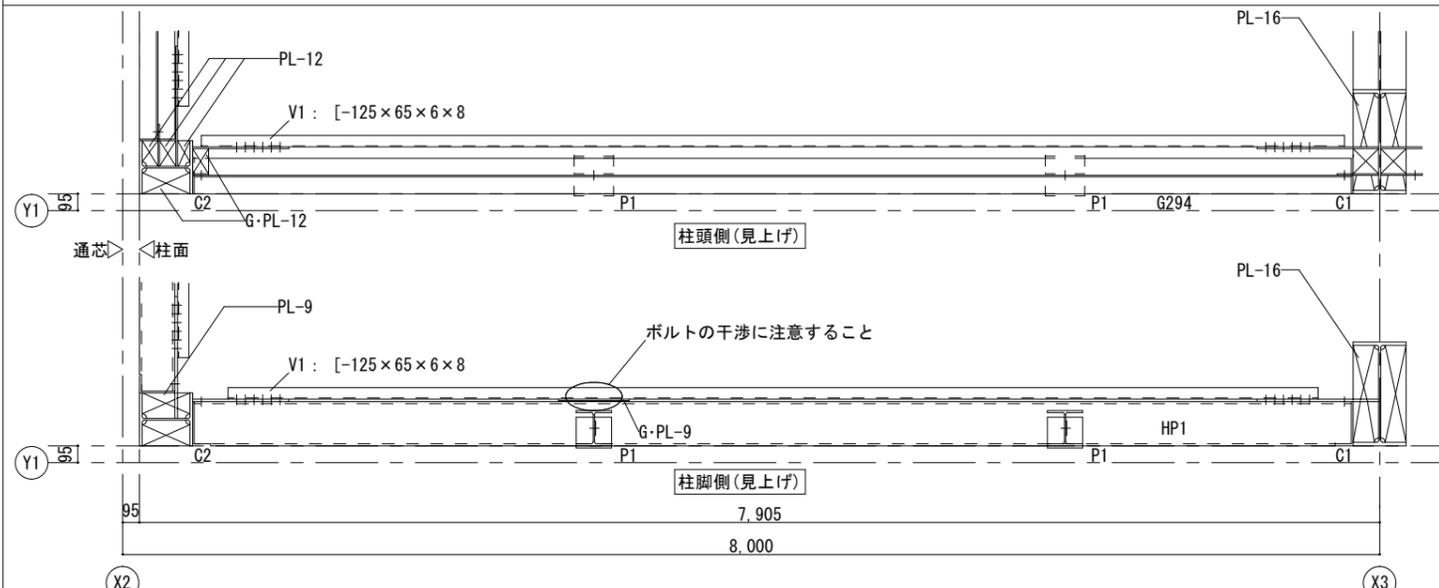
間柱P2とRC柱の納まり図 1/40



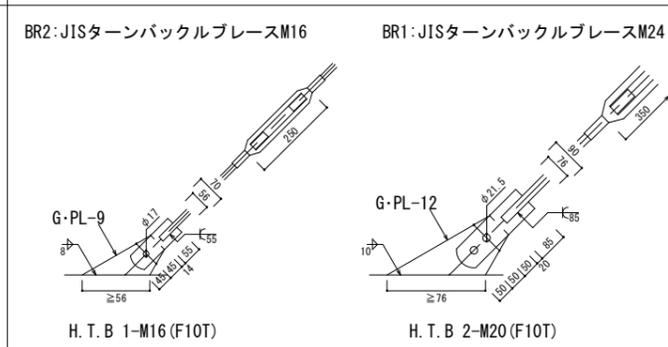
シャッターボックス取合詳細図 1/40



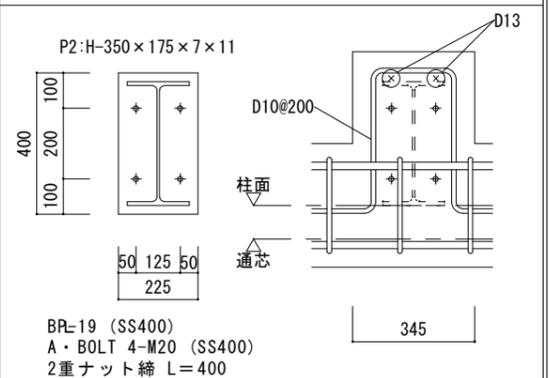
ブレース納まり図 1/40



水平ブレース仕様 1/20

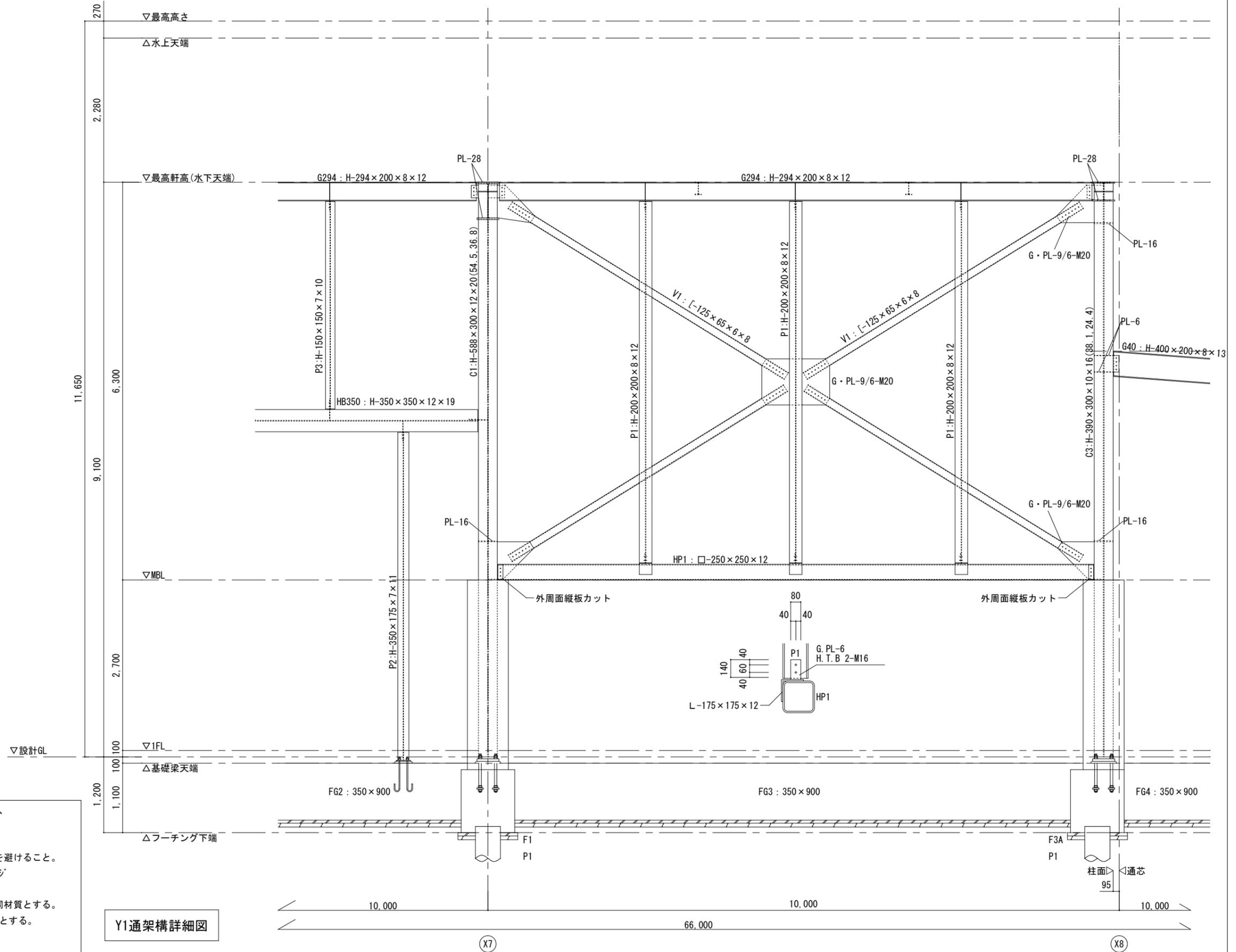
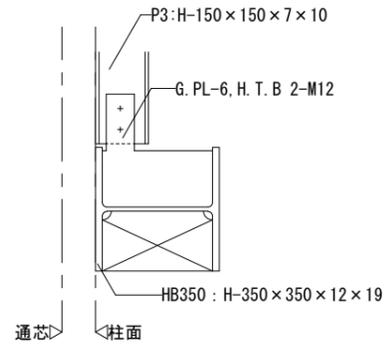


間柱柱脚要領 1/20



工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	部分詳細図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/****・A3:1/****
摘要		図面番号	S-25
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光



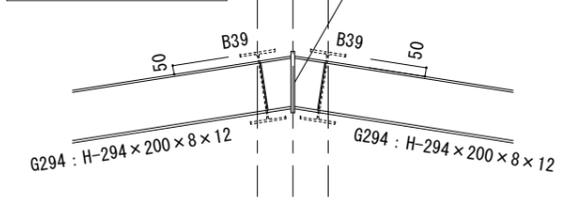
Y1通架構詳細図

特記事項

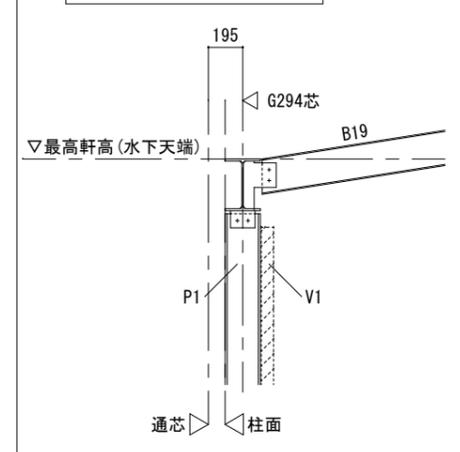
- ・ 使用鋼材は、柱および大梁SN400BまたはSN490B、ダイヤフラムSN490C(JIS規格品)とする。
- ・ 柱符号 (X,Y) 内数値は、柱の細長比を示す。
- ・ 内ダイヤフラムの場合に、溶接は柱R部分・スラックを避けること。
- ・ ダイヤフラム (SN490C) は16mm厚以上、取付く梁フランジの2サイズUPかつフランジ厚+6mm以上とする。
- ・ パネーションの部材は取り付く柱と同径、同厚以上同材質とする。上下の柱で板厚が異なる場合は、厚い方の板厚とする。
- ・ 溶接接合及び高力ボルト接合は、平成12年建告1464号第1, 第2に適合するように行うこと。
- ・ 角形柱は冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアルによる適切な施工計画を行うこと。

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	架構詳細図(1)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/30・A3:1/60
摘要		図面番号	S-26
設計	管理建築士 設計製図	設計者	新里 均
資格者氏名		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
所在地			沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

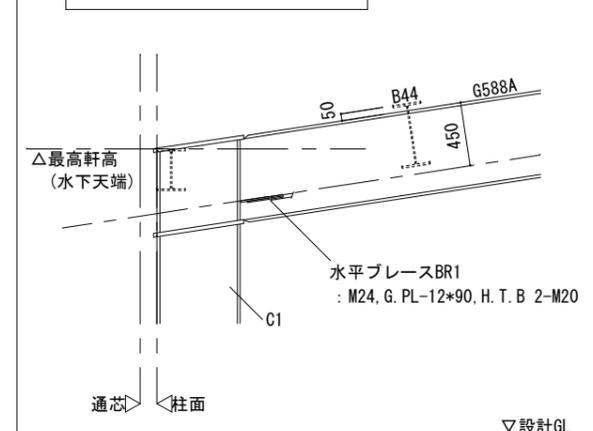
Y2+5000通詳細図 1/40



G294とB19の納まり図 1/40

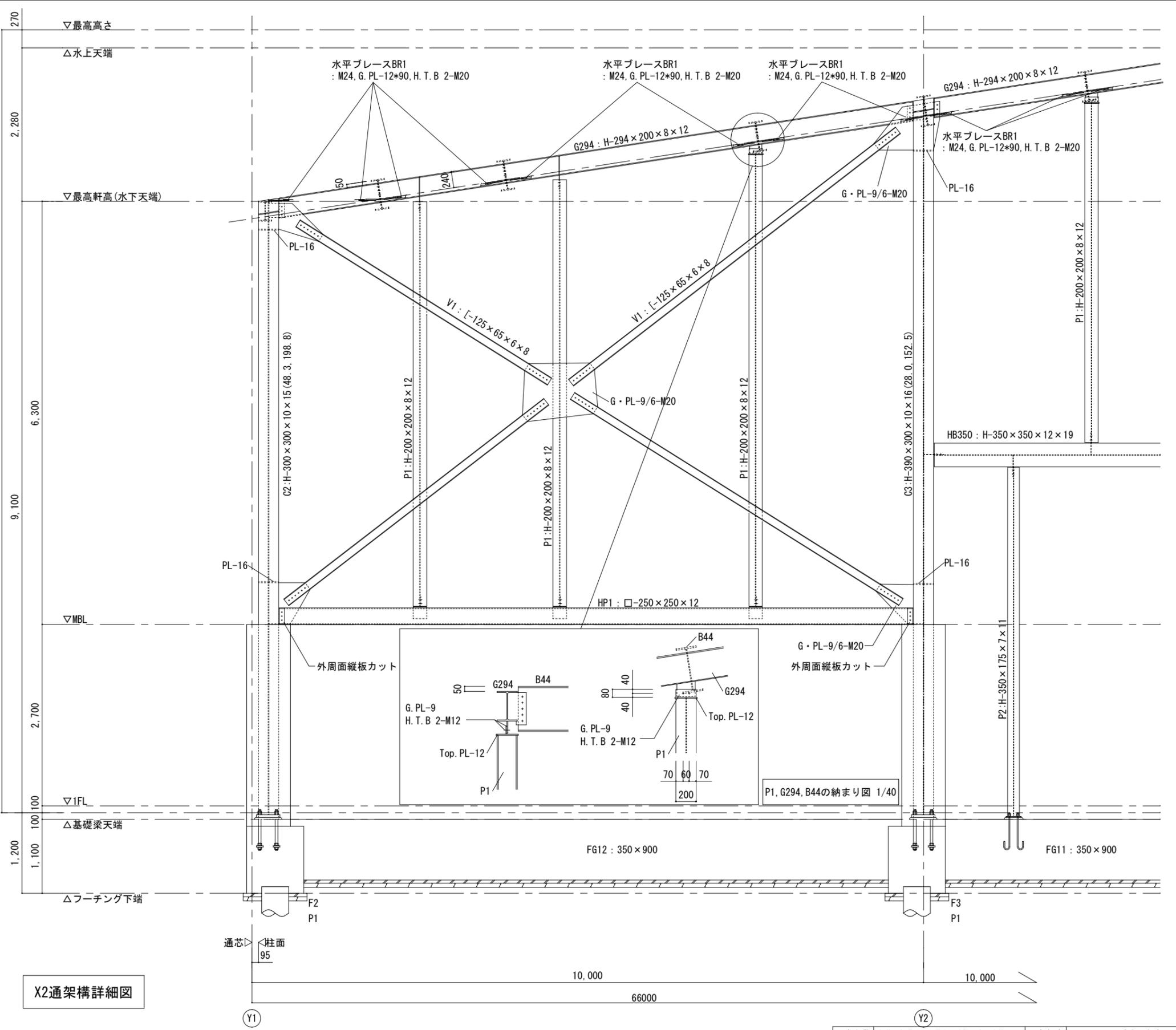


X3~X7通りブレース詳細図 1/50



- 特記事項
- ・使用鋼材は、柱および大梁SN400BまたはSN490B、ダイヤフラムSN490C(JIS規格品)とする。
 - ・柱符号 (X,Y) 内数値は、柱の細長比を示す。
 - ・内ダイヤフラムの場合に、溶接は柱R部分・スカフを避けること。
 - ・ダイヤフラム (SN490C) は16mm厚以上、取付く梁フランジの2サイズUPかつフランジ厚+6mm以上とする。
 - ・パネリングの部材は取り付く柱と同径、同厚以上同材質とする。上下の柱で板厚が異なる場合は、厚い方の板厚とする。
 - ・溶接接合及び高力ボルト接合は、平成12年建告1464号第1, 第2に適合するように行うこと。
 - ・角形柱は冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアルによる適切な施工計画を行うこと。

X2通架構詳細図



工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	架構詳細図(2)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:1/30・A3:1/60
摘要		図面番号	S-27
検印	管理建築士 設計 製 図	設 名 称	(株) アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

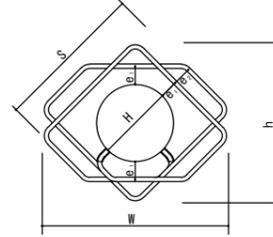
一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
 一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光

梁貫通孔補強筋 スーパーハリーZ Mタイプ標準図

一般財団法人日本建築センターによる一般評定
「BCJ評定-RC0224-07」(令和5年4月19日付)

株式会社 栗本鐵工所
建材事業部 生産管理部
古河製造課
TEL:0280(97)1305

1. スーパーハリーZ Mタイプ形状寸法及び重量



タイプ別 e 寸法一覧

TYPE	e ₁	e ₂
MA	43	43
MB	44	45
MC	46	48
MD	47	51
ME	49	55

使用材料
KSS785-K
(認定番号 MSRB-0004)

タイプ別キャップ色一覧

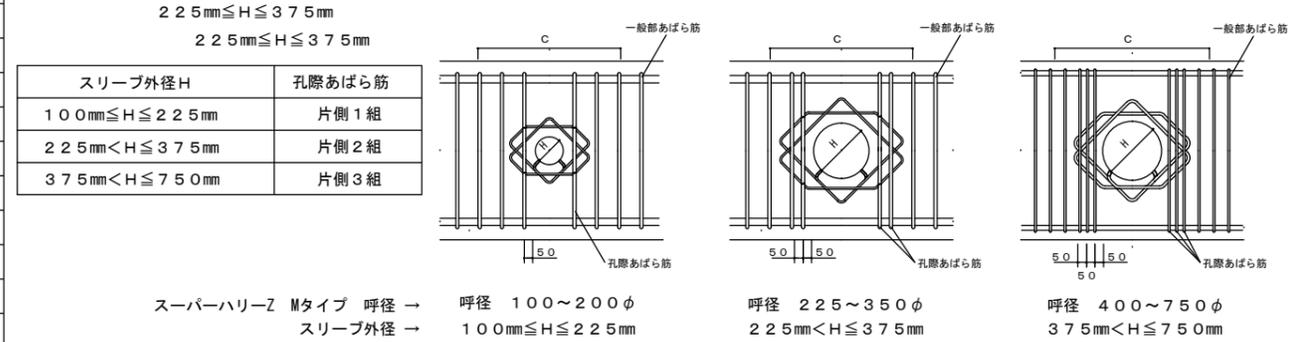
TYPE	キャップ色
MA	白色
MB	黄色
MC	青色
MD	緑色
ME	赤色

呼径 [スリーブ外径]	通用孔径	MA (S6)				MB (S8)				MC (S10)				MD (S13)				ME (S16)			
		h	W	S	重量	h	W	S	重量	h	W	S	重量	h	W	S	重量	h	W	S	重量
100	~114	273	334	286	1.0	272	336	292	1.6	274	342	302	2.3	272	344	310	4.1	272	350	322	6.5
125	~140	310	370	312	1.1	309	373	318	1.7	311	379	328	2.5	309	381	336	4.5	309	387	348	7.2
150	~165	345	406	337	1.2	345	408	343	1.9	346	414	353	2.8	344	416	361	4.9	345	422	373	7.9
175	~200	395	455	372	1.4	394	458	378	2.1	396	464	388	3.1	394	466	396	5.5	394	472	408	8.8
200	~225	430	491	397	1.5	429	493	403	2.3	431	499	413	3.3	429	501	421	6.0	429	507	433	9.4
225	~250	465	526	422	1.6	465	528	428	2.5	467	535	438	3.6	465	537	446	6.4	465	543	458	10.1
250	~275	501	561	447	1.7	500	564	453	2.6	502	570	463	3.8	500	572	471	6.8	500	578	483	10.8
275	~287	518	578	459	1.7	517	581	465	2.7	519	587	475	3.9	517	589	483	7.0	517	595	495	11.1
300	~325	571	632	497	1.9	571	634	503	2.9	573	641	513	4.3	571	643	521	7.6	571	649	533	12.1
325	~337	588	649	509	1.9	588	651	515	3.0	590	658	525	4.4	588	660	533	7.8	588	666	545	12.4
350	~375	-	-	-	-	642	705	553	3.3	643	711	563	4.8	641	713	571	8.5	642	719	583	13.4
400	~414	-	-	-	-	697	760	592	3.5	699	766	602	5.1	696	769	610	9.1	697	775	622	14.5
450	~465	-	-	-	-	769	832	643	3.9	771	839	653	5.6	769	841	661	10.0	769	847	673	15.8
500	~516	-	-	-	-	-	-	-	-	843	911	704	6.1	841	913	712	10.9	841	919	724	17.2
550	~550	-	-	-	-	-	-	-	-	891	959	738	6.4	889	961	746	11.4	889	967	758	18.1
600	~600	-	-	-	-	-	-	-	-	962	1030	788	6.9	960	1032	796	12.3	960	1038	808	19.4
650	~650	-	-	-	-	-	-	-	-	1032	1100	838	7.4	1030	1102	846	13.1	1030	1108	858	20.7
700	~700	-	-	-	-	-	-	-	-	1103	1171	888	7.8	1101	1173	896	14.0	1101	1179	908	22.0
750	~750	-	-	-	-	-	-	-	-	1174	1242	938	8.3	1172	1244	946	14.8	1172	1250	958	23.3

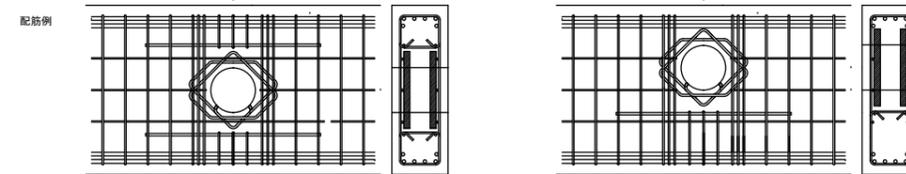
※外径 H、h、W、S、e の単位は mm 重量の単位は kg/組

3. スーパーハリーZ Mタイプ標準配筋図

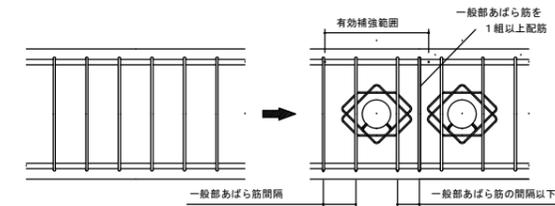
■孔際あばら筋
通常配筋されるあばら筋を孔の両側に寄せて使用する。孔の両側には、必ず孔際あばら筋を1組以上配筋する。
標準配筋は下図の通りとする。施工の際には、必ず補強計算書を確認し、孔際あばら筋の配筋に注意する。



■孔上下の補強方法
孔径が400mm以上となる場合は、補強計算より求められた補強筋の他、孔上下位置に配筋を行う。

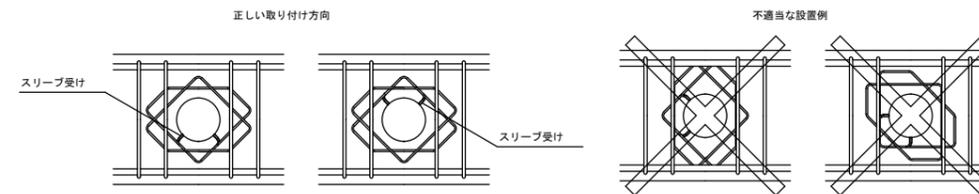


■孔が近接して複数ある場合
孔が近接して複数ある場合、各々の孔際には、孔際あばら筋を1組以上配筋する。
また、孔-孔間のあばら筋は一般部あばら筋の間隔以下になるようにし、一般部あばら筋を1組以上配筋する。
ただし、鉄筋のあきが確保できない場合はこの限りではない。



4. スーパーハリーZ Mタイプ施工要領

■施工上の留意点
(1) 製品の方向
スリーブ受けが孔の上または下になるように取り付ける。裏表の区別はない。



(2) かぶり厚さの確認
スーパーハリーZ Mタイプのかぶり厚さを確保する。
(3) 製品の取り付け位置の保持方法
スーパーハリーZ Mタイプは図に示すようにあばら筋の内側に取り付け、結束線で孔際あばら筋に4~6ヶ所程度結束する。
梁断面から見たスーパーハリーZ Mタイプどうしの間隔は、鉄筋のあきを確保する。
(4) 製品の取り付け検査
製品の取り付け検査は、設計マニュアルのチェックシートを参考に実施する。

■標準的な施工順序
(1) 孔際あばら筋本数及びスーパーハリーZ Mタイプのタイプを確認する。
(2) 孔際あばら筋、一般部あばら筋を配筋する。
(3) あばら筋内側にスーパーハリーZ Mタイプを設置し、結束線で4~6ヶ所程度結束する。
(4) 有効補強範囲内の鉄筋間隔が適当であるか確認する。

2. 一般事項および適用範囲

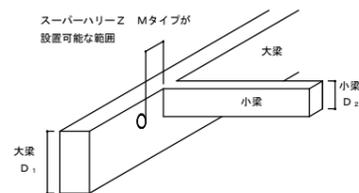
■一般事項
・施工に先立ち、補強計算書にもとづきスーパーハリーZ Mタイプの種類、枚数の確認を行い、あばら筋、結束線の用意をする。
・製品には鉄筋径別に色分けされたアンカーキャップや製品種類を記載したラベルが取り付けられているので間違いが無いが必ず確認する。
・製品は錆の発生、コンクリートとの付着性能を損なう物質(油、泥等)の付着を避け保管する。

■使用材料の適用範囲
コンクリート : Fc21~67

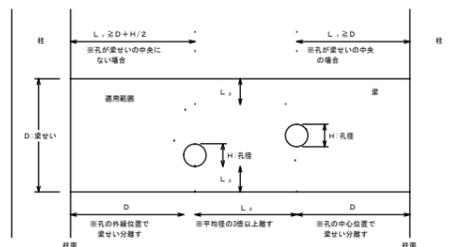
あばら筋 SD295A, SD345, SD390, SD490 (JIS G 3112)
590N/mm²級鋼, 685N/mm²級鋼, 785N/mm²級鋼 (建築基準法第37条第二号適合品)
スーパーハリーZ Mタイプ KSS785-K (認定番号MSRB-0004)

■貫通孔適用範囲

- 孔径 (H)
孔径は100~750mmとし、梁せい (D) の1/3以下とする。
- 孔位置
 - 柱際から水平方向の孔中心位置 (L1)
柱際から水平方向の孔中心位置 L1は、孔が梁せいの中央にある場合 L1 ≥ D とする。それ以外は L1 ≥ D + H/2 とする。
 - 孔間中心距離 (L2)
孔が複数あるときの孔の中心水平間隔 L2は、孔平均径の3倍以上とする。
 - へりあき最小寸法
へりあき最小寸法 L3は表の値とする。
大梁と小梁が直交する箇所での孔位置は右図による。



梁の全せい	へりあき寸法
500mm ≤ D < 700mm	L ₃ ≥ 175mm
700mm ≤ D < 900mm	L ₃ ≥ 200mm
900mm ≤ D < 1250mm	L ₃ ≥ 250mm
1250mm ≤ D	L ₃ ≥ 0.2Dmm



D : 梁せい H : 孔径 (スリーブ外径)
L₁ : 柱際から孔の中心までの距離
L₂ : 孔と孔の中心水平距離
L₃ : 梁の上下面から孔面までの距離

※スーパーハリーZ Mタイプ標準図の評定内容など、製品の性能に関わる内容の編集はご遠慮下さい。編集された内容については弊社では責任を負いかねます。

一級建築士事務所 東京都知事登録 第63438号 株式会社U'plan
一級建築士大臣登録第350502号 構造設計一級建築士第10339号 尾崎 光

Ver.1.7	
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体)
工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地
図面名称	梁貫通孔補強筋スーパーハリーZ標準図
縮尺	A1:1/****・A3:1/****
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課
図面番号	S-28
摘要	管理建築士 設 計 製 図
設 名	(株)アーキ5D
計 者	資格者氏名 新里 均
	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
	所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)

図面目録【電気】					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書-1	N/S	E-13	1階・上層部 電灯設備配線図	1/200
E-02	特記仕様書-2	N/S	E-14	1階電灯設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50
E-03	特記仕様書-3	N/S	E-15	1階誘導灯設備配線図	1/200
E-04	配置図・案内図	1/500	E-16	弱電設備全体配置図	1/300
E-05	幹線設備系統図	N/S	E-17	1階弱電設備配線図	1/200
E-06	分電盤表-1	N/S	E-18	1階弱電設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50
E-07	分電盤表-2	N/S	E-19	自動火災報知設備系統図	N/S
E-08	分電盤表-3	N/S	E-20	1階自動火災報知設備平面図	1/200
E-09	照明器具表	N/S	E-21	上層部自動火災報知設備平面図	1/200
E-10	1・R階幹線・動力設備配線図	1/200	E-22	断面図	
E-11	1階・上層部 コンセント設備配線図	1/200			
E-12	1階コンセント設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50			

令和7年度

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	目録
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	E-00
設計	管理建築士 設計製図	設計者	新里均
検印		資格者氏名	新里均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和7年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : (仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)
(2) 工事場所 : 那覇市港町1丁目204番地・205番地
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m ²)	消防法施行令別表第一
上屋	RC造+S造1階建(地下-階 塔屋-階)	1,897.10	(14)項 倉庫
計		1,897.10	

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	上屋		屋外
電灯設備	○		
動力設備	○		
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備	○		
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備	○		
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備	○		
中央監視制御設備			
構内配電線路	○		
構内通信線路	○		
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年7月 日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年3月1日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策>仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_th2_000082.html

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)			工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地			図面名称	特記仕様書(電気設備)-1
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課			縮尺	—
概要				図面番号	E-01
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーク5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)																																	
		○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。		(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。																																	
		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示)																																	
項目	特記事項				(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																	
一般共通事項																																						
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。	○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																																			
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※	○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。																																			
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	○ 14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																			
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)																																			
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタシヨベル ウ ブルダーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン																																			
6 遠隔臨場の実施(1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。																																					
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。																																					
○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。																																					
					<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)</td> <td>工事年度</td> <td>令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>那覇市港町1丁目204番地・205番地</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(電気設備)-2</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課</td> <td>縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>E- 02</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>(株)アーキ5D 新里 均 一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16</td> </tr> </table>	工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度	工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(電気設備)-2	発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺		概要		図面番号	E- 02	検印	管理建築士	設計	製図			設計者			資格者氏名			登録番号			所在地	(株)アーキ5D 新里 均 一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度																																			
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(電気設備)-2																																			
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺																																				
概要		図面番号	E- 02																																			
検印	管理建築士	設計	製図																																			
			設計者																																			
			資格者氏名																																			
			登録番号																																			
		所在地	(株)アーキ5D 新里 均 一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16																																			

○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																
○ 19 ゆいくる材について	<p>(1) ゆいくる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>																
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 																
21 化学物質の濃度測定 (1.5.8)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1" data-bbox="371 1228 1023 1323"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けけない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
22 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p>																
○ 23 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいくる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいくる材出荷量証明書</p>																

24 情報共有システムの使用	<p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について</p> <p>○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11</p> <p>【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中に受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>																
○ 25 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>																
26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>																
27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。</p> <p>受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>																
○ 28 仮設工事 (2.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で</p> <p>(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1246 1228 1899 1302"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量												
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量														
○ 29 土工事 (2.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 構外搬出適切処理 <p>搬出先名称()</p> <p>搬出先所在地()</p> <p>運搬距離(km)</p> <p>搬出先基準(条件)()</p>																
○ 30 塗装工事 (2.7.1)	<p>めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 31 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 32 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 33 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <p>※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>																

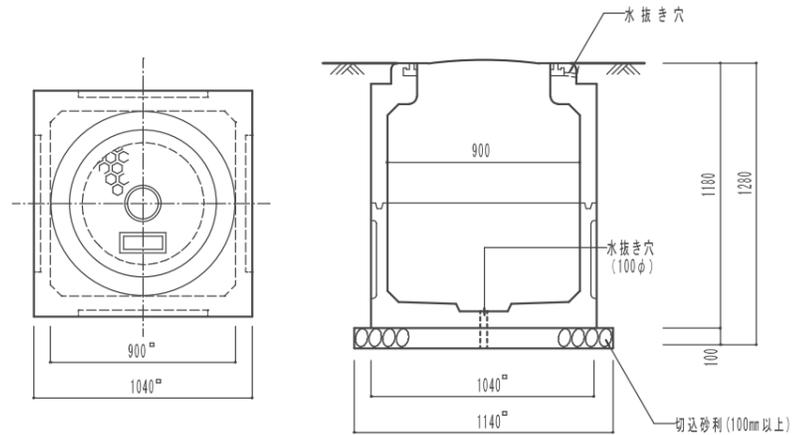
○ 34 磁気探査	<p>(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p>
○ 35 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力引込に係る負担金(円) <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置ボックスは(・ 金属製 ・ 合成樹脂製)とする。 ・ フラッシュプレートは(・ 樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 黄銅WB製)とする。 ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

別表一(関連工事との取り合い)

工事内容	別工事		
	電気	機械	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・
貫通スリーブ(はり、床、壁)	架台、アンカーボルト	※	・
	スリーブ	※	・
箱入れ(はり、床、壁)	補強鉄筋	・	※
	型枠の穴埋め	※	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・
	下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	※	・
	上記の配線	・	※
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・
	上記の配線	・	※
自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※
	上記の配管、配線	※	・
	電気配管	・	・
浄化槽	電気配線	・	・
	電源供給	※	・
建具類駆動装置	操作盤までの1次側電気工事	※	・
	操作盤以降の2次側電気工事	・	※
自動閉鎖装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・	※
	上記の配管	※	・
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所(切り込み及び補強)	・	※
	上記の配管、配線	※	・
		・	・

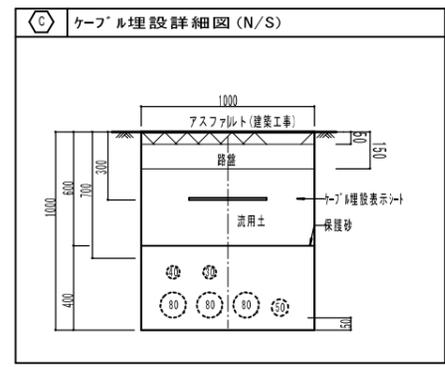
※配線は接続を含むものとする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)			工事年度	令和 7 年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地			図面名称	特記仕様書(電気設備)-3
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課			縮尺	
概要				図面番号	E- 03
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーキ5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



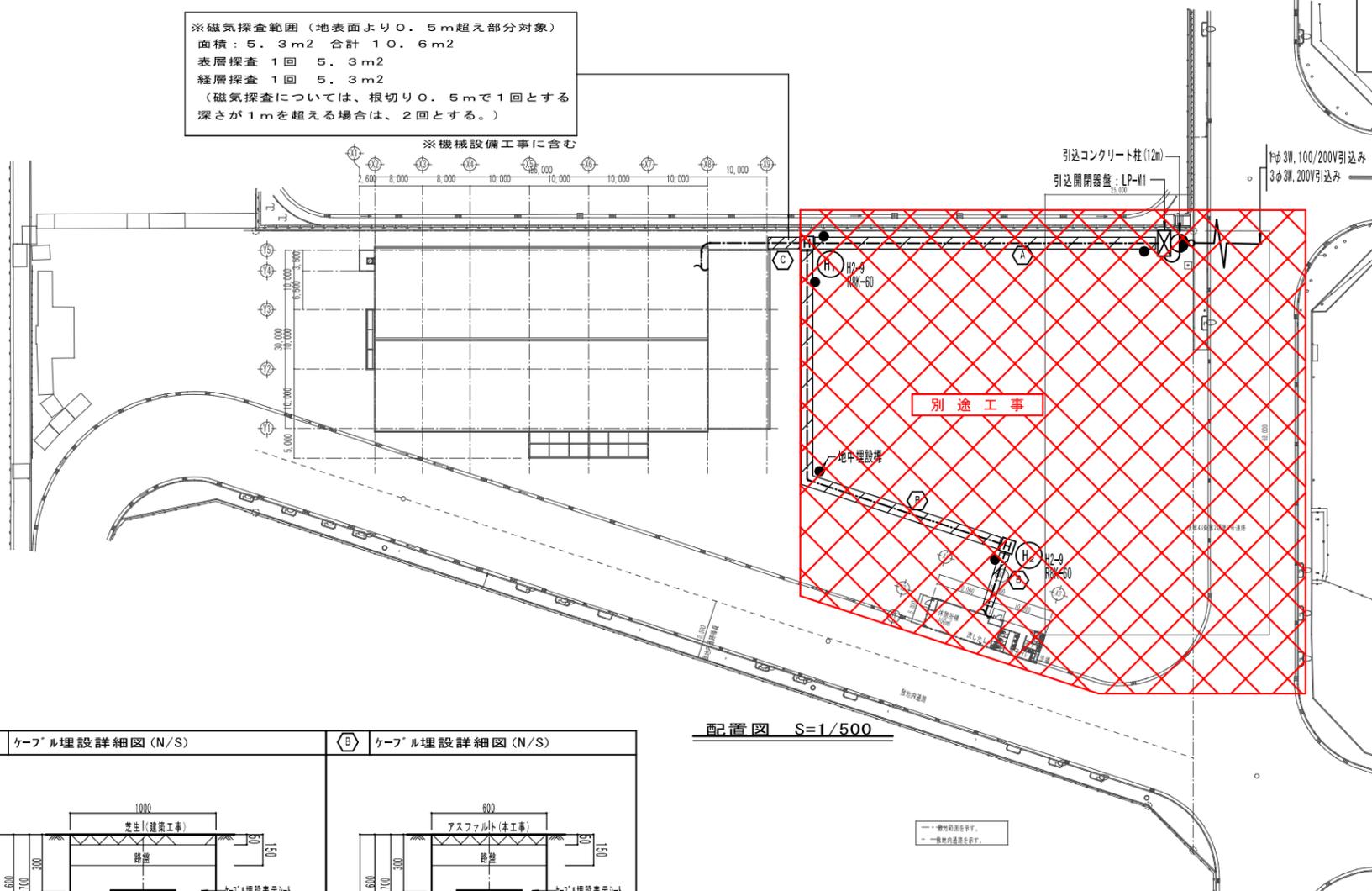
ハンドホール詳細図 NO SCALE

(FK式ハンドホール 相当品) 国土交通省規格 H2-9
 H-0909、R8K-60 鉄蓋(鎖付)、重荷重、600φ、WP
 (注:ハンガー取付とする)

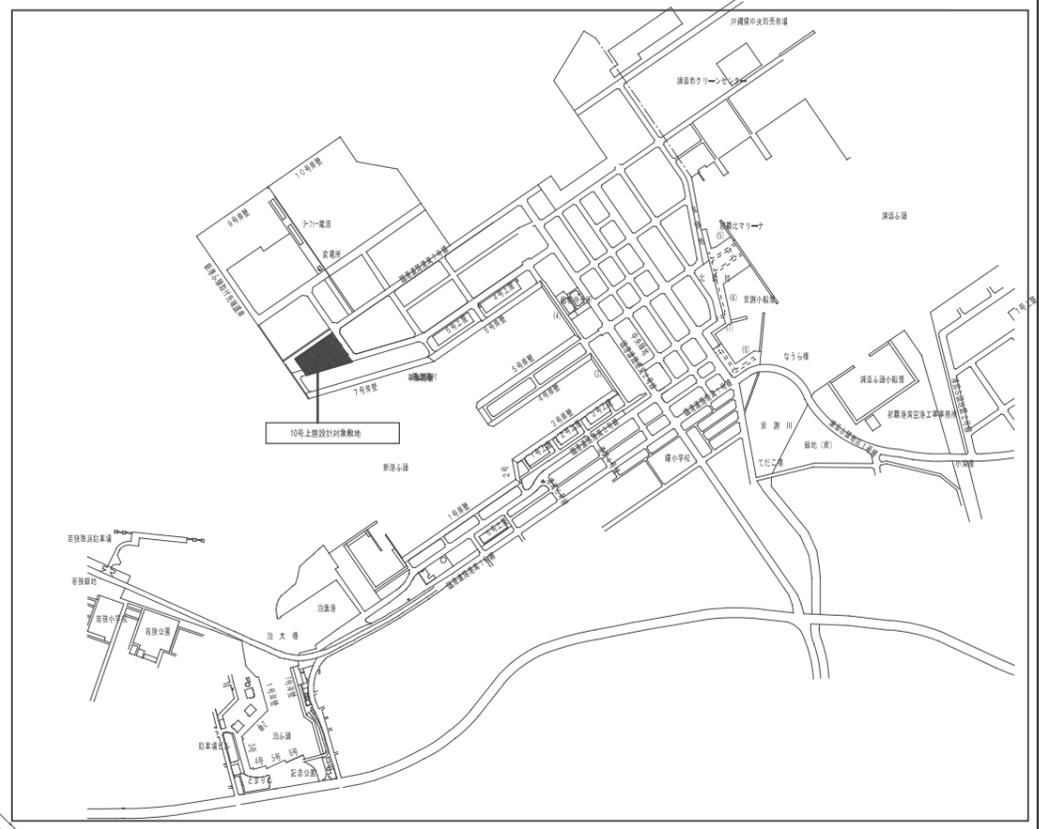
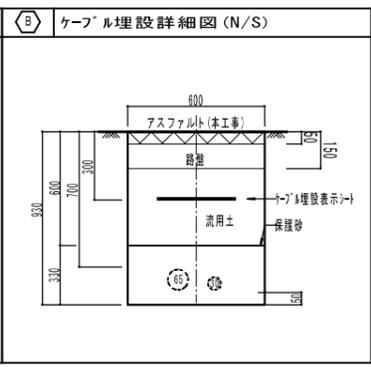
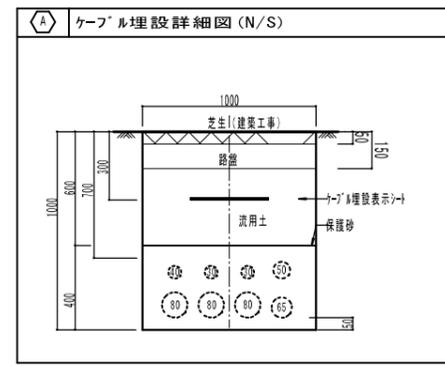


※磁気探査範囲(地表面より0.5m超え部分対象)
 面積:5.3m² 合計10.6m²
 表層探査1回 5.3m²
 経層探査1回 5.3m²
 (磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。)

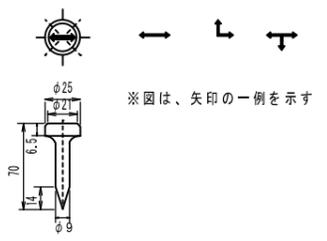
※機械設備工事に含む



配置図 S=1/500



案内図 S=N

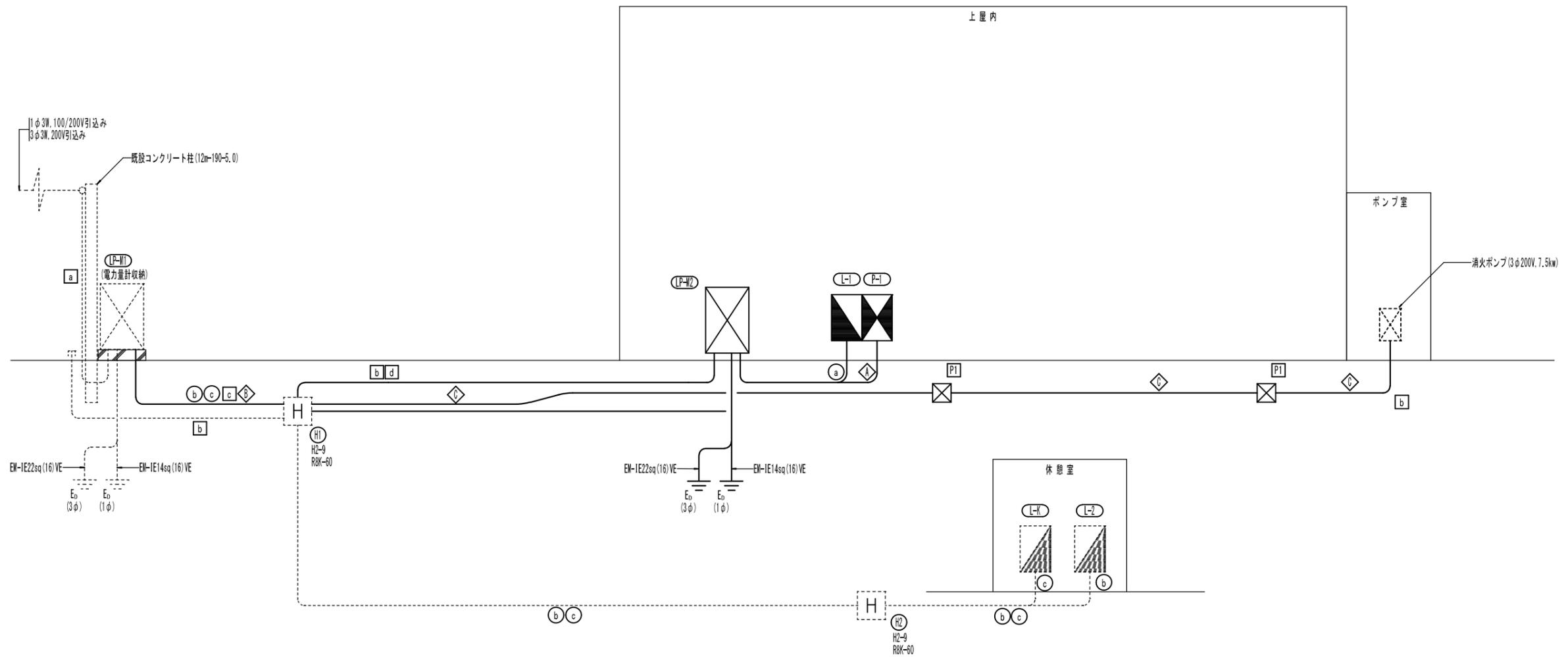


地中埋設標詳細図 NO SCALE

※ 国土交通省仕様(鉄製)

注) 頭部には、図示の矢印及び文字(参考例)を表示する。
 矢印及び文字色は、赤とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	配置図・案内図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
摘要		図面番号	E-04
検印	管理建築士 設計製図	設名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



幹線設備系統図

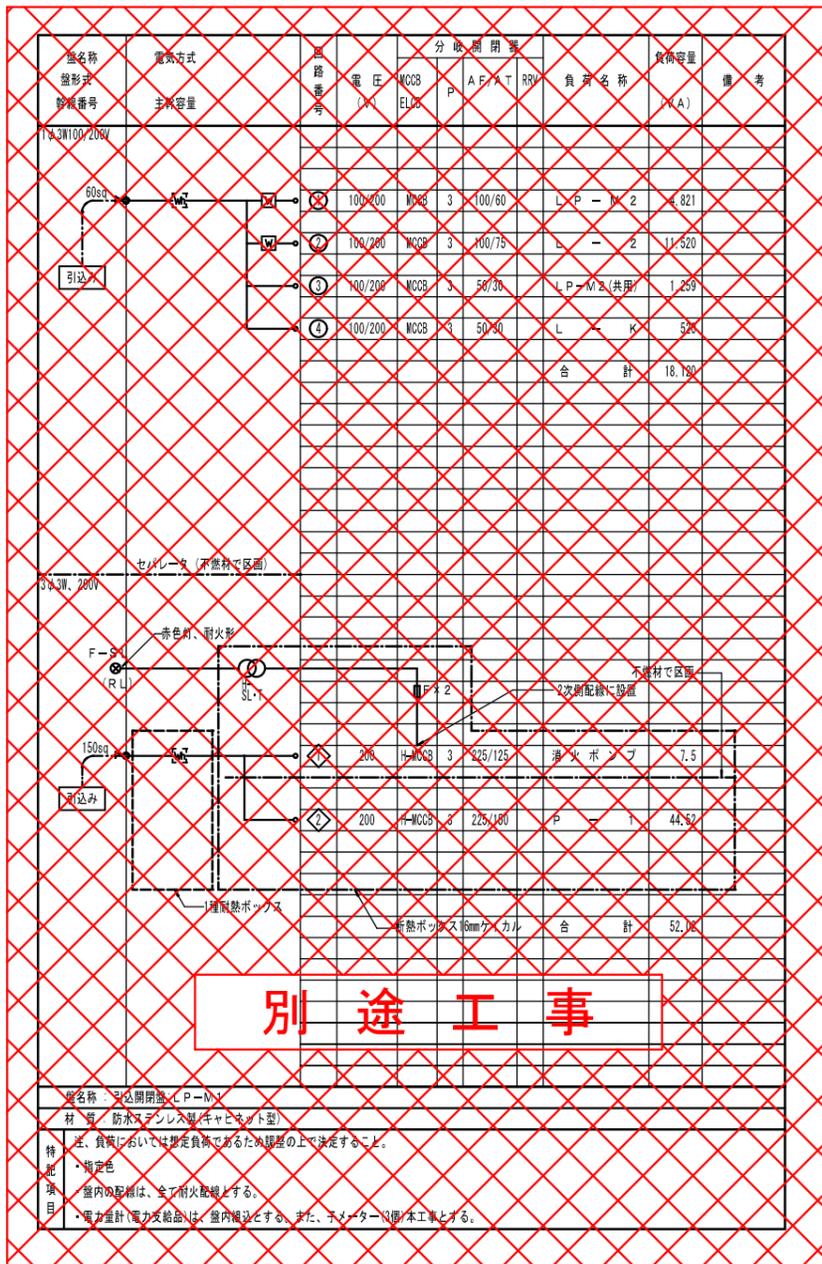
幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考	幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考	幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考	
		地中	インパイ	露出				地中	インパイ	露出				地中	インパイ	露出		
①	1φCET14sq E5.5sq		(36)VE	(36)HIVE	LP-M2→L-1	◇	3φCET150sq E22sq		(82)VE	(82)HIVE	LP-M2→P-1	㊦	1φCET60sq		(65)FEP	(54)HIVE		
②	1φCET60sq E6.5sq		(65)FEP	(54)HIVE	LP-M1→L-2	◇	3φEM-FP22sq-3C E8sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1	㊦	3φCET150sq		(80)FEP	(82)HIVE		
③	1φCE14sq-3C E5.5sq		(30)FEP	(28)HIVE	LP-M1→L-K	◇	3φEM-FP22sq-3C E8sq		(40)FEP	(42)VE	(51)E	ハンド'ホールH1→消火ポンプ	㊦	—φ—	(80)FEP×2		引込柱立上げまで	
													㊦	1φCET38sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
													㊦	3φCET150sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
													㊦	1φCE8sq-3C	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
													㊦	1φCET38sq	(50)FEP	(54)VE	(54)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2
													㊦	3φCET150sq	(80)FEP	(82)VE	(82)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2
													㊦	1φCE8sq-3C	(30)FEP	(28)VE	(28)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2

※別途工事

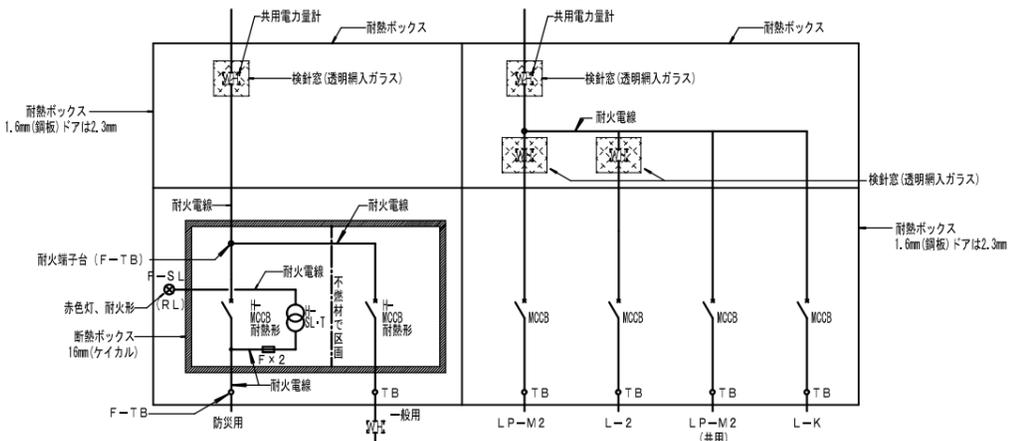
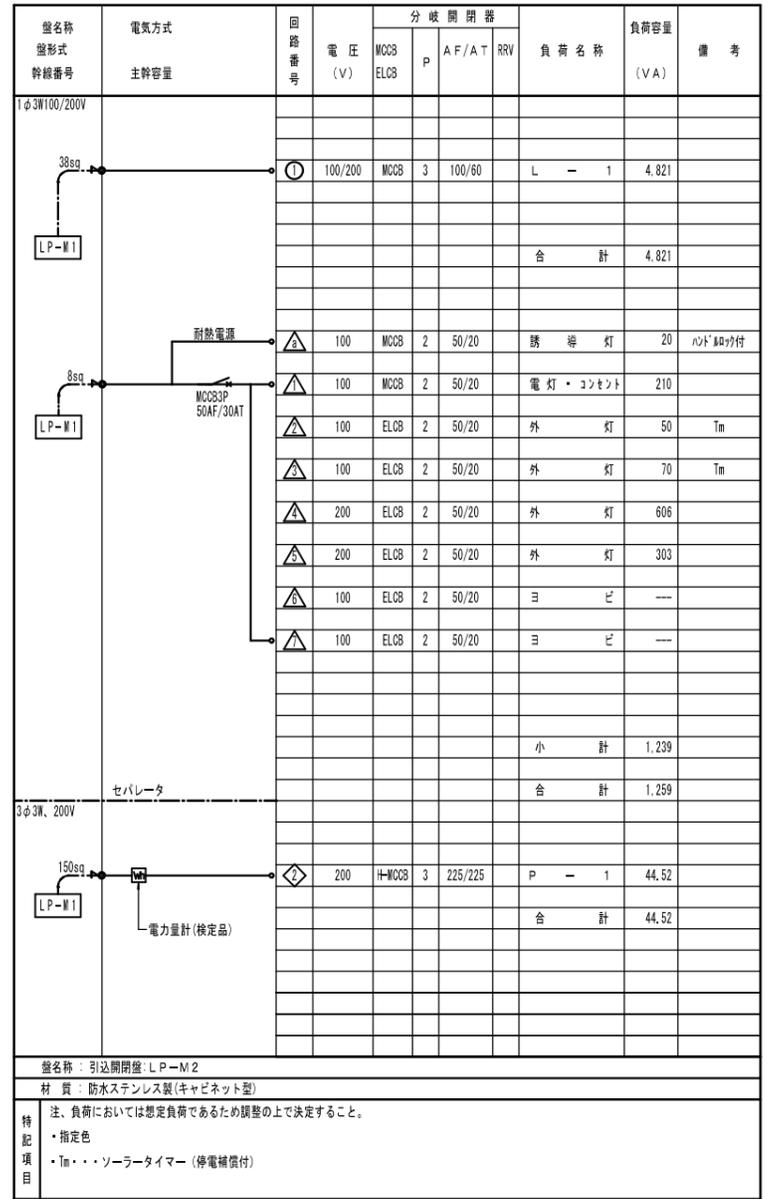
番号	ブルボックスサイズ	材質
PI	250×250×200	SUS-WP

注) 系統図のブルボックスサイズは上記とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	幹線設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	E-05
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		計 者	資格者氏名 新里 均
			登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
			所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



別途工事



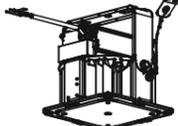
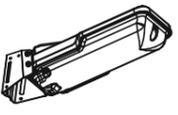
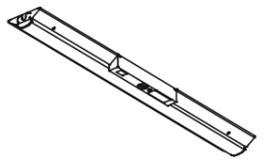
- 注記1. キャビネットの材料は、鋼板とし、その板厚は前面枠及びドアにあつては2.3mm以上、その他にあつては1.6mm以上とする。
- 注記2. キャビネットの最小寸法は、各部分において、幅500mm、高さ700mm、奥行き200mmとする。
- 注記3. ボックス内は、一般動力側の開閉器と不燃材料で隙間なく完全に区画する。
- 注記4. 配電盤は、配電盤等告示に適合するもの又は認定品とする。
- 注記5. 配電盤前面に赤色の通電表示灯（ヒューズまでは耐火電線）を設け、消防用設備等である旨の表示を赤下地、白文字で設けること。
- 注記6. 配電盤は、一種耐火配電盤（不燃区画室内に設ける場合には第2種耐火配電盤）の構造とし、繊維混入けい酸カルシウム壁等で6面を囲い、分電盤内に一般用の開閉器を設ける場合は不燃材で区画すること

引込開閉盤：LP-M1

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	分電盤表-1
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	E-06
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器			負 荷 名 称	負 荷 容 量 (KW)	備 考
				MCCB ELCB	P	A F / A T RRV			
3φ3W、200V									
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
							合 計	44.52	
盤名称：動力分電盤 P-1									
材 質：防水ステンレス製(キャビネット型)									
特 記 項 目	注、負荷においては想定負荷であるため調整の上で決定すること。								
	・指定色								

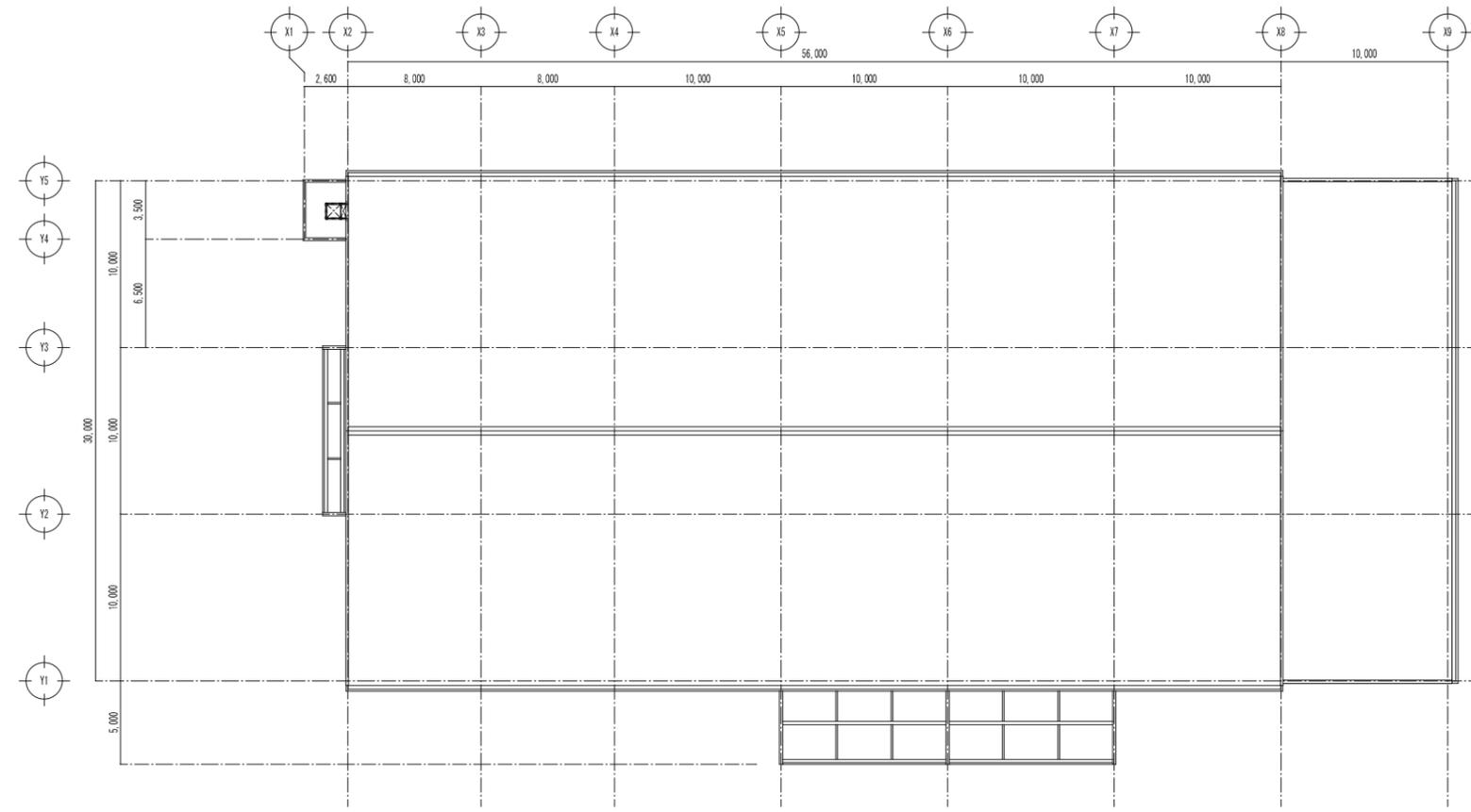
工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	分電盤表-3
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:S=N A3:S=N
摘 要		図面番号	E-08
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 名 称	(株)アーキ5D		
計 者	資格者氏名	新里 均	
	登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

<p>A86.0 LEDｸﾞﾗｽ1500 高天井重耐塩 防湿</p>  <p>LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra73 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 本体：ステンレス鋼板シルバー色塗装 光源寿命：60,000時間 (光束維持率85%) 光束：16100lm 消費電力：86.0W 光源寿命お知らせ機能 参考品番 三菱 EL-GT15227N/W AHTN</p>	<p>B113.4 LEDｸﾞﾗｽ2000 高天井重耐塩 防湿</p>  <p>LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra73 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 本体：ステンレス鋼板シルバー色塗装 光源寿命：60,000時間 (光束維持率85%) 光束：21200lm 消費電力：113.4W 光源寿命お知らせ機能 参考品番 三菱 EL-GT20227N/W AHTN</p>	<p>C21.0 My40形3200固定 V形150幅</p>  <p>Myシリーズ 昼白色 (5000K) Ra85 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 ハイブリッドコネクティング (お掃除しやすい汚れ防止コネクティング) ライトユニット 光源寿命：40,000時間 光束：3200lm 消費電力：21.4W 参考品番 三菱 MY-V430332/N AHTN</p>	<p>D8.8 LED10VA 防犯灯</p>  <p>防犯灯10VA形 昼白色 (5000K) Ra75 本体：アルミダイカスト・白色塗装仕上 光源寿命：60,000時間 光束：1400lm 消費電力：9.2W 参考品番 三菱 EL-M1400 AHN-EL-X0042</p>	<p>E302.2 LEDｸﾞﾗｽ6000 投光器 重耐塩</p>  <p>LED投光器 昼白色 (5000K) Ra73 200V~254V共用タイプ 初期照度補正 本体：アルミシルバーアルマイト 光源寿命：40,000時間 (光束維持率85%) 光束：50200lm 消費電力：302.2W 参考品番 三菱 EL-S50041N/W 2AHJ</p>	<p>F6.8 ｸﾞﾗｽ100 50K MC DL φ100</p>  <p>埋込穴：φ100 AC100V~242V共用タイプ 固定出力 光源寿命：40000時間 光束：930lm 消費電力：6.8W ｸﾞﾗｽ100 昼白色 (5000K) Ra83 参考品番 三菱 EL-D00/1 (102NM) AHN</p>																								
<p>G6.8 ｸﾞﾗｽ100 50K MC DL φ100WP</p>  <p>ｸﾞﾗｽ100 昼白色 (5000K) Ra83 AC100V~242V共用タイプ 固定出力 軒下用 防雨形 光源寿命：40000時間 光束：930lm 消費電力：6.8W 埋込穴：φ100 参考品番 三菱 EL-W004/1 (102NM) AHN</p>	<p>H22.6 My40形3200固定 V形150幅非常灯</p>  <p>ﾗｯｸ LED (非常灯) 保守率 0.93</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具高さ(m)</th> <th>2.1</th> <th>2.4</th> <th>2.6</th> <th>3.0</th> <th>4.0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A1 5.5</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>直線配置</td> <td>A2 13.0</td> <td>13.9</td> <td>14.5</td> <td>15.4</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2 12.7</td> <td>13.6</td> <td>14.1</td> <td>15.0</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考品番 三菱 MY-VK430330C/N AHTN</p>	器具高さ(m)	2.1	2.4	2.6	3.0	4.0	単体配置	A1 5.5	5.8	5.9	6.0	6.7	直線配置	A2 13.0	13.9	14.5	15.4	17.0		B2 12.7	13.6	14.1	15.0	16.2				
器具高さ(m)	2.1	2.4	2.6	3.0	4.0																								
単体配置	A1 5.5	5.8	5.9	6.0	6.7																								
直線配置	A2 13.0	13.9	14.5	15.4	17.0																								
	B2 12.7	13.6	14.1	15.0	16.2																								
<p>LED誘導灯C級片面直付</p>  <p>高輝度誘導灯ルクセントLED s 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体：プラスチック・白色仕上(マンセルNo. N9.0) 品番：S1-1081S 参考品番：三菱 KSH1951B IEL</p>	<p>LED誘導灯B級片面直付</p>  <p>高輝度誘導灯ルクセントLED s 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体：プラスチック・白色仕上(マンセルNo. N9.0) 品番：KSH4951B 参考品番：三菱 KSH4951B IEL</p>																												

・照明器具の消費電力は、JIS C8105-3の測定方法による。

注 1、図中品番は参考品番とする。

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	照明器具表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要	管理建築士 設計 製 図	図面番号	E-09
検印	設計者	署名	(株)アーキSD
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

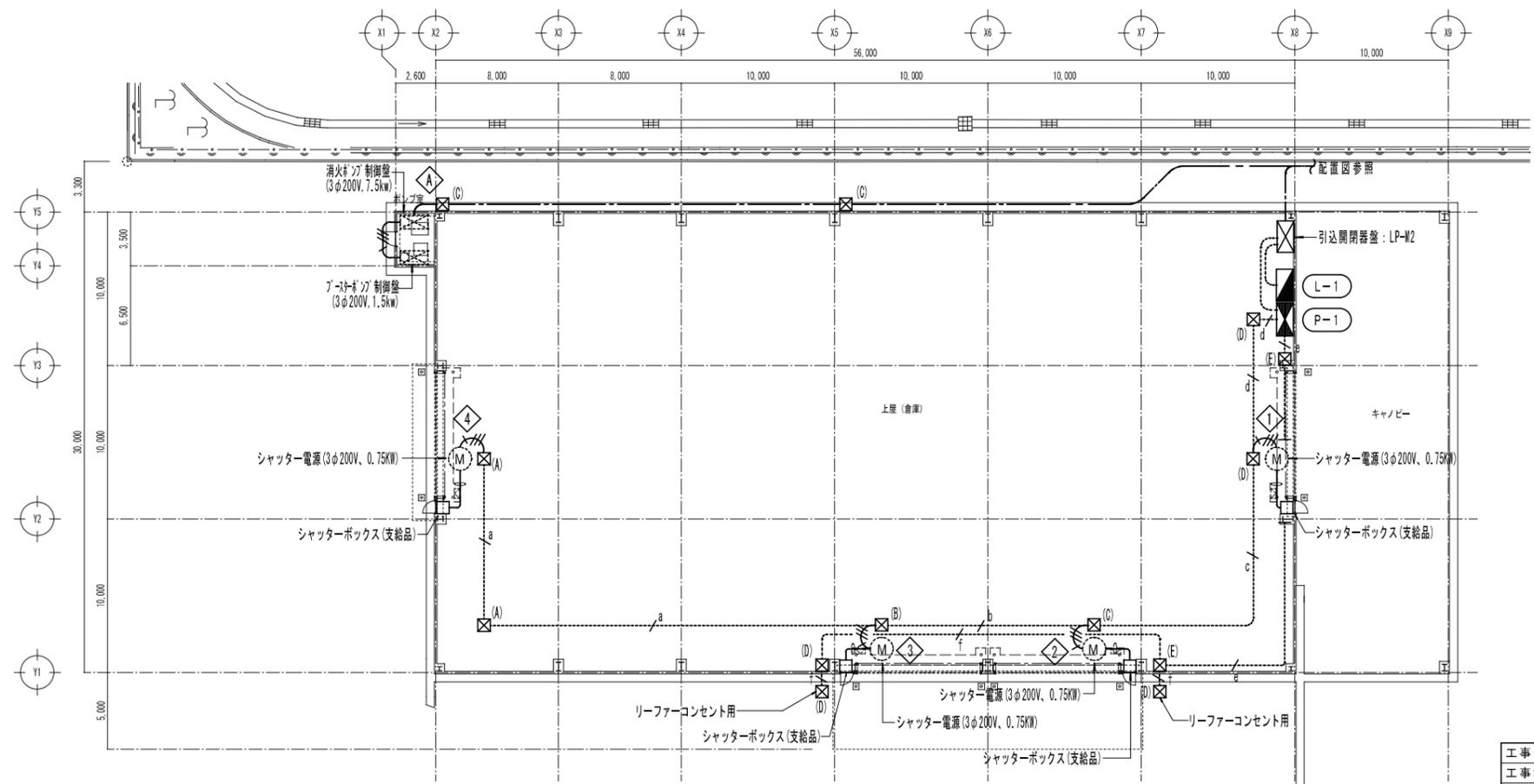
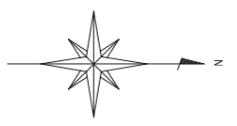


R階幹線・動力設備配線図 S=1/200

凡例
特記なき配管配線は下記による。

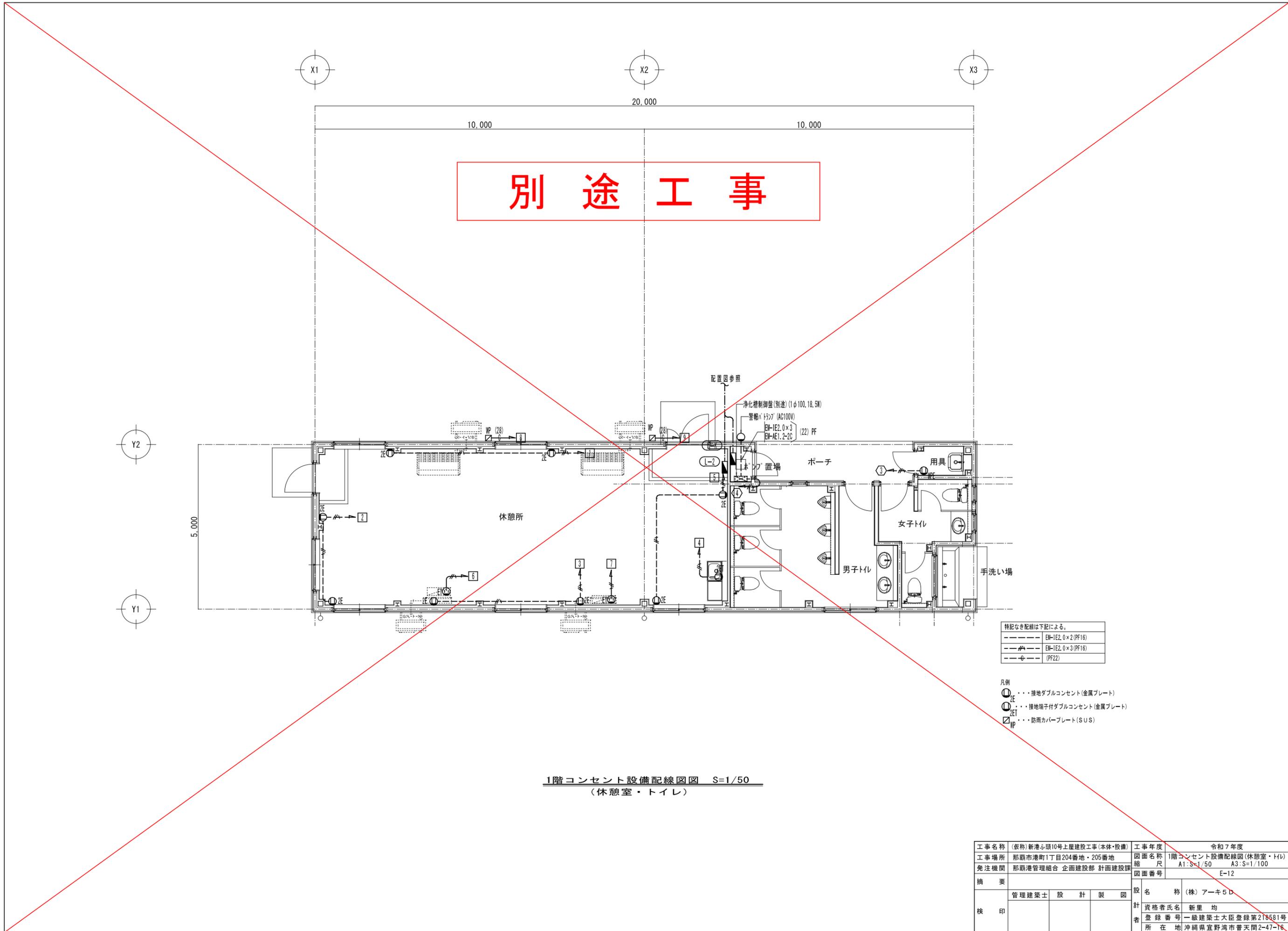
- a --- EM-CE2sq-4C (VE22)
- b --- EM-CE2sq-4C × 2 (VE36)
- c --- EM-CE2sq-4C × 3 (VE42)
- d --- EM-CE2sq-4C × 4 (VE54)
- e --- EM-CE2sq-4C (PF22)
- φ --- 空配管 (VE22)
- e --- EM-CE14sq-3C, E5.5sq (VE28) × 4
- f --- EM-CE14sq-3C, E5.5sq (VE28) × 2

- ☒ (A) ブルボックス (SUS, WP) 150 × 150 × 100
- ☒ (B) ブルボックス (SUS, WP) 200 × 200 × 200
- ☒ (C) ブルボックス (SUS, WP) 250 × 250 × 200
- ☒ (D) ブルボックス (SUS, WP) 300 × 300 × 200
- ☒ (E) ブルボックス (SUS, WP) 400 × 400 × 200



1階幹線・動力設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1. R階幹線・動力設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	(株)アーキ5D	
	登録番号	新里 均	
	所在地	一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



別 途 工 事

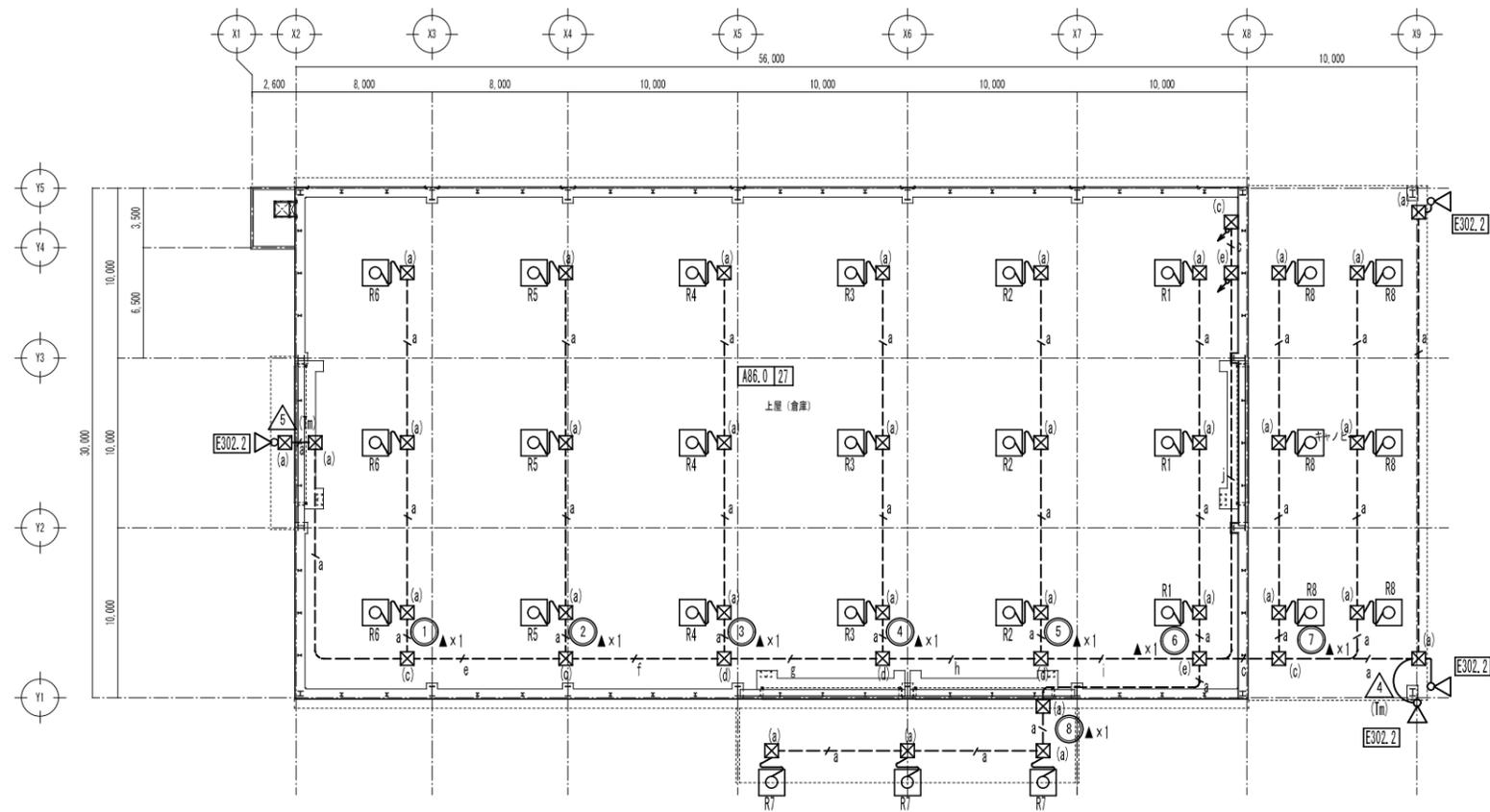
特記なき配線は下記による。

---	EM-1E2.0×2 (PF16)
-/-	EM-1E2.0×3 (PF16)
⊕	(PF22)

- 凡例
- ⊕ ... 接地ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZE ... 接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZET ... 接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - NP ... 防雨カバープレート(SUS)

1階コンセント設備配線図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階コンセント設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要	図面番号 E-12		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名	新里 均	
登録番号		一級建築士大臣登録第218581号	
所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			



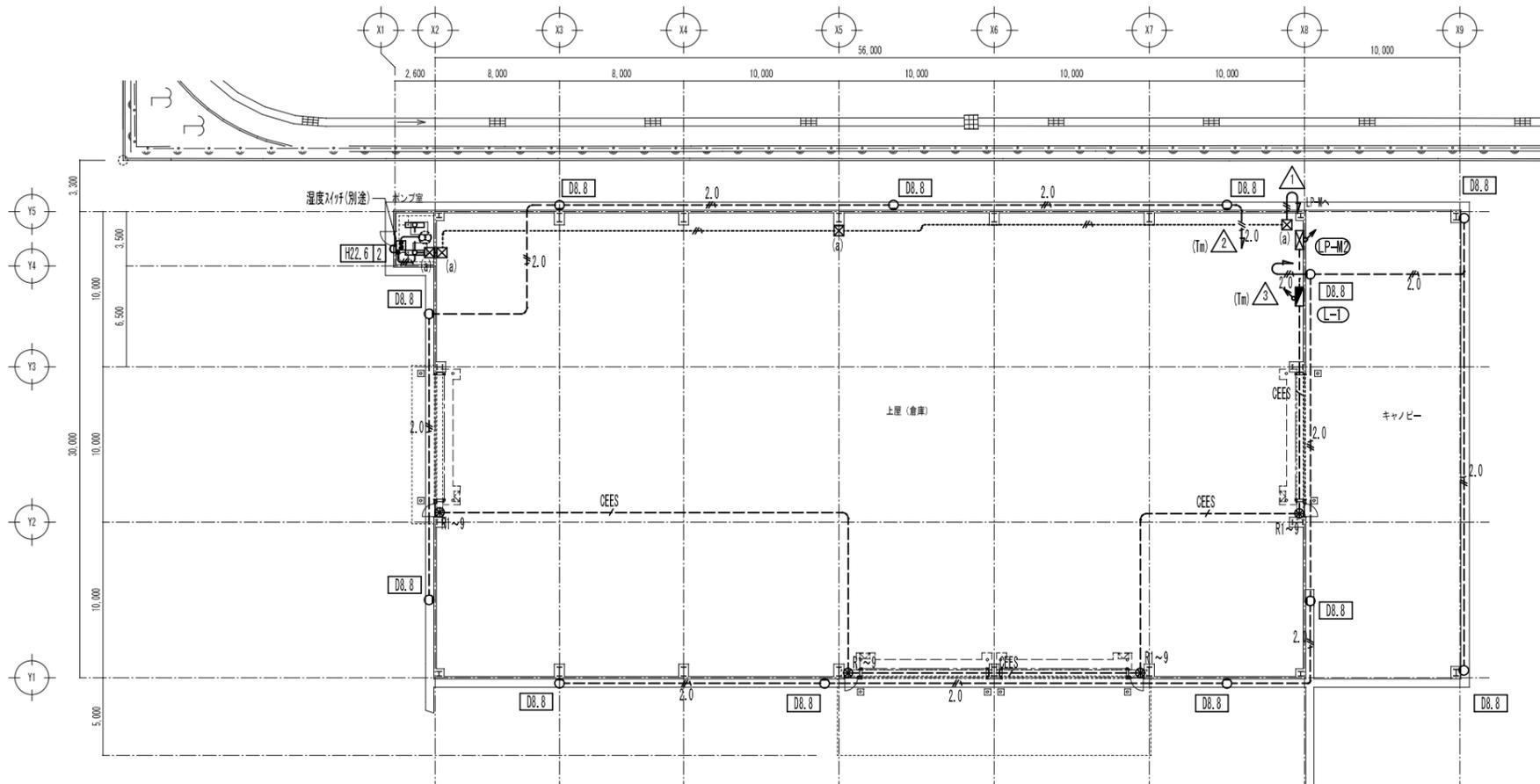
1階上層部電灯設備配線図 S=1/200

凡例

特記なき配管配線は下記による。

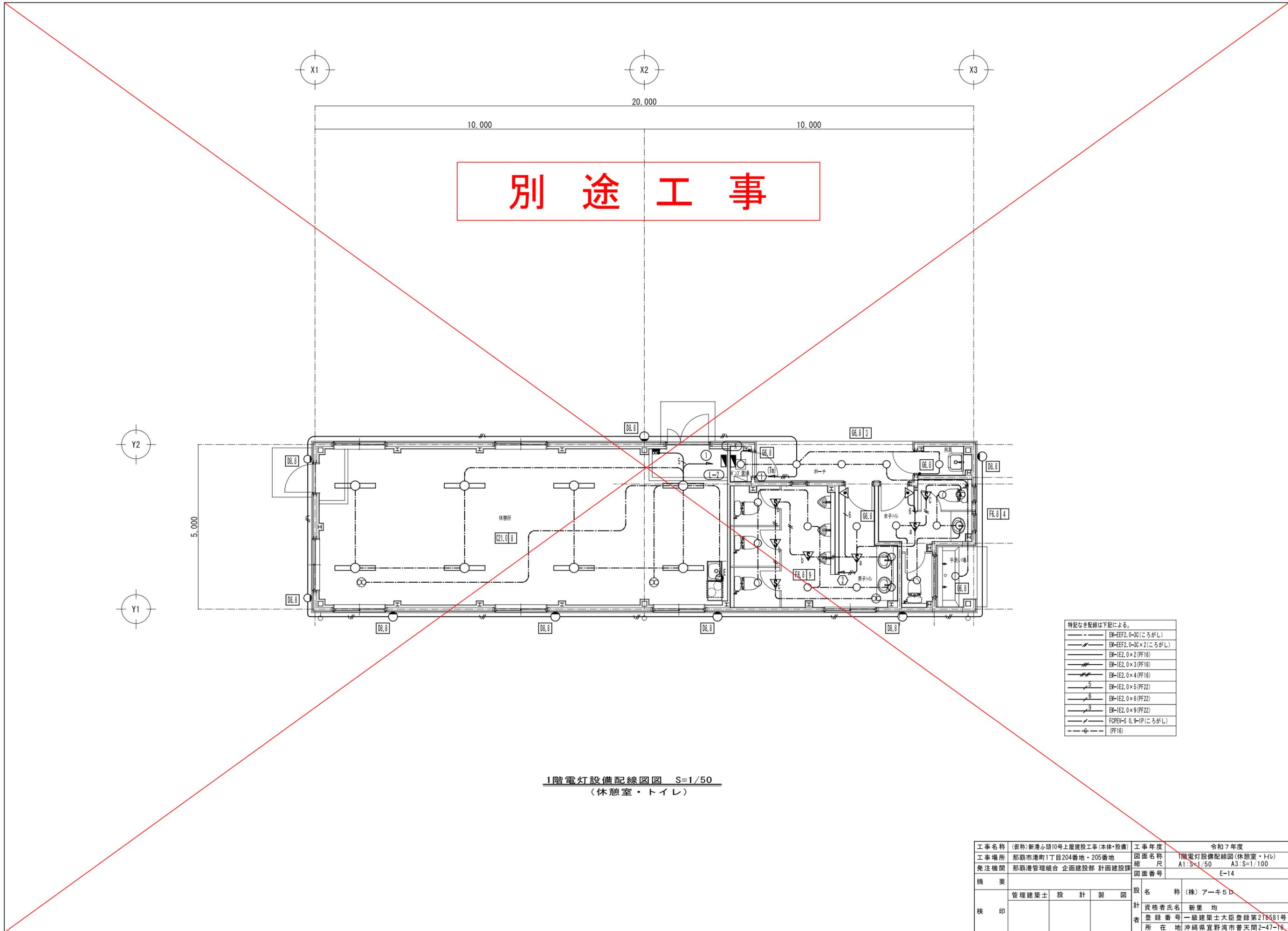
- EM-CE2sq-3C (VE22)
- a --- EM-CE3.5sq-3C (VE22)
- b --- EM-CE3.5sq-4C (VE28)
- c --- EM-CE3.5sq-2C+3C (VE36)
- d --- EM-CE3.5sq-3C+4C (VE36)
- e --- EM-CE3.5sq-4C x 2 (VE36)
- f --- EM-CE3.5sq-2C+4C x 2 (VE42)
- g --- EM-CE3.5sq-4C x 3 (VE54)
- h --- EM-CE3.5sq-2C+4C x 3 (VE54)
- i --- EM-CE3.5sq-4C x 4 (VE54)
- j --- EM-CE3.5sq-2C+4C x 3 (VE54)
- 2.0 --- EM-1E2.0 x 3 (PF16)
- CEES --- EM-CEE-S1.25-1P (PF16)

- ☐(a) プルボックス (SUS, WP) 150 x 150 x 100
- ☐(b) プルボックス (SUS, WP) 200 x 200 x 200
- ☐(c) プルボックス (SUS, WP) 250 x 250 x 200
- ☐(d) プルボックス (SUS, WP) 300 x 300 x 200
- ☐(e) プルボックス (SUS, WP) 400 x 400 x 300



1階電灯設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階・上層部電灯設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-13
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



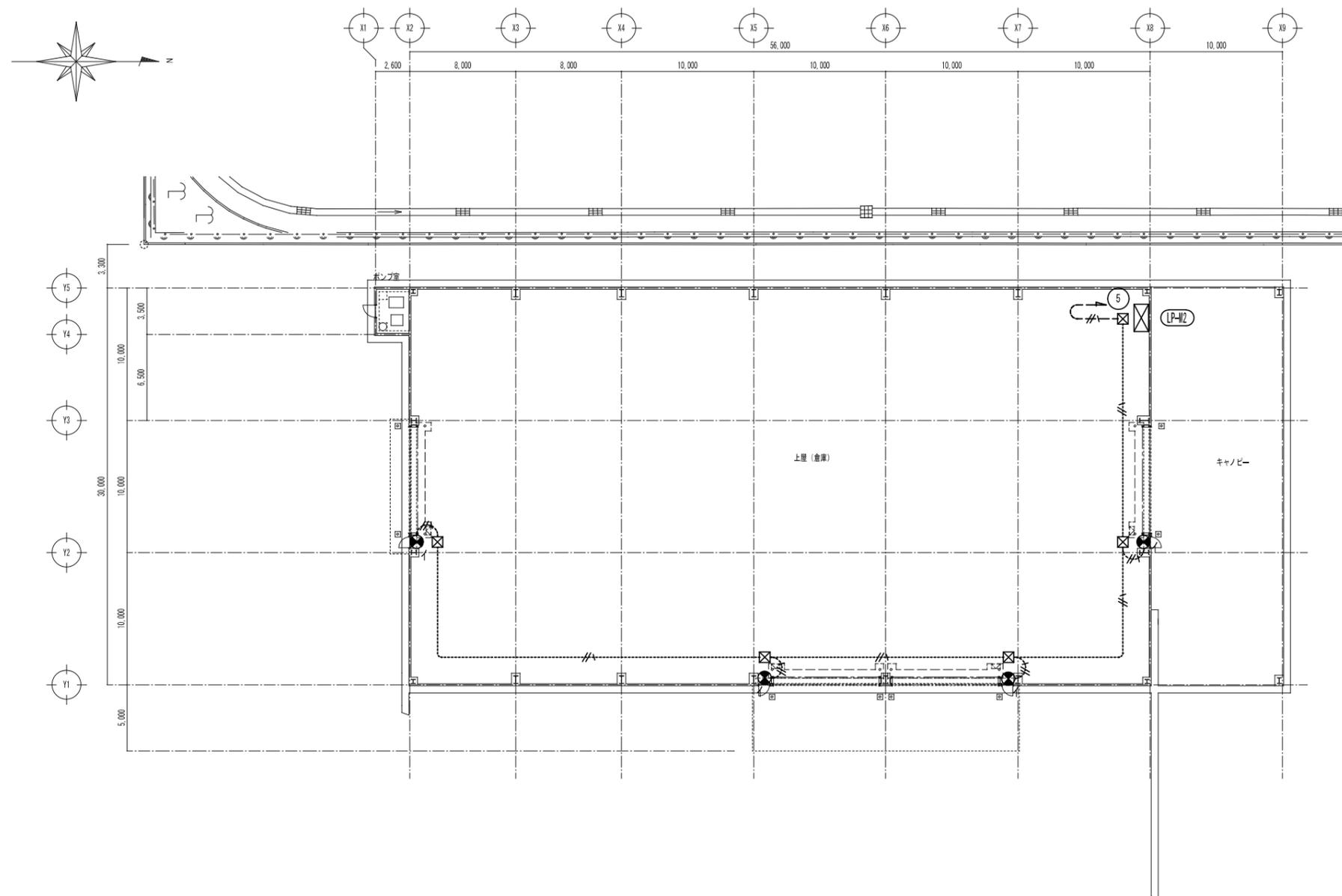
別 途 工 事

特記なき配線は下記による。

---	EM-EEF2.0-30(ころがし)
---	EM-EEF2.0-30×2(ころがし)
---	EM-IE2.0×2(PF16)
---	EM-IE2.0×3(PF16)
---	EM-IE2.0×4(PF16)
5	EM-IE2.0×5(PF22)
6	EM-IE2.0×6(PF22)
9	EM-IE2.0×9(PF22)
---	FCPEV-S 0.9-1P(ころがし)
---	(PF16)

1階電灯設備配線図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本棟・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階電灯設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	E-14
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



特記なき配線は下記による。

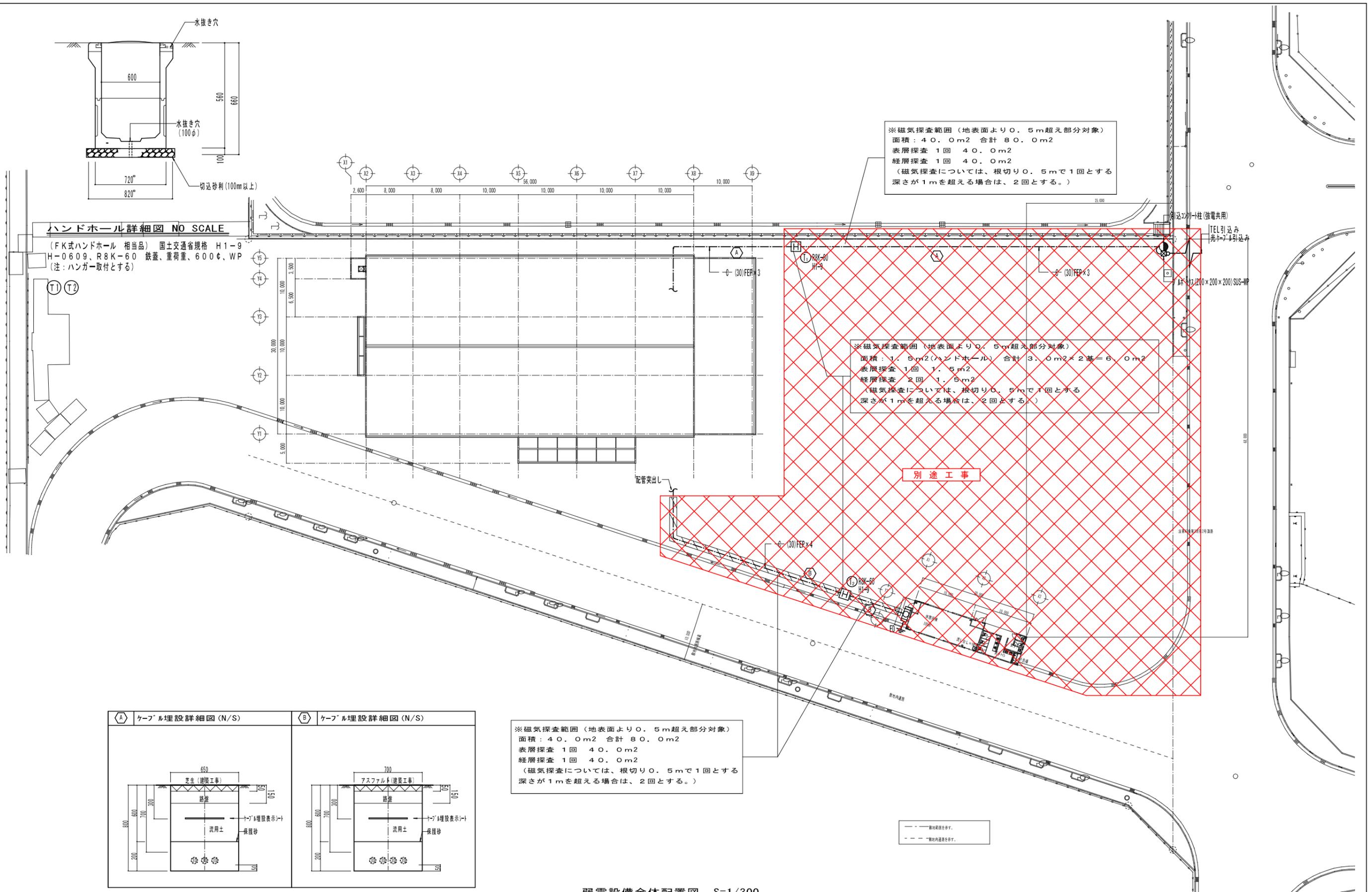
——//——	EM-1E2.0×3 (PF16)
-----//-----	EM-1E2.0×3 (VE16)

- ☒ ... プルボックス (150×150×100) WP-SUS
- ⊙イ ... 誘導灯B板 (照明器具表参照)

1階誘導灯設備配線図 S=1/200

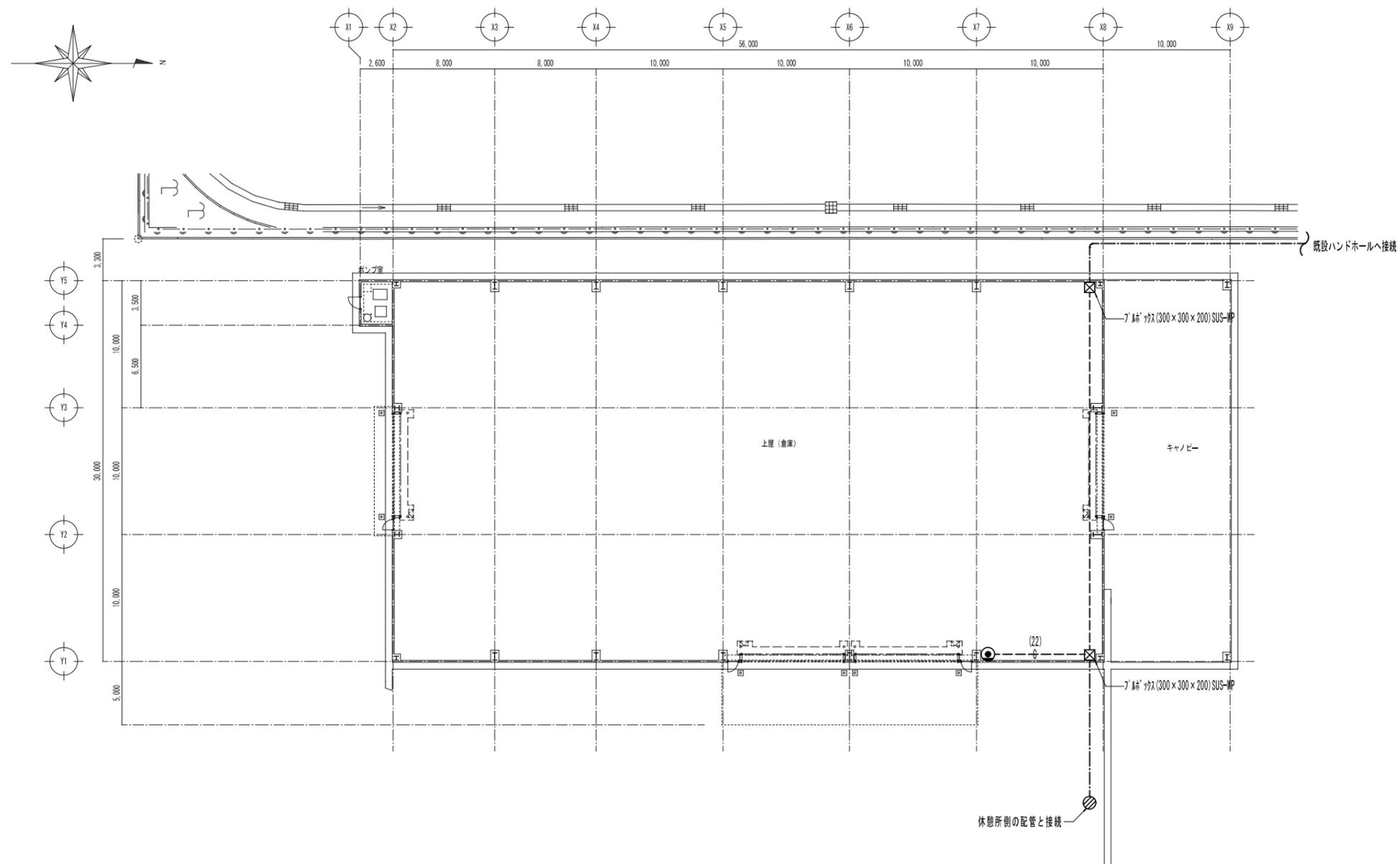
※避難口誘導灯は、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが、1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階誘導灯設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 E-15		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名 新里 均		
	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号		
所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			



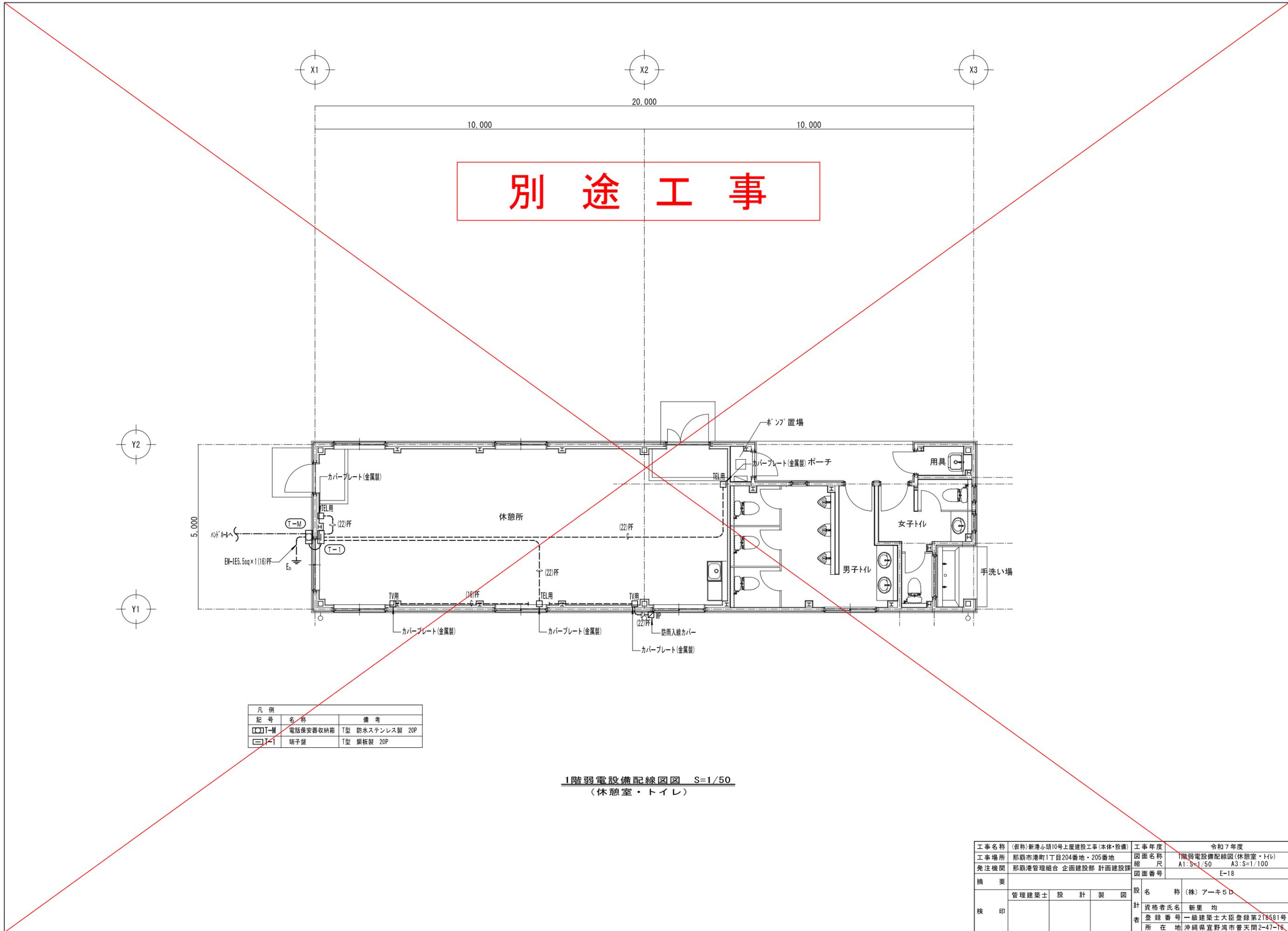
弱電設備全体配置図 S=1/300

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	弱電設備全体配置図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/300 A3:S=1/600
摘要		図面番号	E-16
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資 格 者 氏 名 新里 均		
登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号			
所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			

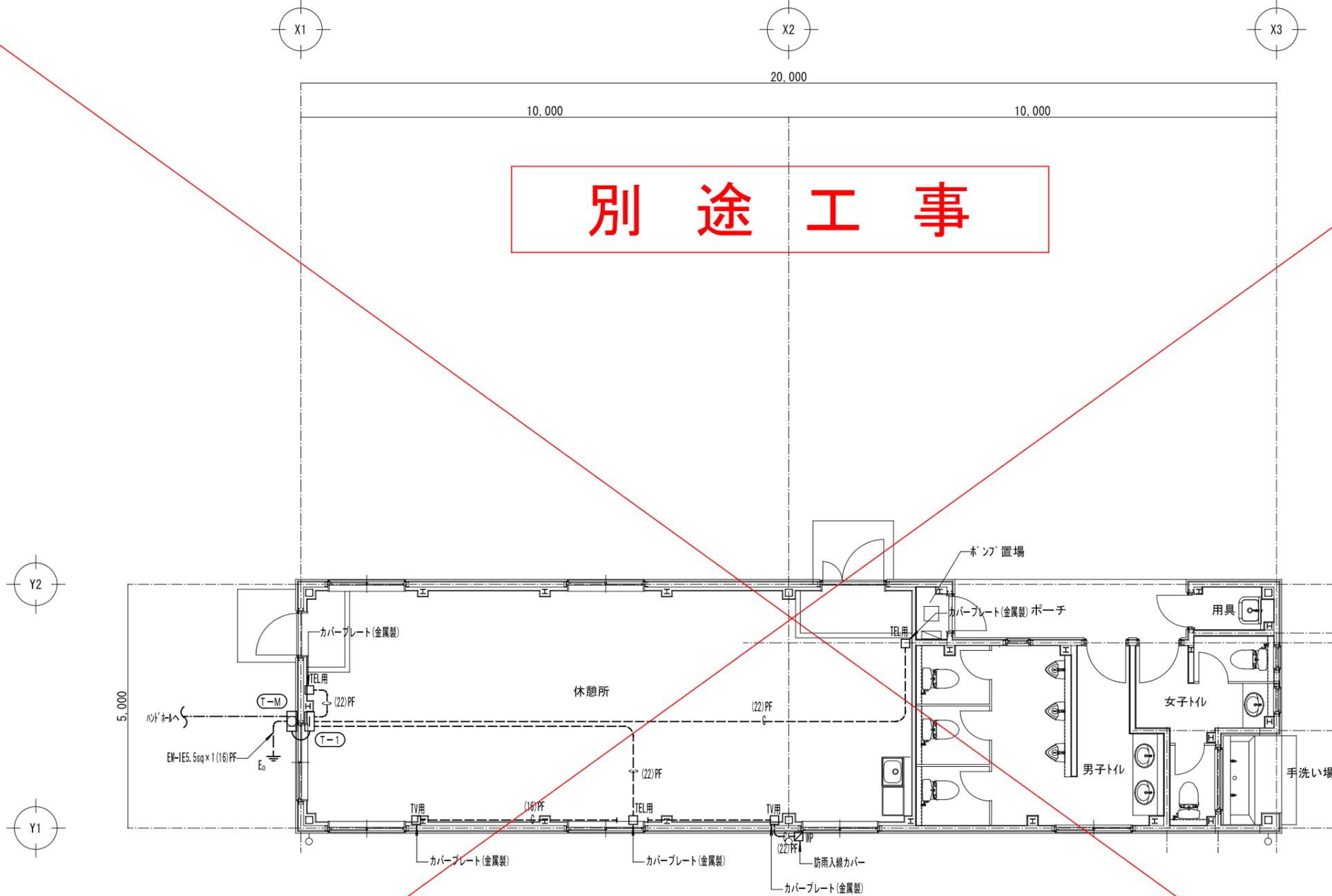


1階弱電設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階弱電設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-17
検印	管理建築士	設計	製図
設名	(株)アーキ5D		
計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



別途工事

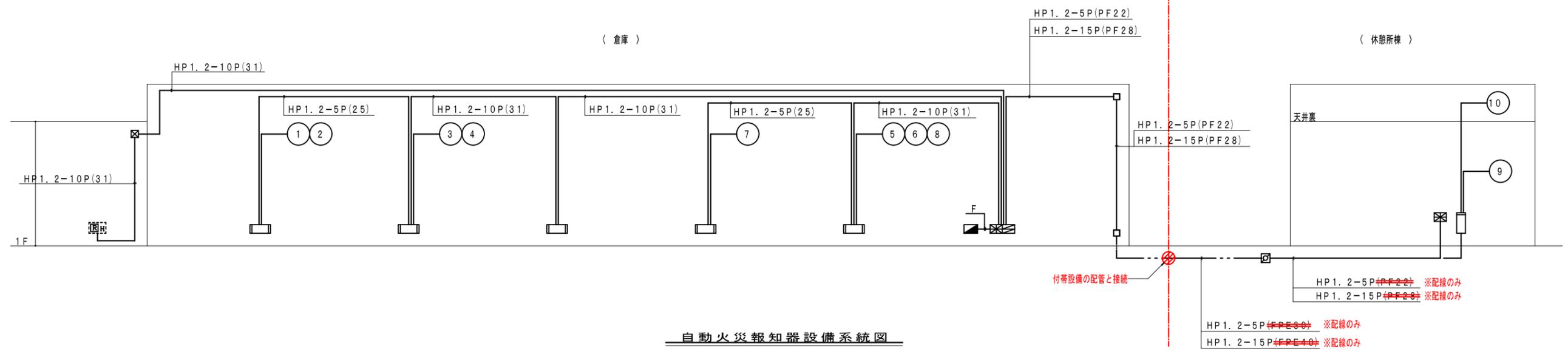


凡例		
記号	名称	備考
□ T-M	電話保安器収納箱	T型 防水ステンレス製 20P
□ T-1	端子盤	T型 銅板製 20P

1階弱電設備配線図図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

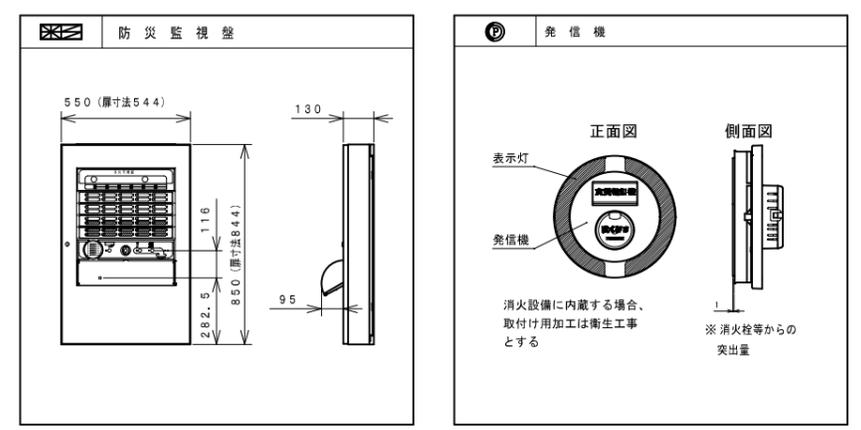
工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階弱電設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	E-18
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
所在地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

本工事 ← ○ → 別途工事



自動火災報知器設備系統図

参考機器外観図



凡例

記号	名称	記	事
☒	防災監視盤	P型1級	合計25回線 壁掛型 特記参照
☒	副受信機	P型1級	25回線
☒	機器収容箱	消火栓箱組込型	①② 収容
☒	機器収容箱	露出型	③④ 収容
☒	機器収容箱	露出型	⑤⑥⑦⑧ 収容
Ⓟ	発信機	P型1級	フラット型表示灯付
Ⓛ	地区音響装置	DC24V 8mA	
Ⓛ	差動式スポット型感知器	2種	
Ⓛ	差動式スポット型感知器	2種	防水型
Ⓛ	差動式分布型検出器	2種	
—	空気管	メッセンジャー付	取付金具付
—	空気管	引込箇所	
Ⓛ	終端抵抗	10kΩ	
☒	非常用分電盤	別途工事	
☒	消火栓始動装置	表示灯点滅装置 AC200V/24V 70VA	消火栓ポンプ制御盤組込
Ⓛ	光電式スポット型感知器	3種	
Ⓛ	危害防止用連動中継器	防火シャッター用	DC24V 0.5A以下 建築工事
—	配管配線	天井いんべい	
—	配管配線	ケーブル線	
—	配管配線	床いんべい	
—	配管配線	露出	
—	配管配線	地中埋設	
—	配管配線	立上り、引下げ、素通し	
☒	ジョイントボックス		
☒	プルボックス		
☒	ハンドホール		
—	警戒区域境界線		
Ⓛ	警戒区域番号		No. 1 ~ 10

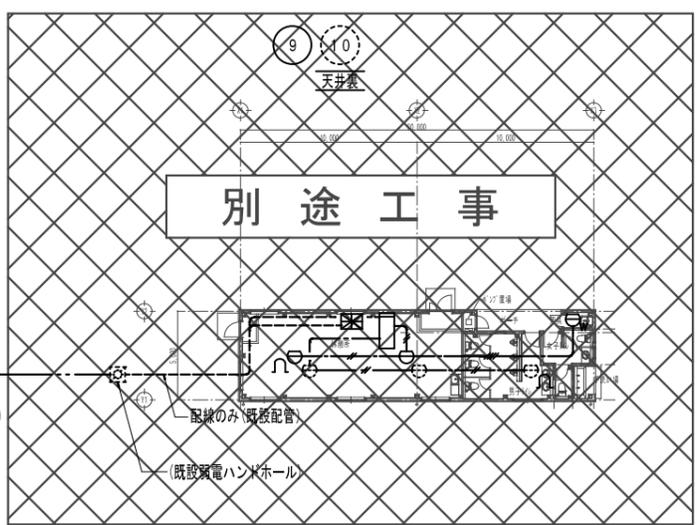
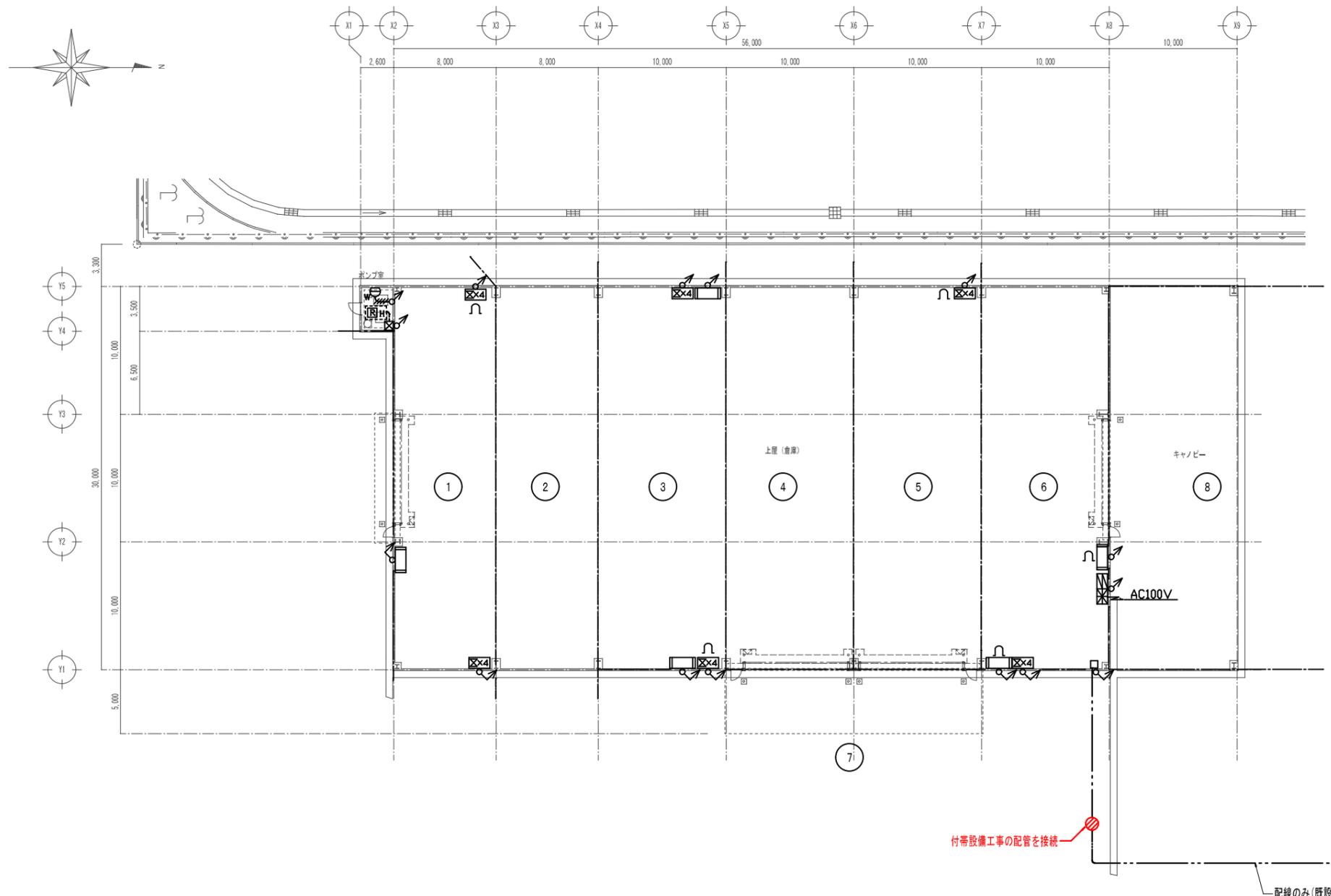
特記

- 防災監視盤の仕様は下記の通り。
 - 主音響 — 音声案内機能付
 - 音声ガイダンス機能 — 操作手順ガイダンス
 - カラーユニバーサルデザイン — 色弱者対応・高齢者対応 (CUDO認定品)
 - 履歴機能 — 7セグメント表示
 - 非火災対策 — 過去1ヶ月蓄積状態学習機能
 - 誤操作防止機能付
 - 回線内訳

自火報	10L
消火栓ポンプ運転	1L
消火栓ポンプ故障	1L
消火栓呼水槽減水	1L
予備	12L
合計	25L
- 地区警報は一斉鳴動方式とする。
- 危害防止用連動中継器の取り付けは建築(シャッター)工事とし、当該中継器への常用電源AC100V供給は別途電気工事とする。
- 感知器取り付け用吊り金具および金具取付工事までは別途電気工事とする。
- 図中点線の感知器は天井裏設置とする。
- 特記なき配管配線は下記の通りとする。

—	AE 1.2-2C	—	AE 1.2-2C (19)
—	AE 1.2-4C	—	AE 1.2-4C (19)
—		—	AE 1.2-2C (PF16)
—		—	AE 1.2-4C (PF16)
—	HP 1.2-3C	—	HP 1.2-3C (PF16)
—		—	FP1.6×2-E1.6 (PF16)
- 煙感知器は壁・梁等から60cm以上(熱感知器は40cm以上)離れた場所に設置すること。
- 煙感知器は60cm以上の梁毎(熱感知器は40cm以上)に設置すること。
- クーラー及び換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離して設置すること。
- 発信機は床面から高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に付けてください。また、表示灯は赤色の灯火で、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別できるようにすること。

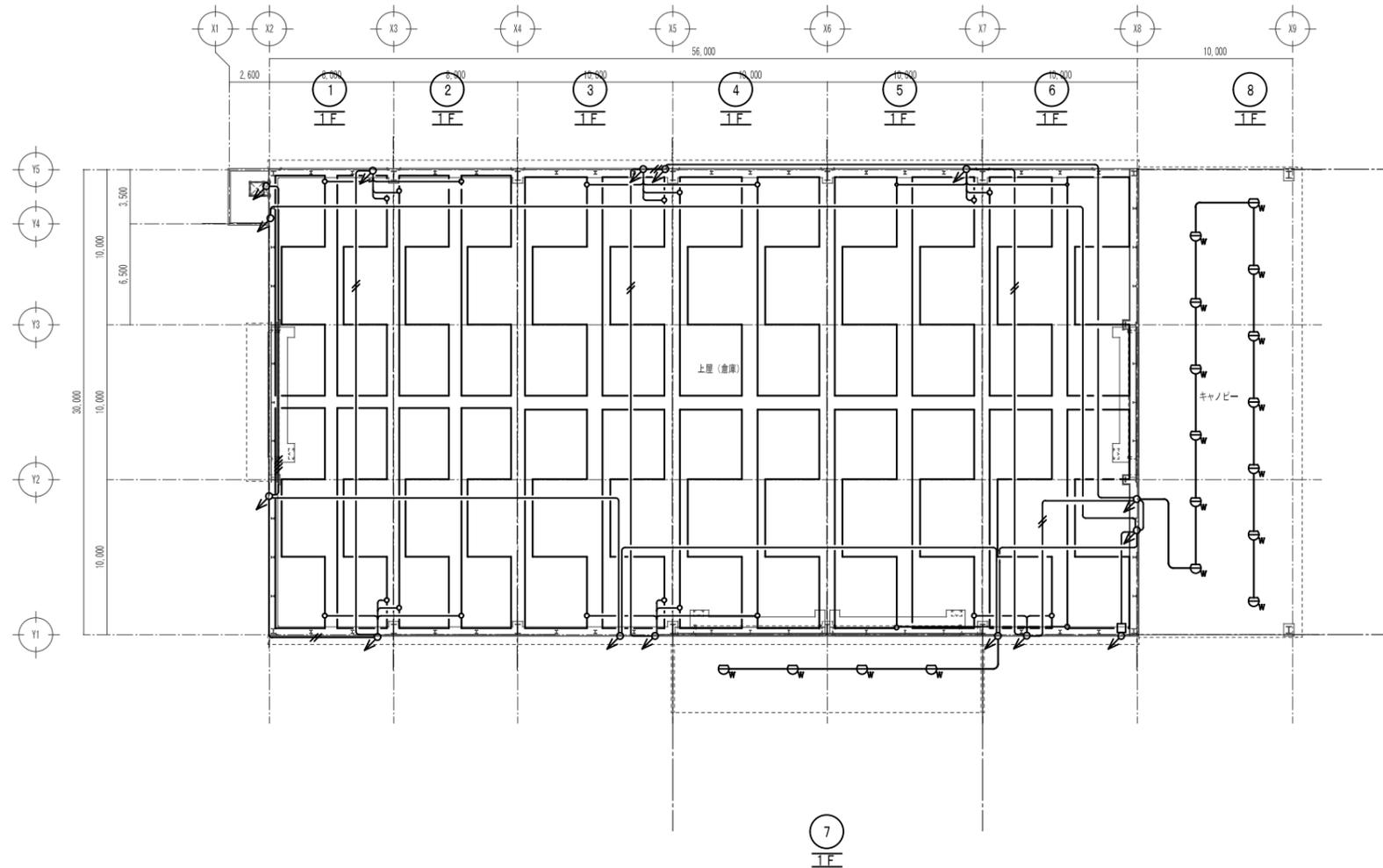
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	自動火災報知器設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	図面尺	A1:S=N A3:S=N
概要		図面番号	E-19
検印	管理建築士	設計	製
設計者	名称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名 新里 均		
	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号		
	所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



幹線(立上り、引下げ等)は系統図参照とする

1階自動火災報知器設備配線図 S=1/200

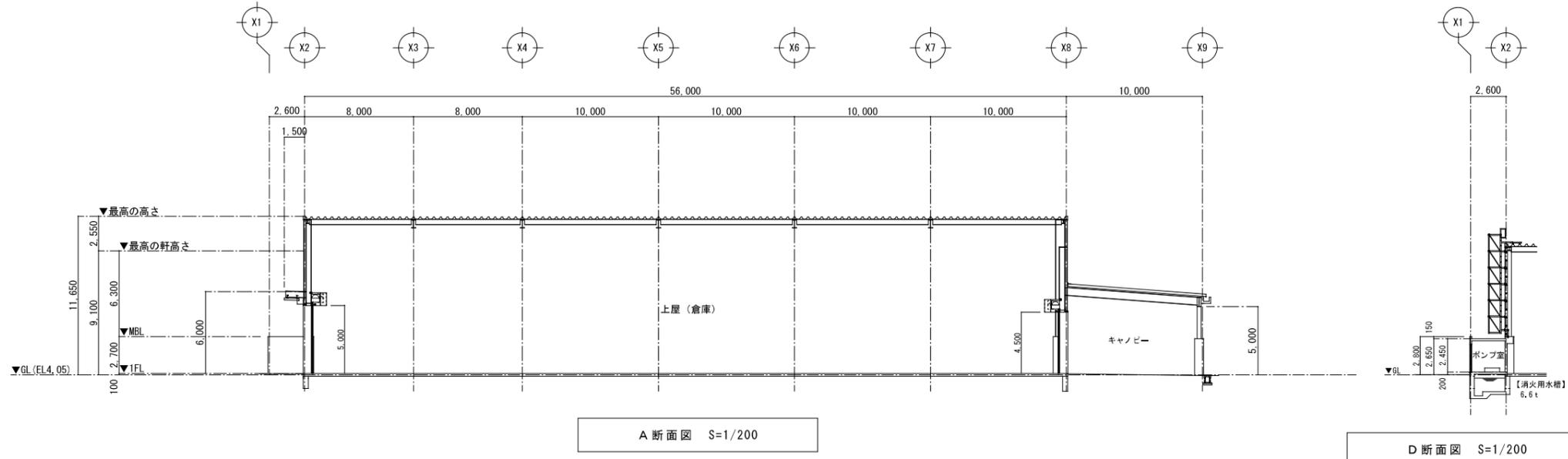
工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階自動火災報知器設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-20
検印	管理建築士	設	設 名 称 (株)アーキ5D
		計	
		製 図	
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



幹線（立上り、引下げ等）は系統図参照とする

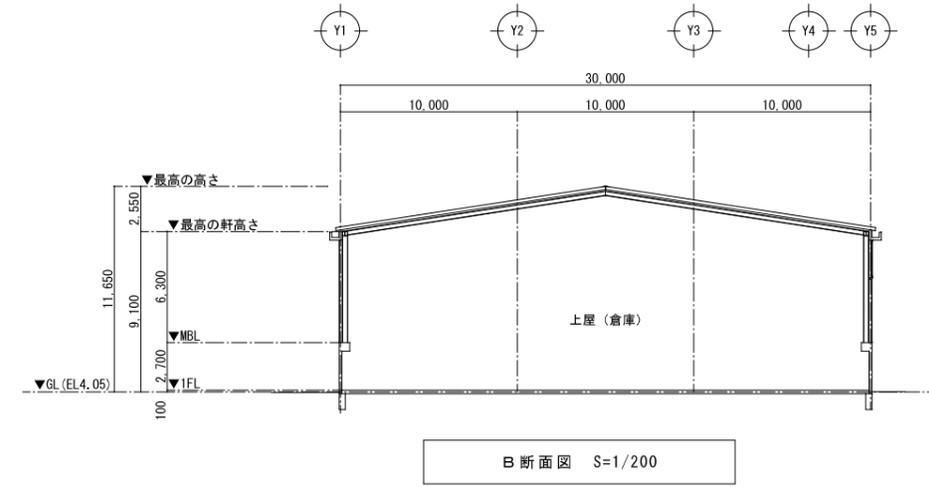
上層部自動火災報知器設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部自動火災報知器設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-21
検印	管理建築士	設計	製図
設名	(株)アーキ5D		
計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

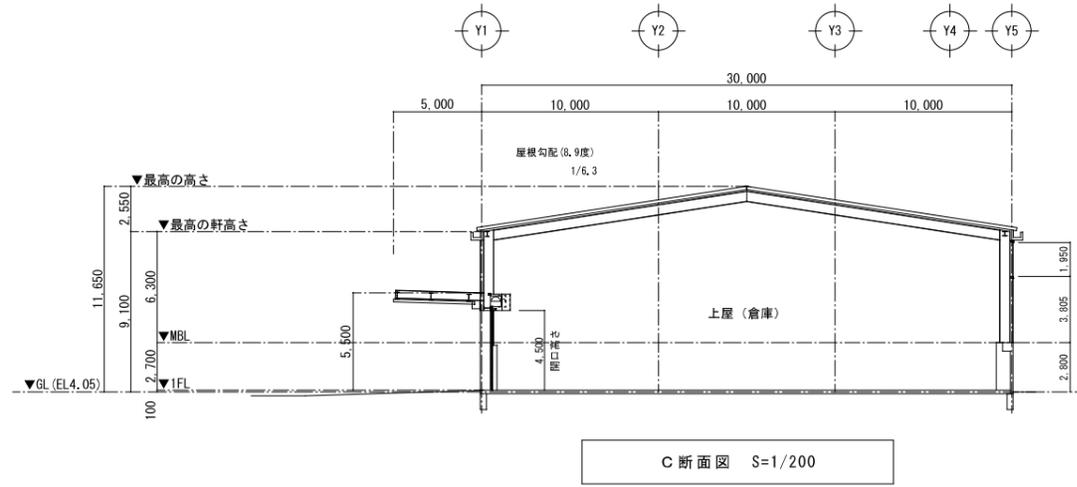


A断面図 S=1/200

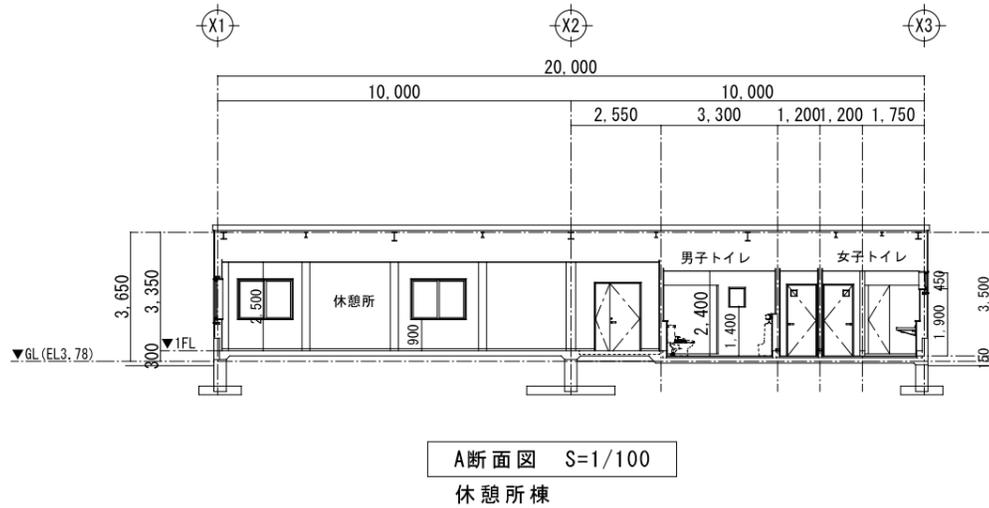
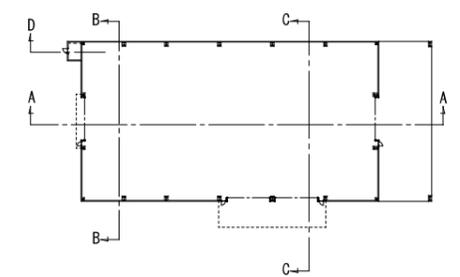
D断面図 S=1/200



B断面図 S=1/200

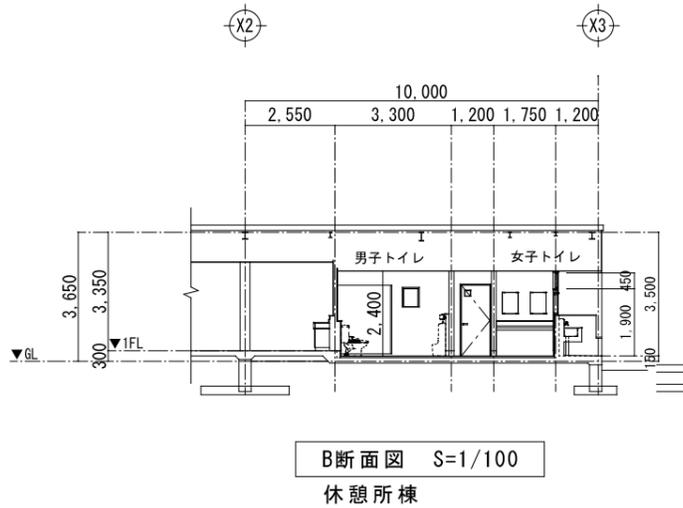


C断面図 S=1/200



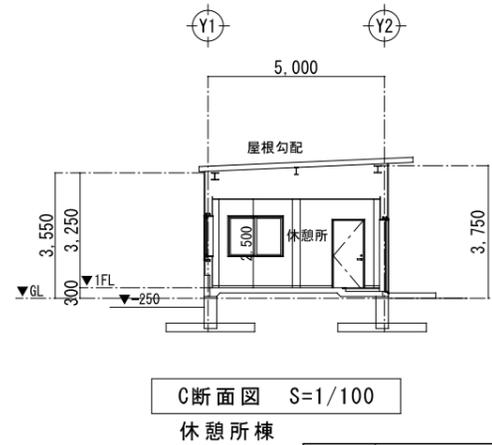
A断面図 S=1/100

休憩所棟



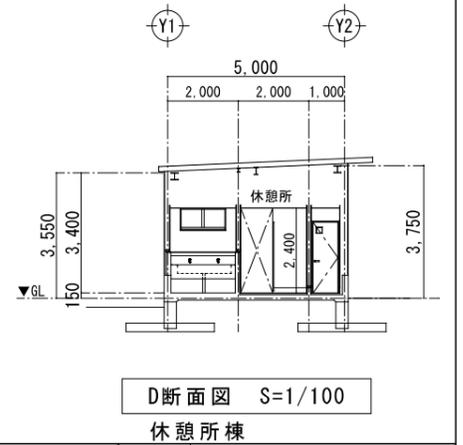
B断面図 S=1/100

休憩所棟



C断面図 S=1/100

休憩所棟



D断面図 S=1/100

休憩所棟

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100, 1/200 A3:S=1/200, 1/400
摘要		図面番号	E-22
検印	管理建築士 設計製図	設名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

(仮称) 新港ふ頭 10号上屋建設工事 (本体・設備)

図面目録【機械】		
図面番号	図面名称	縮尺
M-01	特記仕様書-1	N/S
M-02	特記仕様書-2	N/S
M-03	特記仕様書-3	N/S
M-04	特記仕様書-4	N/S
M-05	配置図・案内図	1/500
M-06	機器・器具表	N/S
M-07	消火設備系統図	N/S
M-08	1階換気・給水・消火設備平面図	1/50, 1/200
M-09	上層部消火設備平面図	1/200
M-10	断面図	1/200

令和7年度

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	目録
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	M-00
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和7年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : (仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)
(2) 工事場所 : 那覇市港町1丁目204番地・205番地
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m ²)	消防法施行令別表第一
上屋	RC造+S造1階建(地下-階 塔屋-階)	1,897.10	
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	上屋		屋外
空調設備			
換気設備	○		
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備	○		
給水設備	○		
排水設備	○		
給湯設備			
消火設備	○		
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 年 月 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

- イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策>仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_thk2_000082.html

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)			工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地			図面名称	特記仕様書(機械設備)-1
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課			縮尺	
概要				図面番号	M-01
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーク5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。		
項目		※	特記事項		
一般共通事項					
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。				
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※				
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。				
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。				
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。				
6 遠隔臨場の実施 (1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。				
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日 までに完了すること。				
○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。				
		○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。		
		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日 までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		
		○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		
		○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。		
		○ 14 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。		
		15 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()		
		○ 16 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)		
		○ 17 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。		
		○ 18 発生材の処理等 (1.3.9)			(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) ① マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示) (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
工事名称		(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度	
工事場所		那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2	
発注機関		那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺		
概要			図面番号	M- 02	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーキ5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

○ 19 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																
○ 20 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>																
○ 21 機材の品質等 (1.4.2)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 																
22 技能士 (1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空調調和機器施工(冷凍、空調調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) 																
23 化学物質の濃度測定 (1.5.10)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1" data-bbox="371 1365 1023 1459"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
24 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p>																
○ 25 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p>																

○ 26 情報共有システムの使用	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11</p> <p>【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>
27 標識その他 (1.7.4)	<p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p>
○ 28 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
○ 29 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
○ 30 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。</p>
○ 31 磁気探査	<p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p>
○ 32 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>
○ 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>
○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業</p>
35 その他	<p>※</p>
共通工事	<p>○ 1 総合試運転調整等 (1.3.3)</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ◎ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録

○ 2 配管材料 (2.1.2)	<p>管材は別表一2による。ただし、図示されたものを除く。</p>																																							
○ 3 埋設配管 (2.7.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 																																							
4 保温工事 (3.1.1)	<p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。</p>																																							
○ 5 塗装 (3.2.1)	<p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>																																							
○ 6 仮設工事 (4.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で</p> <p>(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所を設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2122 493 2775 556"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																			
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																					
○ 7 土工事 (4.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 <p>搬出先名称()</p> <p>搬出先所在地()</p> <p>運搬距離(km)</p> <p>搬出先基準(条件)()</p>																																							
8 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 																																							
空調調和設備工事																																								
1 空調調和機	<p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p>																																							
○ 2 制気口	<p>図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。</p>																																							
○ 3 ダクト (1.14.3)	<p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。</p>																																							
4 ダクト付属品	<p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 																																							
5 設計温湿度条件	<p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1417 2775 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内()</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		外気		室内()		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季					冬季																								
	外気		室内()																																					
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																				
夏季																																								
冬季																																								
6 その他	<p>※</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)</td> <td>工事年度</td> <td>令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>那覇市港町1丁目204番地・205番地</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(機械設備)ー3</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課</td> <td>縮尺</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td> </td> <td>図面番号</td> <td>M- 03</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>名称</td> <td>(株)アーキ5D</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>資格者氏名</td> <td>新里 均</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士大臣登録第218581号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>所在地</td> <td>沖縄県宜野湾市普天間2-47-16</td> </tr> </table>		工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度	工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3	発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺		概要		図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図			設計者			名称	(株)アーキ5D			資格者氏名	新里 均			登録番号	一級建築士大臣登録第218581号			所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度																																					
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3																																					
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺																																						
概要		図面番号	M- 03																																					
検印	管理建築士	設計	製図																																					
			設計者																																					
			名称	(株)アーキ5D																																				
			資格者氏名	新里 均																																				
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号																																					
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16																																					

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	本工事		別途工事	
	機械	電気	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・
	架台、アンカーボルト	※	・	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・	・
	墨出し	※	・	・
開口部補強	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※
インサート	インサート	※	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	・	※
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	※
	上記の配線	※	・	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	※
	上記の配線	※	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	・
自動制御	上記の配管、配線	・	・	※
	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	※	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	※	・	・
	残土処理	※	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	・	※
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・	・
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	・	※
	立て樋接続用埋設横引管	・	・	※
流し類	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	・	※
	上記の配管接続	※	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・	・
	その他手すり	・	・	※

※配線は接続を含むものとする。

別表-2(管材)

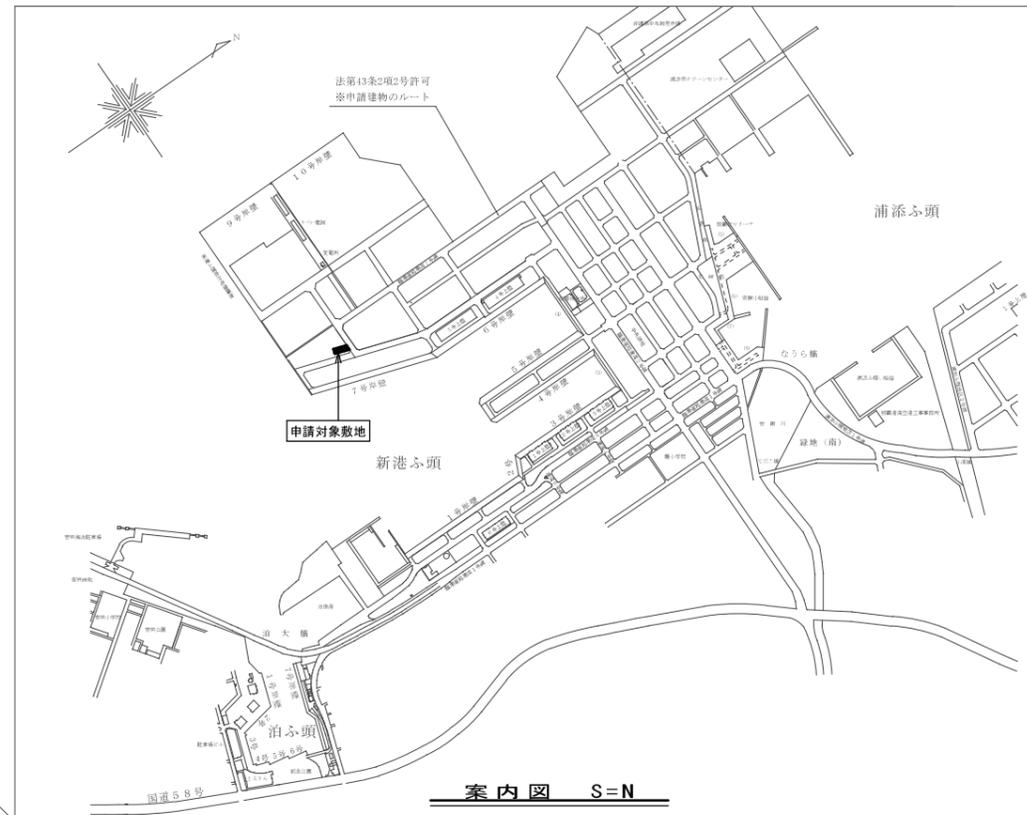
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	消火・配管用炭素鋼鋼管(白)
	機械室・便所配管	同上。但し消火用水槽内は図示による。
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	該当なし。
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
通気管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	

特記事項

※冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。

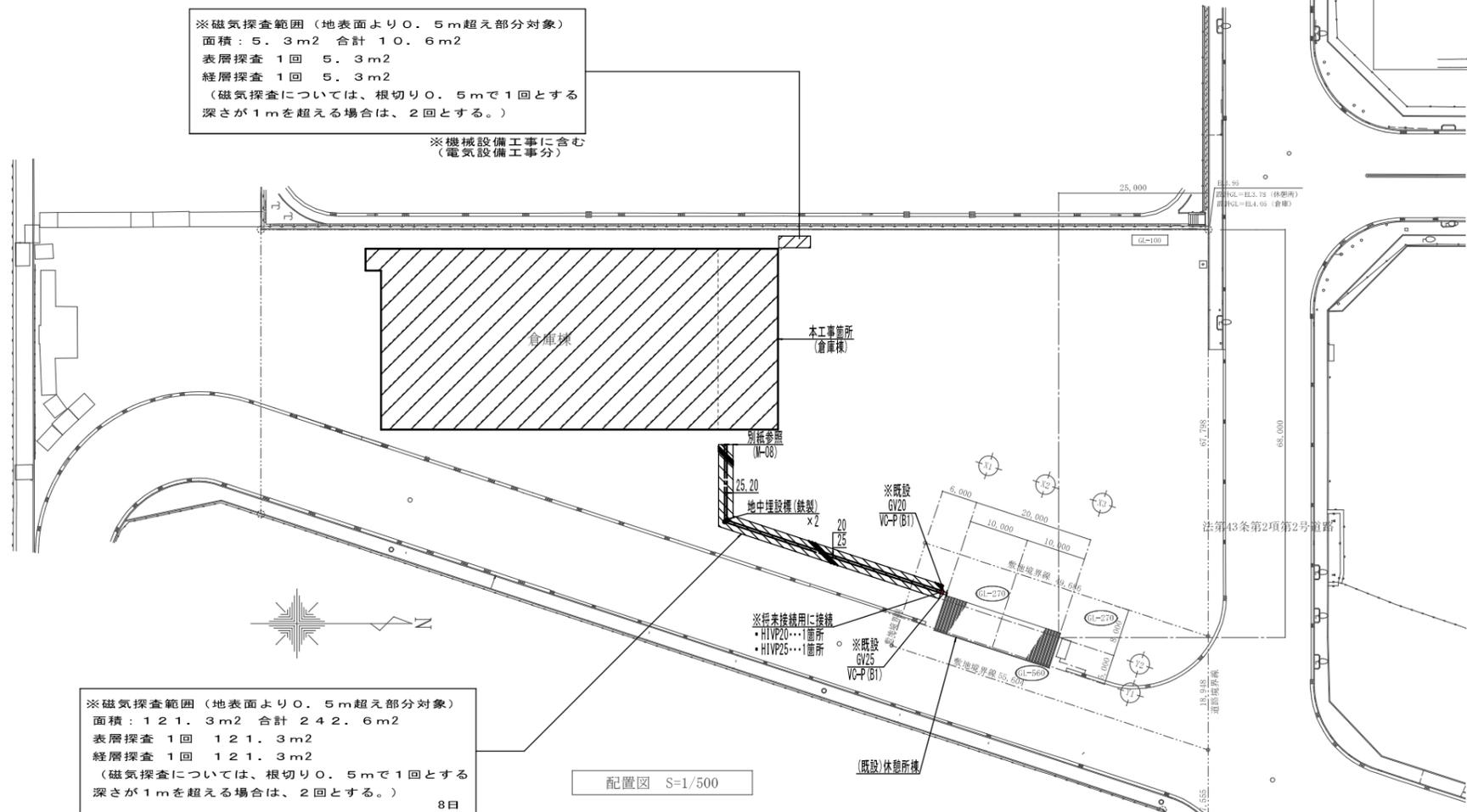
※

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	
概要		図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	製図
		名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



※磁気探査範囲（地表面より0.5m超え部分対象）
 面積：5.3m² 合計 10.6m²
 表層探査 1回 5.3m²
 経層探査 1回 5.3m²
 （磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。）

※機械設備工事に含む
 （電気設備工事分）

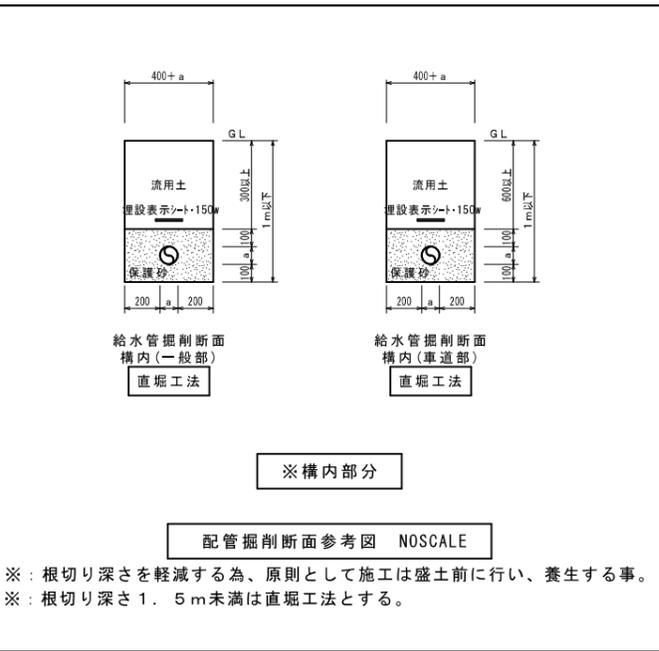


※磁気探査範囲（地表面より0.5m超え部分対象）
 面積：121.3m² 合計 242.6m²
 表層探査 1回 121.3m²
 経層探査 1回 121.3m²
 （磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。）

配置図 S=1/500

配置図 S=1/500

- 凡例
- 敷地範囲を示す。
 - - - 敷地内通路を示す。
 - ← アスファルト面水勾配を示す。



※：根切り深さを軽減する為、原則として施工は盛土前に行い、養生する事。
 ※：根切り深さ1.5m未満は直堀工法とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	配置図・案内図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
摘要		図面番号	M-05
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

換気機器表

機器番号	機器名称	種別	機器仕様	付属電動機		台数	設置場所	備考	
				電源	容量[w]				
倉FE-1	天井埋込形換気扇	EA	型式：低騒音形 風量：120m ³ /h 静圧：30Pa 付属品：150φ深形パイプフード（SUS製／ガラリ付／FD付） 天吊金具，湿度スイッチ，その他附属品一式	1	100	15.5	1	上屋：1階・ポンプ室	
a	換気フード	OA	型式：150φ深形パイプフード（SUS製／防虫網付／FD付）	-	-	-	1	上屋：1階・ポンプ室	

特記事項

- 1) 排気ファンの電動機出力は、JIS C 4213 に規定された試験方法による。
- 2) 排気ファンの電動機は、JIS C4213(低圧三相かご形誘導電動機)に規定された低圧トッランナーモータとする。
- 3) 電気容量は参考値とする。
- 4) パイプフードは『指定色塗装仕様』とする。尚、色の選定については監督職員等と協議の上、決定する。

衛生器具表

記号	名称	JIS記号	品 番		附 属 品	1階（上屋）			合 計	備 考
			TOTO	LIXIL		その他（外部等）	小計			
F-1	横水栓（カップリング付）	F12	T28AKUH13	LF-15G-13-CV		3		3	3	キー式

特記事項

- 1) コンクリート等に取り付ける場合は、樹脂プラグを使用する。

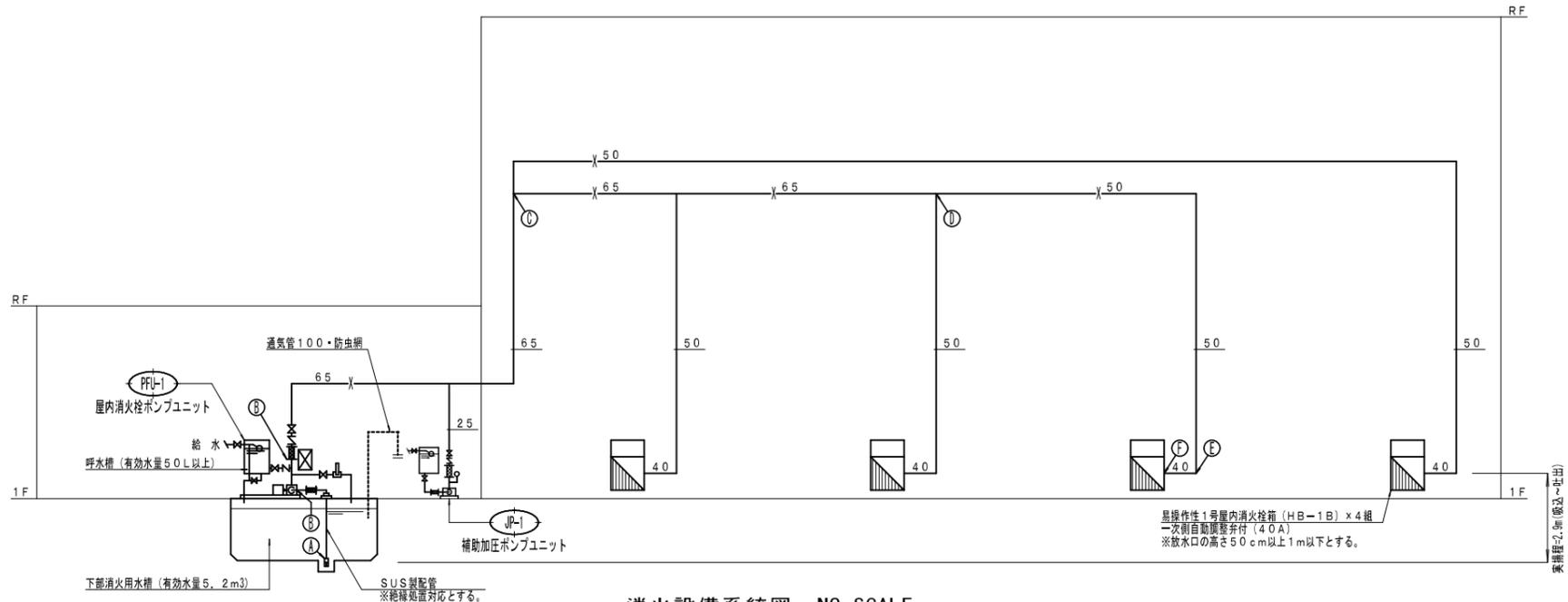
衛生機器表

機器番号	機器名称	機器仕様	電源				台数	設置室	備 考
			Φ	v	k w	w			
PFU-1	屋内消火栓ポンプユニット	型式：消防認定ユニット型（2極又は4極） 容量：φ50×300L/min×55m 始 動 方 式：直入 附 属 品：制御盤，呼水槽，圧力計，連成計，逆止弁， 可とう継手（SUS），相フランジ， フート弁（SUS），サクシヨンカバー，銘板 その他付属品一式	3	200	7.5	-	1	上屋：1階・ポンプ室	コンクリート基礎 （建築工事）
JP-1	補助加圧ポンプユニット	型式：消防認定ユニット型（2極又は4極） 容量：φ15×20L/min×55m 始 動 方 式：圧カスイッチによる始動・停止 附 属 品：制御盤，受水槽，銘板 その他付属品一式	3	200	1.5	-	1	上屋：1階・ポンプ室	コンクリート基礎 （建築工事）

特記事項

- 1) 電気容量は参考値とする。

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	機器・器具表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE
摘 要		図面番号	M-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	資格者氏名	(株)アーキ5D	
	新里 均	登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
	所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



消火設備系統図 NO SCALE

屋内消火栓設備(1号) 摩擦損失計算書

区間	管径	流量	種類	個数	長さ(m)	長さ計(m)	損失	損失計
A-B	65A	300	直管		4.9	4.90	18.90	0.04080
			90°エルボ	4	2.0	8.00		
			フレキ	1	0.4	0.40		
			フット弁	1	5.6	5.60		
B-C	65A	300	直管		7.4	7.40	26.00	0.04080
			エルボ	2	2.0	4.00		
			チーズ(直流)	1	4.1	4.10		
			チーズ(分流)	1	4.1	4.10		
			フレキ	1	0.4	0.40		
			仕切弁	1	0.4	0.40		
			逆止弁	1	5.6	5.60		
C-D	65A	300	直管		54.9	54.90	93.10	0.04080
			エルボ	15	2.0	30.00		
			チーズ(直流)	2	4.1	8.20		
D-E	50A	150	直管		46.6	46.60	69.00	0.03817
			エルボ	12	1.6	19.20		
			チーズ(分流)	1	3.2	3.20		
E-F	40A	150	直管		0.5	0.50	7.50	0.12302
			開閉弁	1	7.0	7.00		
							合計	9.187
							端数処理	10.000

* 各消火栓の30Aバルブ、ホース等に1.0Mpaの圧力が加からない様40A配管に一次側自動調整弁を取付ける。

* 消火用水槽の容量の確認として

- 65Aの配管ノード数 = 67.2m (≒ 68m) 0.00332m² x 68m = 0.22576 m³
- 50Aの配管ノード数 = 88.3m (≒ 89m) 0.00196m² x 89m = 0.17444 m³
- 40Aの配管ノード数 = 1.5m (≒ 2m) 0.00126m² x 2m = 0.00252 m³

∴ 1)+2)+3) = 0.22576 + 0.17444 + 0.00252 = 0.40272 m³ ∴ 1m³未満となる為、補助加圧ポンプ設置とする。

易操作性1号消火栓設計計算書

1) 水源の容量 V (m³)

$$V = 2.6 \times 2 \text{個 (同時開口数)} = 5.2 \text{ m}^3$$

2) ポンプの吐出量 Q (L/min)

$$Q = 150 \text{ L/min} \times 2 \text{個 (同時開口数)} = 300 \text{ L/min}$$

3) ポンプの定格全揚程 H (m)

$$h1 = \text{消防ホースの摩擦損失水頭 (易操作性1号消火栓 2.5m)}$$

$$h2 = \text{配管の摩擦損失水頭 } h2 = 10.0 \text{ m}$$

$$h3 = \text{実揚程 (吸込実揚程 + 吐出実揚程)} \quad h3 = 2.9 \text{ m}$$

$$h4 = \text{ノズルの放水圧力水頭 (易操作性1号消火栓 1.7m)}$$

$$\text{ポンプの全揚程 } H = 2.5 + 10.0 + 2.9 + 1.7 = 54.9 \sim 55 \text{ m}$$

4) 電動機容量 R (kw)

$$R = \frac{0.163 \times 1 \times 0.3 \times 55.0}{1 \times 0.44} \times 1.1 = 6.72 \text{ kw}$$

5) 消火ポンプ、電動機の容量決定

$$50 \text{ A} \times 300 \text{ L/min} \times 55 \text{ m} \times 7.5 \text{ kw} \text{ を使用する。}$$

* ポンプ電動機の容量は所轄消防と打合わせた決果機能に支障がなければ変更可能とする。

凡	例	
記号	名称	仕様
⊗	仕切弁 (消防認定品)	JIS 16K
∩	逆止弁 (消防認定品)	JIS 16K
⊗	可とう継手 (消防認定品 消防第199号)	ステンレス製 (16k) フランジでの接続部分は両フランジ部分で、絶縁ボルト、パッキン、シールド等の絶縁処理をすること
PFU-1	屋内消火栓ポンプユニット	50φ x 300 L/min x 55m x 7.5KW
JP-1	補助加圧ポンプ (消火用補給水槽兼用)	15φ x 20 L/min x 55m x 1.5KW 受水槽50L付 制御盤付
⊕	テスト弁	40A 40A x 3.2A 蝶弁器具付
⊗	ポンプ制御盤	ポンプユニットに含む
⊗	易操作性1号消火栓箱 (HB-1B)	1350 x 750 x 200 x 1.5 SUS製 (起動力1.0MPa仕様) 消防用ホースの長さ: 30m
⊗	消火器 (別途工事)	ABC粉末消火器 (型式は図中に明記)
⊗	消火器 (格納箱共) (別途工事)	ABC粉末消火器 (型式は図中に明記) (ステンレス製格納箱付)
— X —	屋内消火栓配管	JIS G 3452 (白管) 埋設部分は外面被覆管 (SGP-VS) 使用

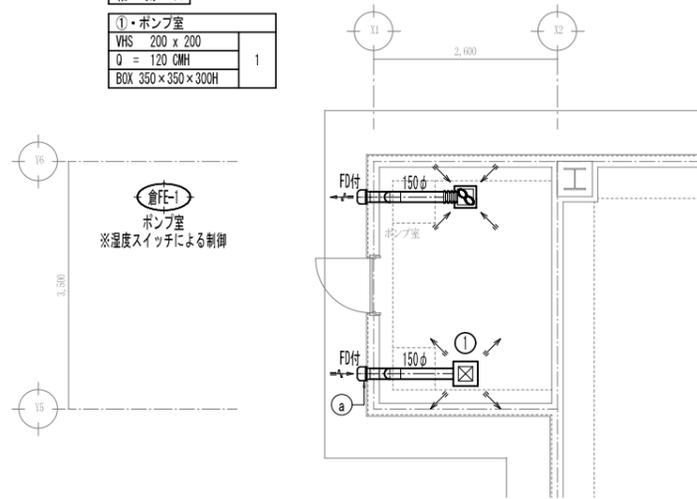
特記

- 消火ポンプの制御盤前面は1m以上確保すること
その他ポンプの周囲は60cm以上確保すること
- ポンプ室内に湿度センサー付換気扇を設置すること (FD・防虫網付)
幅50cm以下、高さ50cm以下の開口とし防虫処置 (防火ダンパー) 及び雨水等の侵入防止処置としてフード設置とする
吸気孔も同様として下さい
- 消火ポンプ室を貫通する配管は、原則として鋼管を使用し、電気線等がポンプ室を貫通する場合も鋼管を使用して下さい又、ラックを使用する場合はラックカバー付とし電線を露出させず貫通部分に防火キットを設けること
消火ポンプ室の標識は、短辺15cm以上、長辺50cm以上とし赤地に白文字で「消火ポンプ室」として下さい
- 現場にて減圧弁等を使用する場合は、系統図に明記し所轄消防と協議とする (0.7Mpaを超える部分がある場合)
- 屋内消火栓の設置について25m包含について実際にホースを延長しても放水が可能であるか確認出来るようにすること
間仕切り壁等の影響でホースの延長が不可になる場合は、消火栓箱の増設をすること
- バルブ類及びFJは、消防認定品 (16kg耐圧) とすること。送水口側の25GV x 2も消防認定16Kとする
- テスト弁は、弁側から逆止弁、仕切弁の順で配置すること (逆止弁、仕切弁は16k対応)
- 消火ポンプはの給水側のフレキ継手は、消防認定品でなければ取りかえること
- 屋内消火栓の制御盤は、キーブリーが設けられていること。
キーブリーを設置出来ない場合は、消火ポンプを取り替えること
- 外気が流通する場所に設置する消火器は、格納箱付 (ステンレス製) とすること。
- 消火配管については、原則として埋設しないこと。やむをえず埋設とする場合には、埋設部分から配管が出た部分とで絶縁施工 (フレキシブル継手の消防認定品を使用して両フランジ部分で絶縁ボルト・パッキン・シールド等の絶縁処理) すること
- 消火埋設配管について、1.6Mpa耐圧合成樹脂管仕様とし埋設配管は、埋め戻す前に消防の中間検査を受けること
- 屋内消火栓用の「消火用水槽」及び「貯水槽」は、消火設備の機器配管、バルブ等に影響を与えないために上水道水とする
- 消火設備機器周囲のバルブには、開閉表示の札を設けること
- 消火器は床面からの高さが1.5m以下に壁掛け固定 (例: フック掛け等) し、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。
表示は、地は「赤」、文字「白」で長辺24cm以上、短辺8cm以上のものを使用すること。
尚、これ以外の標識を使用する場合には、事前に予防課設備指導係と調整すること。
- 給排水管、その他の管が不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合においては、建築基準法施行令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハのいずれかに適合し、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- 消火設備の配管は、RC躯体の電氣的絶縁【絶縁スリーブ・絶縁吊り金具・絶縁固定 (防食テープ巻等)】処理を施すこと。
- フレキシブル継手を使用する場合は、消防認定品とし絶縁施工 (両フランジ部分で絶縁ボルト・パッキン・シールド等の絶縁処理) とすること。

工事名称	(仮称) 新港心頭10号上屋建設工事 (本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	消火設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE
摘要	図面番号 M-07		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株) アーキ5D		
	計 資格者氏名 新里 均		
登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号			
所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			

給気口

①・ポンプ室	1
VHS 200 x 200	
D = 120 CMH	
BOX 350 x 350 x 300H	



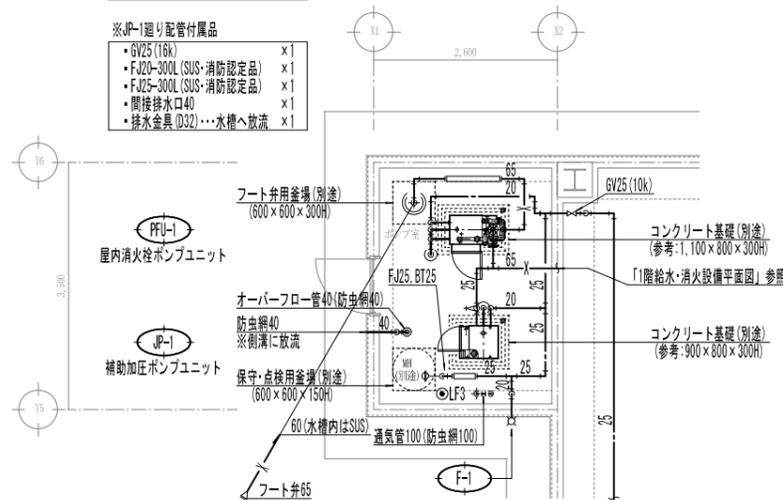
1階換気設備平面詳細図 S=1/50

※PFU-1廻り配管付属品

- ・FJ20-300L (SUS) x1
- ・FJ65-750L (SUS・消防認定品) x1
- ・間接排水口40 x1
- ・排水金具 (D32)・・・水槽へ放流 x1

※JP-1廻り配管付属品

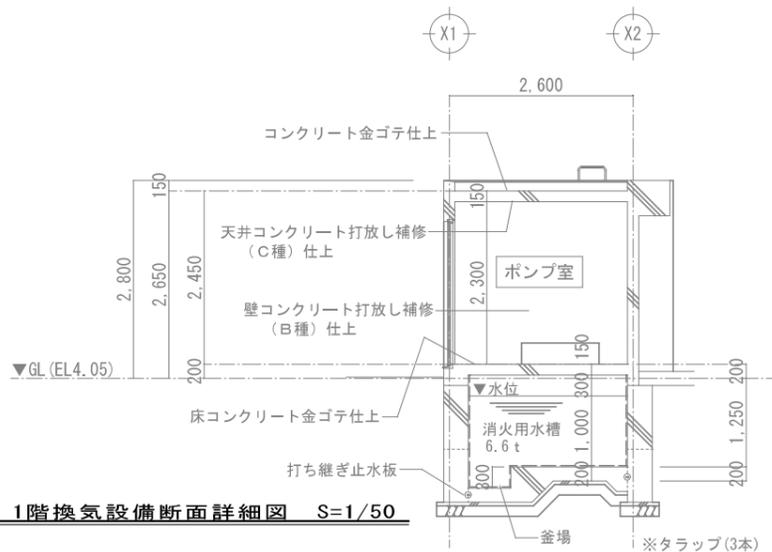
- ・GV25 (16k) x1
- ・FJ20-300L (SUS・消防認定品) x1
- ・FJ25-300L (SUS・消防認定品) x1
- ・間接排水口40 x1
- ・排水金具 (D32)・・・水槽へ放流 x1



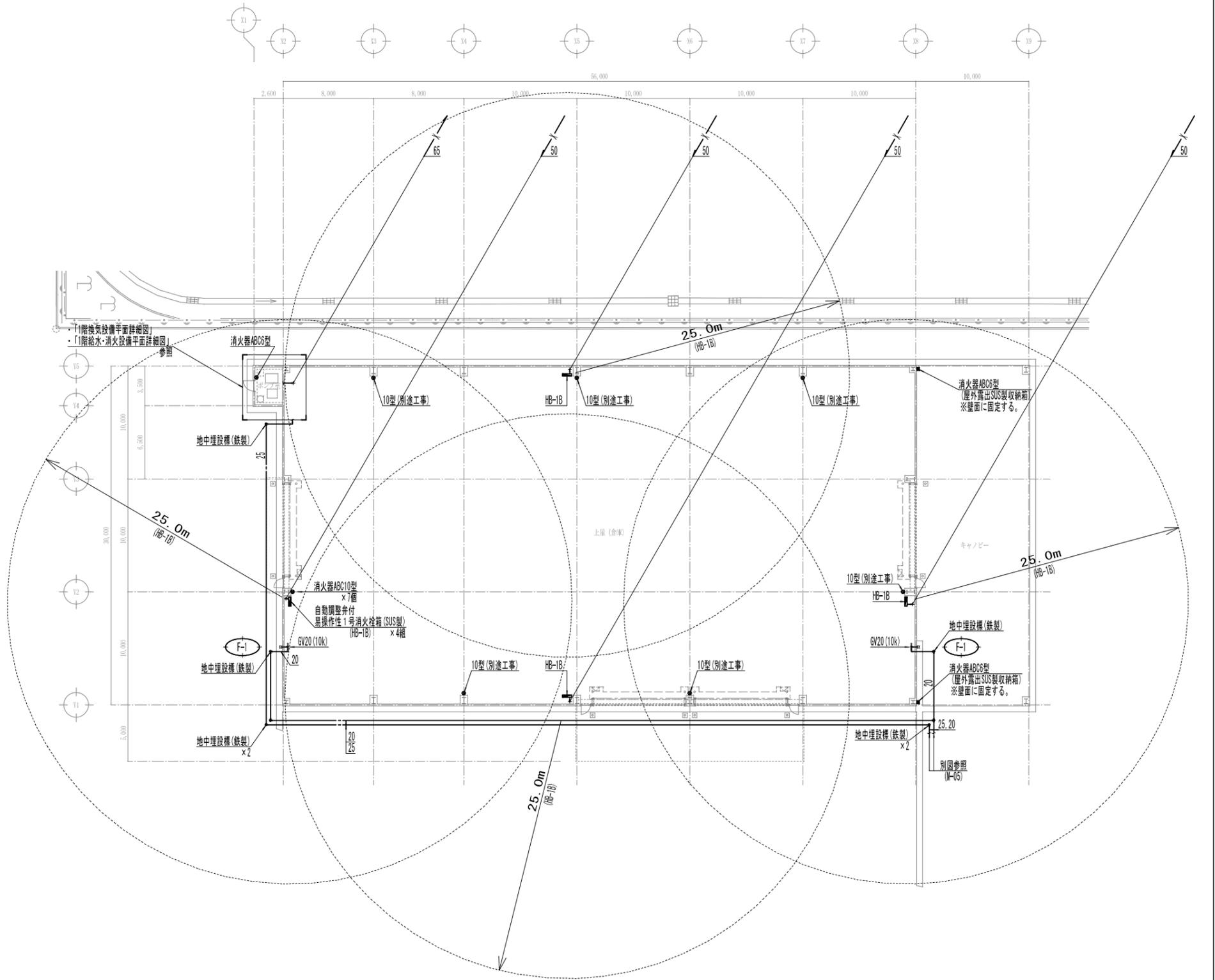
1階給水・消火設備平面詳細図 S=1/50

特記

- ※ 消火ポンプの制御盤前面は1m以上確保すること
- ※ その他ポンプの周囲は60cm以上確保すること

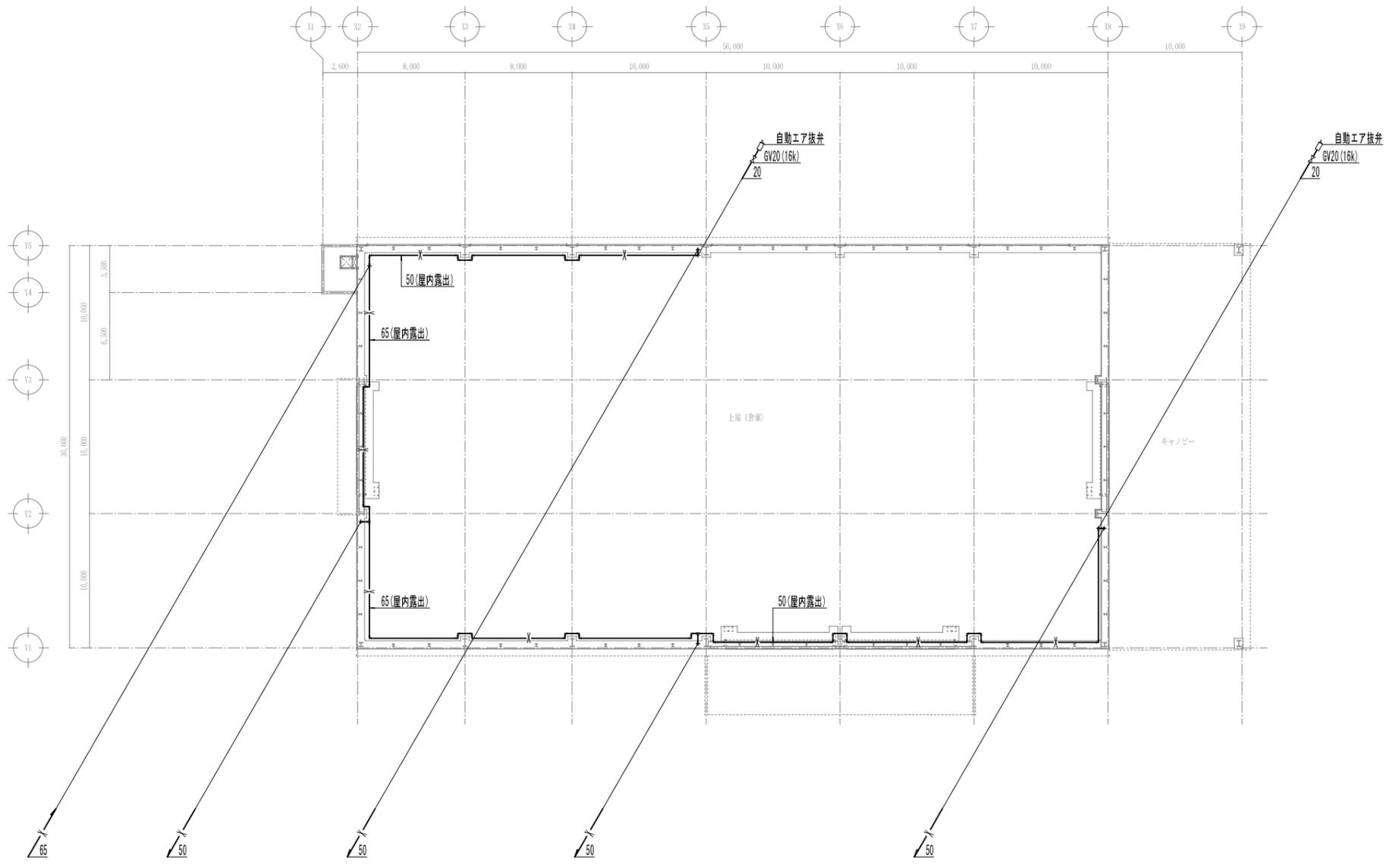


1階換気設備断面詳細図 S=1/50

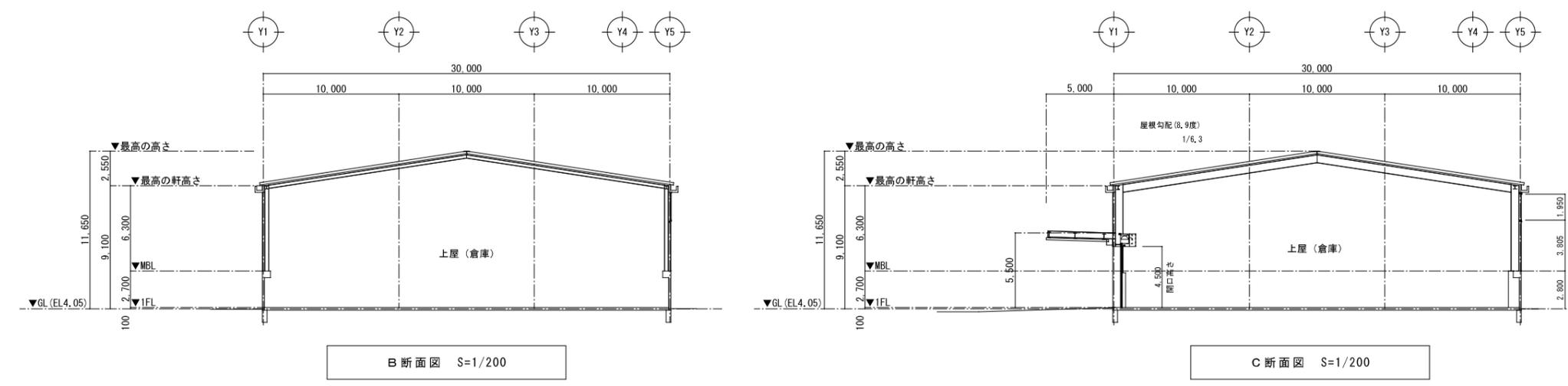
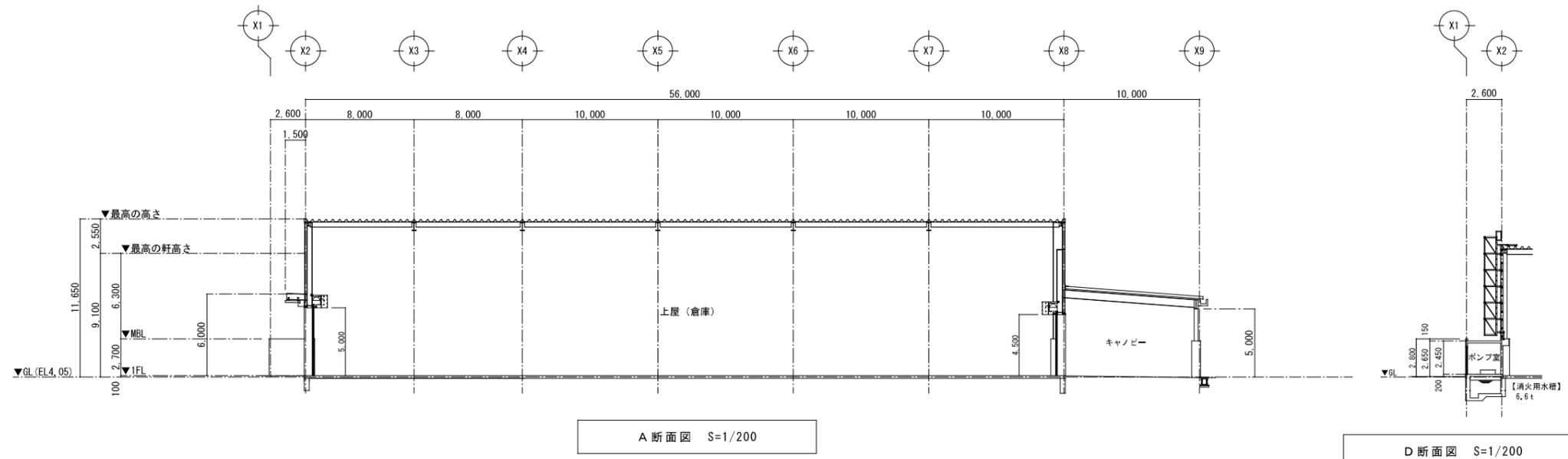


1階換気・給水・消火設備平面図 S=1/200

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事 (本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階換気・給水・消火設備平面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	図面尺	A1:S=1/200, 1/50 A3:S=1/400, 1/100
概要		図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	(株) アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部消火設備平面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 M-09		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	M-10
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

【参考資料】金抜き設計書

業務名：（仮称）新港ふ頭10号上屋建設工事業務委託（監理・本体）

履行場所：那覇港新港ふ頭地区

発注者：那覇港管理組合 管理者

この資料は、入札参加者の迅速な見積りに資するとともに、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものであり、請負契約において何ら拘束力を生じるものではない。

内 訳 書

委託業務名称： (仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事業務委託 (監理・本体)

№	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	直接人件費(A)	技師C	325	人・時間			
2	諸経費(B)		1	式	諸経费率		
3	技術料等経費(C)		1	〃	技術料等経费率		
	小 計(A+B+C)						
4	特別経費(D)						
	業務価格(E=A+B+C+D)						
	基準業務請負率		1	÷	1	1	
	業務価格×請負率						
5	追加費用(F)						
	小 計(E+F)						
	消費税等相当額(G)						
	申請手数料(H)					95,000	別紙のとおり
	設計業務委託料(E+F+G+H)						

標準業務人・時間数の算出

1	業務人・時間数(a)	新築	本体		325	
				合計	325	(業務人・時間)
2	設計業務委託技術者単価 (技師C)	(令和8年3月1日)				(円/日)
						(円/時間)

那覇港管理組合

